

B

昭和十七年度—昭和二十二年度

# 簡易保險局統計年報

THE ANNUAL STATISTICAL REPORT  
OF  
POST OFFICE LIFE INSURANCE & ANNUITIES  
FOR  
THE FISCAL YEARS 1942-43~1947-48

郵政省簡易保險局

POST OFFICE LIFE INSURANCE BUREAU  
MINISTRY OF POSTAL SERVICES  
TOKYO JAPAN



始



368  
62a



昭和十七年度一同二十二年  
簡易保険局統計年報  
正誤表  
ERRATA

頁 Page	欄 Column	行 Line	誤 Error	正 Correction
49	失効(保険金額) Lapse (Sum insured)	3	712,965.	712,965.9
49	其他の事由に因る増減(件数) Increase or Decrease from Other Causes (Number)	41	18	183
50	復活(保険料) Revival (Premium)	28	3,258.	3,258.0
51	其他の事由に因る増減(保険金額) Increase or Decrease from Other Causes (Sum insured)	3	51,74.9	51,874.9
54	新契約(保険料) New Business (Premium)	10	1,985,298.0	1,985,298.0
54	復活(保険料) Revival (Premium)	41	25.1	295.1
59	解約(保険料) Surrender (Premium)	35	13.9	136.9
127	年度末現在契約(年金額) Policies in Force at End of the Fiscal Year (Amt. of Annuity)	5	52,312.96	752,312.96
136	死亡(年金額) Death (Amt. of Annuity)	24	1,904,426.46	1,904,426.46
159	終身保険(終身拂込) Straight Life (Whole Life Payment)	52	191	192



142754

昭和十七年度一昭和二十二年

簡易保険局統計年報追補

この年報の発刊は、いろいろの事情によつて、予定より半歳近くも遅れた。その間、昭和二十四年六月一日行政機構の改組にともない、通信省は郵政省・電気通信省の二省に分割され、簡易生命保険・郵便年金の兩事業は郵政省の管理に属することになった。これと同時に、簡易生命保険法、郵便年金法が改正されたので、本文中の「制度の概要」について、若干の訂正を要することになった。その主なものは次のとおりである。

簡易生命保険の部

1. 被保険者のために積み立てるべき金額は、保険契約の効力発生後十年を経過しない間に限り、チルメル式で計算することができることにした。(但し実際計算は約款においてこのチルメル期間を五ケ年として算定することにした。)
2. 保険金額は被保険者一人につき最高五万円、保険契約一件につき最低五千円とし、契約を締結することのできる保険金額は、五万円、四万五千円、四万円、三万五千円、三万円、二万五千円、二万円、一万五千円、一万円及び五千円の十種に限り、保険料は保険金額を基礎として算出することになった。
3. 保険契約の効力発生後二年を経過した一箇又は数箇の保険契約の責任準備金を引きあてとして、新たな保険契約に乗り換える制度を設けた。この場合、被保険者が災害又は傳染病予防法第一條第一項の傳染病に因らないで、乗換契約の効力発生後一年内に死亡したときは、保険金の百分の十を、また同じく二年内に死亡したときは、保険金の二分の一を削減保険金として支拂うことにした。
4. 被保険者が保険契約の効力発生後二年を経過した後、不慮の事故、その他不可抗力又は第三者の加害行為に因つて、身体の外部に生じた傷害を直接の原因として、被害の日から二ヶ月以内に死亡したときは、保険金の倍額を支拂うことにした。(但しこのために特別保険料の拂込を要しない。)

郵便年金の部

1. 保証据置年金の加入年齢を十歳まで擴張した。
2. 掛金計算の基礎を改正し、予定利率を、掛金一時拂は年五分、掛金分割拂は年四分五厘に引き上げた。
3. 年金最高制限額を年金受取人一人につき十二万円に、最低制限額を年金契約一件につき六千円に引き上げた。

なお、附録諸表の中、保険料額表、保険金額表、掛金額表、年金額表は上記の改正により、昭和二十四年五月三十一日までの締結契約に限り適用される。

368  
62a



昭和十七年度—同二十二年  
簡易保險局統計年報  
正誤表  
ERRATA

頁 Page	欄 Column	行 Line	誤 Error	正 Correction
49	失効(保険金額) Lapse (Sum Insured)	3	712,965.	712,965.9
49	其他の事由に因る増減(件数) Increase or Decrease from Other Causes (Number)	41	18	183
50	復活(保険料) Revival (Premium)	28	3,258.	3,258.0
51	其他の事由に因る増減(保険金額) Increase or Decrease from Other Causes (Sum insured)	3	51,74.9	51,874.9
54	新契約(保険料) New Business (Premium)	10	1,985,298.0	1,985,298.0
54	復活(保険料) Revival (Premium)	41	25.1	295.1
59	解約(保険料) Surrender (Premium)	35	13.9	136.9
127	年度末現在契約(年金額) Policies in Force at End of the Fiscal Year (Amt. of Annuity)	5	52,312.96	752,312.96
136	死亡(年金額) Death (Amt. of Annuity)	24	1,904,426.46	1,904,426.46
159	終身保険(終身拂込) Straight Life (Whole Life Payment)	52	191	192



142754

Supplementary notes on the Annual Statistical  
Report of Post Office Life Insurance  
and Annuities

For many reasons, this Report has come out about half a year later than the date prearranged. In the course of this half a year, the Ministry of Communications was, attending the carrying out of the administrative reorganization program, divided into two Ministries, namely, the Postal Services and Telecommunications, and both Post Office Life Insurance and Annuities were placed under the jurisdiction of the Ministry of Postal Services. On the other hand, the revision was made on the Laws of Post Office Life Insurance and Annuities, which necessitated some supplementary notes on the "Outlines of the System," Chapter I of this Report. The points to make are as follows:—

For Post Office Life Insurance.

1. The revision was made on the valuation to be carried out by the Zillmer method, provided the term of policy is less than ten policy years. (In practice, the computation thereof shall be done, as is stipulated in the provision, by adopting a quinquennial term of policy as the Zillmer term.)
2. The maximum amount of sum insured available for a single insured person shall be 50,000 yen, and the minimum amount per a policy 5,000 yen. And the sum to be insured shall be limited to the following ten cases, namely, 50,000 yen, 45,000 yen, 40,000 yen, 35,000 yen, 30,000 yen, 25,000 yen, 20,000 yen, 15,000 yen, 10,000 yen, and 5,000 yen, and the premium shall be computed on the basis of the sum insured.
3. A new scheme was created, whereby a policy or policies lapsing two policy years shall, after voiding them, be able to be converted into a policy of different nature, applying the reserve value accumulated for such a policy or policies for the payment of a part or the whole of the premiums. In this case, should the insured die, within two policy years of such contract, not from any accident or of any of the diseases specified in the Article I, Clause I of the Infectious Diseases Prevention Law, the reduced amount of sum insured shall be paid; i. e. (a) in case of the death occurred within one policy year, 10 per cent of the sum insured, and (b) in case of within two policy years, one half of the sum insured.
4. The double amount of the face value of the policy shall be paid, should an insured person, carrying a policy lapsing two policy years, die directly from, and within two months from the date, the visible injuries inflicted upon his body by any accident, or by any other irresistible forces, or by the harmful act of a third person. (No extra premiums shall be charged on that account.)

For Post Office Life Annuities.

1. The age at entry in the case of Guaranteed Deferred Annuities was extended to age 10.
2. The basis of premium computation was revised, and the expected rates of interest were raised, in case of single premium policies, from 3.7 to 5.0 per cent per annum, and instalment premiums, from 3.5 to 4.5 per cent per annum.
3. The maximum amount of annuity available for a single annuitant was raised from 24,000 yen to 120,000 yen, and the minimum amount per an annuity contract from 240 yen to 6,000 yen.

In addition, of various tables shown in the appendices of this Report, those of premiums, sums insured, premiums for annuities and amounts of annuities shall be applied only to the policies effected up to May 31, 1949, following the revision above referred to.

## 例 言

- 一、本書は昭和十七年度より昭和二十二年度までの簡易生命保険並びに郵便年金事業成績を収録した。すなわち、この年報は六ヶ年間の合併版として復刊したものである。
- 二、英文は、読者の煩わしさを避けるため、統計圖、統計表及び附録諸表を除き、一括して巻末に掲載した。
- 三、本書中一印は該當事項のないものを、△印は減少を、○は数量の一單位に達せず切り捨てられたものを示す。
- 四、その他の凡例については、事業別に用語又は計算を異にするものがあるから、これを次のように分けて列記する。

### 簡易生命保険事業統計

- 一、満期とあるのは養老保険又は小兒保険にして保険期間の満了したるものをいう。
- 二、解約とあるのは契約者の申出により保険契約を解除したものを、失効とあるのは保険料の拂込をなさず拂込猶豫期間を経過したため、契約の効力を失つたものをいう。
- 三、復活とあるのは上記の失効契約に對し、契約者の請求により一定の条件をもつて契約の効力を繼續有効ならしめたものをいう。
- 四、保険料とあるのは月掛は月額保険料を、年掛は年額保険料をいう。但し、月掛年掛の別がないときは月額保険料を表わす。
- 五、各統計表（第十五、第十六、第十七の各表及び附録を除く）は次の方法により作成した。
  - (イ) 新契約統計は保険契約締結の際、契約者の提出した保険契約申込書により、契約一件ごとに一葉ずつの統計票を調製し、これを各種目に分類集計して調査した。
  - (ロ) 死亡、満期、解約、失効、年齢更正、契約變更、無効、解除、取消及び復活の各統計は當該事故發生者に對し、契約一件ごとに一葉ずつの統計票を調製し、（稀れには統計上の便宜により數葉調製することもある）これについて新契約統計と大体同一の方法によつて調査した。
  - (ハ) 「其の他の事由に因る増減」欄中には契約變更、無効、取消、解除及び年齢更正等による増減の差引高を示した。
  - (ニ) 年度末現在契約統計は前年度末現在契約統計に新契約、復活、死亡、満期、解約、失効等の各統計を加除して調査した。  
月末現在契約についてもこれに準じて調査した。
  - (ホ) 年度末及び月末現在契約欄の保険料中には保険料拂込期間の満了したもの及び癱疾者並びに高齢者の保険料拂込免除契約に對する保険料を包含している。
  - (ヘ) 府縣別の区分は契約の申込を受付けた郵便局の府縣による。従つて、外地における日本人契約は終戦後内地に屬すべきものであるが、ひと先ずそのまま掲載した。
  - (ト) 小兒保険の保険金額は昭和十七年三月三十一日以前の契約にあつては十二歳以後、同十七年四月一日以降同二十一年九月三十日までの契約にあつては十歳以後において保険事故發生の場合に支拂うべき保険金額を計上した。
  - (チ) 新契約を除く復活、死亡、満期、解約、失効及び「其の他の事由による増減」の計数は調査の便宜上當局において事故處理をした月の統計に計上した。
  - (リ) 消滅率（死亡率及び解約失効率）は年度始及び年度末における現在契約高に年度中の消滅數を加えたものの二分の一をもつて年度中の消滅數を除して算出した。

## 郵便年金事業統計

- 一、解約とあるのは契約者の申出により契約を解除したものを、法定解除とあるのは、掛金分割拂の契約にして掛金の拂込をなさず、拂込猶豫期間を経過し、拂済契約に変更しようとしてもその年金額が法定制限額（昭和二十三年一月百圓となる）に満たないため、又は掛金隨時拂の契約にして年金支拂開始期における年金額が法定制限額（昭和二十三年一月二百四十圓となる）に満たないため、法令により契約を解除したものをいう。
- 二、年金支拂終了とあるのは定期年金にして年金支拂期間の終了したものをいう。
- 三、据置年金、保證期間附据置年金及び定期年金の各掛金分割拂の掛金額は年掛掛金額を示す。
- 四、各統計表（第十一、第十二の各表及び附録を除く）は次の方法により作成した。
  - (イ) 新契約統計は年金契約締結の際、契約者より提出した年金契約申込書により、契約一件ごとに一葉ずつの統計票を調製し、これを各種目に分類集計して調査した。
  - (ロ) 死亡、解約、法定解除、年金支拂終了、年令更正、契約変更、法定拂済変更、無効及び取消の各統計は當該事故發生者に対し、契約一件ごとに一葉ずつの統計票を調製し、(稀れには統計上の便宜により數葉調製することもある)これを新契約と大体同一の方法により調査した。
  - (ハ) 「其の他の事由に因る増減」欄中には契約変更、法定拂済変更、無効、取消及び年齢更正等による増減の差引高を示した。
  - (ニ) 年度末現在契約統計は前年度末現在契約統計に新契約、死亡、解約、法定解除及び年金支拂終了等の各統計を加除して調査した。  
月末現在契約統計についてもこれに準じて調査した。
  - (ホ) 年度末及び月末現在契約欄の掛金額中には、年金の支拂を開始した契約に対する掛金額を包含している。
  - (ヘ) 府縣別の区分は契約の申込を受けた郵便局の府縣による。但し、団体年金の団体相互間の異動契約については異動後の団体の所在地によつた。なお、外地における日本人契約については簡易生命保険に準ずる。
  - (ト) 新契約を除く死亡、解約、法定解除、年金支拂終了及び「其の他の事由に因る増減」の計数は調査の便宜上、當局において事故處理をした月の統計に計上した。
  - (チ) 消滅率（死亡率、解約率及び法定解除率）は年度始及び年度末における現在契約高に年度中の消滅數を加えたものの二分之一をもつて年度中の消滅數を除して算出した。  
但し、死亡率は、保證期間附終身年金の保證期間内における年金受取人の死亡を死亡數に含め、年金繼續受取人によつて繼續されている年金の現在契約高を現在契約高より控除して計算した。なお、法定解除率は即時及び一時拂の現在契約高を控除して計算した。

## 目次

### 第一編 簡易生命保険

制度の概要	頁
沿革略誌	1
事業統計概説	5
統計圖	22
第一圖 新契約高累年比較	
第二圖 新契約平均保険料及平均保険金額月別比較	
第三圖 新契約保険種類別件數割合	
第四圖 年度末現在契約高累年比較	
第五圖 死亡率及解約失効率累年比較（件數率）	
第六圖 収入及支出 昭和二十二年度	
第七圖 年度末積立金	
(イ) 積立金運用狀況（昭和二十二年度）	
(ロ) 年度末積立金累年比較	
統計表	
第一表 年度別統計	28
第二表 月別統計	36
(イ) 昭和十七年度	36
(ロ) 昭和十八年度	36
(ハ) 昭和十九年度	37
(ニ) 昭和二十年度	37

	頁
(ホ) 昭和二十一年度	38
(ヘ) 昭和二十二年	39
第三表 地方別統計(一) 自昭和十七年度 至同二十一年度	40
第四表 地方別統計(二) 昭和二十二年	44
第五表 新契約保險種類別統計	60
(イ) 終身保險及養老保險 昭和二十年度	60
(ロ) 終身保險及養老保險 昭和二十一年度・昭和二十二年	61
(ハ) 小兒保險 昭和二十年度・昭和二十一年度	60
第六表 新契約年齢別統計 昭和二十二年	62
第七表 保險料拂込期間満了契約統計	66
第八表 廢疾契約統計	68
第九表 高齢者契約統計	68
第十表 保險料拂濟保險契約統計	70
第十一表 新契約・異動消滅・年度末現在契約 平均保險料及平均保險金額	70
第十二表 新契約平均保險料及平均保險金額	72
(イ) 年度別	72
(ロ) 地方別 昭和二十二年	73
第十三表 消滅率(件数率)	75
(イ) 年度別	75
(ロ) 地方別 昭和二十二年	76
第十四表 地方別人口千人當現在契約 昭和二十二年	78
第十五表 收支計算累年比較	80
第十六表 積立金運用狀況累年比較	82
第十七表 保險契約者産業別統計	84

## 第二編 郵便年金

	頁
制度の概要	85
沿革略誌	89
事業統計概説	97
統計圖	
第一圖 新契約狀況	
(イ) 種類別件数割合(昭和二十二年)	
(ロ) 新契約高累年比較	
第二圖 年度末現在契約高累年比較	
第三圖 収入及支出 昭和二十二年	
第四圖 年度末積立金	
(イ) 積立金運用狀況(昭和二十二年)	
(ロ) 年度末積立金累年比較	
統計表	
第一表 年度別統計	102
第二表 月別統計	104
第三表 年金種類別統計	108
第四表 地方別統計(一) 自昭和十七年度 至同二十一年度	114
第五表 地方別統計(二) 昭和二十二年	130
第六表 新契約年齢五歳階級別統計 昭和二十二年	138
第七表 年金支拂契約統計	140
第八表 新契約平均掛金額及平均年金額	142
(イ) 年度別	142
(ロ) 地方別 昭和二十二年	144
第九表 消滅率	148

	頁
(イ) 年度別.....	148
(ロ) 地方別 昭和二十二年度 .....	149
第十表 地方別人口千人當現在契約 昭和二十二年度 .....	150
第十一表 收支計算累年比較.....	152
第十二表 積立金運用狀況累年比較.....	154



附 錄

第一表 簡易生命保險經驗死亡生殘表.....	157
第二表 簡易生命保險基礎死亡生殘表.....	158
第三表 「月掛保險」保險金額表 .....	159
第四表 「年掛保險」保險料額表 .....	160
第五表 保險料前納割引額表.....	161
(イ) 月掛保險.....	161
(ロ) 年掛保險.....	161
第六表 郵便年金基礎死亡生殘表.....	162
第七表 「保証即時年金」一時拂掛金額表 .....	164
第八表 「保証据置年金」一時拂掛金額表 .....	165
第九表 「保証据置年金」分割拂年掛掛金額表 .....	166
第十表 「定期年金」分割拂年掛掛金額表 .....	167
第十一表 「定期年金」分割拂年金額表 .....	168
第十二表 「定期年金」一時拂掛金額表 .....	169



英 譯.....	171
----------	-----

第一編  
簡易生命保險



PART I  
POST OFFICE LIFE INSURANCE

	頁
(イ) 年度別.....	148
(ロ) 地方別 昭和二十二年度 .....	149
第十表 地方別人口千人當現在契約 昭和二十二年度 .....	150
第十一表 收支計算累年比較.....	152
第十二表 積立金運用狀況累年比較.....	154

附 錄

第一表 簡易生命保險經驗死亡生殘表.....	157
第二表 簡易生命保險基礎死亡生殘表.....	158
第三表 「月掛保險」保險金額表 .....	159
第四表 「年掛保險」保險料額表 .....	160
第五表 保險料前納割引額表.....	161
(イ) 月掛保險.....	161
(ロ) 年掛保險.....	161
第六表 郵便年金基礎死亡生殘表.....	162
第七表 「保証即時年金」一時拂掛金額表 .....	164
第八表 「保証据置年金」一時拂掛金額表 .....	165
第九表 「保証据置年金」分割拂年掛掛金額表 .....	166
第十表 「定期年金」分割拂年掛掛金額表 .....	167
第十一表 「定期年金」分割拂年金額表 .....	168
第十二表 「定期年金」一時拂掛金額表 .....	169

英 譯.....	171
----------	-----

第一編  
簡易生命保險

PART I  
POST OFFICE LIFE INSURANCE



# 制 度 の 概 要

(昭和三十四年一月一日現在)

(\*)

**業務機関** 簡易生命保険は政府が非営利主義をもつて経営する任意加入制の生命保険であり、逓信大臣の管理に属する。この事業一般の運営は簡易保険局及び同支局がこれをつかさどり、各地方における業務の監督及び周知に関する事務は逓信局がつかさどっている。而して全国にあまねく存在する一万三千有余の郵便局が契約の募集及び維持等の諸般の現業事務を取り扱っている。

**保険種類** 簡易生命保険は終身保険及び養老保険の二種とし、養老保険は更に十五年満期、二十年満期、三十年満期及び四十年満期の四種に分れている。又保険料の拂込期間は五年間(十五年満期及び二十年満期に限る)、十年間(全上)、二十年間及び全保険期間の四種である。

**保険契約関係者** 保険契約関係者は保険者として保険料を収納し、保険金支拂の義務を負う政府の外、次のとおりである。

1. 保険契約者 契約の申込をなし、保険料の拂込をする者であるが、被保険者が十歳に達するまでは、被保険者の父、母、祖父、祖母、兄、姉に限られている
2. 被保険者 新たに被保険者となり得る者の年齢は六十歳以下である
3. 保険金受取人 保険契約者において指定しないときは、被保険者又はその遺族とする。但し、被保険者が十歳に達するまでは、保険契約者をもつて保険金受取人とする

## 保険料計算の基礎及び積立金計算の方式

保険料は次の基礎によつて計算する。

1. 昭和五年四月より昭和十年三月に至る五ヶ年間の簡易生命保険経験死亡率を基礎として作成した死亡生残表(但し、被保険者の年齢が六歳未満のものにあつては昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生命表の男子死亡率に一割を増加して作成した死亡生残表)
2. 年三分五厘の豫定利率

被保険者のために積み立てるべき金額は、前記の基礎により純保険料式をもつて計算する。なお、簡易生命保険経験死亡生残表並びに簡易生命保険保険金額表及び保険料額表は附録として巻末に掲載した。

## 保険金額

保険金額は被保険者一人につき最高二万五千圓とし、保険契約一件につき最低千圓にして、月掛の保険契約では保険料月額五圓以上に對する保険金額である。

なお、小兒死亡が高率なにかんがみ、被保険者が六歳未満で死亡したとき支拂うべき保険金額は死亡當時の年齢に従つて次のとおり制限する。

三歳未満	保険金額の百分の三十
六歳未満	保険金額の百分の六十

## 保険金の削減

1. 契約後二年内の保険金削減

簡易生命保険においては、加入の手續を簡便にするため、郵便局員が面接望診するだけで醫的診査を行わない。したがつて弱者の濫入を防ぐ必要から、保険契約の効力發生後二年内に被保険者が死亡した場合には、次の區別により削減した保険金額を支拂う。

イ、一年内のものは死亡までに拂込むべき保険料に相當する金額

ロ、二年内のものは保険金の二分の一

但し、災害又は傳染病豫防法第一條第一項の十種傳染病に因つて死亡した場合には、上記の制限にかかわらず、保険金の全額を支拂うことになっている。

2. 契約復活の保険金削減

イ、保険契約の効力發生後二年を経過した場合

(a) 復活の効力發生後六ヶ月内に被保険者が死亡したときは、復活の効力發生後死亡の日までに拂込むべき保険料額と、復活の効力發生の日において被保険者のために積み立てた金額との合計額

(b) 復活の効力發生後一年内に被保険者が死亡したときは、保険金額と復活の効力發生の日において被保険者のために積み立てた金額との差額の二分の一に相當する額と、同日において被保険者のた

めに積み立てた金額との合計額

□、保険契約の効力発生後二年内の場合

- (a) 復活の効力発生後一年内に被保険者が死亡したときは、復活の効力発生後死亡の日までに拂い込むべき保険料額と、復活の効力発生の日において被保険者のために積み立てた金額との合計額
- (b) 復活の効力発生後一年を経過した後被保険者が死亡したときは、保険金額の二分の一

但し、災害又は傳染病豫防法第一條第一項の十種傳染病に因つて死亡した場合には、上記の制限にかかわらず、保険金の全額を支拂うことになっている。

保険金支拂の免責

次の場合においては政府は保険金支拂の責任を負わない。

1. 被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後二年内に自殺したとき
2. 被保険者が決闘その他の犯罪又は死刑の執行に因つて死亡したとき
3. 保険金を受け取るべき者が故意に被保険者を死亡するに至らしめたとき。但し、その受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、他の受取人が受け取るべき部分に對して支拂をする
4. 契約者が故意に被保険者を死亡するに至らしめたとき
5. 被保険者が死亡した場合に契約者又は受取人が所定の通知を發しないとき

保険金の即時拂

保険金受取人は次の各条件の一に該當するときは、被保険者死亡又は保険期間満了後三月内に限り、保険料の拂込を取り扱ふ郵便局に保険金の即時拂を請求することができる。

1. 保険料拂込期間内に被保険者が死亡したものであるとき
2. 保険料拂込期間と同時に保険期間が満了したものであるとき
3. 保険證書及び郵便局に保管する書類により、當該郵便局において即時拂をしてもさしつかえないと認められたとき

但し、保険契約の効力発生後二年内に災害により死亡したもの及び復活の効力発生後一年内に傳染病豫防法第一條第一項の傳染病に因らないで死亡したものについては保険金の即時拂はしない。

保険料の拂込

保険料を基礎として保険金額を算出した保険契約は月掛とし、保険金を基礎として保険料額を算出した保険契約は年掛とする。而して第二回以降の保険料は毎月又は毎年郵便局員が取り集めをする。但し、契約者の希望によつては、郵便局の窓口拂込み、又は振替貯金を利用して拂い込むこともできる。この場合、窓口拂込のものについては保険料の百分の三の割引をする。

なお、契約者が二口以上の月掛の保険契約を有する場合又は契約者の異つた數箇の契約が同一世帯内にある場合は、契約者が別段の意志表示をした場合を除き、保険料の併合拂込をすることになっている。

また契約者の希望により保険料の前納をすることができる。この場合、月掛にあつては六月分以上、年掛にあつては二年分以上の保険料を拂い込むときは、一定の割引をする。

痾疾者及び高齢者に對する保険料の拂込免除の特典

1. 被保険者が契約の効力発生後、傷害又は疾病に因つて両手、兩足若しくは一手及び一足を失ひ、又は兩眼を失明した場合、簡易保険局において、その事實を承認すれば、將來の保険料はこれを拂い込まなくて契約を繼續することができる。
2. 契約効力発生後二十五年を経過し、被保険者の年齢が七十歳をこえた場合には將來の保険料は拂込を要しない。

失効防止の施設

簡易生命保険の加入者は主として中流以下の勤勞者階級であるから、自然、保険料を滞納して契約を失効させる場合もあるので、一度契約した者に對しては、なるべくこれを繼續して當初の目的を達し得るようになさなければならない。そのために次のような制度を設けている。

1. 保険料の拂込猶豫期間

保険料の拂込期は月掛又は年掛の區別に従ひ、保険證書を作成した日から起算して、一月又は一年毎にその應當日の屬する月の一日から末日までとし、拂込猶豫期間は上記の拂込期經過後第三月中における保険證書作成日に應當日の前日までである

2. 契約の変更

保険契約の効力発生後一年を経過したときは、契約者の希望により契約変更を認める。その場合には保険金額及び保険料額を増加しないで、終身保険を養老保険に変更し、終身保険と養老保険の保険料拂込期間若しくは養老保険の保険期間を短縮し、又は保険料減額(年掛のときは保険金減額)の請求

をすることができる

3. 保険料拂濟保険

將來、保険料の拂込を困難とする者は、保険契約の効力発生後一年を経過したときはその保険契約を保険料拂濟保険に変更することができる。この場合料濟保険金額は千圓以上であることを要する

4. 保険料振替貸付

契約者が保険料の拂込を困難とする場合、その救済方法として、保険料に振り替えるため一年分以内の保険料に相當する金額の貸付を受けることができる

5. 契約の復活

契約失効後一年内に限り契約を復活して始めから契約の効力を失なかつたものとして繼續することができる。この場合、未拂保険料の拂込が困難なものに對しては、未拂保険料に振り替えるため、解約還付金の範圍内で貸付を請求することができる。また、その拂込に替えて保険金の減額を請求することもできる

普通貸付

契約者に對する貸付制度としては、上記の振替貸付の外に普通貸付がある。これは、契約者が不時の出費を必要とするとき資金を融通してその急を救うとともに契約の繼續を圖ることを目的としている。貸付金額は還付金の範圍内で最低百圓最高は保険金額の二分の一以下となつている。

還付金

政府が保険金支拂の責任を負わないとき、或は契約の失効、解約又は變更の場合には、契約締結後一年を経過した契約に對して、被保険者のために積み立てた金額の百分の九十ないし九十八に相當する金額を保険金受取人の請求によつて返還する。

団体特別取扱

官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場又はこれに準ずべきものに勤務する者十五人以上を被保険者として保険契約を申し込むときは、工場等における体格検査表寫又は管理者の健康證明書をもつて局員の面接に替へ、団体特別取扱として最も簡便に契約を締結し、保険料は代表者が取りまとめて拂い込むことになっている。この場合、その保険料の百分の三(六月分以上の前納に對しては百分の六)の割引をする。また、既契約のものでも団体を組織し、又は団体に加入することができる。

契約者保護の特典

制度の趣旨にかんがみ、契約者の利益を保護するため、次のような特殊の制度を設けている。

1. 保険金受取權の譲渡並びに差押の禁止

保険金及び契約の失効解約等の場合における還付金の受取權を他人に譲渡すること並びにその差押をすることを禁止している

2. 印紙税の免除

加入者の負擔を軽減するため、簡易生命保険に關する書類には、すべて印紙税を課さないことになつている

會計

この事業を經營するために、簡易生命保険及郵便年金特別會計を設けている。而して簡易生命保険事業の經營上生ずる収入、すなわち歳入をもつて、保険金、還付金並びに事業經營に要する經費、すなわち歳出に充て、歳入總額から歳出總額を差し引いた金額はすべて積み立てることになつている。

積立金の運用

簡易生命保険の積立金は、逓信大臣の管理に屬し、保険契約者に貸付をする場合を除き、簡易生命保険及郵便年金事業委員會に諮問して、有利確實に、且つ公共の利益のために運用することになつている。但し、昭和二十一年一月二十九日連合國軍總司令部の指令により、契約者貸付以外の直接の投融資はこれを全面的に停止して投資可能の資金はことごとく大藏省預金部に預入することとなり、逓信省における積立金の新規の運用は現在一應中止されている。

簡易生命保険審査會

保険契約に關して政府と加入者側との間に紛争を生じた場合に、民事訴訟を提起することは多くの經費と手数を要するから、これを救済するため、簡易生命保険審査會を設置して、何らの費用を要することなく、きわめて簡便に紛争を處理することになつている。

被保険者に對する保健施設

簡易生命保険は無審査保険であり、且つ被保険者の大部分はいわゆる勤勞者階級に屬し、しかもその健康状態が歐米諸國に比較して一般に著しく不良であるという事實にかんがみ、創業當時から被保険者の健康状態について格段の考慮を拂ひ、事業の普及擴張に伴つて各種の組織的な保健運動に力を盡している。これら保健施設の中核体であつた全國三百三箇所の簡易保険健康相談所は昭和十九年十月醫療行政一元化のため厚生省に移管され保健所に統合されたが、現在簡易保険局においては、被保険者に對する巡回健

簡易生命保険及郵便年金事業委員会

康相談、災害地の傷病者に対する應急救護等を実施する外、各種の保健衛生教育に努力している。簡易生命保険契約は長期にわたり繼續すべきものであるから、その間、社會經濟情勢の推移變遷に伴い、保険團體の基礎を強固にし、加入者の衡平な取り扱いをするため、従来の契約條項を變更して既存の契約にも及ぼさざることを必要とする場合が尠くないので、簡易生命保険及郵便年金事業委員会を設置しその議決を経て個々の加入者にとって直接の利益とならない場合でも、なお、保険團體全体の利益のため現に存する契約にも變更の効力を及ぼし得ることとした。この委員会は逓信大臣の監督に屬し、學識經驗者、加入者の代表及び關係各廳の官吏をもつて構成する。而してその權限としては上記の契約條項について調査、審議する外、諮問に應じて積立金の運用、その他事業の經營に關する重要事項を調査、審議することである。

參照法令

Table listing laws and regulations such as 簡易生命保険法, 簡易生命保険令, 簡易生命保険規則, etc., with their respective dates and numbers.

沿革略誌

(\*)

制度の創設

わが國の簡易生命保険制度は創始以來三十有餘年の歴史を有しているが、その端緒は遠く日清戰爭終了後に発している。すなわち當時逓信省に小口保険創始についての意見が起り、明治三十三年郵便貯金法制定の際、その草案中に郵便保険及び年金に關する條項が規定されたのであるが、時期尚早であるという理由をもつて實現を見るに至らず、更に調査を繼續することになった。しかるにその後世態の變遷著しく、特に日露戰爭後國內産業の發展に伴い、漸く勞働問題の抬頭を見るに及んで社會政策的な小口保険制度實施の要望がいつそう切實となつて來たので、明治四十三年七月郵便貯金局内に郵便保険年金制度調査委員会を設け、内外の保險事業の調査に着手した。翌四十四年一月にはこの制度の實施が社會全般に及ぼす影響の大きいことにかんがみ、その調査機關を擴充し、逓信省内に改めて郵便保険年金制度調査委員会を組織し、學者、實務家をも加えて討議研究することになった。大正三年に至つて、當時の内閣は小口保險官營を施政方針の一とし、同年五月二十二日内閣に小口保險制度調査委員会を設置し、法制局長官を委員長とし、内閣、内務、大藏、文部、農商務及び逓信の各省より委員を選任して、數十回にわたる委員總會及び特別委員会を開いて調査審議を重ねた。その結果同年十二月十二日、その決定要領及び法律勅令並びに規則草案を公表するとともに、地方長官、商業會議所、各種學會又は協會等に諮問し、更に内外の保險事業の實況を參酌して、漸くここに簡易生命保険法及び簡易生命保険特別會計法の成案を得て、これを大正五年二月第三十七議會に提出した。同法案は保險金の最高制限三百圓を二百五十圓に修正されたのみで議會を通過し、その成立を見るに至つたのである。

以上は簡易生命保険制度調査の經過を略述したものであるが、本法の議會通過後の主なる事項を摘録すれば次のとおりである。

大正五年

- 三月 爲替貯金局内に簡易生命保険事務準備部を置き、實施に關する諸般の調査をして、その草案を作成した。
四月 逓信省内に簡易生命保険事務準備委員会を設置し、各種の規定を審査した。
七月 簡易生命保険法及び簡易生命保険特別會計法を公布した。
八月 簡易生命保険法の實施期日を大正五年十月一日、簡易生命保険特別會計法の實施期日を同年八月二十日と定めた。
九月 簡易生命保険取扱規程、簡易生命保険團體特別取扱規則及び簡易生命保険團體特別取扱規程を制定した。
十月 一日より簡易生命保険事業を開始した。

大正六年

- 七月 簡易生命保険積立金運用規則を公布した。
九月 簡易生命保険の契約者貸付の利率を保險料振替貸付は年四分八厘、普通貸付は年六分に定めた。

大正七年

- 四月 簡易生命保険審査會規程施行細則を制定した。
五月 簡易生命保険規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。
1. 保險料前拂方法の制定
2. 延滞料免除に關する規定の制定

簡易生命保険法及び同特別會計法公布

簡易生命保険令、同規則、同審査會規程及び同特別會計規則制定公布 簡易生命保険團體特別取扱規則制定

爲替貯金局保險部設置

事業開始

簡易生命保険積立金運用規則公布 契約者貸付の利率改定

簡易生命保険審査會規程施行細則制定 保險料前拂の制定

- 3. 小額保険金の簡易支拂手續の制定
- 4. 植民地等よりの保険料拂込方法の制定
- 5. 再度保険證書の無料交付に関する規定の制定
- 6. 保険證書訂正料金の廢止

十月 簡易生命保険規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 養老保険の短期拂込法の制定
- 2. 法域外居住者に對する保険金及び還付金支拂方法の制定

大正八年

養老保険の短期拂込制度創始

五月 爲替貯金局における保険部を廢止し、庶務、規畫、監督、經理に關する事務は爲替貯金に關するそれ等の事務と同一課において取り扱い、外に保険契約、保険金支拂、保險原簿、積立金運用、保險統計の五課を置いて事務の統一を圖ることとした。また地方逓信官署官制の改正に伴い、東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙台、札幌の七逓信局に保險課を設けて簡易生命保險に關する事務を掌理した。

簡易生命保險積立金貸付規則制定

八月 簡易生命保險積立金貸付規則を制定して、十九日より施行し、積立金の運用を開始した。  
十一月 簡易生命保險規則の一部を改正し、現役又は召集中の軍人の申込に對し、簡易手續を制定した。

大正九年

四月 簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 契約者と被保險者と所在地を異にする場合における申込手續の制定
- 2. 保險料前拂を豫納に改正
- 3. 保險金、還付金の局待拂及び普通貸付金の局待貸付制度の制定
- 4. 復活利息金の徴收廢止
- 5. 保險料振替貸付の貸付期間の延長

簡易保險局官制制定

十月 簡易保險局官制を制定し、新たに簡易保險局を設け、簡易生命保險に關する事務を掌理することとした。

大正十年

四月 簡易生命保險特別會計規則の一部を改正し、簡易生命保險の會計において支拂上現金に餘裕があるときは大藏省預金部に預入することになり、積立金漏入前の餘裕金に利殖の途をひろくこととした。

大正十一年

南洋保險事務開始

二月 一日より南洋總管内において簡易生命保險事務の取扱を開始した。  
三月 經濟事情の変遷に伴い、保險金の最高制限二百五十圓は少額に失するに至つたので、引上に關する改正法律案を第四十五帝國議會に提出し、その協賛を得た。

最高保險金額引上

六月 簡易生命保險團體特別取扱規則の一部を改正し、一團體の契約が十箇未滿となつたときは團體としての取扱を廢止することとした。  
九月 一日より簡易生命保險法中改正法律を施行し、保險金最高制限額二百五十圓を三百五十圓に引き上げた。なお簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 保險料併合拂込法の制定
- 2. 長期繼續契約者に對する保險料還付制度の制定

保險料併合拂込法制定

長期還付金法の制定

簡易保險健康相談所規則及び簡易保險健康相談所取扱規程を制定し、十一日より事務を開始した。

簡易保險健康相談所規則制定並びに事務開始

關東州保險事務開始

十一月 關東總管内郵便官署において郵便振替貯金の特別取扱の方法により、簡易生命保險の保險料集金その他の事務の取扱を開始した。

大正十二年

九月 一日の關東大震災により罹災した契約者を救済するため、簡易生命保險非常特別取扱規則を制

定し、保險金、還付金の非常局待拂並びに保險契約者に對する貸付金の非常局待貸付を取り扱い、罹災者に對しては三ヶ月の保險料特別拂込猶豫期間を設定した。

大正十三年

六月 簡易保險健康相談所規則の一部を次のとおり改正した。

- 1. 相談所における取扱範圍を擴張して、特殊の施設を要する診察、検査又は試験をも行うこととした。
- 2. 書面による健康相談をも取り扱うこととした。

七月 簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 保險申込書記載事項の改正
- 2. 保險證書記載事項の改正
- 3. 集金休止日の明定
- 4. 保險料併合拂込請求手續の改正
- 5. 養疾被保險者に對する保險料拂込の特例制定
- 6. 保險契約者又は保險金受取人の代表者を變更したときの手續の改正
- 7. 長期繼續契約者に對する保險料還付割合の増額

養疾被保險者の保險料免除

長期還付金増額

大正十五年

三月 保險金の最高制限額三百五十圓は社會事情の変遷にかんがみ、少額に失するに至つたので、改正法律案を第五十一帝國議會に提出し、その協賛を得た。

最高保險金額引上

五月 一日より簡易生命保險法中改正法律を施行し、保險金の最高制限額を四百五十圓に引き上げた。

六月 簡易生命保險積立金運用規則の一部を改正し、年賦及び半年賦償還貸付の貸付期間二十年内を二十五年内とした。

十月 簡易生命保險規則、簡易生命保險團體特別取扱規則及び簡易保險健康相談所規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 保險證書の記載事項追加
- 2. 保險料の豫納を前納に改め、前納に對する保險料割引制度の制定
- 3. 保險料併合拂込制度の擴張
- 4. 延滞料の引下
- 5. 保險金を郵便年金の掛金に充當し得る制度の制定
- 6. 契約變更による還付金の局待拂制度の制定
- 7. 振替貸付金を復活の際拂込に要する未拂保險料に振替充當し得る制度の制定
- 8. 振替貸付に對し貸付期間の更新を認めることとした
- 9. 長期繼續契約者に對する還付保險料を料済契約の保險金に合算する制度の制定
- 10. 長期繼續契約者に對する保險料還付割合の増額
- 11. 團體特別取扱による指定保險料拂込期日を保險證書作成の日に應答する日とみなすこととした
- 12. 被保險者が通信健康相談をする場合、又は巡回看護の申出をする場合は無料普通郵便物によることとした

保險料前納法の制定

長期還付金増額

樺太保險事務開始

樺太總管内において郵便振替貯金の特別取扱の方法により簡易生命保險の保險料集金その他の事務の取扱を開始した。

昭和二年

三月 京都府及び兵庫縣下における激震の罹災契約者を救済するため、十二日より保險金の非常局待拂並びに貸付金の非常局待貸付を取り扱い、罹災契約者に對しては二ヶ月間の保險料拂込猶豫期間を設定した。

四月 財界の混亂に因り私法上の金錢債務の支拂延期等に関する法律が公布されたので、簡易生命保險においても月掛保險料拂込期間、保險料猶豫期間又は保險契約者に對する貸付期間の満了す

るものに対して二十一日間の猶豫をすることにした。

六月 簡易生命保険審査会規程及び同施行細則の一部を改正し、十月一日以降新たに郵便年金に関する争議をも民事訴訟提起前に簡易生命保険審査会に提起させて審査することにした。

九月 熊本縣下における風水害の罹災契約者を救済するため、十九日より保険金の非常局待拂並びに貸付金の非常局待貸付を取り扱うことにした。

十月 台湾總督府管内の郵便官署において郵便振替貯金の特別取扱の方法により簡易生命保険の保険料集金その他の事務の取扱を開始した。

台湾保險事務開始

昭和三年

十一月 御大禮記念事業として國民の健康増進のため、生命保險會社協會と提携して、全國の体育關係者の協力のもとに、文部省体育研究所の考案になる國民保健体操（いわゆるラジオ体操）を開始した。

昭和四年

積立金を特殊社債に放資の途をひろく

六月 簡易生命保険積立金有價證券購入方針を定めて、國債及び地方債の外、新たに特別の法令をもつて設立された會社の社債に対しても放資の途をひろくことにした。

昭和五年

癩疾承認範圍の擴張

八月 簡易生命保険規則及び簡易生命保険團體特別取扱規則の一部を改正して、一日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 保険金受取人が數人ある場合の代表者は保険金及び還付金支拂請求の際定めさせることにした
2. 保険料の集金休止日を一月一日より一月七日までとした
3. 癩疾承認適用範圍の擴張
4. ニケ月以上辨濟期日を経過した貸付金より遅滞金を徴収することにした
5. 貸付に対する諸種の請求は契約受持局に限定した
6. 貸付通知書の有効期間を六十日とした
7. 保険料の他局拂込制度の制定

高齢被保險者の保険料免除 保險金即時拂付の制定

十二月 簡易生命保険規則の一部を改正し、十一日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 高齢被保險者に対する保険料拂込の特例制定
2. 被保險者死亡による保険金を郵便局において即時に支拂う制度の制定
3. 保險契約解除の申出を契約受持局に限定
4. 重複普通貸付の禁止
5. 還付金の増額及び不還付期間の短縮

昭和六年

保險料徴收事務の改正

三月 簡易生命保險法中改正法律案を第五十九帝國議會に提出し、小兒保險を創設するとともに、削減期間二年を一年六ヶ月に短縮する等の改正事項につき、その協賛を得た。

七月 保險料徴收事務を改正した。すなわち一契約に対する保険料の受入報告は週期的であり、また報告される保険料は常に同額であることに着目して、あらかじめ必要事項を印刷した受入報告書用紙一年分又は二年分を包含する保険料受入票と稱する特殊型の簿冊を、従来の保険料集金票に替えて郵便局に設備し、保険料受入のつど、報告書用紙を切り取つて、これを簡易保險局に報告し、簡易保險局は従来の登記式の保険料徴收原簿を廢し、上記報告書を毎月順次差し換え整理保管することに改め、七月一日以降全國郵便局の新舊事務の切換えを漸次施行した。なお、この切換えは昭和八年七月末に完成した。

小兒保險創設 保險金削減期間短縮 團體取扱の保險料割引實施

八月 保険料の集金は歴日集金の制を採ることに改めた。

十月 一日より簡易生命保險法中改正法律を施行し、小兒保險を實施するとともに、保險金削減期間二年を一年六ヶ月に短縮した。

なお、簡易生命保險團體特別取扱規則の一部を改正し、保険料を併合拂込とすることによつて

保險料徴收事務の簡易化を圖り、保險料の百分の五を割り引くことにし、一日より施行した。

昭和七年

十一月 北海道地方における水害により罹災した契約者を救済するため、簡易生命保險北海道水害非常取扱規則及び同取扱規程を制定し、凶作地契約者に対しては昭和八年十月三十一日まで保険料の拂込を猶豫するとともに、未拂保險料の拂込に替えて保險金の減額請求を認めることにした。

昭和八年

一月 簡易生命保險規則の一部を改正し、保険料の集金休止日を再び一月一日より一月五日までとした。

五月 東北地方における震災の罹災契約者を救済するため、簡易生命保險東北地方震災非常取扱規則及び同取扱規程を制定し、罹災者に対しては二ヶ月間の保険料特別拂込猶豫期間を設定するとともに、貸付金の辨濟を一ケ年間猶豫することにした。

十一月 簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。主なる改正事項は次のとおり。

1. 癩疾承認適用範圍に疾内に因る兩眼盲の場合を加えた
2. 保險金即時拂適用範圍に保險期間満了の場合を加えた
3. 復活の際拂込を要する未拂保險料の全部又は一部の拂込に替えるための保險金の減額請求を認めた
4. 貸付金の辨濟に充つるための保險金の減額請求を認めた
5. 普通貸付の貸付金額は解約による還付金の範圍内において保險金額の二分の一以下とした
6. 前貸付金と相殺の方法による重複貸付制度の制定
7. 普通貸付金の年賦償還制度の設定

癩疾承認範圍の擴張 保險金即時拂範圍の擴張

昭和九年

福岡支局設置

三月 福岡市に簡易保險支局を設置し、簡易生命保險に關する事務を分掌することにした。

四月 簡易生命保險規則の一部を改正し、從來再度保險證書、契約變更等を請求の場合の料金は郵便切手をもつて納付したが、これを收入印紙に改めた。

函館市における大火災の罹災契約者を救済するため、簡易生命保險函館市大火災非常取扱規則及び同規程を制定し、罹災者に対しては三ヶ月間の保険料特別拂込猶豫期間を設定し、又契約者貸付の遅滞金も免除することにした。

大正七年大日本醫師會との間に締結した被保險者診療軽減協定を廢棄し、新たに日本醫師會との間に被保險者診療協約を締結して、一日より實施した。

日本醫師會と診療協約締結

非常取扱制度の制定

七月 簡易生命保險規則及び同取扱規程の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 天災その他避くことのできない事變の場合における非常取扱制度の制定
  - イ、保險金の即時拂
  - ロ、保險料拂込猶豫期間の延伸及び延滞料の免除
2. やむを得ない理由のある場合は契約者貸付の遅滞金を免除する制度の制定
3. 保險證書に保險料拂込證明制度の制定

九月 簡易保險健康相談所規則の一部を改正し、十六日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

1. 必要に応じて處方箋を交付し、又は應急處置をなすべきことを明示した
2. 書面による健康相談は各相談所において取り扱うことに擴張した

十二月 簡易生命保險積立金の自作農創設維持資金に対する貸付につき、昭和九年中における風水害、旱害及び冷害に因る被害のため必要がある場合は、年賦及び半年賦償還のものについて四年内の据置期間の延伸を認めることにした。

昭和十年

日本齒科醫師會と診療協約締結

四月 被保險者の齒科的疾患による治療費を軽減するため、日本齒科醫師會との間に割引診療協約を締結して一日より實施した。

昭和十一年

仙台支局設置

三月 仙台市に簡易保險支局を設置し、簡易生命保險に關する事務を分掌することにした。

朝鮮と保険事務の相互取扱開始

五月 朝鮮簡易生命保険契約者にして内地に轉居した者並びに簡易生命保険契約者にして朝鮮に轉居した者のために、朝鮮總督府と協定して、内地、樺太及び朝鮮における郵便局所において相互に保険料の集金拂込を取り扱い、また關東州及び台灣においても内地同様七月より取り扱うことにした。

積立金を滿洲國國債に投資の途をひらく

六月 簡易生命保険積立金有價証券購入引受方針を改正し、新たに滿洲國國債に対しても放資の途をひらくことにした。  
簡易生命保険積立金の自作農創設維持資金の昭和五年度以前貸付のものに對し、農産物價下落に因る償還困難を緩和するため、必要がある場合は以後一年内に限り、年賦及び半年賦償還のものについて十五年内の貸付期間の延伸を認めることにした。

積立金を六大都市に短期貸付  
日本農藥師會と處方箋調劑協約締結

簡易生命保険積立金の短期運用のため六大都市に對し貸付期間一年内の貸付をすることにした  
日本農藥師會との間に簡易保険健康相談所發行の處方箋調劑に關する協約を締結して一日より實施した。

保険金即時拂範圍の擴張

十月 簡易生命保険規則の一部を改正して、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。  
1. 契約申込の際においても團體特別取扱を除き、第一回保険料とともに十三月以内に限り前納を認めることにした  
2. 保険金支拂請求の場合その他被保険者の生年月日を確認するための證明は寄留謄抄本にて足ることとした  
3. 保険金即時拂の範圍を擴張して受取人に關する制限を撤廢するとともに、貸付金のあるもの及び被保険者が十二歳前に死亡のものも取り扱うことにした。またこれとともに長期繼續契約に對する保険料還付金の即時支拂をも取り扱うことにした  
4. 長期繼續契約に對する保険料還付金は契約者が契約申込の際（昭和十一年九月末日までに契約のものは契約消滅前）反對の意志表示をしない限り、保険金受取人に支拂うことにした  
5. 小兒保険に保険料七十錢のものを追加した

昭和十二年

一月 南洋廳管内郵便官署において郵便振替貯金の特別取扱の方法により、簡易生命保険の保険料集金（區域限定）及びその他の事務の取扱を開始した。

四月 簡易生命保険積立金有價証券購入引受方針を改正し、市債については制限を撤廢し、社債についても従来の列記主義を廢して、これを特別の法令により設立された法人の發行する債券並びに滿洲電信電話株式會社債と改めた。

簡易生命保険北支事務特別取扱規則制定

八月 簡易生命保険北支事務特別取扱規則を制定し、應召又は出動の軍人、軍屬等を被保険者とする契約申込の際における面接省略、召集解除又は歸還までの保険料拂込猶豫、戦死の場合の保険金即時支拂等を実施することにした。

十月 簡易保険健康相談所規則及び同規程の一部を改正し、特殊の設備を要する試験検査及び處置については使用料を徴収することにした。但し支那事務のため應召又は出動した軍人、軍屬の遺家族の被保険者に對してはこれを免除することにした。

滿洲國に保険及び年金事務委託

十二月 日本國と滿洲國との條約により、滿洲國における治外法權撤廢に伴い、南滿洲鐵道附屬地の行政權が移讓されたが、當時滿鐵附屬地及びその他の滿洲國內にある簡易保険の契約数は約二十萬件に達し、日本人の移住は益々増加の傾向にあつたので、行政權移讓後におけるこれ等の契約關係者等の便益を阻害しないようにするため、滿洲國政府との間に協定を結び、十二月一日以降簡易保険及び郵便年金事務の取扱を同國政府に委託し、滿鐵附屬地その他日本人の密集せる地域においては従前通り滿洲國の郵便局において契約の申込、保険料の拂込、保険金の支拂等の事務を取り扱うことになつた。

昭和十三年

厚生省創設並びに保険年金事務同省移管

一月 國民体位の向上並びに國民生活の安定を圖るため、一月十一日厚生省が創設され、これと同時にわが國の保険行政も同省に整理統合することになり、このため保険院官制が制定され、健康

逓信省に管理局設置

名古屋、大阪、廣島及び札幌支局設置

保険その他の社會保險とともに簡易生命保険及び郵便年金の兩事業は厚生省に移管され、簡易保険局は厚生省保險院の下に置かれて、厚生大臣の管理に屬することになつた。但し、契約の募集、維持及び周知等にかんする、いわゆる外野事務は従来通り郵便局において取り扱うことになり、逓信省に新たに管理局を設置して管理事務を司掌し、地方監督機關は従来と同じく逓信局とした。なお、逓信局において取り扱つていた積立金の運用及び福祉施設に關する事務も厚生省に移管されることになつたので、福岡、仙台兩支局の外、新たに名古屋、大阪、廣島及び札幌各簡易保険支局を設置して、積立金の運用及び福祉施設に關する事務を分掌することにした。

最高保険金額引上

保険期間の種類一部廢止

小兒保険の最低加入年齢引下

保険料率改正

保険料拂込期間の種類一部廢止

長期還付金制改正

最低保険金額引上

簡易保険健康相談所事務の厚生省移管に伴い、新たに簡易保険健康相談所取扱規程を制定した。なお簡易保険健康相談所支那事務特別取扱規程を制定し、應召又は出動の軍人、軍屬の被保険者遺家族に對し、当分の内、健康相談又は診療の無料取扱をすることにした。

三月 保険金の最高制限額四百五十圓は社會經濟情勢の變遷に伴い、少額に失するに至つたので、引上に關する改正法律案を第七十三帝國議會に提出し、その協賛を得た。

十月 一日より簡易生命保険法中改正法律を施行し、保険金の最高制限四百五十圓を七百圓に引き上げるとともに、簡易生命保険令、簡易生命保険規則及び簡易生命保険團體特別取扱規則並びに保険申込書様式の一部を改正し、同じく一日より施行した。主なる改正事項は次のとおり。

1. 保険期間の種類中、十五年満期、二十年満期、三十年満期及び四十年満期の四種を残し、十年満期、二十五年満期及び三十五年満期の三種を廢止した。なお従前の契約にして十月一日以降契約の變更を請求した場合における變更後の種類も上記の四種類に限定することにした
2. 小兒保険の最低加入年齢三歳を一歳に引き下げた
3. 小兒保険の保険契約者になり得る父母、祖父母、兄弟の資格に關する制限を撤廢して、小兒の父母、祖父母、兄弟はその實繼を問わず保険契約者になり得ることに改定した
4. 終身保険及び養老保険の保険料計算の基礎を改正し、従来の内閣統計局第二回生命表（男子死亡率）の二割増に替えて、昭和五年四月より昭和十年三月に至る五年間の簡易生命保険經驗生命表（男女合併）を採用した
5. 小兒保険の被保険者が三歳未満で死亡した場合に支拂うべき保険金額を五十圓に制限した
6. 保険料拂込期間の種類中、二十年間及び全保険期間の二種類を残し、十年間及び十五年間の二種類を廢止した。なお従前の契約にして、十月一日以降契約の變更を請求した場合における變更後の種類も二十年及び全保険期間の二種類に限定することにした
7. 保険金、還付金の局待拂手續を保険金即時拂と同様の手續に改めた
8. 保険契約締結後一年内の變更を禁止した
9. 保険料拂込保険契約及び保険金減額變更の最低保険金額十圓を三十圓に引き上げた
10. 終身保険及び養老保険の料率改正に伴い、従来の長期還付金制を改め、昭和十三年九月三十日以前に締結した保険契約に對しては従前通りの長期還付金を還付することとし、昭和十三年十月一日以降に締結した契約に對しては、その後の實績により別に還付すべき額を告示することにした。なお従来長期還付金の受取權は契約申込當時契約者の反對の意志表示があつたときはこれを契約者に歸屬させたが、將來はすべてこれを保険金受取人に歸屬させることにした
11. 終身保険及び養老保険の最低保険金額二十圓を五十圓に引き上げた。なお従前の契約にして十月一日以降契約の變更を請求した場合における最低保険金額も五十圓に制限することにした
12. 小兒保険契約にも團體特別取扱を開始し、終身保険及び養老保険同業保險料の割引をすることにした
13. 従来團體特別取扱及び同保險料前納による保険料の割引は第二回以前の保險料に限つていたが、これを第一回保險料より割り引き得ることに改定した

中華民國臨時政府に保險事務委託

14. 保險申込書の様式中、既往並びに現在症の告知欄を改め、質問表制度を採用し、保險契約者及び被保險者に如何なる事項が告知すべき重要事項であるかを明示した  
北支在留の日本人は同方面の治安の回復に伴い益々増加し、これら日本人の中、内地在留當時簡易生命保險に加入し北支に轉住した者は約九千人に上り、當時その数はなお増加する傾向にあつた。保險院においては、これら多數の契約者の保險料の拂込、その他保險金の支拂等各種の請求につき便宜取扱をするとともに、新規に簡易生命保險に加入を希望するものも少くなかつたので、これ等在留日本人の生活の安定を圖るため、中華民國臨時政府郵政總局との間に簡易生命保險に関する業務の取扱を委託することに協定し、十月一日より實施した。

昭和十四年

關東州内居住滿洲人に簡易生命保險實施

四月 一日より關東州内居住の滿洲人に對し簡易生命保險（但し小兒保險を除く）を實施した。

積立金を政府保證の社債及び債券に放資の途をひろく 上海居留民團に保險事務委託

簡易生命保險積立金及び郵便年金積立金有價證券購入引受方針を改正し、政府において元利金の支拂を保證した社債及び債券並びに滿洲殖産公社債を社債及び債券の放資範圍に追加した  
六月 上海在住の日本人のために簡易生命保險業務に關し、保險院と上海居留民團との間に協定を結び、同居居留民團に次の範圍の事務を委託し一日より實施した。

- 1. 保險契約の申込書及び復活申込書の受理  
2. 保險料の受入及びこれに關連する諸届書の受理  
3. 保險金支拂請求書の受理

蒙疆に保險事務委託

七月 蒙疆地域在住の日本人のために簡易生命保險業務に關し保險院と蒙疆連合委員會郵電總局との間に協定を結び、事務の取扱を委託し、一日より實施した。

九月 郵便年金法改正に伴い、簡易生命保險審査會規程及び同施行細則の一部を改正して一日より施行した。

北支事變特別取扱規則の改正

十月 簡易生命保險北支事變特別取扱規則の一部を改正し、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

- 1. 簡易生命保險北支事變特別取扱規則を簡易生命保險支那事變特別取扱規則と改稱した  
2. 應召又は出動した者を被保險者として契約の申込をなし得る第三者の資格制限を撤廢した  
3. 拂込猶豫契約の未拂保險料の分割拂込期間の改正  
4. 應召又は出動中傳染病に因り死亡した場合にも保險金の即時拂をするにことにした  
5. 保險料振替貸付額の制限の擴張

積立金を滿洲國政府保證の社債及び債券に放資の途をひろく

簡易生命保險積立金及び郵便年金積立金有價證券購入引受方針を改正し、滿洲國政府において元利金の支拂を保證した社債及び債券を社債及び債券の放資範圍に追加した。

昭和十五年

積立金を特殊株式に放資の途をひろく

五月 簡易生命保險積立金及び郵便年金積立金運用方針を改正し、特別の法令又は條約により設立された株式會社中特定のもの株式を保有し得るにことにした。

二十歳滿期小兒保險創設 小兒保險の最高保險金額引上

六月 簡易生命保險令及び同規則の一部を改正し、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

- 1. 二十歳滿期小兒保險を創設した  
2. 小兒保險の保險金最高制限額は當時の社會經濟情勢より見て少額に失するので、その五割を引き上げた  
3. 再度保險證書の請求は契約受持局の經由を要することにした  
4. 保險料の前納の範圍を三年分まで擴張した  
5. 保險料の家族併合拂込制度を設けた  
6. 保險料拂込方法の變更請求は單に口頭届出をもつて足ることにした  
7. 滿期保險金の支拂請求には從來の戸籍謄抄本に替へ、市町村長の証明する被保險者の生年月日証明書の提出をもつて足ることにした  
8. 貸付金の局待貸付手續を保險金の局待拂の場合と同様の方法に改正した

保險料前納範圍擴張 保險料家族併合拂込制の制定

結核及び花柳病の輕費診療開始

9. 天災その他の避くことのできない事變にそなへ、貸付金の非常貸付制度を設けた  
10. 二十歳滿期小兒保險の創設と、契約申込と同時に保險料を前納する場合があるので、保險申込書様式を改正した  
九月 簡易生命保險健康相談所規則を改正し、一日より結核及び花柳病の輕費診療を開始するとともに、一部健康相談所における調劑をも實施することにした。

昭和十六年

簡易生命保險法及び郵便年金法の外地施行

三月 保險院分課規程の一部を改正し、簡易生命保險局及び福岡、仙台各簡易生命保險支局において、從來事務別に分類した現業務を、契約者貸付その他一部の事務を除き、これを地域別に分合した。

四月 外地（朝鮮を除く、以下同じ）においては、從來簡易生命保險及郵便年金事務郵便振替貯金特別取扱規則を制定して、保險院簡易生命保險局長の請求により開設した振替貯金の特別口座を通じ、簡易生命保險及び郵便年金契約者との間の金銭關係を取り扱い、これに關連させて簡易生命保險及び郵便年金に関する事務をも郵便振替貯金事務の一部として取り扱つてきたが、この便法は外地契約の増加するにつれて諸種の缺陷を生じ、事業運行上にも影響するところが多かつたので、關係法令を制定して、四月一日より簡易生命保險法及び郵便年金法を外地に施行することにした。

貸付金の年賦償還制度廢止

簡易生命保險法及び郵便年金法の外地施行に伴い、簡易生命保險規則、簡易生命保險取扱規程及び簡易生命保險業務取扱規程の一部を改正するとともに、契約者貸付の年賦償還制度を廢止した。

積立金の有價證券放資範圍擴張

簡易生命保險積立金及び郵便年金積立金有價證券購入引受方針を改正し、滿洲電業株式會社社債を放資範圍に追加した。

團體取扱の範圍改正

簡易生命保險積立金及び郵便年金積立金株式購入引受方針を改正し、新たに滿洲國の特別の法令により設立された株式會社中特定のもの株式を保有し得るにことにした。

五月 簡易生命保險團體特別取扱規則の一部を改正し、團體取扱の範圍を職域團體に限定した。

六月 簡易生命保險積立金貸付規則を改正し、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

- 1. 貸付償還金の拂込方法につき、事業の性質により必要ある場合は半年賦金を六等分したものを毎月拂い込むことを認めることにした  
2. 地方自治團體以外の者に對する貸付については原則として擔保並びに保證を徵收することにした  
3. 地方自治團體以外の者の借入申込書に添付すべき附屬書類中に新たに保証人たるべき者の所有する不動産その他の財産の目録及び擔保に供すべき物件の目録を追加した

東京支局設置

東京市に簡易生命保險支局を設置し、簡易生命保險契約の締結及び復活、保險料の受入監査、保險金及び還付金の支拂、保險契約の異動變更並びに保險契約者に對する貸付に關する事務、簡易生命保險及び郵便年金積立金の貸付に關する事務並びに簡易生命保險健康相談所その他被保險者保健施設に關する事務、郵便年金契約の締結、掛金の受入監査、年金、返還金及び特別返還金の支拂、年金契約の異動變更並びに年金契約者及び年金受取人に對する貸付に關する事務を分掌することにした。これによつて保險及び年金の現業務並びに積立金の貸付調査及び被保險者保健施設の運営に關する事務はすべて各支局（但し、年金現業務は東京支局に限る）において分掌することになり、本局においてはこれ等業務の指揮監督、事業の運営計畫、積立金の運用、事業の統計及び責任準備金の算定その他總括的監理事務のみを掌理することになった。

昭和十七年

一月 保險金の最高制限額引上等に關する改正法律案を第七十九帝國議會に提出し、その協賛を得た。

四月 簡易生命保險法中改正法律を一日より施行した。改正事項次のとおり。

- 1. 社會經濟情勢の推移にかんがみ、保險金の最高制限額七百圓を千圓に引き上げた  
2. 終身保險及び養老保險の最低加入年齢を十歳に引き下げ、（したがつて小兒保險の最高加入年齢は十歳未滿とする）これ等年齢層の保險的保護を厚くすることにした

最高保險金額引上

終身養老保險最低加入年齢引下

無指示の場合における保険金受取人の法定

3. 保険契約者が保険金受取人を指定しないで被保険者が死亡したとき、直に民法相続編の規定により被保険者の相続人に保険金を支拂うことは簡易生命保険加入階級の實情に合致しない場合があるので、被保険者と生前密接な関係にあつた遺族に保険金を支拂うことにして、簡易生命保険の眞の機能を發揮することにした

簡易生命保険法の改正に伴い、簡易生命保険令及び簡易生命保険規則の一部を改正し、同じく一日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 高齢被保険者に対する保険料免除制度を改正し、経過期間三十年を二十五年に短縮した
2. 保険金受取人が保険金支拂請求をする場合の手續を改正した
3. 保険金即時拂の範圍を擴張し、被保険者が、保険金削減期間内にして保険料拂込期間内に、傳染病豫防法第一條第一項の傳染病に因り死亡したときにも、即時拂を取り扱うことにした
4. 終身保険及び四十年満期養老保険の保険料計算の基礎を、簡易生命保険經驗死亡率に一分五分を増加して作成した死亡生殘表によることに改正した
5. 新契約の最低保険料を五十錢以上に限定した

簡易生命保険支所事務特別取扱規則及び同取扱規程の一部を改正した。  
京都市に簡易保険支局を設置し、大阪逓信局管内の簡易生命保険に関する事務の一部（保険契約の締結に関する事務）を分掌するとともに大阪簡易保険支局において司掌した簡易生命保険及び郵便年金積立金の貸付に関する事務及び簡易保険健康相談所その他被保険者保健施設の運営に関する事務を移管し、大阪簡易保険支局を廃止した。

簡易生命保険積立金及郵便年金積立金有價証券購入引受方針を改正し、配電統制令による各配電株式会社債権を放債範圍に追加した。

五月 簡易生命保険積立金貸付規則を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

1. 借主側が提供すべき擔保及び保証の内容を明瞭にした規定を追加するとともに、貸付金を使用して取得したものが擔保の目的である場合には、これに對し第一順位の抵當權を設定し、且つ保険契約の目的である場合には、その保険金請求權上に質權を設定することがある旨の規程を新たに設けた
2. 積立金管理上、債權保全上に重要な性質を有する監査の性質と借主側に對する關係上にかんがみ、従前貸付證書の契約條項に定めて、これによつて監査をしていたが、これを貸付規則中に規定して、監査は積立金借入の條件の一をなしているということを明かにした
3. 積立金の貸付をなす事業の種類及び貸付利率に関する規定を新たに設け、その内容は厚生大臣が別に定めたとことによることを明かにした

簡易生命保険積立金及郵便年金積立金公共貸付方針を制定して一日より施行し、従前の簡易生命保険積立金貸付方針及び郵便年金積立金運用方針を廃止した。要旨次のとおり。

1. 簡易生命保険及び郵便年金の兩積立金はともに運営上の原則である公共の利益及び資金還元を目標として行わなければならない旨を明かにした
2. 地方自治團體に對してはその直接施設する事業資金の外、轉貸資金及び分擔金はもちろん、事業種別も内容の如何を問わず貸付をするが、地方自治團體以外の法人、組合に對しては別表として掲げている事業種別に限り貸付することにした
3. 地方自治團體に對する貸付利率は従前と同様であるが、法人、組合については従前の擔保及び貸付事業種別に從つて六種類に分れていたのを整理統合して、基準貸付利率を四分三厘とし、所定の擔保を提出しない場合は四分八厘、また住宅事業は五分の三種とした

八月 戦争の進展に伴い、事業上の所要物資並びに勞力の需給關係が逼迫するに至つたのと、事務の簡捷合理化の見地から、保険料徴收に関する事務を改正した。すなわち、従来の受入票の保険料延滞料受入報告書を、一葉をもつて十二ヶ月分の徴收を表示し得る保険料延滞料受入済通知書と稱する用紙に改め、郵便局において保険料の受入をしたときは當日分の受入總額について筆書をもつて一葉の受入報告書を作成して、これを簡易保険支局へ送付するとともに、取立済

高齢者保険料免除制度改正  
保険金支拂請求手續の改正  
保険金即時拂範圍の擴張

保険料率の一部改正

最低保険料改正

京都支局設置

積立金の有價証券放債範圍の擴張

簡易生命保険積立金貸付規則の改正

簡易生命保険積立金及郵便年金積立金公共貸付方針の制定

保険料徴收事務の改正

契約の受入済通知書の相當月分欄に徴收済の表示をしておいて、郵便局別に特に指定した月(年一回)の到來を俟つて、これを簡易保険支局へ送付する。簡易保険支局は受入済通知書を前の受入済通知書と順次差し替え保管する外、受入済通知書の各月の保険料徴收表示によつて、契約の存否及び保険料徴收の正否等につき事後監査をするともに、郵便局別に特定月を基準として過去一年間の全契約の受入済通知書面の徴收済保険料總額とこれに對應する受入報告書の總額とを對照して、保険料受入報告上の正否を監査することにし、八月一日より内地、關東州、台灣、樺太及び南洋の各郵便局にいつせいに施行した。

九月 大阪逓信局管内の簡易生命保険の契約締結以外の事務、すなわち保険契約の復活、保険料の受入監査、保険金及び還付金の支拂、保険契約の異動變更並びに保険契約者に対する貸付に関する事務を、東京簡易保険支局より京都簡易保険支局に移管した。

十一月 行政簡素化實施に伴い、保険院官制を廃止し、新たに簡易保険局官制が制定され、簡易保険局は逓信省の外局となり、簡易生命保険事業は郵便年金事業とともに厚生大臣より再び逓信大臣の管理の下におかれることになつた。これに伴い、従來東京、京都、福岡、仙台、名古屋、廣島及び札幌各簡易保険支局において取り扱つていた簡易生命保険及び郵便年金積立金の貸付並びに簡易生命保険被保険者保健施設の運営に関する事務は再び逓信局に移管することになり、この結果、名古屋、廣島及び札幌各簡易保険支局は廃止となつた。

なお、逓信省管理局において取り扱つていた事務の中、簡易生命保険及び郵便年金事業に屬する事務、すなわち契約の募集、維持及び事業の周知に関する管理事務等は再び簡易保険局において取り扱うことになり、管理局は廃止された。

昭和十八年

一月 財政金融方策要綱に基き、政府資金の統一的運用を圖り、生産力増強に資する目的をもつて、逓信、大藏兩者間に簡易生命保険積立金及び郵便年金關係資金の預金部預入に関する基本協定を締結した。その概要は次のとおり。

1. 昭和十八年以降簡易生命保険積立金及び郵便年金關係資金の運用に關し、簡易保険局においては契約者貸付及び地方公共團體等に對する放債のみを實行し、これに要する資金以外の資金は大藏省預金部に預入すること
2. 預金部はこの預金に對し、簡易生命保険及び郵便年金各特別會計において必要とする運用収入額より、この預金以外の資産より生ずる運用収入額を控除した金額を利子として附けること
3. 地方公共事業資金の融通に關し、融通利率その他の融通條件を、原則として簡易保険局資金及び預金部資金の兩者を同一とすること
4. この協定は戦争中の臨時的措置であること

三月 簡易生命保険積立金及び郵便年金關係資金の預金部預入に関する細目協定を締結し、地方公共事業資金融通に關する細目、簡易生命保険及び郵便年金各特別會計において必要とする運用利廻の算定方法及び基本協定による預金部預金以外の資産より生ずる運用収入額の算定方法等を規定した。

四月 樺太の内地編入に伴い、關係法令の一部を改正し、一日より施行した。  
逓信、大藏兩者間に成立した簡易生命保険積立金及び郵便年金關係資金の預金部預入に関する協定に基き、當局の地方公共事業資金の新規融通利率引下に伴い、既往貸付についても、これとの權衡を考慮し、内地所在の地方自治團體に對する貸付にして、自作農創設維持事業を除くその他の貸付中、融通利率が年四分三厘以上のもの及び外地所在のものについては年四分八厘以上のものに限り、それぞれ年四分二厘及び四分三厘に引き下げ、一日より實施した。

七月 簡易生命保険積立金融通規則を制定して七月三十日より施行し、従前の簡易生命保険積立金貸付規則及び簡易生命保険積立金の短期貸付に関する省令を廃止した。

なお、これとともに簡易生命保険積立金及郵便年金積立金融通方針を制定して、同じく七月三十日より施行し、従前の簡易生命保険積立金及郵便年金積立金貸付方針を廃止した。

行政簡素化實施に伴う簡易生命保険事業の逓信省移管

簡易生命保険積立金及び郵便年金關係資金預金部預入に関する逓信、大藏兩者の協定

簡易生命保険積立金及郵便年金關係資金の融通利率引下

簡易生命保険積立金融通規則の制定

簡易生命保険積立金及郵便年金積立金融通方針の制定



空襲時の取扱に關する簡易生命保險規則中の改正  
保險金非常即時拂の擴張

貸付金非常即時拂の擴張

小兒保險加入年齢の最低制限撤廢

小兒保險最高制限額引上

高令者に對する保險料免除請求手續の簡略化

長期繼續契約に對する保險料還付額の確定

運輸通信省、逓信院及び逓信院貯金保險局設置

延滞料の徴收廢止

一年內普通病死の被保險者死亡調査及び戸籍謄抄本の添付廢止

保險金即時拂の範圍擴張

契約變更の限定

保險料徴收事務の普通局移管

保險金最高制限額引上

九月 簡易生命保險規則中の非常取扱規定を空襲等の場合に適應するように改正し、九日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

1. 保險金即時拂は契約受持局と異なる他の特に指定した郵便局においても、その取扱をすることができる。また正當の事由に因つて添付書類を提出することができないときは、死亡證明書を除く外、その全部又は一部の添付を省略することができることにした
2. 貸付金非常即時拂に對し、上記と同様契約受持局と異なる他の特に指定した郵便局においてもその取扱をことができ、また正當の事由に因り、保險證書又は保險料領收帳を添付又は呈示することができないときは、それを省略することができることにした

十月 簡易生命保險令及び同規則の一部を改正し、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

1. 小兒保險制度の本旨にかんがみ、最低加入年齢一歳の制限を撤廢し、小兒の全年齡層を保險に加入することができるようにした
2. 従來の小兒保險における保險金最高制限額は、經濟事情より見て少額に失し、充分なる保險的効果を期待することができなくなつたので、これを二倍以上に引き上げた
3. 高齢者に對する保險料拂込免除手續を簡略化し、従來請求書に被保險者の戸籍又は寄留簿の謄抄本の添付を要したのを、單にこれを呈示すれば足りることにし、なお上記謄抄本に替えて被保險者の生年月日に對する市町村長の證明書をも認めることにした
4. 經濟事情の變化にかんがみ、貸付最低額五圓を十圓に引き上げた
5. 昭和十三年十月一日以降締結した終身保險及び養老保險については、契約の効力發生後五年を経過した保險契約につき、また従來長期繼續契約に對する還付金の制度がなかつた小兒保險については契約の効力發生後十年を経過した保險契約につき、契約消滅の場合保險料の一定月數分に相當する金額を保險金受取人に還付することにした

十一月 戰爭の進展に伴い、運輸行政の一元化を圖るため、鐵道、逓信兩省を併合して運輸通信省及び逓信院が設置された。これに伴い、簡易保險局官制は廢止となり、逓信院の下に貯金局と合併して貯金保險局が設置され、簡易生命保險事業は郵便年金事業とともに運輸通信大臣の管理に屬することになつた。

簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。主なる改正事項次のとおり。

1. 従來の延滞料徴收においては、その額が僅少なのに比して手数が尠くないので、この徴收を廢止した
2. 一年內普通病死の契約に對する被保險者死亡調査及び戸籍謄抄本の添付を廢止し、被保險者生年月日、死亡事實等は當該郵便局長をして確認させることにした
3. 従來一定の郵便局に限り保險金、還付金及び貸付金の局待拂をしたが、即時拂の範圍擴張に伴い、その必要性が尠くなつたのでこれを廢止した
4. 従來削減期間内の普通病死の契約に對しては保險金の即時拂をしなかつたが、この場合においても、復活契約を除く外、即時拂をすることにした
5. 契約變更を保險料減額及び料濟變更に限定し、その他の變更（種類變更、保險期間短縮、保險料拂込期間短縮、保險金減額）は當分の間停止することにした

國內態勢の強化に伴い、事務の徹底的簡素化を圖るため、簡易保險支局で行つていた保險料の受入監査事務を全面的に郵便局に移管することになつた。従來簡易保險支局における各契約ごとの保險料の受入監査は各郵便局より一年間の契約別保險料受入濟通知書の送付を受け、（年一回、郵便局別に特に指定した月）これにより事後監査を行つていたが、これを廢止し、郵便局においては保險料受入票に替えて保險料徴收原簿を使用することに改めて、ひと先ず普通局に對し十一月一日より實施した。

昭和十九年

四月 一日より簡易生命保險法中改正法律を施行し、國民生活の安定強化を圖り、あわせて浮動購買力の吸収に資するため、保險金の最高制限額千圓を二千圓に引き上げた。但し、一年間に契約

簡易生命保險及郵便年金特別會計法の制定

簡易生命保險及郵便年金特別會計規則制定

岐阜支局設置

未經過保險料の即時拂

特別拂込猶豫期間の範圍擴張

生年月日證明書類の提出省略

手数料の免除

貸付還滞金の免除

保險料徴收事務の特定局移管

健康相談所の厚生省移管

台灣支局設置

逓信院の新設

總司令部の指令による積立金運用の全面的停止

することのできる保險金額は千圓以内とした。  
簡易生命保險特別會計法並びに郵便年金特別會計法を廢止し、兩特別會計を通じ一つの簡易生命保險及郵便年金特別會計法を制定し、一日より施行した。

六月 簡易生命保險及郵便年金特別會計法の制定に伴い、従前の簡易生命保險特別會計規則並びに郵便年金特別會計規則を廢止し、新たに簡易生命保險及郵便年金特別會計規則を制定して、昭和十九年度より施行した。

簡易生命保險積立金及郵便年金積立金融通方針を改正し、一部の融通利率を引き下げ、四月一日に遡及して適用した。

七月 岐阜市に簡易保險支局を設置し、簡易生命保險に關する事務を分掌することにした。

八月 戦局の推移にかんがみ、事務の徹底的簡素化及び所用物資の節約を圖るため、簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

1. 従來未經過期間に對する保險料は簡易保險支局で發行する保險還付金支拂通知書によつて還付することになつていたが、これを保險金即時拂と同時に請求のものに限り、即時還付を認めることにした
2. 保險料の特別拂込猶豫は、天災その他非常災害の場合に限つていたが、必要と認むるときはその他の場合においても猶豫することができることにした
3. 死亡に因る保險金支拂請求書には、當分の内、死亡診斷書等の死亡證明書類によつて被保險者の生年月日の確認ができる場合は、戸籍謄抄本等の生年月日證明書の提出を省略することができることにし、加入者の便益及び市町村役場の戸籍事務の軽減を圖ることにした。また高齢者に對する保險料免除請求の場合にも、被保險者の生年月日を確認し得る他の資料があるときは、當分の内、戸籍若しくは寄留簿の謄本又は生年月日證明書の提出を省略することができることにした
4. 従來保險證書の訂正は、すべて簡易保險支局で行つていたが、これを契約受持局で訂正することができることにした
5. 保險證書の再度發行又は契約變更の請求には料金を徴收することになつていたが、手數省略の見地から、當分の内これを免除することにした
6. 貸付期間満了後二ヶ月以上經過し貸付金の辨濟をしないときは、利息の外に一定の還滞金を徴收することになつていたが、當分の内これを免除することにした

さきに昭和十八年十一月、保險料徴收事務を簡易保險支局より普通局に移管したが、これを特定局に對しても移管することにして、一日より實施した。

十月 醫療行政一元化に伴い、内地所在の簡易保險健康相談所中、樺太所在の四ヶ所と逓信病院にあつてゐるための東京中央、福岡中央、松山、新潟の四ヶ所、計八ヶ所を除いた全國三百十三ヶ所の健康相談所が厚生省に移管されて保健所に統合された。なお、これに伴い、簡易保險醫事研究所を設置したが、この結果、被保險者保健施設は樺太所在の健康相談所と簡易保險醫事研究所の外、各簡易保險支局における巡回健康相談のみとなつた。

昭和二十年

二月 台灣台中市に簡易保險支局を設置し、簡易生命保險契約の締結事務を分掌することにした。

五月 逓信行政の強化と通信能力の最高度發揮を期するため、内閣所管として逓信院の新設を見るに至り、簡易生命保險事業は郵便年金事業とともに總理大臣の直接管理に屬することになつた。

八月 大戦終結により、昭和十八年一月大藏、逓信兩省間に締結された簡易生命保險積立金及郵便年金關係資金預金部預入に關する基本協定は同協定第五項により失効となり、逓信院における積立金の全面的自主的運用權を回復した。

昭和二十一年

一月 二十九日附、積立金運用に關する連合國軍總司令部經濟科學局長の指令により、契約者に對する貸付を除き、投資可能の資金はすべて大藏省預金部に預入すべきことになつた。

台灣支局廢止

簡易生命保險支局分課規程を改正し、現業事務の地域別機構を、再び事務種別機構に改めた。戦争終結に伴い、台灣簡易生命保險支局を廢止した。

三月 簡易生命保險規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

保險料前納拂込制度の改正

1. 戦争終結に伴い、現役軍人に對する面接手續の省略を廢止した
2. 契約者の利便及び事業經營の合理化を図るため、保險料前納拂込の制度を次のように改正した
  - イ、前納期間の制限を撤廢し、無制限前納拂込のみをひらいた
  - ロ、短期前納拂込のものに對する割引率を引き下げるとともに拂込月数に應じて割引率を遞増した
  - ハ、前納拂込後、契約者の經濟上その他やむを得ない事由のある場合は、前納拂込の取消を認めるとともに未經過期間に對する保險料額の全部又は一部の返還請求に應ずることとした
  - ニ、天災、事變等の非常災害時において前納拂込取消に因る還付金の非常即時拂を認めることとした

未經過保險料の還付

3. 未經過期間に對する保險料は、從來保險契約者に還付していたが、保險金又は解約等に因る還付金の支拂をする場合に於ては、保險金受取人と保險契約者が同一人でない場合でも保險金受取人に還付することができることにした

契約變更の制限解除

4. 保險契約變更は保險料減額及び保險料拂濟變更を除き、保險種類の變更、保險期間及び保險料拂込期間の短縮、保險金減額の請求を停止していたが、これを解除して契約の維持に資することとした

團體拂込保險料割引率の改正

5. 團體拂込保險料の割引率百分の五を百分の三に引き下げるとともに、團體前納拂込保險料の割引率百分の九を百分の六に引き下げた

戦争特別取扱規則の廢止

6. 戦争終結に因り、戦争特別取扱規則を廢止した。なおこれに伴い、同規則により保險料拂込猶豫中の契約に對する措置として復員者に對する保險契約特別取扱手續を制定し、復員軍人軍屬並びにその家族の利便を図ることにした

長期還付金の一部停止

四月 終戦後インフレーションの昂進に伴う事業費の膨脹等にかんがみ、事業經營の合理化を図るため、昭和二十一年四月一日以降締結の契約に對しては長期還付金を廢止した。

逓信省官制施行

七月 内閣所管としての逓信院が廢止され、新たに逓信省官制施行に伴い、簡易生命保險事業は郵便年金事業とともに三たび逓信大臣の管理に屬することになった。

善運寺支局設置

八月 香川県善運寺町に簡易生命保險支局を設置し、簡易生命保險に關する事務を分掌することにした。

簡易生命保險及郵便年金事業委員官制施行

九月 簡易生命保險及郵便年金事業委員官制を施行し、簡易生命保險及び郵便年金事業の經營に關する重要事項を調査審議することになった。なお、これに伴い、簡易生命保險及郵便年金積立金運用委員会は廢止となり、その権能は事業委員会に承継された。

簡易生命保險事業の政府独占廢止

十月 簡易生命保險法の一部を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

1. 從來簡易生命保險事業は政府がこれを独占していたが、制度の變遷並びに經營の經驗にかんがみ、独占を必要とする理由が乏しくなつたので、これを廢止した
2. 當面の經濟情勢の急激な變化にかんがみ、制度本來の機能發揮し、國民生活の安定を図るとともに、高額契約を獲得して事業經營の合理化を図るため、保險金の最高制限額を五千圓に引き上げた
3. 小兒保險制度實施後の經驗によれば、創始當時危惧されたような道徳的危険も皆無であり且つ小兒死亡率が漸次好轉している傾向にかんがみ、特に終身、養老保險のいわゆる成人保險と區別して、この制度をおく必要性が乏しくなつたので、これを廢止し、終身、養老保險の加入年齢を小兒年齢層まで擴張した。但し、被保險者が六歳未満で死亡した場合には支拂保險金の一部を削減することとした
4. 保險金の最高制限額の引上に伴い、弱者が多數加入する危険があるので、保險金の支拂削減期間一年六ヶ月を二年に延長した。

削減期間の延長

貸付金の法定辨濟

5. 債權の確保と保險契約の保護を図るため、貸付金を辨濟しないで、簡易生命保險規則の定める期間を經過したときは、保險金の減額をして貸付金の辨濟に替へることとした

貸付金の成規支拂

6. 從來成規支拂適用の範圍は保險金及び還付金の支拂のみに限定されていたが、貸付金の拂渡もこれと同様の性質を有するものとして、これを成規支拂適用の範圍に加へることとした

契約條項變更の効力

7. 簡易生命保險契約は長期間繼續するものであるから、その間事業經營の状況にかんがみ、且つ社會情勢の推移變遷に伴い、事業經營の基礎を強固にし、加入者に對し衡平な取扱をするため、從來の契約條項を變更して既存の契約にも及ぼさせることを必要とする場合が尠くないので、その命令變更の効力を、その變更の際現に存する契約についても及ぼし得ることとした。なお、この場合は政府の專斷により、既存契約者の利益を犠牲に供してはならないので、この種の重要事項は簡易生命保險及郵便年金事業委員会に付議することにした。簡易生命保險法の一部改正に伴い、簡易生命保險令及び同規則を改正し、同じく一日より施行した。改正要旨次のとおり。

保險料計算基礎の改正

1. 小兒保險の廢止に伴い、終身、養老保險の加入年齢を擴張したが、六歳未満のものに對する保險料計算の基礎は昭和十一年内閣統計局發表の第五回生命表の男子死亡率の一割増を採用した

保險料年掛制度の創設

2. 保險金の引上に關して事業費の節減を図るため、從來の保險料月掛の外に、新たに保險金額を基礎として算出した保險料の年掛制度を設けた

年掛保險料の前納割引制

3. 年掛保險料を二年分以上前納拂込をなす場合は保險料の割引をすることにした

長期還付金制度の改正

4. さきに昭和二十一年四月一日以降締結の契約に對しては、取り敢えず長期還付金を廢止したが、これを今後の事業經營の實績により、その還付割合を定めることにした

不還付期間改正

6. 短期消滅契約に對する還付金の不還付期間六ヶ月を一年に延長した

團體特別取扱の制限

7. 保險料の團體特別取扱は月掛契約のみとし、年掛契約は團體特別取扱から除外した

運用資産の損失補填

十一月 十八日、大藏省預金部等損失特別處理法が公布され、終戦に伴う在外資産の喪失並びに金融機關再整備備法、企業再整備備法及び閉鎖機關令の施行等により運用資産の蒙る損失を補填し事業經理のバランスを回復せしめる措置が講ぜられることになった。概要次のとおり。

1. 指定時（金融機關經理應急措置法の指定時一昭和二十一年八月十一日午前零時）における運用資産につき一定の基準により評價する
  2. 評價損は評價益、剩餘金、一般會計より補償金繰入の順序によつて補填する
- なお、算定の結果は次のとおり

評價總損額	545,120,753.80
その補填	
評價益	12,866,895.43
剩餘	0
一般會計より補償金繰入	532,253,858.37

（二十二年十二月、二十三年七月及び二十三年十一月關係事項参照）

昭和二十二年

簡易保險局官制施行

四月 簡易保險局官制が制定され、貯金保險局を分離して簡易保險局を設置し、簡易生命保險及び郵便年金の中央監理事務を所掌することになった。

民法應急措置法に伴う關係法令改正

五月 日本國憲法施行に伴う民法の應急措置法の制定に伴い、簡易生命保險令中、保險金受取人となるべき被保險者の遺族の範圍及び順位を次のように改正し、三日より施行した。

1. 父と母及び祖父と祖母はそれぞれ同順位となる
2. 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が數人あるときは、それらの者は同順位となる
3. 被保險者と同一戸籍内にあることを必要としない
4. 戸主は除いた

大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律公布

5. 故意に同順位者を死亡するに至らせた者は遺族の範囲から除く

十一月 四日、大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律が公布された。概要次のとおり。

- 積立金運用による融通条件の変更、延滞元利金の支拂方法の変更は次による
  - 元利金支拂が著しく困難なこと
  - その原因は災害その他特殊の事由によること
  - 簡易生命保険及郵便年金事業委員会の意見を徴すること
- 積立金の運用による債務の免除は次による
  - 轉貸資金借入れ債務に限る
  - やむを得ない事由により轉貸先からの辨済を受け得ないため、最終償還期日までにその債務の全部又は一部の償還がないこと
  - 免除額は上記(ロ)の未償還額であるが、その額は、大蔵省預金部等損失特別處理法による運用資産の評価において評價損として經理した範囲内であること
  - 免除の時期は、最終償還期日後一年内で逓信大臣の通知する日

十二月 二日、大蔵省預金部等損失特別處理法施行令が公布され、指定時における運用資産の評価基準等を定めた。

同日、昭和二十二年法律第百二十九號（大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律）の施行に関する政令が公布され、積立金融通に因る債務の免除につき、その要件、手續等を定めた。第一回簡易生命保険及郵便年金事業委員会を開催し、長期還付金制度の廢止及び保険料率の引上について協議の結果、その承認を得た。

昭和二十三年

保険金最高制限額の引上

一月 一日より簡易生命保険法等の一部を改正する法律を施行し、保険金の最高制限額を被保険者一人につき二万五千圓に引き上げ、最低制限額を保険契約一件につき千圓とした。

これとともに簡易生命保険規則の一部を改正した。主なる改正事項次のとおり。

保険料率の引上

- 最近の經濟情勢にかんがみ、保険金の最高制限額を引き上げることによつて事業費の單價引下を企圖したが、これとともに一月一日以降締結の契約に對し、保険料率を引き上げ、附加保険料の増収を図ることとした

保険料十年拂込制度の制定

- 保険料の短期拂込を要望するむきが多いので、十五年及び二十年満期養老保険の二種に十年拂込の制度を設けた

高齢者保険料免除制度の改正

- 高齢者に對する保険料の免除は、拂込免除条件がそなわつたときには、契約者の請求をまたず、當然保険料の拂込を免除することとした

保険料即時拂の範圍擴張

- 従來保険金の即時拂は、保険料の拂込を取り扱つていた場合のみ當該郵便局で認めることになつていたが、長期にわたる保険料を全期前納した場合、即時拂に應ずることができない不合理を生ずるに至つたので、郵便局において契約原簿を保管することにし、これに基づき、削減期間内に災害傳染病に因つて死亡したもの及び復活削減期間内に法定傳染病に因らないで死亡したものを除いて、保険証書と契約原簿を對照し、即時拂をすることができることにした

普通貸付の貸付金額改正

- 従來の保険契約に對する普通貸付金額は保険金額の百分の五十以内であつたが、これを還付金額の百分の七十以内で保険金額の百分の五十以内に改めるとともに、その最低額を百圓に引き上げた

被保険者の証明資料提出の復活

- 高齢者に對する保険料の免除及び保険金請求の場合において、被保険者の戸籍謄抄本又は生年月日証明書は、戦時中その提出を省略していたが、保険金最高制限額の大引上に伴い、提出を要することに改正し、正規の取扱をすることにした

手数料の復活

- 一般事務の整備及び物件費の昂貴に伴い、保険証書の再度発行手数料及び契約變更手数料の徴收を復活するとともに、その料金をそれぞれ三圓と五圓に引き上げた

還滞金の復活

- 貸付金の辨済還滞金の徴收を復活し、還滞期間を二年と四年に改め、還滞金額をそれぞれ五錢と十錢に引き上げた

長期還付金制度の廢止

- 昭和二十一年三月三十一日以前締結の契約に對する長期還付金制度を廢止し、昭和二十一年四月一日以降締結の契約と同様今後の事業經營の實績によつて、改めて告示により還付する割合を定めることにした

室蘭支局設置

六月 室蘭市に簡易保険支局を設置し、北海道一圓の簡易生命保険に關する事務を分掌することにした。

戦死補償に関する法律公布

七月 六日、簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補填に關する法律が公布され、その損失は交付公債及び一般會計からの繰入金をもつて補填されることになつた。（二十三年十月關係事項参照）

五年拂込制度の創設

九月 簡易生命保険規則の一部を改正し、十五日より施行した。改正事項次のとおり。

窓口拂込の割引制度の制定

- 新たに保険料の五年拂込制度を設けた
- 保険料徴收の手續を省略し、且つ事業費の節減を図る見地から、窓口拂込による保険料の拂込に對して、拂込保険料の百分の三の割引をすることにした

戦死補償金の受入

十月 二十八日、簡易生命保険事業における、戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補填に關する法律に基き、二十二年末までに發生した損失補填として、額面額（交付額）473,233,400圓、利率年四分五厘、償還期限十年以内の交付公債を受け入れ、積立金に繰り入れた。

運用資産損失補償金の受入

十一月 三十日、大蔵省預金部等損失特別處理法に基く一般會計からの補償金を、額面額（交付額）532,253,800圓、利率年四分五厘、償還期限五年の交付公債で受け入れた。

## 事業統計概説

—(※)—

簡易生命保険事業は創始以来三十有餘年を経過したが、いま創始以来の事業の消長を概観すれば、これを三つの段階に分けることができる。

第一期は創始以来支那事變前までの極めて順調な発展である。大正末期から昭和初期にかけての國民經濟の逆調にもかかわらず、庶民階級の生活安定という簡易生命保険制度の機能を最もよく発揮しつつ、徐々に確實に発展した。

第二期は支那事變より太平洋戦争末期までの飛躍的発展である。制度本来の機能を最高度に発揮して國民保険ともいふべき地位に大きく躍動するとともに、他面インフレ防止、戦時財政への寄與という國家目的に協力しながら、まさに驚異的発展を遂げた。

第三期は敗戦後インフレーションの昂進ともなる簡易生命保険事業の一大受難期である。すなわち、事業費の膨張と國民所得の實質的低下並びに通貨不信ともなる新契約の停頓に因つて、簡易生命保険事業は至難の段階に突入するに至つた。

然し、この第三の段階はいまなお進展中であり、當局としてもこれに對し種々の對策を講じつつある。また最近においてインフレーションはやや鈍化の傾向を示しているかに見え、一方勤勞者階級の生活不安による保險的需要は増大しつつあり、これともない、事業成績も若干立ち直りを示していることは、二十三年度以降の成績において、これを見ることができよう。以下六ヶ年間の事業成績について極めて簡単に解説することにしよう。

### 新契約状況

まず、年度別の新契約状況は次表のとおりである。(第一表参照)

年度別	件数	保険料額 (月額)	保険金額	一件平均	
				保険料	保険金
昭和十六年度	10,234,973	12,047,905 <sup>円</sup>	2,688,643,800 <sup>円</sup>	1.2	262.7
昭和十七年度	12,794,523	17,456,639	3,564,888,001	1.4	278.6
昭和十八年度	11,798,937	17,893,763	3,539,890,591	1.5	300.0
昭和十九年度	10,755,322	22,349,043	4,325,834,274	2.1	402.2
昭和二十年度	7,454,568	17,900,736	3,411,684,400	2.4	457.7
昭和二十一年度	3,007,201	11,711,920	2,181,650,631	3.9	725.5
昭和二十二年度	5,285,502	119,576,328	21,078,122,620	22.6	3,987.9

備考 昭和二十一、二十二年度の年掛保険料は月額に換算した。以下各表同じ。

上表によれば、昭和十七、十八、十九年度の新契約状況は極めて良好であつたことを一見して知ることができる。これはおそらく、當時の國民經濟よりして簡易生命保険事業の最高限界線を行つたものといふべきであろう。二十年度においてはなお余勢をかつて上半期中にかなりの成績を示しているが、終戦とともに下半期においては急遽に減少した。二十一年度においては更に激減した。このとき日本國民は虚脱状態のどん底にあり、産業經濟は麻痺してインフレーションは日とともに昂進し、二十二年度においては一時破局的様相を呈した。二十二年度における契約保険金額は實に二百十億に達している。一年間にして過去三十年間の累積に匹敵するほどの契約高である。然し、これを物價指數とにらみ合わせて見た實質的價值はいくばくであろうか。いま、昭和十六年度(太平洋戦争前)の契約状況が最もよく當時の經濟状態とバランスをとつていたものとして、その後の契約状況を、昭和十六年を基準とする物價指數(日銀調査東京小賣物價指數による)によつて修正してみれば次表のごとくである。

年度別	件数	保険料額 (月額)	保険金額	一件平均	
				保険料	保険金
昭和十六年度	10,234,973	12,048,000 <sup>円</sup>	2,688,644,000 <sup>円</sup>	1.2	262.7
昭和十七年度	12,794,523	16,948,000	3,461,056,000	1.3	270.5
昭和十八年度	11,798,937	16,416,000	3,247,606,000	1.4	275.2
昭和十九年度	10,755,322	18,319,000	3,545,766,000	1.7	329.7
昭和二十年度	7,454,568	9,900,000	1,905,969,000	1.2	255.7
昭和二十一年度	3,007,201	1,065,000	198,332,000	.4	66.0
昭和二十二年度	5,285,502	4,037,000	711,618,000	.8	134.6

すなわち、昭和二十一年度において最低を示し、昭和十六年度に對する割合は保険料額9%、保険金額わずかに7%である。ぼう大な名目的契約高を示した二十二年度においてさえ、その實質的價值は保険料額34%、保険金額26%の實績に過ぎない。なお、これを昭和十六年度を基準とする指數によつて、物價指數との比較を見れば次表のごとくである。

年度別	件数	保険料額 (月額)	保険金額	一件平均		東京小賣 物價指數
				保険料	保険金	
昭和十六年度	100	100	100	100	100	100
昭和十七年度	125	145	133	117	106	103
昭和十八年度	115	149	132	125	114	109
昭和十九年度	105	186	161	175	153	122
昭和二十年度	73	149	127	200	174	179
昭和二十一年度	29	97	81	325	276	1,100
昭和二十二年度	52	993	784	1,883	1,518	2,962

すなわち、インフレーションの進行に對してあきらかに立ちおくれを示しているのである。これは簡易生命保險が國營であり、事業活動が法令によつて規定される結果、インフレの速度に應じて機敏の處置をとることができなかつたことにもよる。その最も大きなものは保險金の最高制限であつた。昭和二十三年一月に至り、ようやく二萬五千圓に引き上げられ、この結果、二十三年度以降の成績においては、かなり見るべきものがあつた。

なお、参考として昭和二十三年四月以降の月別新契約状況を示せば次のとおりである。

月別	件数	保険料額 (月額)	保険金額	一件平均	
				保険料	保険金
昭和二十三年					
四月	431,995	40,763,171 <sup>円</sup>	6,163,661,887 <sup>円</sup>	94.4	14,268 <sup>円</sup>
五月	641,635	65,356,809	9,613,734,917	101.9	14,983
六月	617,024	68,747,769	10,131,103,735	111.4	16,419
七月	566,341	64,634,659	9,405,503,915	114.1	16,607
八月	3,7263	45,342,871	6,471,327,227	114.1	16,290
九月	495,718	64,040,353	8,050,759,117	129.2	16,241
十月	679,168	101,104,658	10,886,270,706	148.9	16,029
十一月	595,209	90,966,081	9,758,365,143	152.8	16,395
十二月	*455,092	71,179,782	7,908,754,005	156.4	17,378

更に、昭和二十年度以降の新契約を保險種類別にその件數割合を見れば次表のとおりである。

年度別	保険種別					合計
	終身	四十年期	三十年期	二十年期	十五年期	
昭和二十年度	5.09	.43	2.96	16.39	75.13	100.00
昭和二十一年度	5.86	.19	1.44	10.96	81.55	100.00
昭和二十二年度	3.90	.11	.70	10.21	85.08	100.00

上表によれば、短期保険に集中する傾向は年度ごとに著しくなっている。すなわち、昭和二十一年度において終身保険がやや高率を示した以外は、四十年、三十年、二十年満期養老保険はすべて逐年減少し、ひとり十五年満期養老保険のみ増加している。いうまでもなく、インフレによる貨幣価値の不信が長期保険を排除することになった結果である。(第五表参照)

なお、昭和二十三年度の新契約について、契約者の産業別加入状況を調査したが、その結果によれば、件数においては製造工業の24.8%が最も多く、次いで農業の18.1%、商業の13.8%となり、三者で新契約件数の過半を占めている。更にこれを保険金額の面よりみると、製造工業の26.0%、商業の15.6%、農業の13.9%順となり、やはり過半数を占めている。ここに顕著な事実は、件数において農業は第二位であるが、保険金額においては第三位となり、また製造工業、商業がそれぞれ件数に比し、保険金額の百分比较高いということである。これは製造工業、商業においては平均保険金額が高く、農業においてはそれが低いことを示している。(第十七表参照)

### 消滅状況

#### 1. 死亡

年度別に見た死亡数及び死亡率は次表のとおりである。

年度別	件数	保険金額	一件平均 保険金	死亡率 (件数率)
昭和十七年度	655,918	139,109,122 <sup>円</sup>	212.1 <sup>円</sup>	.01089
昭和十八年度	811,784	186,940,825	230.3	.01152
昭和十九年度	872,813	216,312,984	247.8	.01098
昭和二十年度	952,421	260,927,322	274.0	.01100
昭和二十一年度	1,688,799	485,983,489	287.8	.01888
昭和二十二年度	1,425,451	496,172,321	348.1	.01587

上表によれば、昭和二十一、二十二年における死亡数は急激に増加し、これを死亡率によつてみても、かつてないほどの高率を示している。もちろん、戦死、戦病死、戦災死等に因るものであるが、特にこの年度に死亡が集中しているのは戦時中において死亡処理が著しく停滞し、戦後一般事務の整備とともにその処理を促進した結果によるものと思われる。したがつて実際には二十、二十一年度においては高率であつたが、二十二年度においては一般国民死亡率の低下と相俟つて、簡易保険においても著しく好轉しているといわなければならない。この傾向は二十三年度の実際死亡率によつてみて、なお明らかである。

#### 2. 解約失効

年度別の解約失効数及び解約失効率は次表のとおりである。

年度別	件数	保険金額	一件平均 保険金	解約失効率 (件数率)
昭和十七年度	696,150	177,624,617 <sup>円</sup>	255.2 <sup>円</sup>	.01155
昭和十八年度	786,561	207,346,874	263.6	.01117
昭和十九年度	917,711	266,982,518	290.9	.01154
昭和二十年度	501,438	164,864,075	328.8	.00581
昭和二十一年度	1,284,870	442,166,069	344.1	.01440
昭和二十二年度	1,442,972	885,111,660	613.4	.01607

昭和十七年度より二十年度までの解約失効率は創始以来かつてない低率を示した。すなわち、契約高の増加に比して、解約失効数はそれほど多くなかつたのである。解約のごときは、その實数においてさえ、かえつて減少を示している。(第一表参照)これに反し、終戦後二十一、二十二年においては、漸次増加の傾向を示している。これは死亡の場合におけると同様一般事務が整備促進されるとともに、加入者にとって保険価値を喪失した少額契約を整理せんとする傾向が強くなつてきたためであつて、今後もなお一層増加するであろう。

### 普及状況

各年度末における現在契約高は次表のとおりである。(第一表参照)

年度別	件数	保険料額 (月額)	保険金額	一件平均	
				保険料	保険金
昭和十六年度	54,561,194	53,459,718 <sup>円</sup>	11,400,596,810 <sup>円</sup>	1.0	209.0 <sup>円</sup>
昭和十七年度	65,261,255	68,752,565	14,566,143,259	1.1	223.2
昭和十八年度	74,807,524	84,142,799	17,644,858,077	1.1	235.9
昭和十九年度	83,309,351	103,728,774	21,464,529,229	1.2	257.6
昭和二十年度	88,927,687	119,236,453	24,420,486,386	1.3	274.6
昭和二十一年度	88,301,468	125,831,344	25,599,848,603	1.4	289.9
昭和二十二年度	89,874,537	237,665,845	45,208,457,455	2.6	503.0

すなわち、昭和二十二年末における契約高は實に四百五十二億圓に達している。これを昭和十六年度末に比すれば、件数二倍弱、保険料額四倍半、保険金額四倍である。但し、二十一年度において、消滅件数が新契約件数を超過していることは全く異例に属することである。なお、昭和二十二年末における契約高の、人口(昭和二十二年十月一日現在國勢調査人口による)千人に対する普及割合を見れば、件数1,106件、保険金額566,782圓であつて(第十四表参照)、すなわち、一人當件数1.1件、保険金額567圓である。

なお、これを別の観点よりすれば、昭和十五年六月末及び昭和十八年七月末における人口千人につき簡易保険の被保険者数はそれぞれ426人と702人である。(この調査は各調査期現在の契約につき千分の一の抽出統計の方法により調査したものであるが、その後この種の調査は行われていない)これによつて推定すれば、昭和二十二年末においては少くとも八割以上の國民は簡易生命保険の加入者であるといふことができる。しからば、被保険者一人當の加入件数は1.5件、保険料は4圓、保険金額は750圓と推算され、最近の經濟情勢にかんがみて少額に過ぎるといわなければならない。

### 收支計算

簡易保険事業は創始以来その收支の内容は極めて順調な推移を辿つてきたのであるが、昭和十二年七月日支事務の勃発以後は戦死、戦災死に對する多額の保険金支拂によつて遂に死差損を生ずるに至つた。更に二十年八月の終戦後は急激なインフレーションの昂進に依つて、小口保険を標榜する本事業の事業費を著しく昂騰させ、そのうえ、國民所得の實質的低下並びに一部勞働事情に依る新契約の不振から、最近は事業收支の均衡を著しく阻害するに至つた。すなわち、これを昭和二十二年の實績についてみるに、

年度別	事業費率
昭和元年度	.1587
昭和五年度	.1504
昭和十年度	.1553
昭和十五年度	.1587
昭和十六年度	.1562
昭和十七年度	.1451
昭和十八年度	.1331
昭和十九年度	.1309
昭和二十年度	.1751
昭和二十一年度	.3906
昭和二十二年度	.7143

収入総額は3,760,513千圓で、このうち保険料収入は3,132,851千圓、運用収入は269,432千圓、雑収入は358,231千圓である。これに對し、支出総額は2,791,755千圓で、このうち事業費は2,237,682千圓、支拂保険金は501,592千圓、還付金は52,841千圓であり、差引き積立金繰入額は968,758千圓である。結局、年度末積立金の總額は6,863,881千圓となり、計数的には相當の飛躍を遂げたのであるが、これはもちろん、インフレに基づく名目的膨脹に過ぎないのである。いま、その内容をやや詳細に觀察すれば、まず事業費の収入保険料に對する割合は左表に示す通り、昭和元年度から十六年度までの十六年間は常に一割五、六分に止り、十七年度からは更に低下し、十九年度においては.131となり、事業創始以来の最低率を示すに至つた。しかるに、翌二十年の終戦を契機として急増に轉じ、二十年度は.175、二十一年度は.391、

二十二年度は實に.714にまで上昇し、遂に事業費は収入保険料の七割餘を消費するに至つたのである。

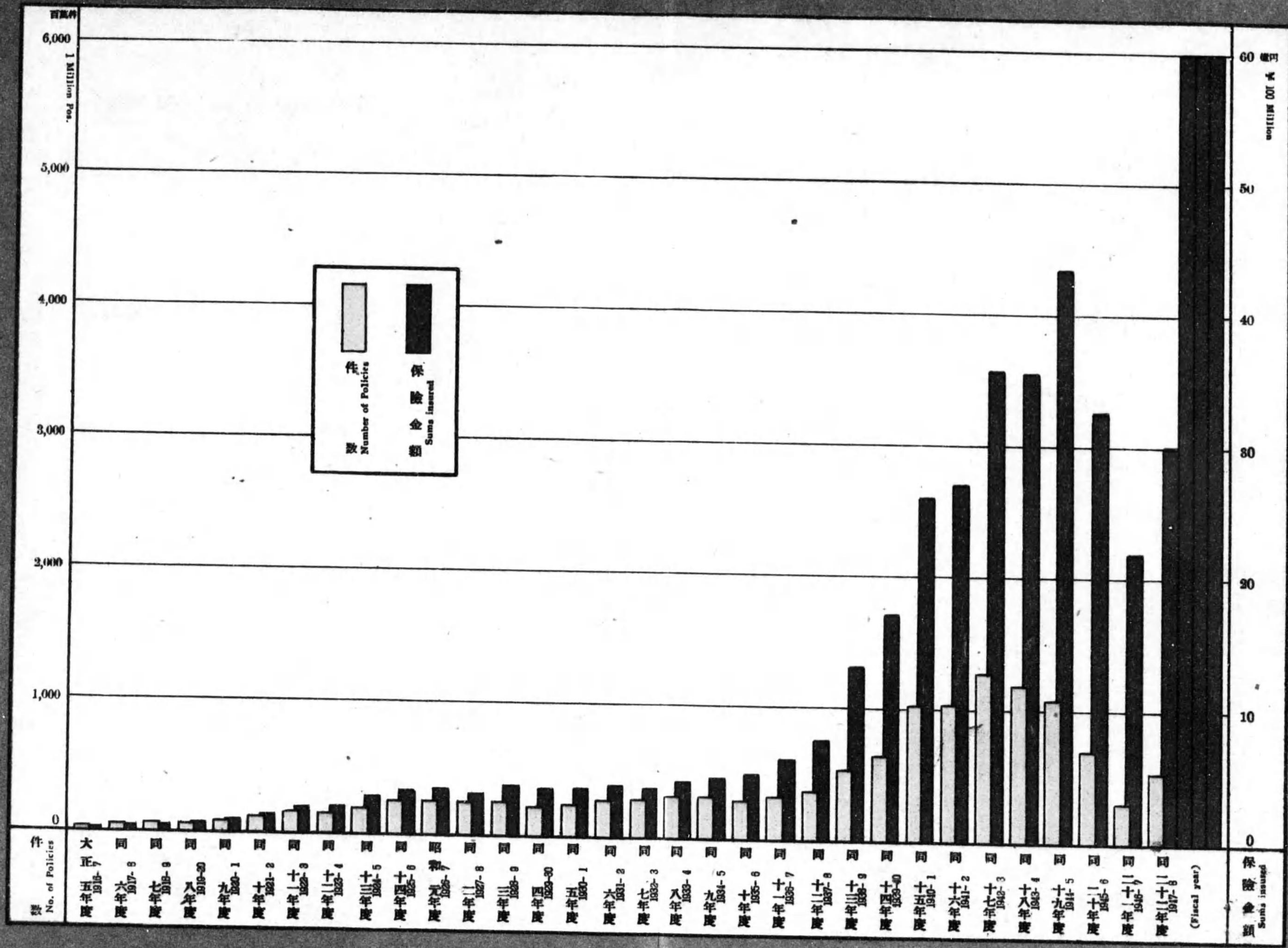
かくのごとく、本事業の收支の現況は極めて悪条件下におかれ、その内容も相當逼迫しつつあつたのであるが、その後これが收拾策として、まず事業費の増嵩に対しては極力事業の合理化を図るとともに、保険料率も事業經理に適應した新料率に改訂し、また良質高額契約の大量募集により、平均コストの低下並びに収入保険料の増收を企図した。その結果は着々効を奏し、新契約一件平均額は次表に示すごとく、昭和十九年度に比較して、平均保険料において七十五倍、平均保険金において四十四倍の著増を示している。

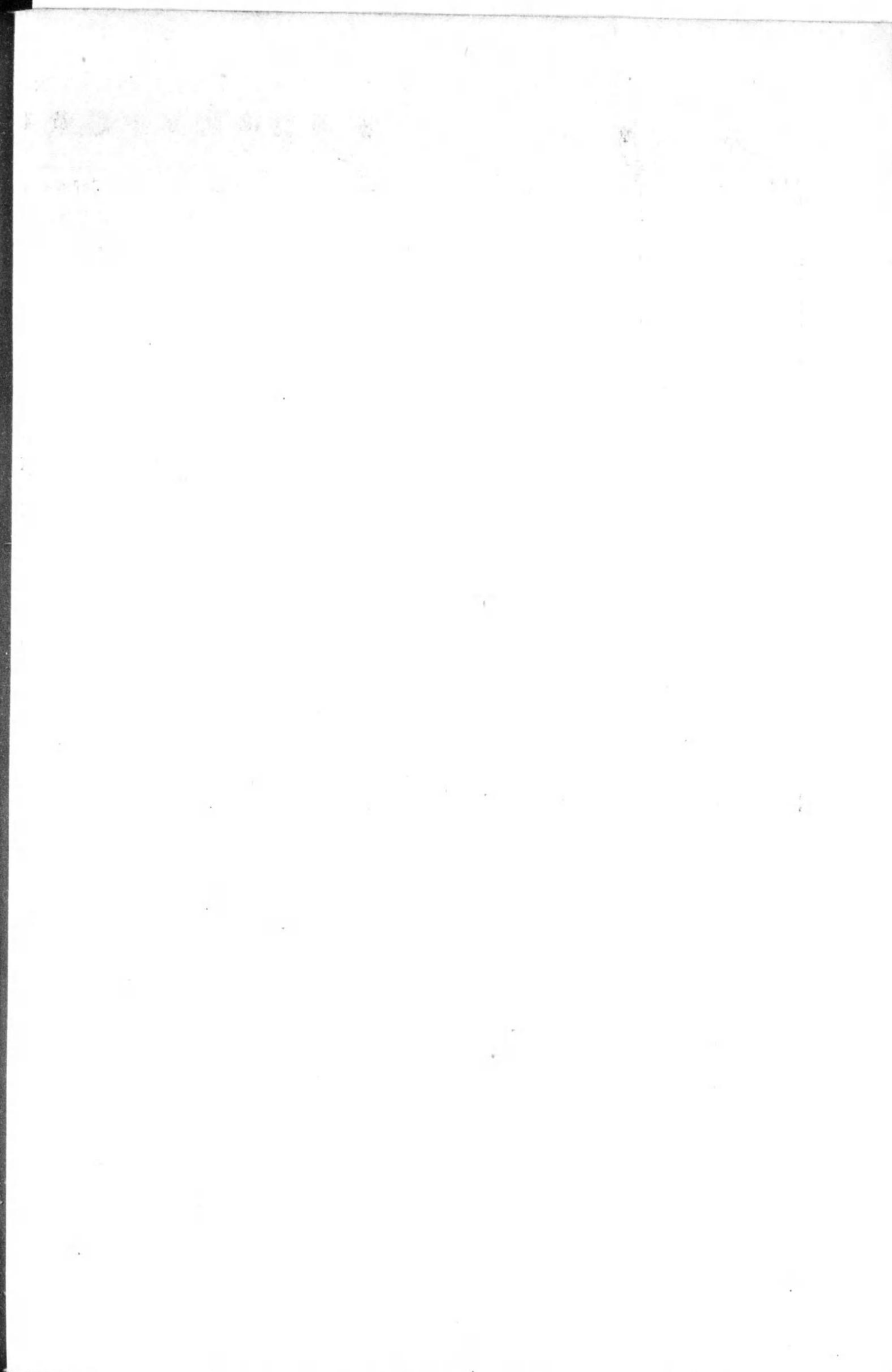
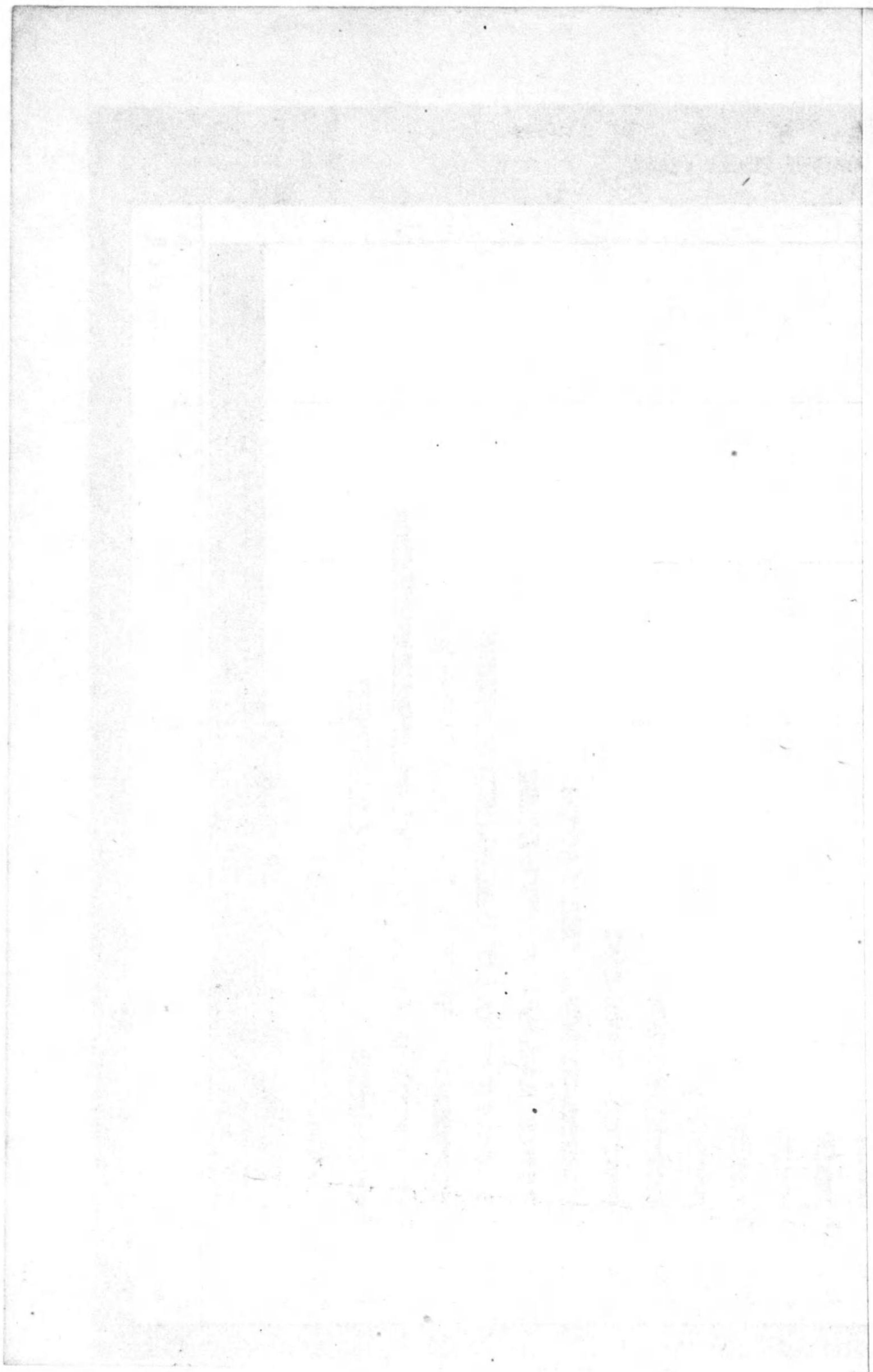
年 度 別	新 契 約 件 数	全 上 平 均 保 險 料	全 上 平 均 保 險 金
昭 和 十 九 年 度	10,755,322	円 2.1	円 402
昭 和 二 十 年 度	7,454,568	2.4	458
昭 和 二 十 一 年 度	3,007,201	3.9	726
昭 和 二 十 二 年 度	5,285,502	22.6	3,988
昭 和 二 十 三 年 度 (四月~十二月)	4,879,445	125.5	16,065

かくして事業費率は昭和二十三年度及び二十四年度においては相當遞減する見透しである。また戦死保険金の支拂高も急激に減少しつつあるので、かかる情勢をもつてすれば、事業收支のバランスもここ二、三年を出ないで従来通り均衡を保持し得るものと思われる。(第十五表参照)

第一圖  
Diagram No. 1

新契約高累年比較 (28頁參照)  
COMPARATIVE NEW BUSINESS FOR THE FISCAL YEARS (See P. 28)



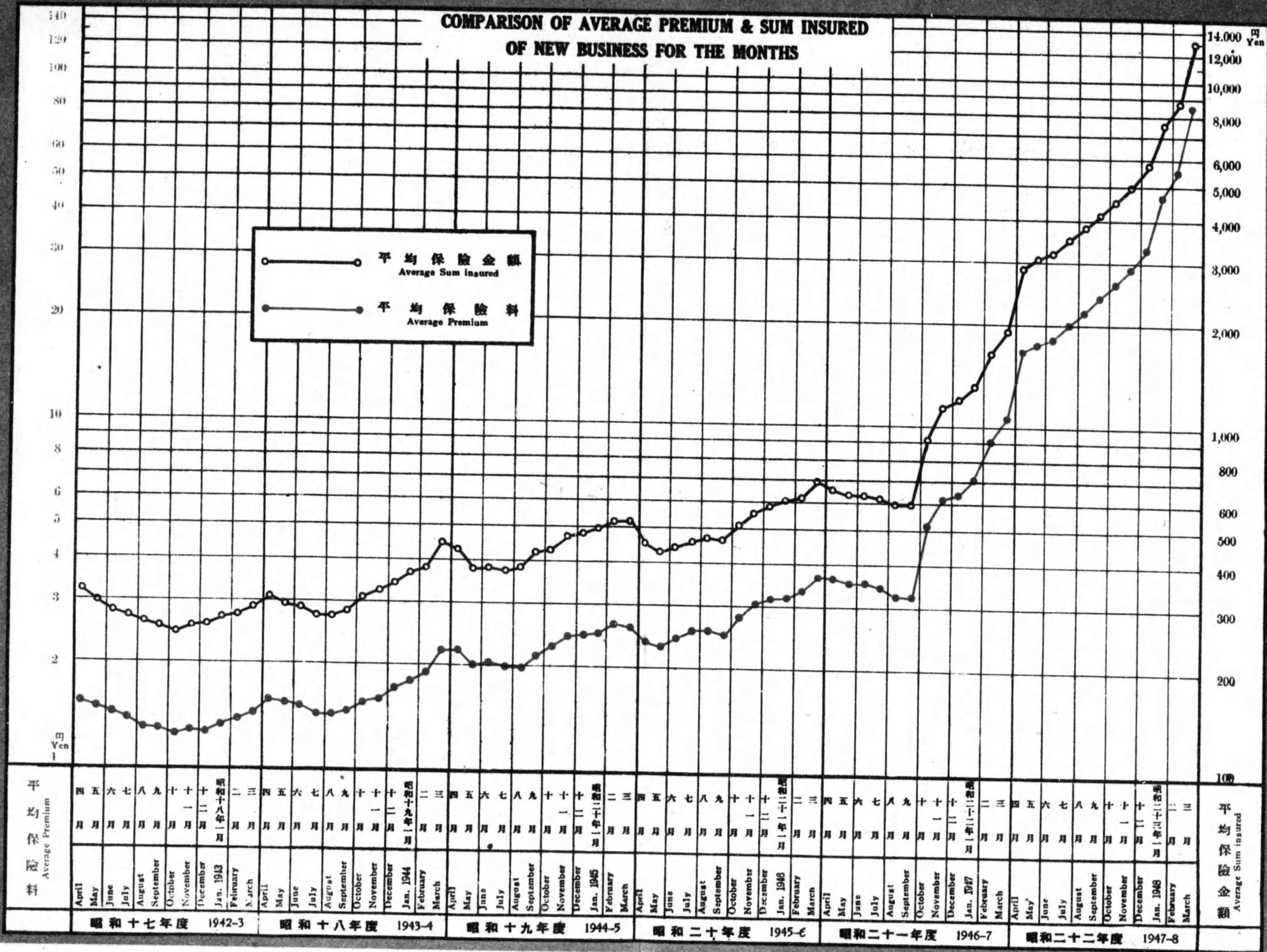


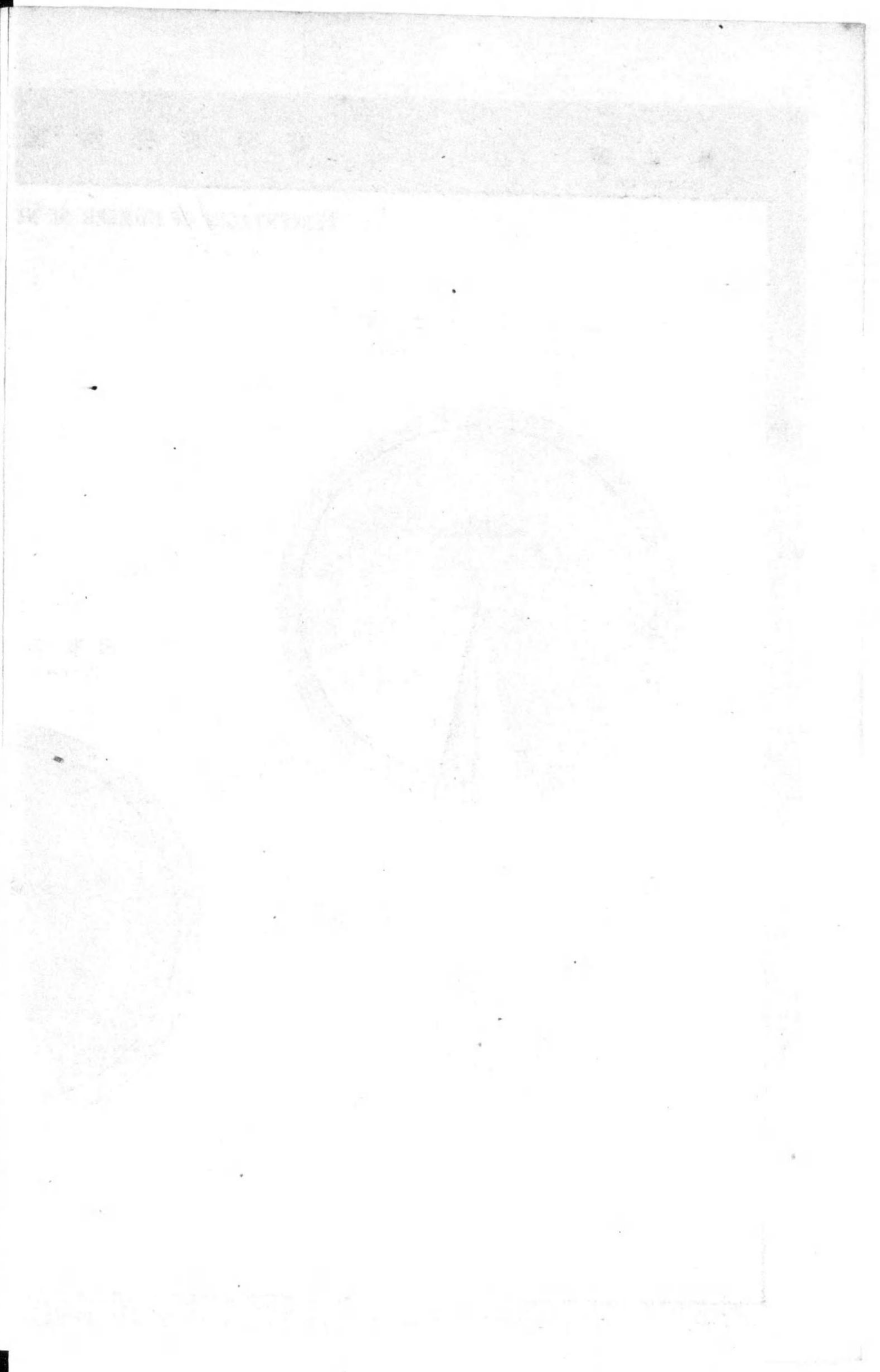
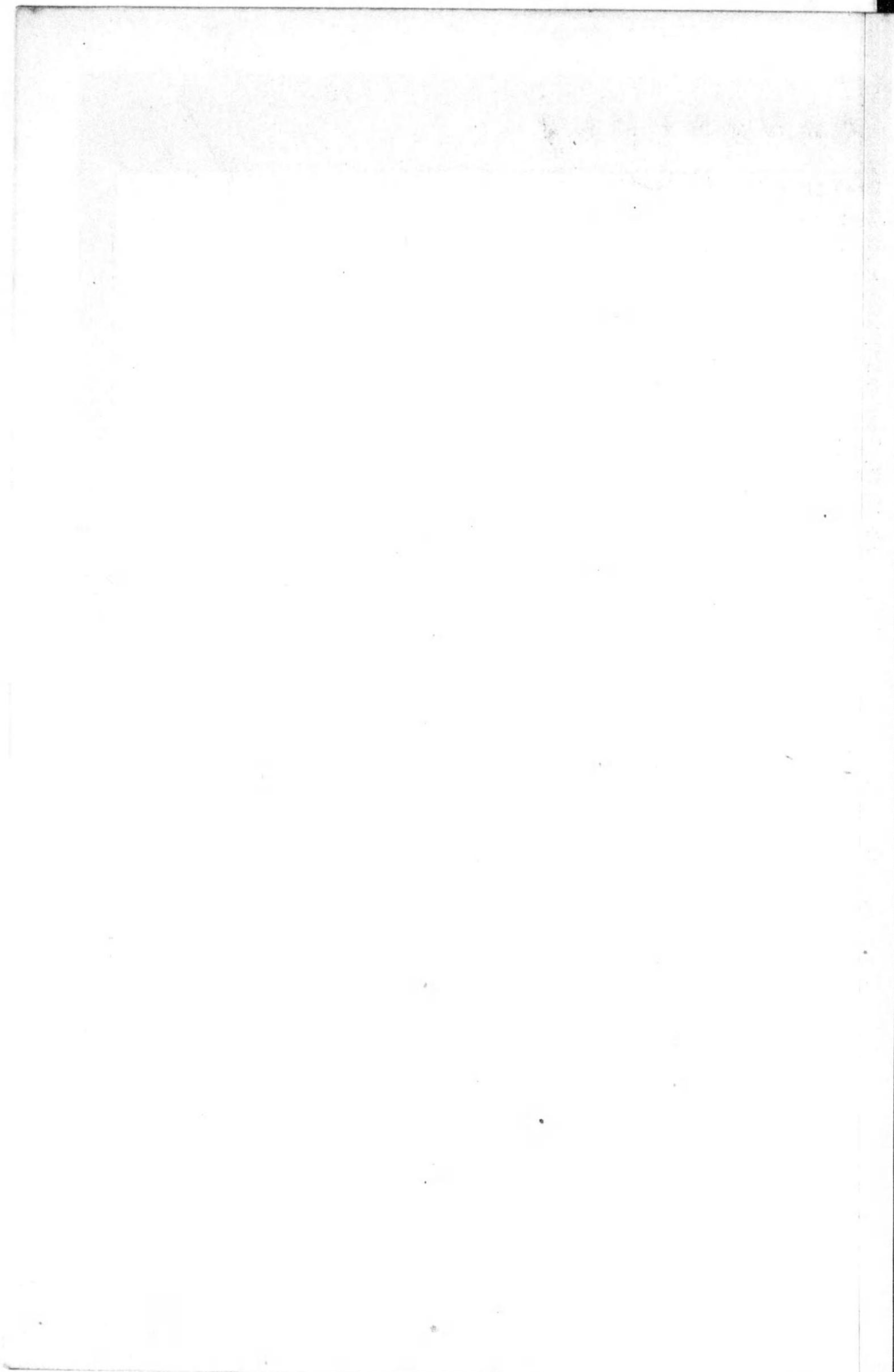


第二圖  
Diagram No. 2

新契約平均保險料及平均保險金額月別比較

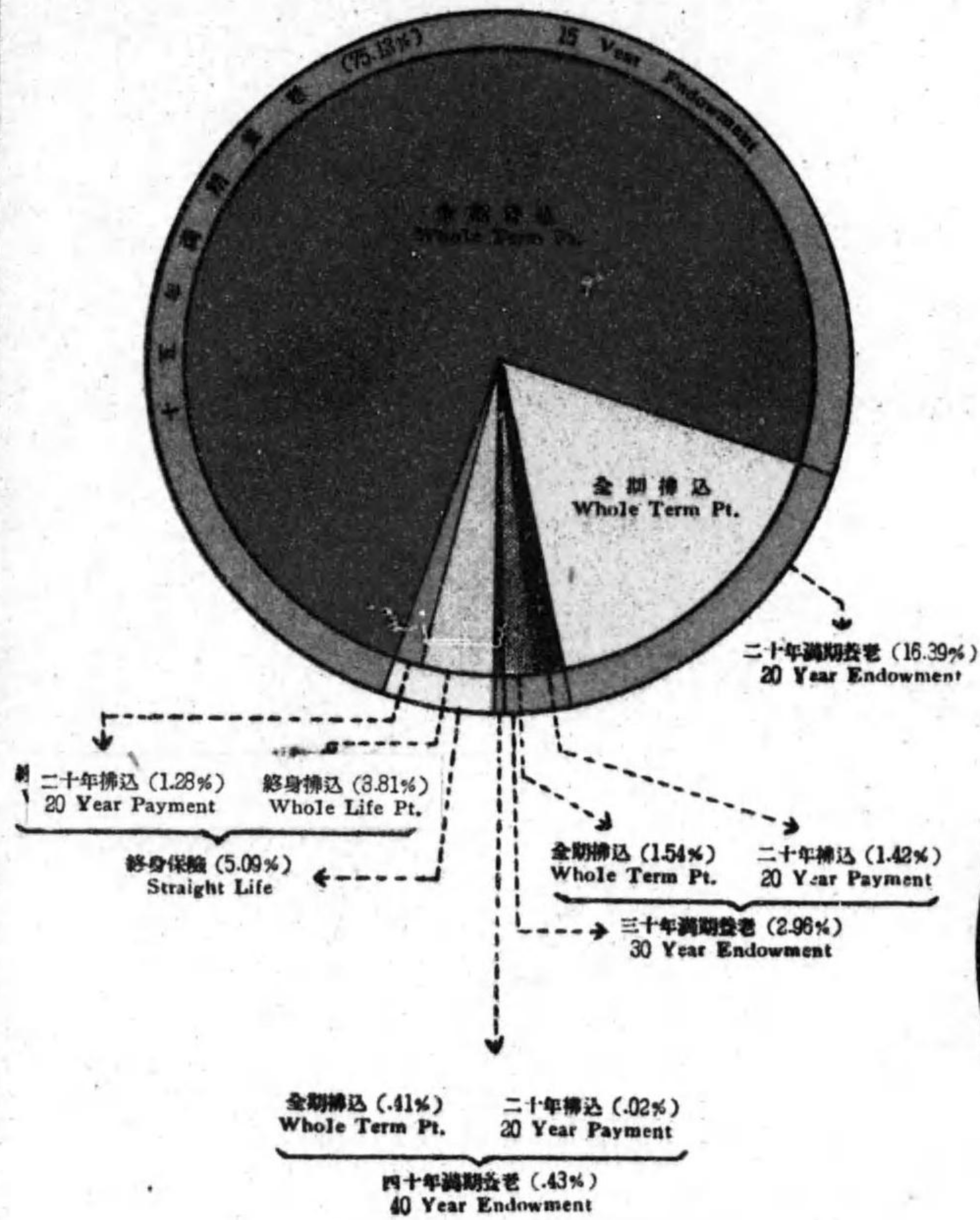
COMPARISON OF AVERAGE PREMIUM & SUM INSURED  
OF NEW BUSINESS FOR THE MONTHS



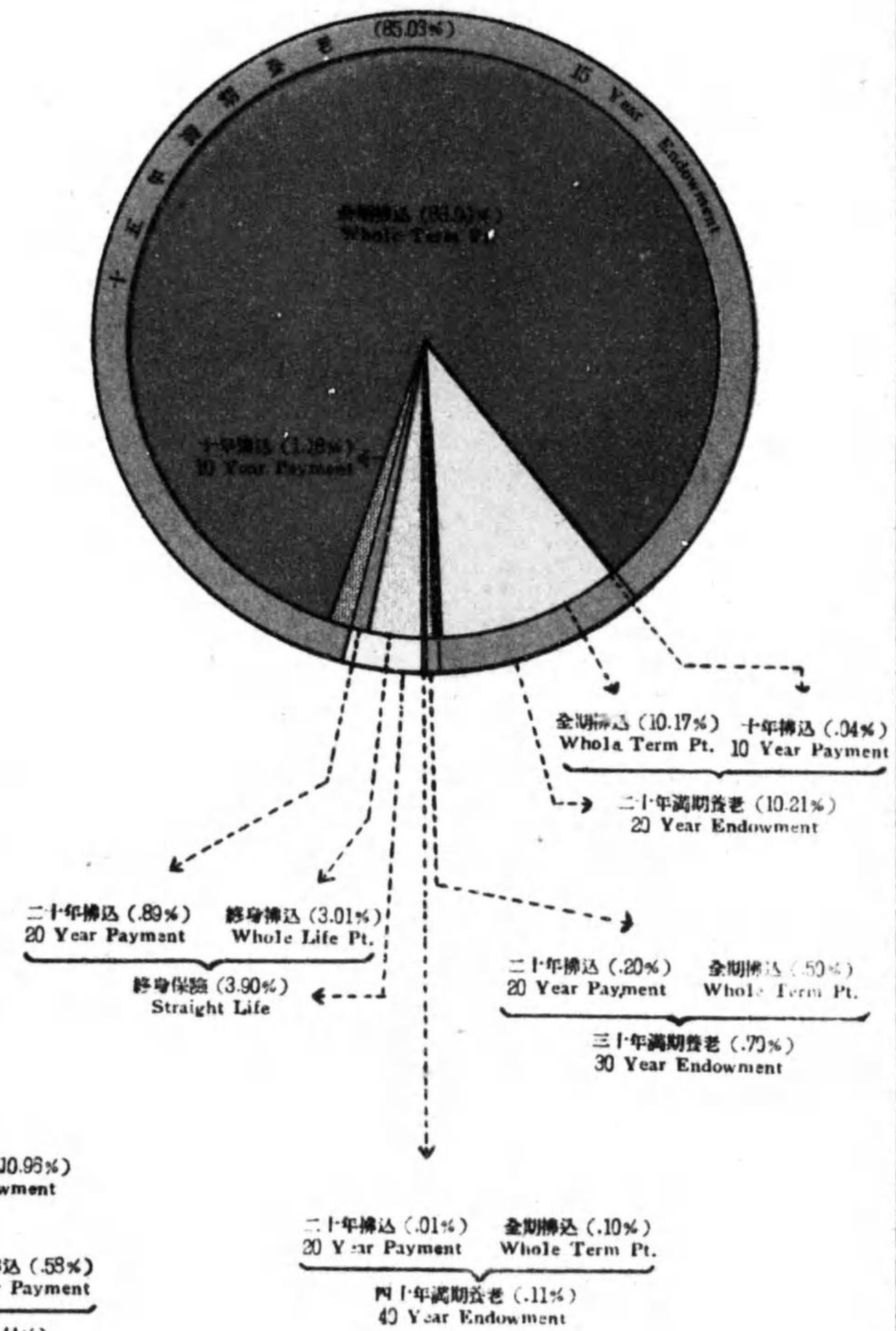


PERCENTAGES OF NUMBER OF NEW BUSINESS BY KINDS OF POLICY  
(See P. 60)

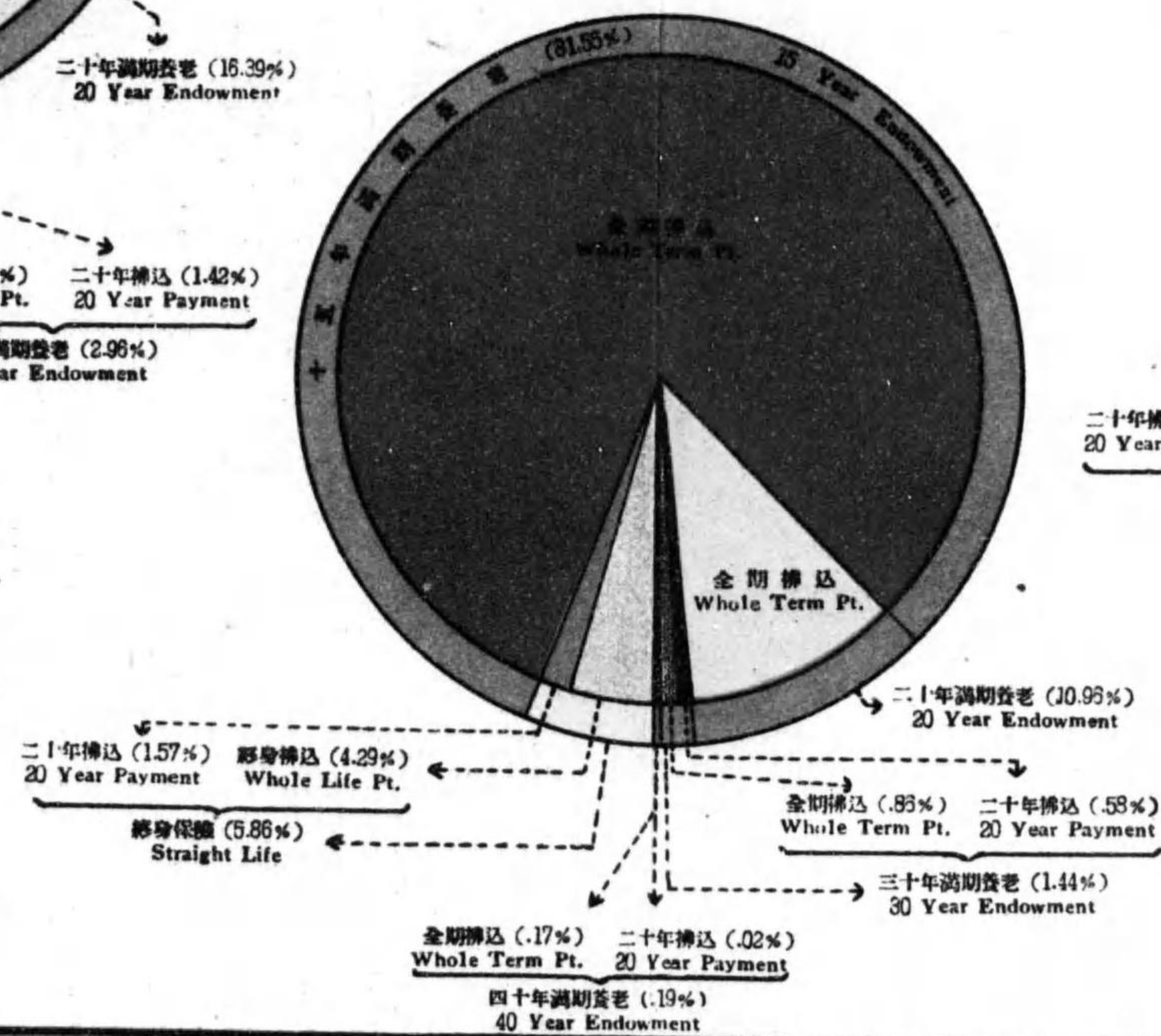
昭和二十年度  
For the Fiscal Year 1945-6

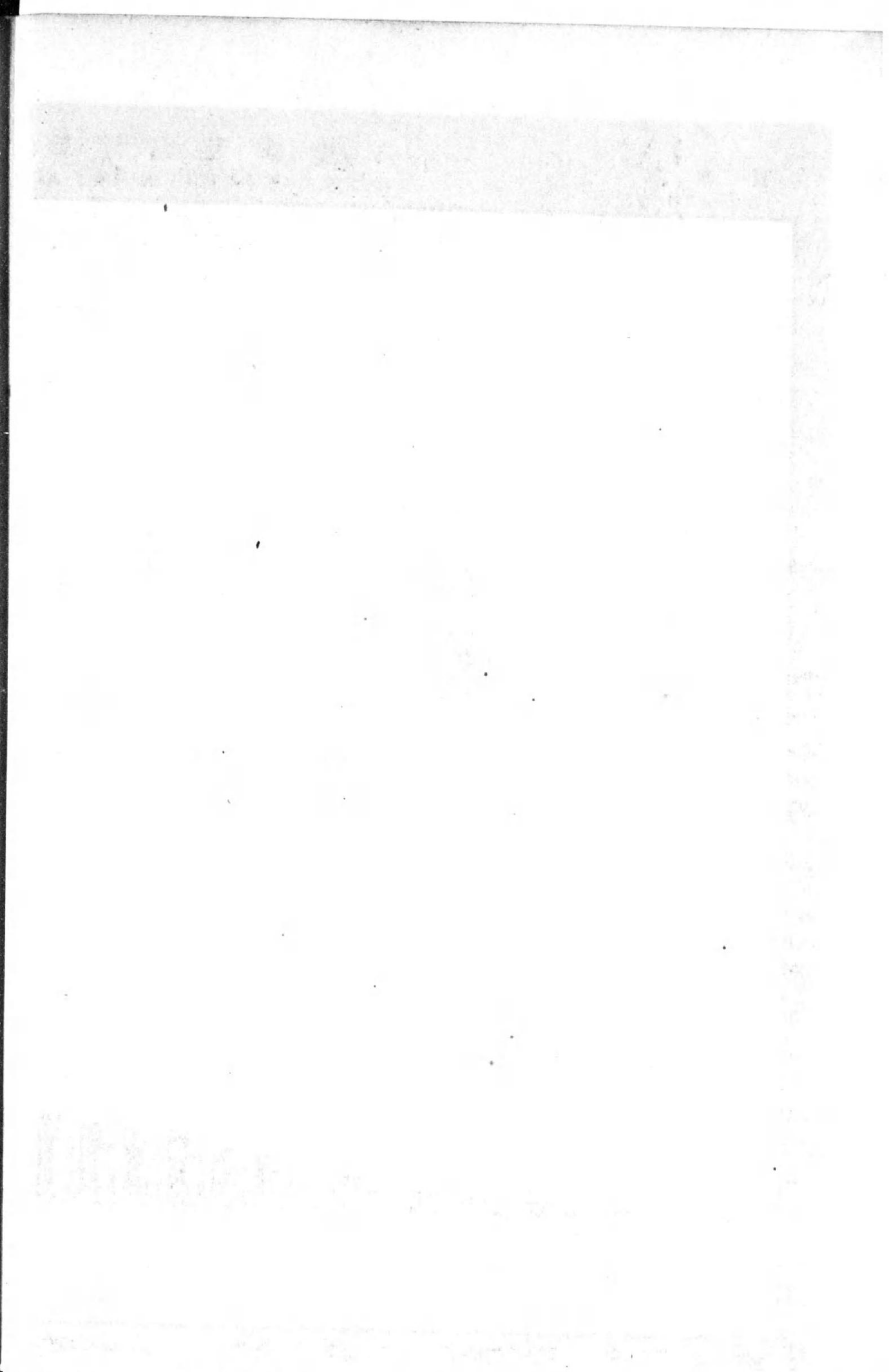
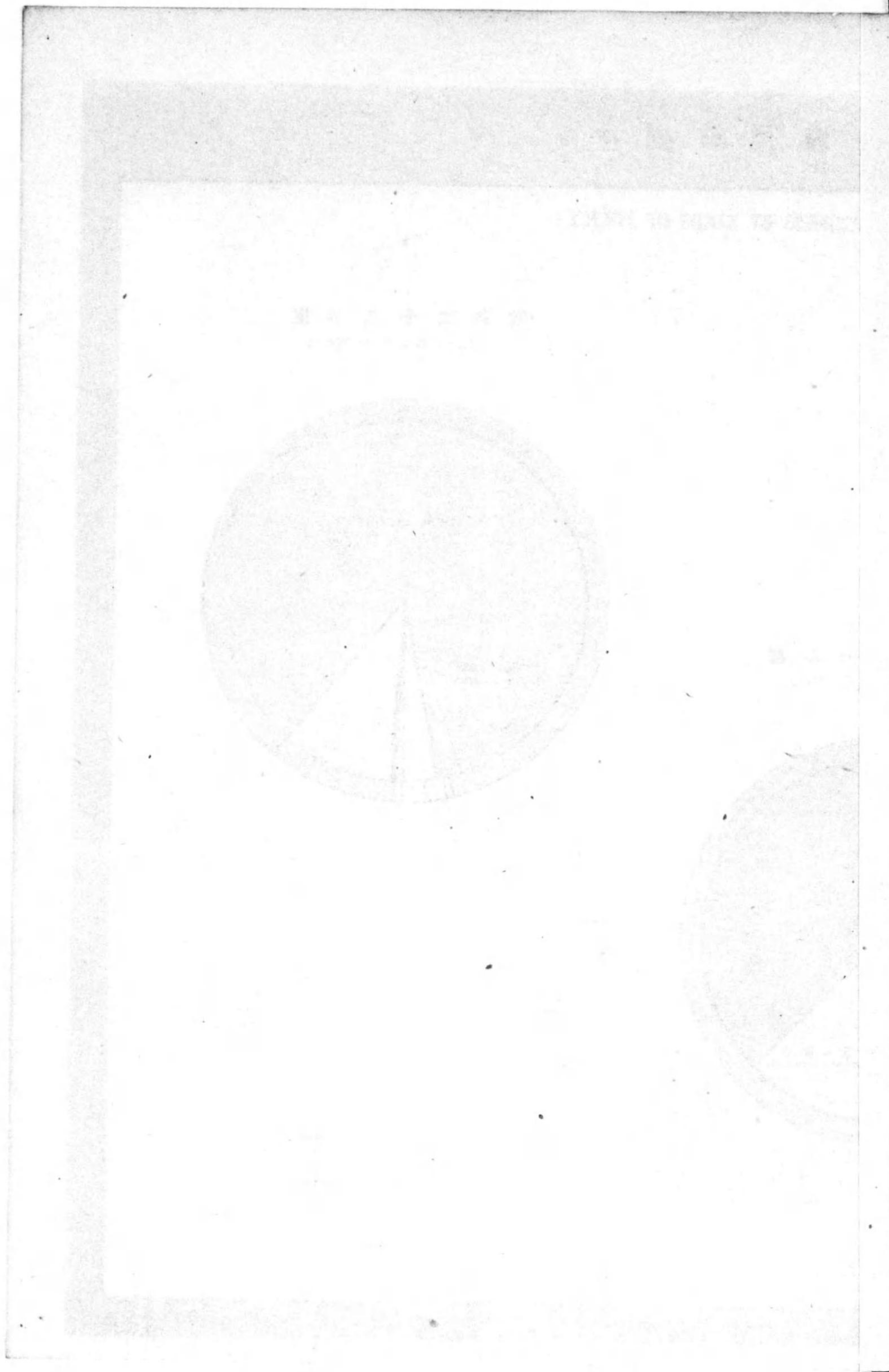


昭和二十二年度  
For the Fiscal Year 1947-8



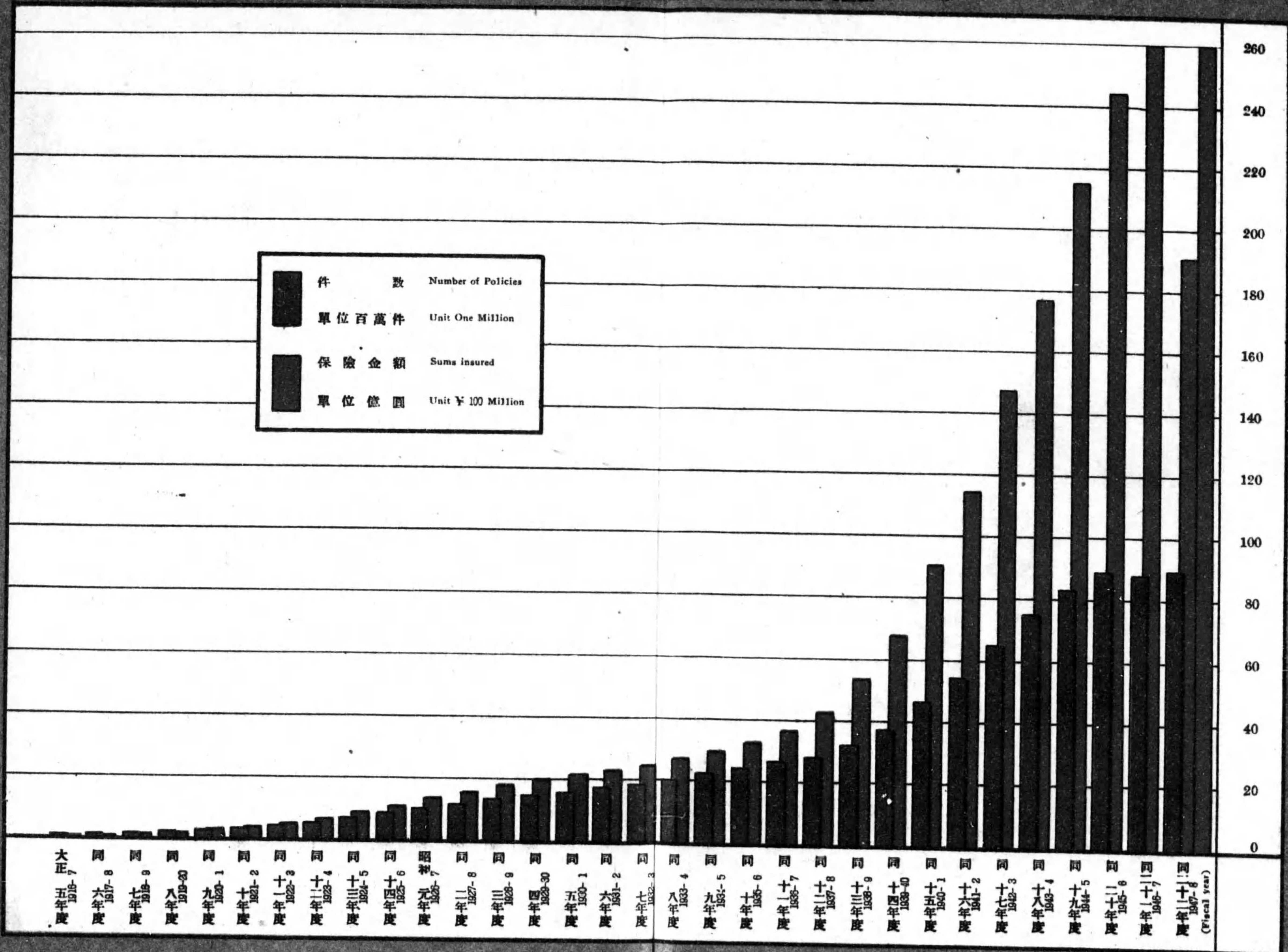
昭和二十一年度  
For the Fiscal Year 1946-7

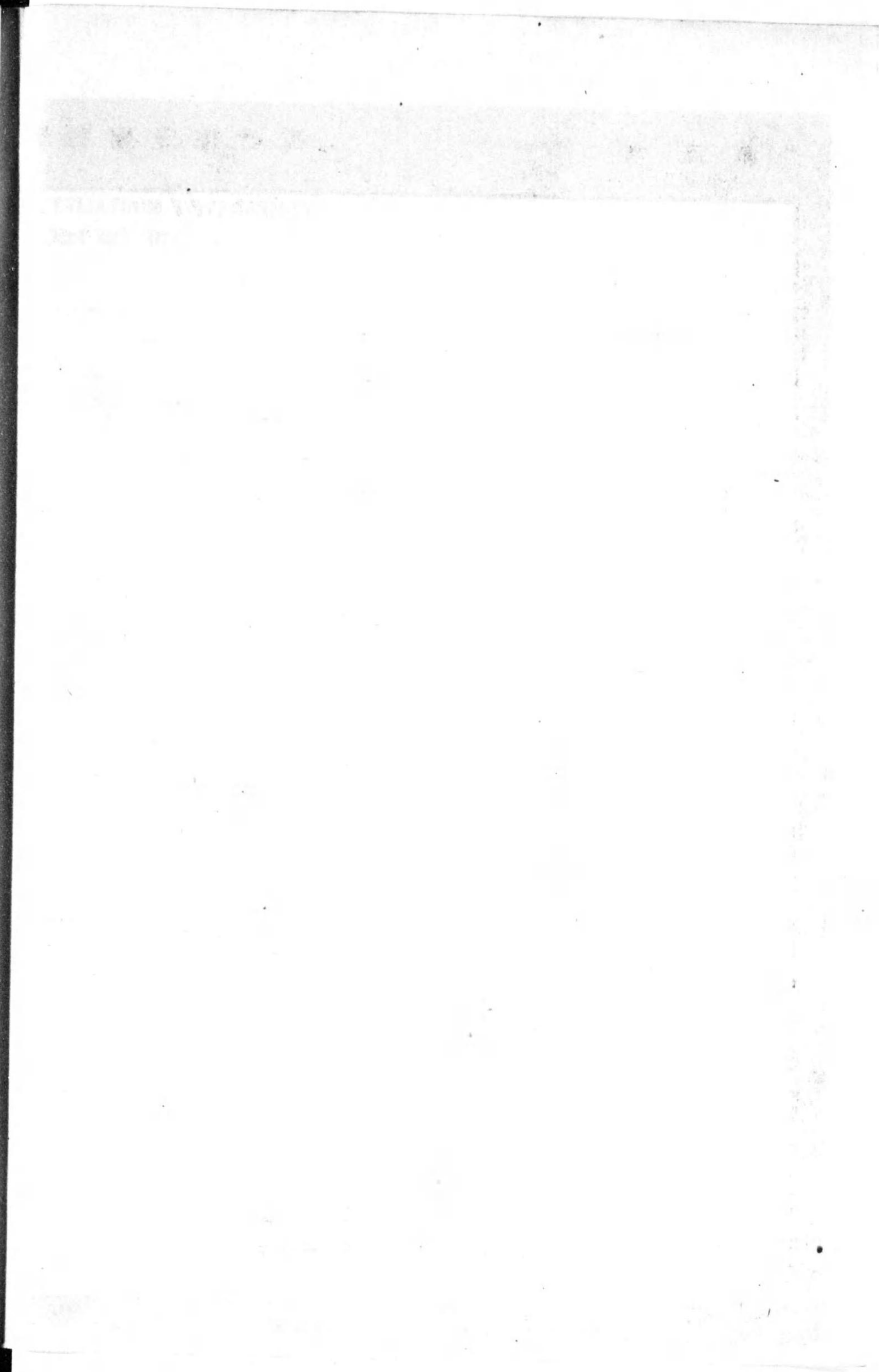
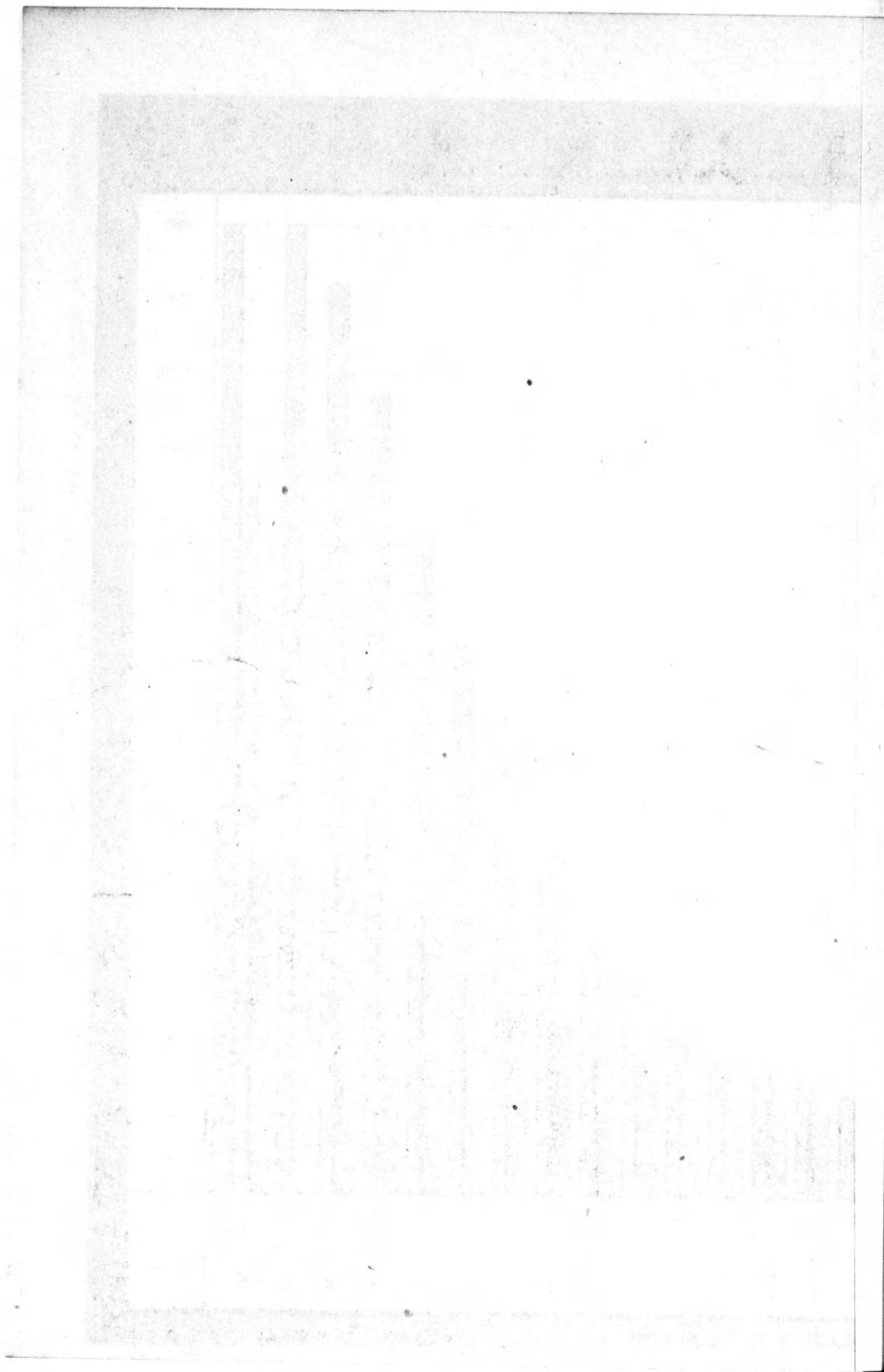




第四圖  
Diagram No. 4

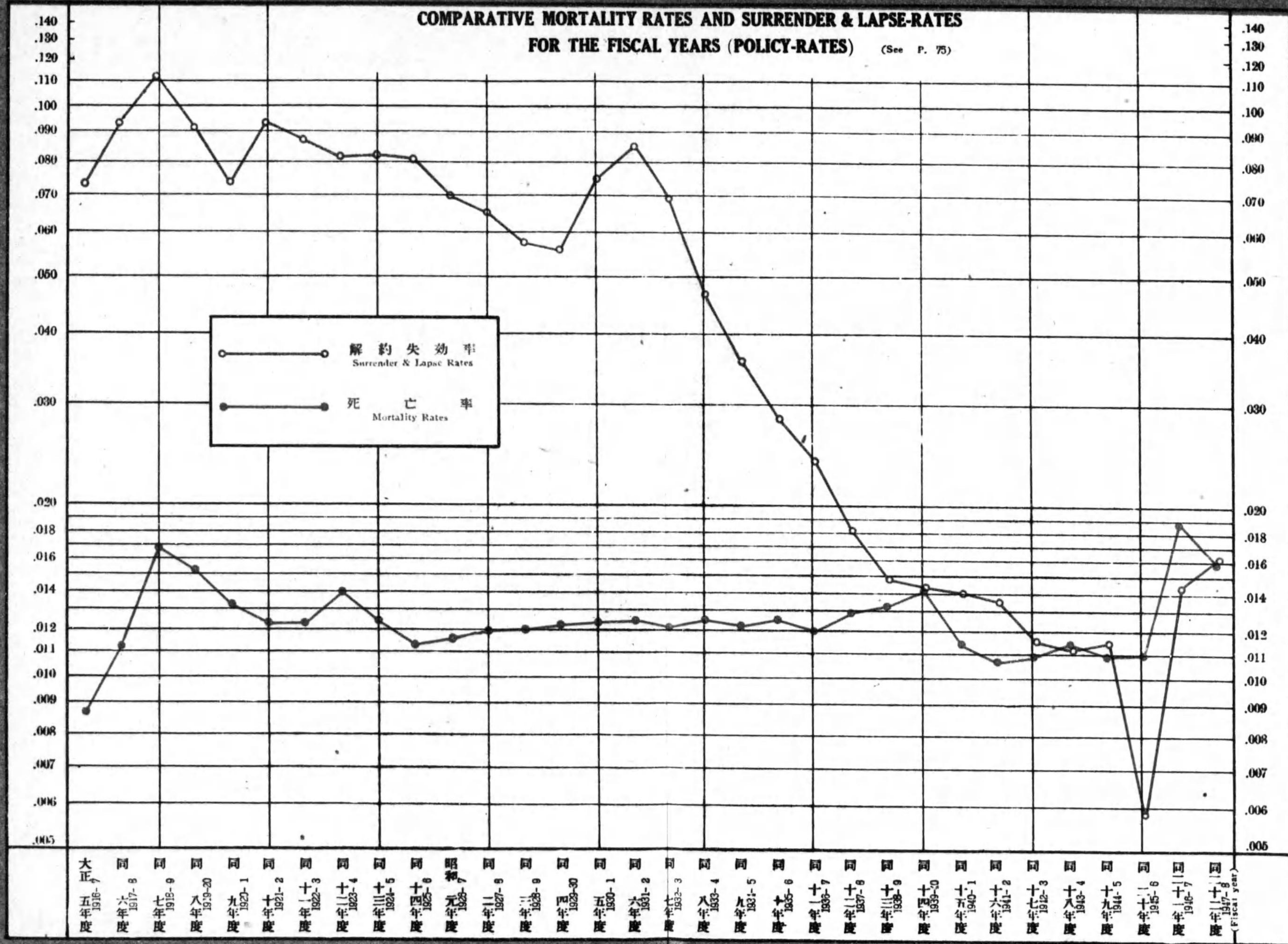
年度末現在契約高累年比較 (1917-1928)  
COMPARISON OF POLICIES IN FORCE AT END OF EACH FISCAL YEAR (1917-1928)

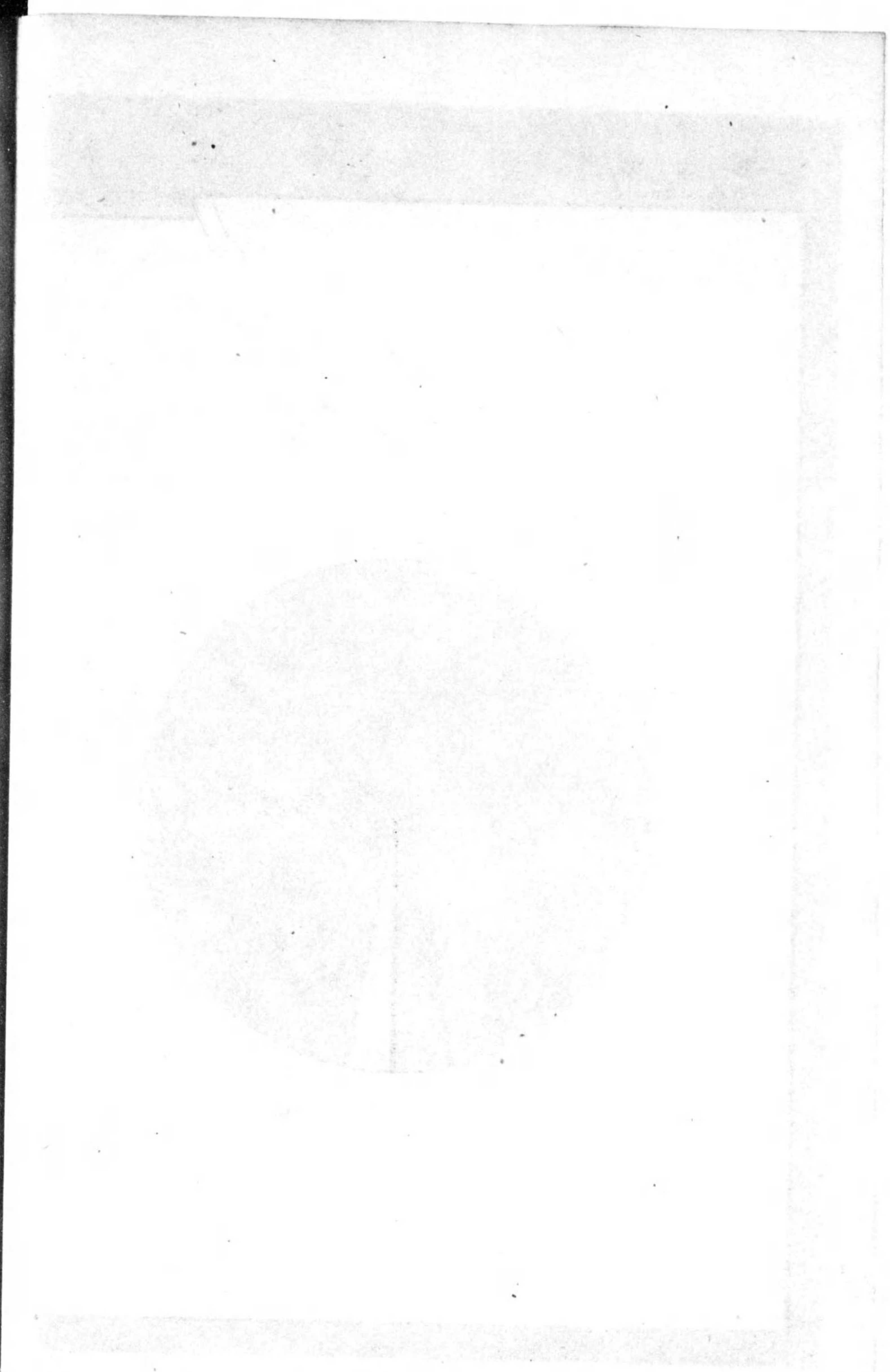
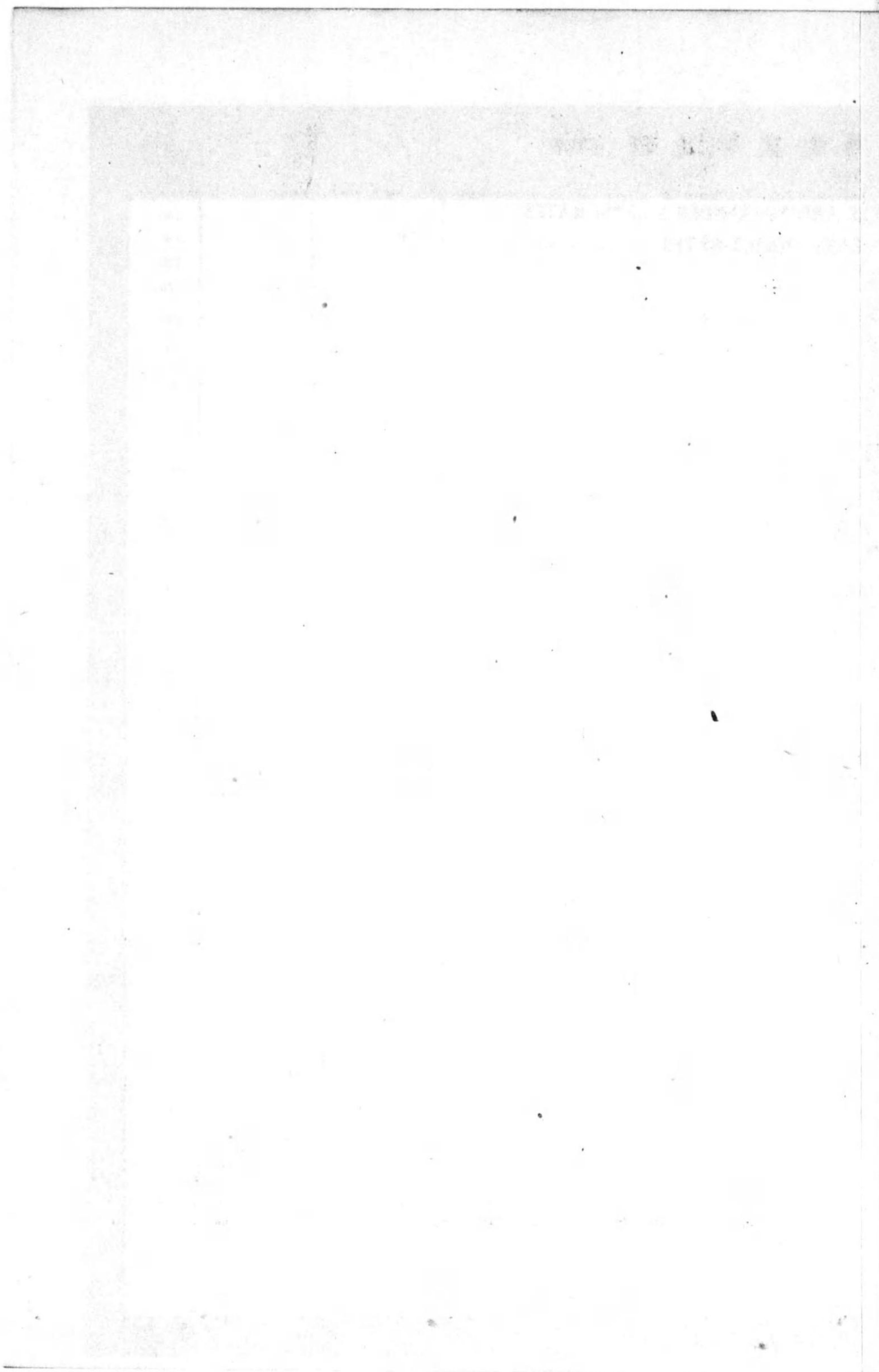




第五圖  
Diagram No. 5

死亡率及解約失効率逐年比較 (件數率)  
(75 1198)

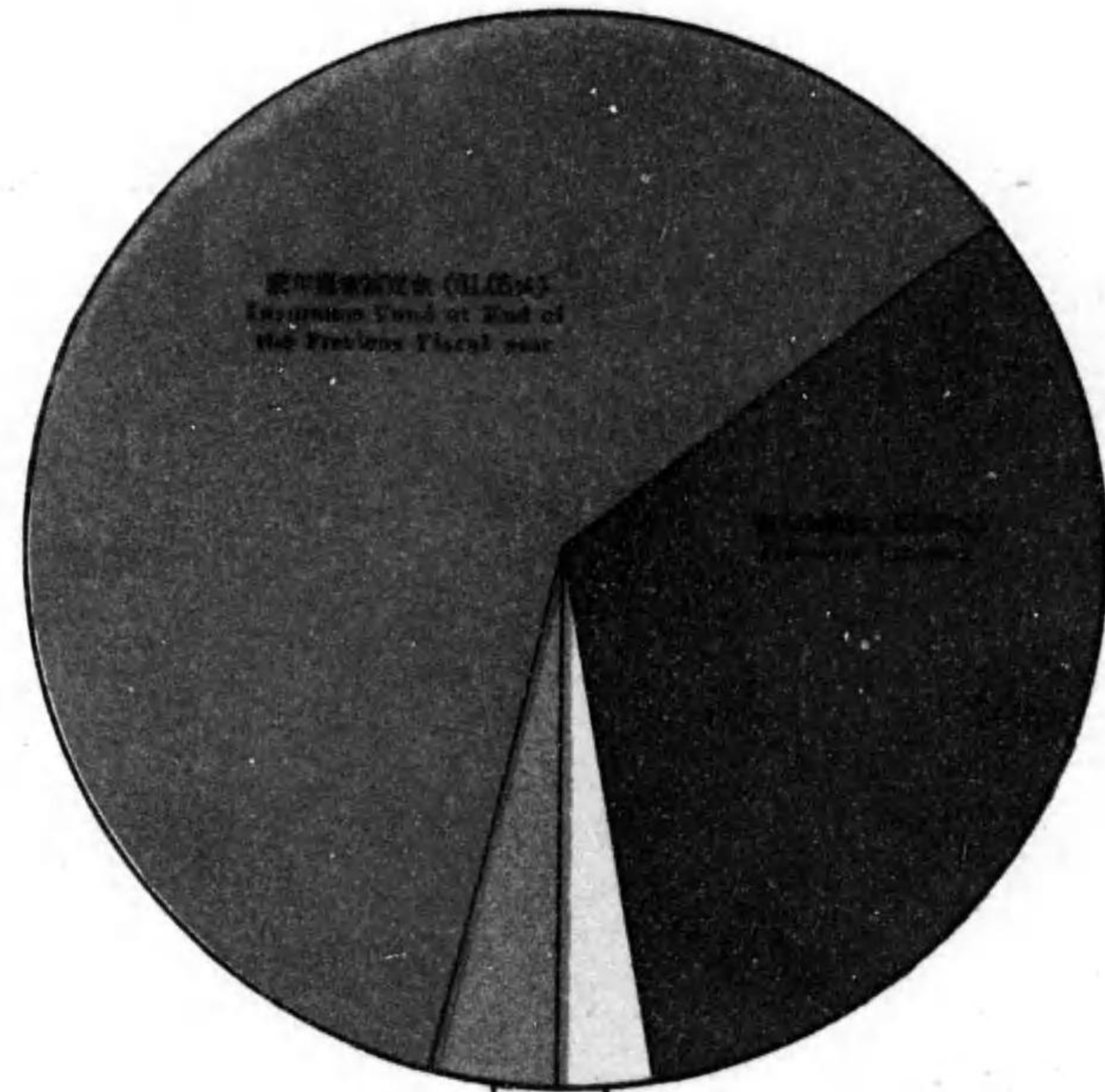






REVENUE ACCOUNT (See P. 80)

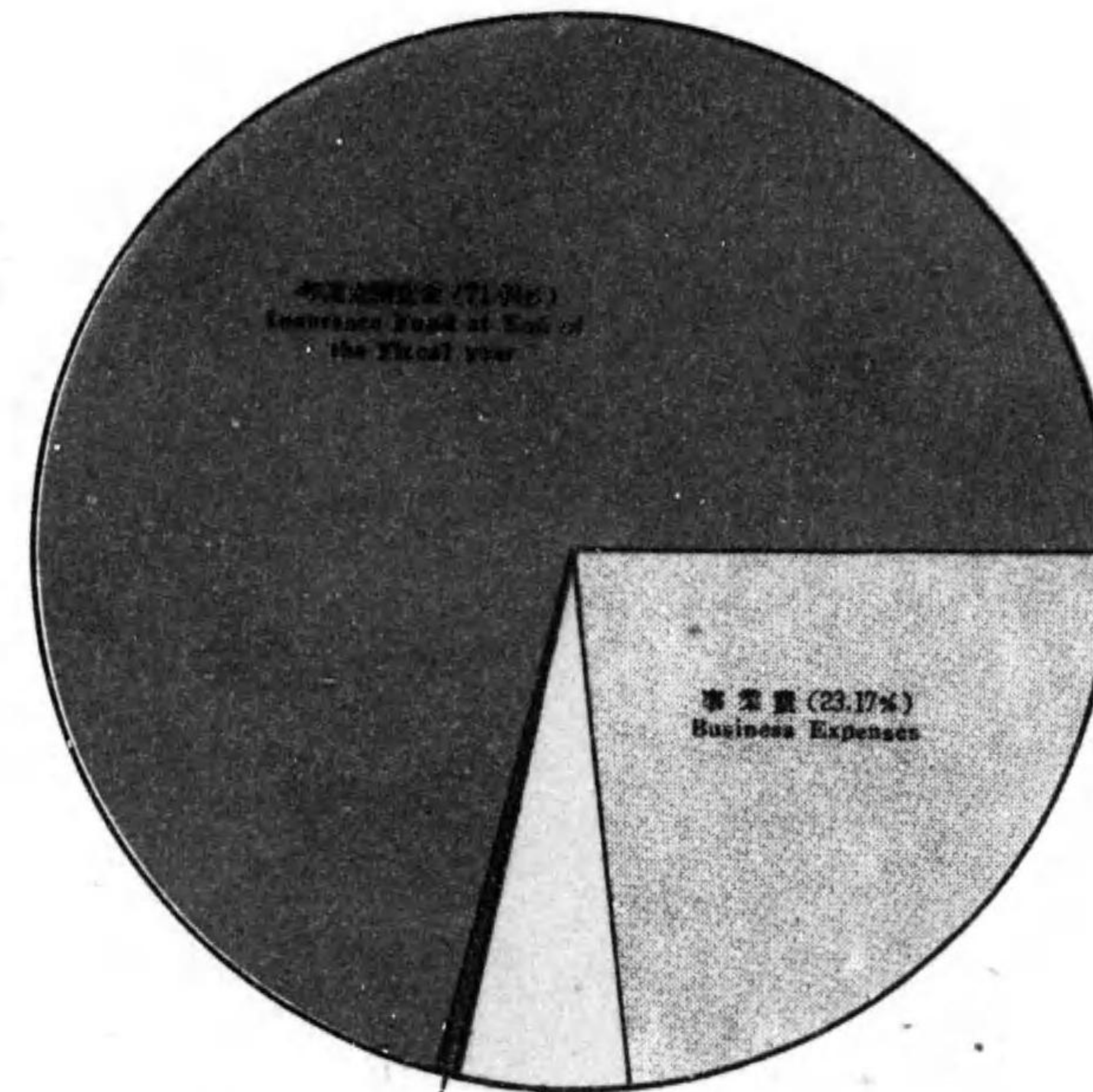
收 入  
Incomes



雜收入 (3.71%)  
Others

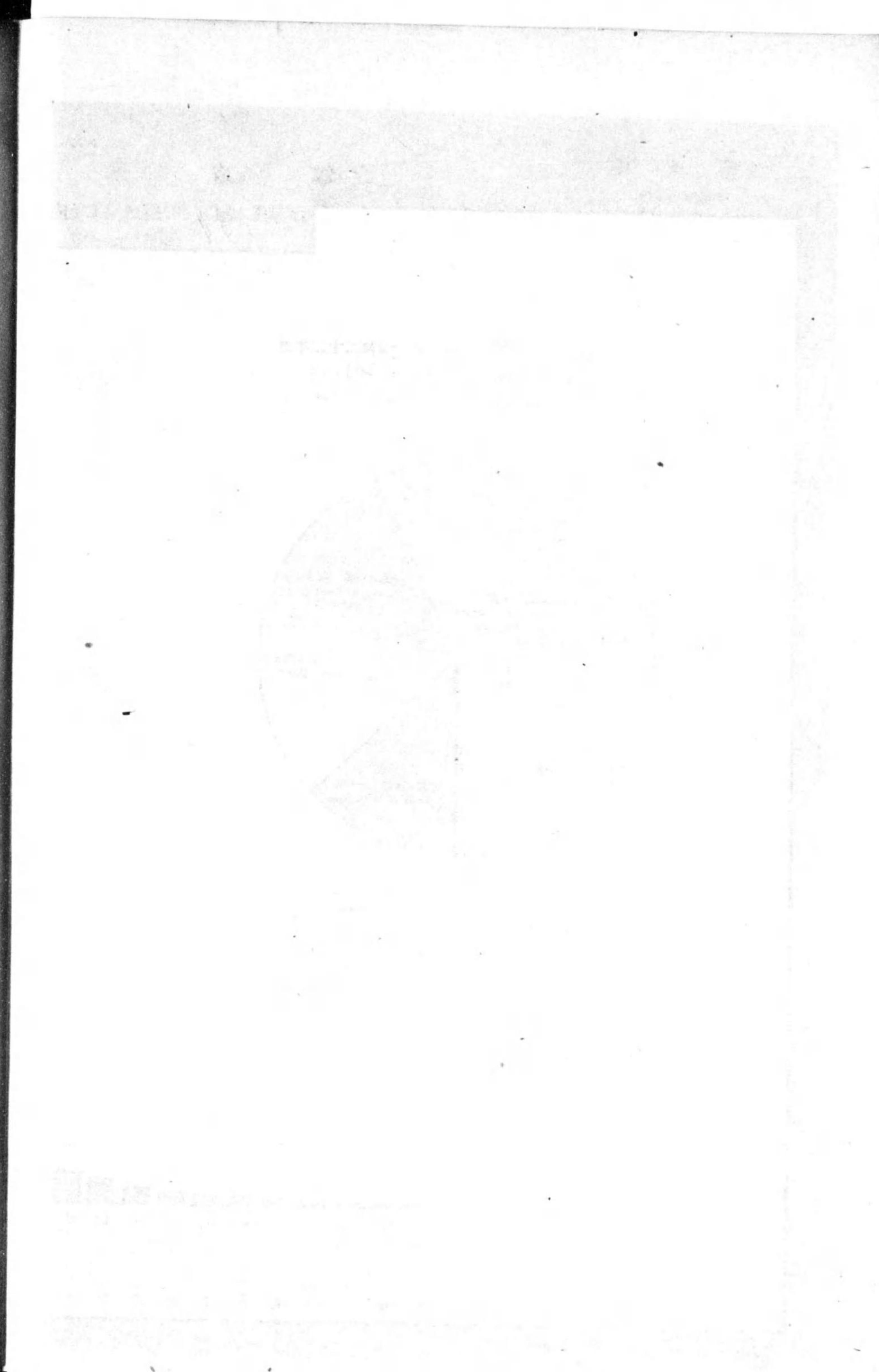
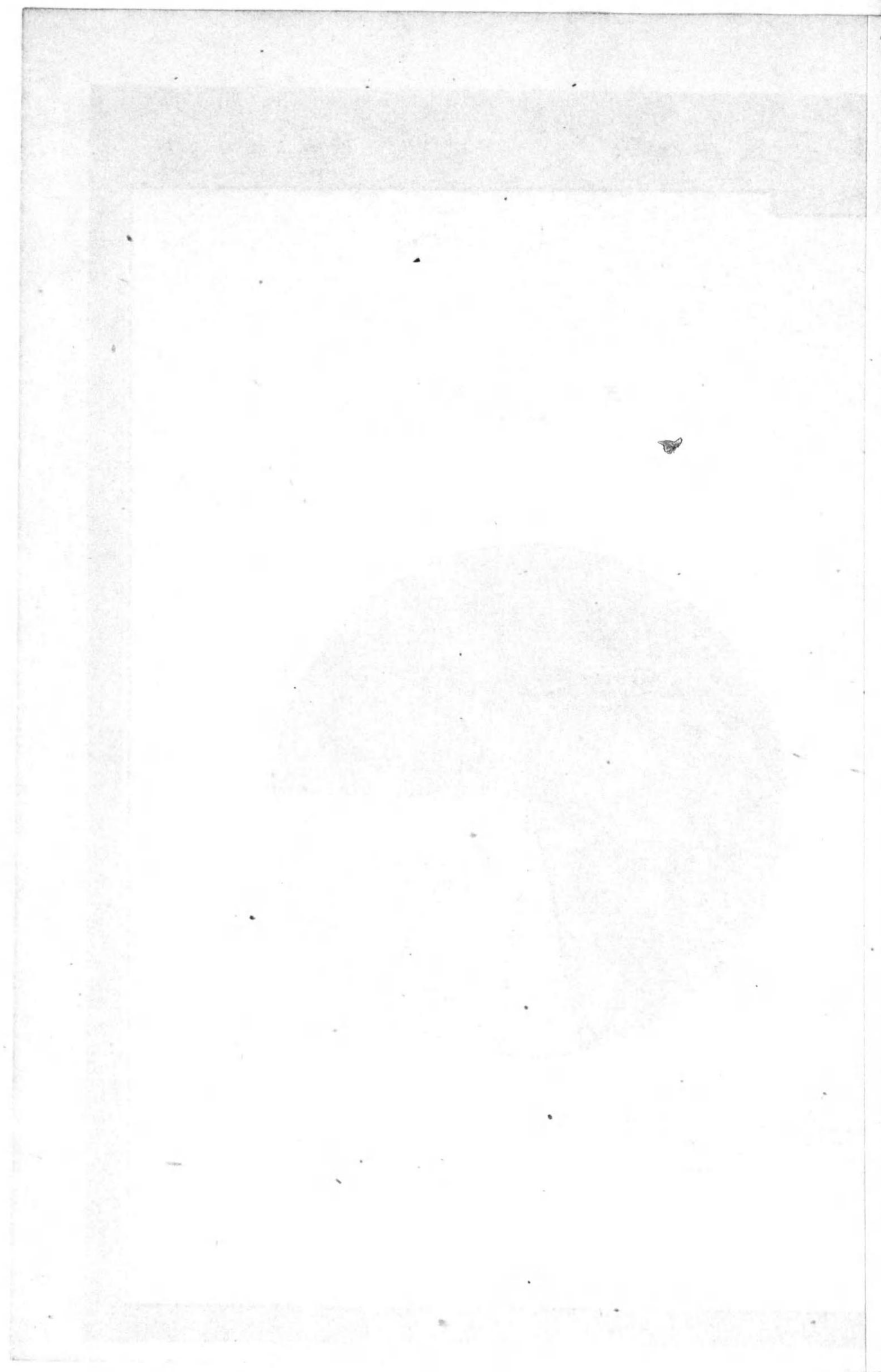
運用收入 (2.79%)  
Interests

支 出  
Outgoes



退付金 (5.4%)  
Surrender Values and Dividends  
to Policies of Long Duration

支拂保險金 (5.29%)  
Claims Paid and  
Endowment Matured

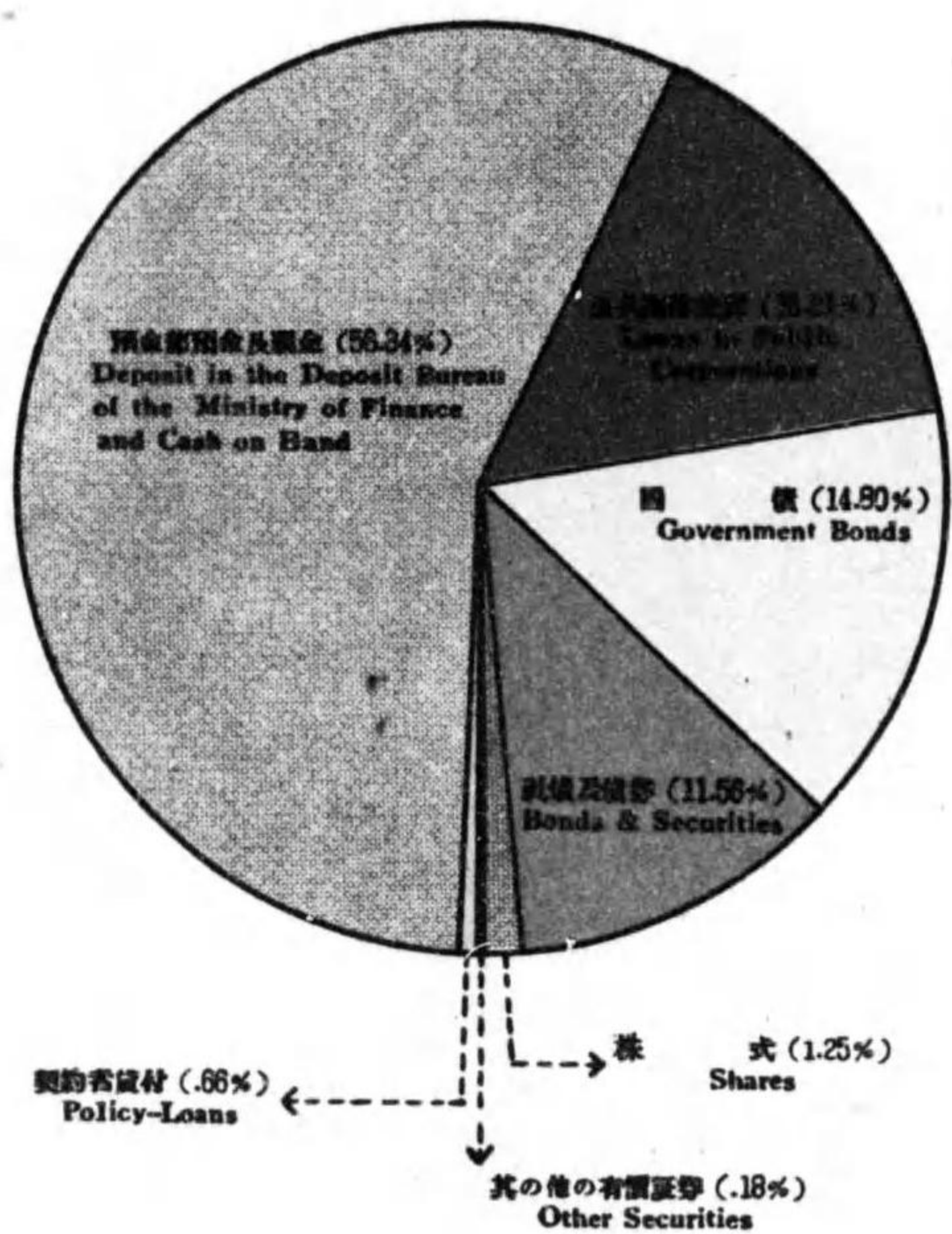


INSURANCE FUNDS AT END OF THE FISCAL YEAR

(See P. 82)

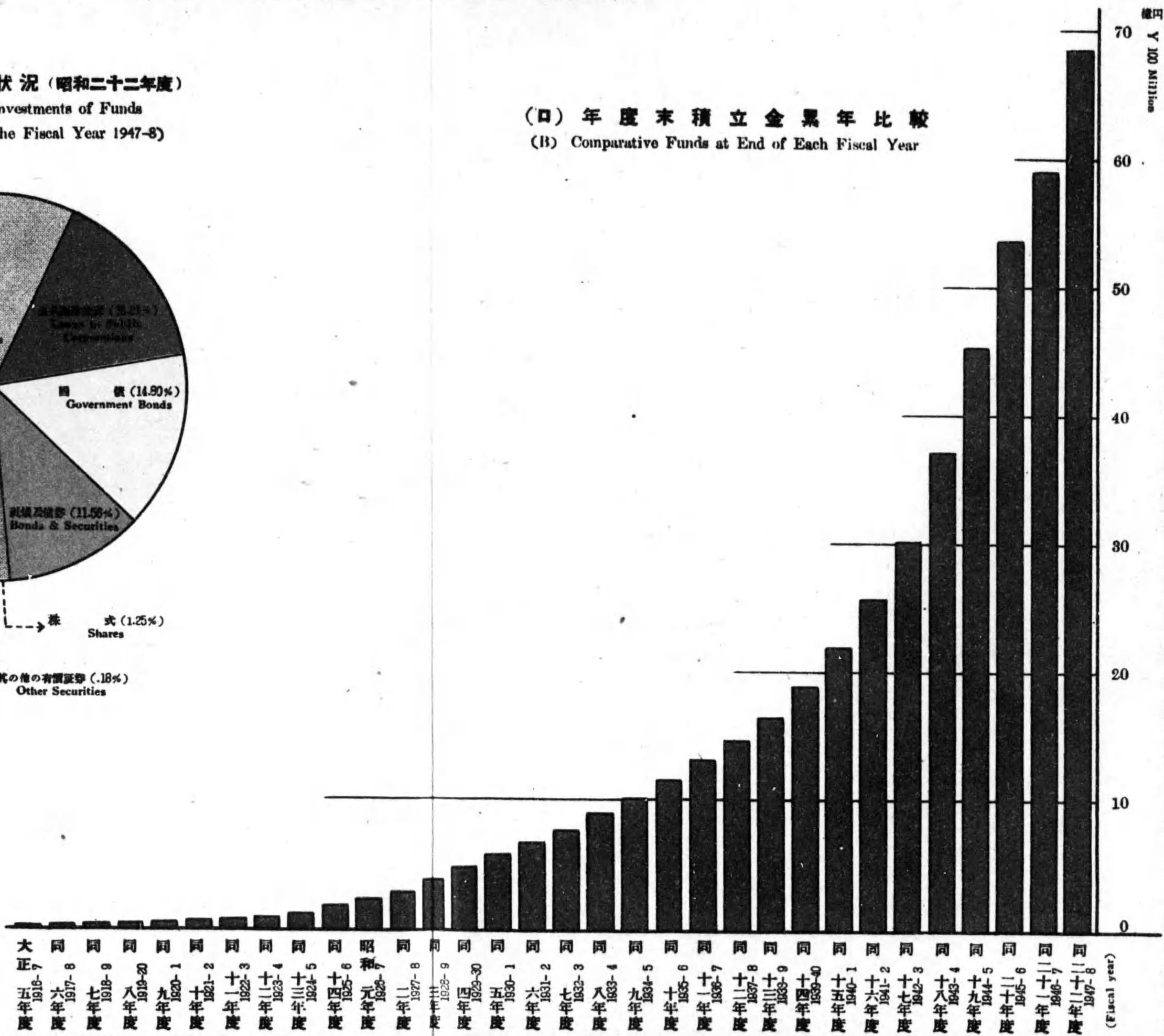
(イ) 積立金運用状況 (昭和二十二年度)

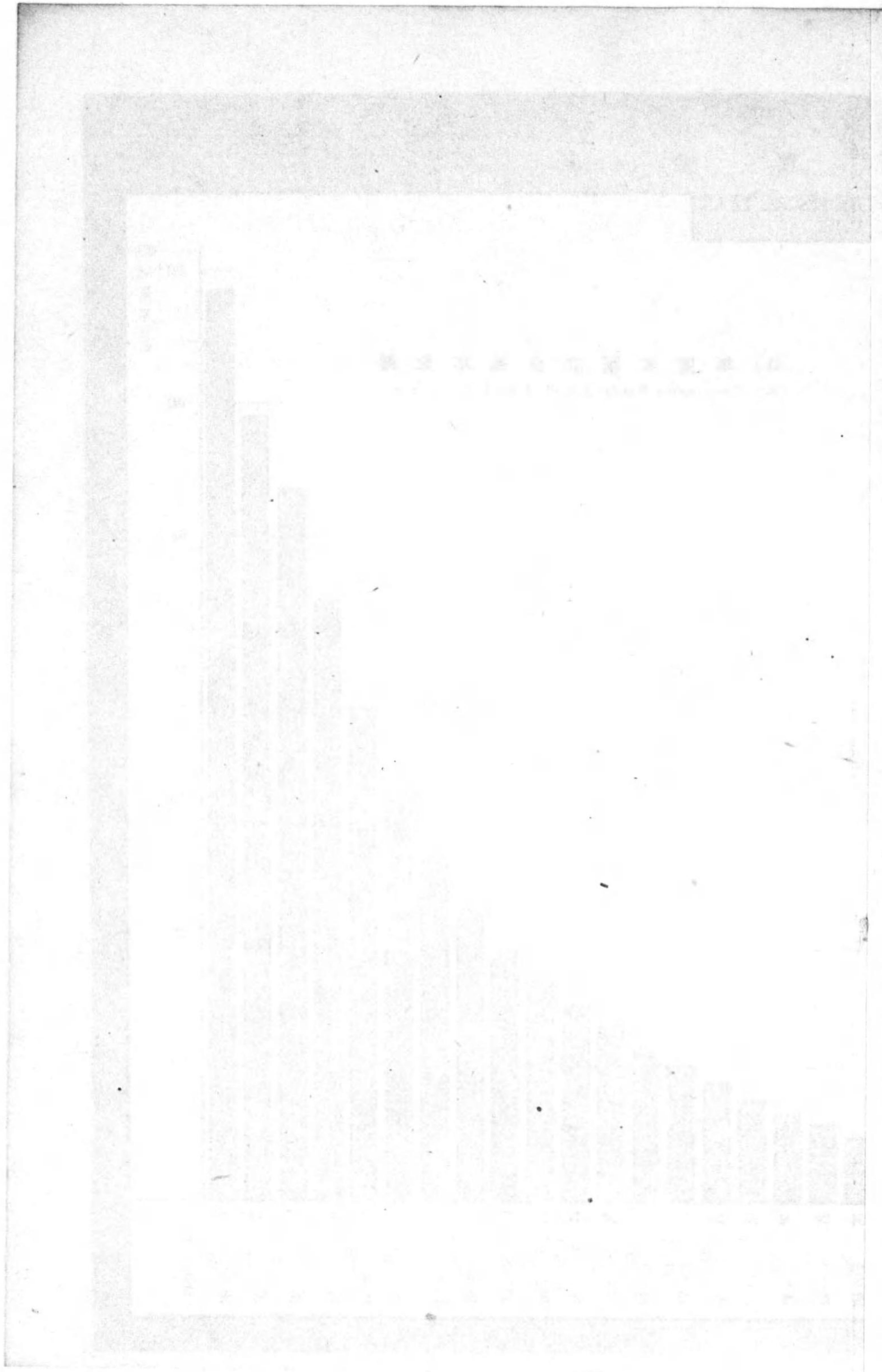
(A) Percentages of Investments of Funds  
(As at End of the Fiscal Year 1947-8)



(ロ) 年度末積立金累年比較

(B) Comparative Funds at End of Each Fiscal Year





Business Statistics

Year	Value	Percentage	Index
1910	100	100	100
1911	105	105	105
1912	110	110	110
1913	115	115	115
1914	120	120	120
1915	125	125	125
1916	130	130	130
1917	135	135	135
1918	140	140	140
1919	145	145	145
1920	150	150	150
1921	155	155	155
1922	160	160	160
1923	165	165	165
1924	170	170	170
1925	175	175	175
1926	180	180	180
1927	185	185	185
1928	190	190	190
1929	195	195	195
1930	200	200	200

第一表 (一の一) Table No. 1

年 度 別 Business Statistics Classified

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Policy, New Business (件数, 保険料, 保険金額), and Revival (件数, 保険料, 保険金額). Rows include years from 1916-7 to 1934-5 and policy types like Straight Life, Endowment, and Infantile.

統 計 by the Fiscal Year

Table with columns for Death (件数, 保険料, 保険金額), Maturity (件数, 保険料, 保険金額), and Surrender (件数, 保険料, 保険金額). Rows correspond to the years and policy types in the first table.

第一表 (一の二) Table No. 1

(続) 年 度 別 Business Statistics Classified (Continued)

Table with columns for Fiscal year and Kind of Policy, Lapse (件数, 保険料, 保険金額), and Increase or Decrease from Other Causes (件数, 保険料, 保険金額). Rows include years from 1916-7 to 1934-5 and policy types like Straight Life, Endowment, and Infantile.

統 計 by the Fiscal Year

Table with columns for Net Increase (件数, 保険料, 保険金額) and Policies in Force at End of the Fiscal Year (件数, 保険料, 保険金額). Rows show annual statistics from 1916-7 to 1934-5.

第一表 (二の一) Table No. 1

(続) 年 度 別 Business Statistics Classified (Continued)

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Policy, New Business (件数, 保険料, 保険金額), and Revival (件数, 保険料, 保険金額). Rows include years from 1935-6 to 1947-8 and various policy types like Straight Life, Endowment, and Infantile.

備考 小児保険は昭和二十一年九月三十日限り廃止した。 Remark: Infantile Policies were abrogated after Sept. 30, 1946.

統 計 by the Fiscal Year

Table with columns for Death (件数, 保険料, 保険金額), Maturity (件数, 保険料, 保険金額), and Surrender (件数, 保険料, 保険金額). Rows show annual statistics for these categories from 1935-6 to 1947-8.

第一表(二の二) Table No. 1

(続) 年 度 別 Business Statistics Classified (Continued)

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Policy, Lapse (件数, 保険料, 保険金額), and Increase or Decrease from Other Causes (件数, 保険料, 保険金額). Rows include years from 1935-6 to 1947-8, categorized by policy type (Straight Life, Endowment, Infantile, Total).

統 計 by the Fiscal Year

Table with columns for Net Increase (件数, 保険料, 保険金額) and Policies in Force at End of the Fiscal Year (件数, 保険料, 保険金額). Rows show annual data from 1935-6 to 1947-8, categorized by policy type.



第二表 (一)  
Table No. 2

月 別  
Business Statistics Classified

(イ) 昭和十七年度  
(A) For the Fiscal Year 1942-3

月 別 Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和十七年 四月 April 1942	1,456,707	2,208,165.8	474,858,349.8	55,815,747	55,468,212.4	11,837,285,713.5
五月 May	1,900,546	2,788,691.9	571,052,817.8	57,559,877	58,100,944.2	12,379,605,156.0
六月 June	2,088,244	2,958,306.7	591,732,757.9	59,504,329	60,916,352.9	12,944,869,409.0
七月 July	1,596,134	2,164,453.0	434,171,525.8	60,954,729	62,934,393.1	13,351,936,238.0
八月 August	1,291,010	1,653,359.2	337,337,705.0	62,097,648	64,433,128.7	13,660,328,835.2
九月 September	1,368,131	1,732,406.7	347,227,469.4	63,303,999	65,995,830.4	13,976,308,840.7
十月 October	1,021,446	1,253,886.1	252,772,977.6	64,103,310	67,015,448.3	14,185,865,285.9
十一月 November	567,911	718,302.7	146,353,350.0	64,451,454	67,501,121.0	14,290,818,802.2
十二月 December	531,703	662,155.3	137,613,635.0	64,780,995	67,953,024.5	14,389,879,903.9
昭和十八年 一月 January 1943	396,816	518,422.6	108,039,251.2	65,009,684	68,288,614.0	14,464,205,544.2
二月 February	341,995	465,380.0	95,380,413.0	65,216,831	68,614,828.2	14,534,441,615.4
三月 March	233,880	333,108.8	68,347,748.2	65,261,255	68,752,565.4	14,566,143,259.3
合 計 Total	12,794,523	17,456,638.8	3,534,888,000.7			

(ロ) 昭和十八年度  
(B) For the Fiscal Year 1943-4

月 別 Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和十八年 四月 April 1943	1,477,669	2,319,425.1	458,899,642.9	66,518,349	70,844,194.0	14,982,862,320.6
五月 May	2,755,044	4,184,773.3	825,583,495.7	69,067,293	74,809,838.8	15,768,075,137.8
六月 June	2,461,020	3,683,784.1	717,558,292.2	71,351,326	78,307,507.9	16,451,817,806.9
七月 July	1,701,847	2,403,929.5	473,849,384.0	72,875,985	80,525,854.3	16,891,372,240.3
八月 August	1,076,663	1,518,772.1	298,712,818.3	73,770,388	81,841,096.1	17,151,828,816.6
九月 September	792,472	1,157,911.2	227,575,738.0	74,378,803	82,788,164.2	17,339,651,947.4
十月 October	497,445	762,852.9	155,214,519.5	74,675,367	83,316,750.5	17,452,635,102.5
十一月 November	251,359	394,797.2	82,252,718.1	74,725,221	83,479,838.2	17,493,105,617.7
十二月 December	243,329	416,269.5	84,441,035.0	74,774,203	83,677,959.2	17,536,904,054.4
昭和十九年 一月 January 1944	203,710	365,739.2	75,806,904.5	74,782,032	83,820,963.2	17,570,752,176.3
二月 February	197,574	374,548.2	76,325,642.9	74,823,638	84,010,308.4	17,613,842,770.9
三月 March	140,805	310,960.6	63,670,399.4	74,807,524	84,142,798.6	17,644,858,077.4
合 計 Total	11,798,937	17,893,762.9	3,539,890,590.5			

統 計  
by the Month

(ニ) 昭和十九年度  
(C) For the Fiscal Year 1944-5

月 別 Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和十九年 四月 April 1944	1,572,388	3,482,524.9	681,380,387.5	76,150,293	87,363,314.6	18,277,641,670.3
五月 May	3,430,150	6,862,678.6	1,325,455,521.5	79,379,369	93,999,690.7	19,561,674,854.4
六月 June	2,618,054	5,301,240.3	1,007,806,073.3	81,810,725	99,083,506.6	20,529,985,477.3
七月 July	1,248,874	2,487,325.5	477,611,209.9	82,872,188	101,344,558.5	20,965,012,226.5
八月 August	605,332	1,202,895.6	235,477,992.4	83,306,238	102,334,643.7	21,159,485,156.8
九月 September	342,719	728,454.9	146,522,803.3	83,455,057	102,807,913.4	21,258,003,270.0
十月 October	257,212	584,799.4	112,200,003.3	83,541,304	103,150,403.6	21,325,166,383.1
十一月 November	182,675	442,125.0	87,375,640.6	83,454,815	103,261,416.9	21,358,061,121.1
十二月 December	187,854	462,712.6	91,667,379.9	83,377,748	103,414,179.7	21,392,560,788.3
昭和二十年 一月 January 1945	136,771	340,918.8	68,715,732.5	83,383,802	103,587,658.5	21,431,053,799.3
二月 February	93,524	246,387.0	49,343,079.5	83,372,464	103,710,594.2	21,457,822,753.7
三月 March	79,769	206,980.1	42,278,450.0	83,309,351	103,728,774.0	21,464,529,229.2
合 計 Total	10,755,322	22,349,042.7	4,325,834,273.7			

(三) 昭和二十年度  
(D) For the Fiscal Year 1945-6

月 別 Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和二十年 四月 April 1945	1,538,040	3,622,003.2	708,569,188.7	84,677,210	107,150,444.8	22,134,303,539.2
五月 May	2,845,072	6,528,138.7	1,250,069,966.0	87,306,557	113,420,517.6	23,335,055,404.4
六月 June	1,589,468	3,826,996.7	716,670,859.7	88,749,084	117,085,442.4	24,023,135,922.7
七月 July	723,731	1,825,061.3	337,788,800.5	89,308,985	118,714,249.4	24,325,322,467.1
八月 August	348,225	877,021.2	166,314,781.5	80,150,373	119,247,165.6	24,422,306,224.7
九月 September	96,681	239,063.6	45,970,579.0	89,349,351	119,270,598.9	24,428,478,335.4
十月 October	87,673	244,146.5	45,962,733.3	89,311,518	119,339,950.9	24,441,679,367.4
十一月 November	59,634	182,127.7	33,781,726.2	89,254,374	119,357,725.4	24,444,759,955.9
十二月 December	41,851	131,248.4	24,849,639.5	89,169,104	119,307,781.9	24,435,991,462.0
昭和二十一年 一月 January 1946	37,623	120,094.9	23,402,118.4	89,042,549	119,190,137.3	24,413,480,516.3
二月 February	42,154	140,746.4	26,851,269.6	89,016,700	119,240,833.7	24,422,500,844.9
三月 March	44,416	164,086.9	31,452,737.4	88,927,687	119,236,453.0	24,420,486,385.6
合 計 Total	7,454,568	17,900,735.5	3,411,684,399.8			

第二表(二)  
Table No. 2

(統) 月 別  
(Continued) Business Statistics Classified

(ホ) 昭和二十一年度  
(E) For the Fiscal Year 1946-7

種別及月別 Kind of Policy and Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和二十一年						
四 月 April 1946	145,978	531,851.4	98,048,437.7	88,871,604	119,458,169.0	24,458,896,808.1
五 月 May	494,967	1,754,533.2	323,958,933.8	89,065,984	120,757,386.9	24,700,256,165.9
六 月 June	491,699	1,738,483.8	317,896,084.4	89,286,724	122,116,707.2	24,945,526,125.3
七 月 July	466,104	1,595,143.0	296,878,960.0	89,435,502	123,243,447.6	25,152,589,705.9
八 月 August	453,291	1,477,285.4	277,234,769.3	89,543,298	124,224,754.1	25,334,366,028.1
九 月 September	520,455	1,676,457.8	316,507,480.9	89,608,293	125,268,720.5	25,526,171,854.3
十 月 October	164,841	849,272.3	154,687,679.6	89,447,474	125,632,585.3	25,583,798,281.8
十一 月 November	73,941	458,498.4	85,212,030.8	89,209,445	125,657,396.6	25,582,896,135.8
十二 月 December	53,420	342,533.3	64,354,524.1	88,971,524	125,507,330.8	25,570,451,999.1
昭和二十二年						
一 月 January 1947	42,184	300,739.9	55,949,625.2	88,778,941	125,589,615.5	25,562,489,101.0
二 月 February	30,207	272,967.1	50,835,360.6	88,534,869	125,507,387.8	25,543,004,195.4
三 月 March	24,351	257,396.0	47,686,744.1	88,255,731	125,374,660.4	25,507,490,474.6
計 Total	2,961,488	11,255,161.6	2,089,250,630.5			
年 掛 保 險						
昭和二十一年						
四 月 April 1946	—	—	—	—	—	—
五 月 May	—	—	—	—	—	—
六 月 June	—	—	—	—	—	—
七 月 July	—	—	—	—	—	—
八 月 August	—	—	—	—	—	—
九 月 September	—	—	—	—	—	—
十 月 October	12,146	1,356,655.5	23,646,000.0	12,146	1,356,655.5	23,646,000.0
十一 月 November	11,786	1,283,096.0	22,615,000.0	23,932	2,639,751.5	46,261,000.0
十二 月 December	8,690	901,371.0	16,073,000.0	32,622	3,541,122.5	62,334,000.0
昭和二十二年						
一 月 January 1947	5,722	666,883.5	11,912,000.0	38,335	4,207,917.5	74,232,000.0
二 月 February	3,387	445,780.5	7,858,000.0	41,710	4,653,479.0	82,067,128.0
三 月 March	4,032	598,934.0	10,296,000.0	45,737	5,251,859.5	92,358,128.0
計 Total	45,763	5,252,720.5	92,400,000.0			
年 掛 保 險						
昭和二十一年						
四 月 April 1946	145,978	—	98,048,437.7	88,871,604	—	24,458,896,808.1
五 月 May	494,967	—	323,958,933.8	89,065,984	—	24,700,256,165.9
六 月 June	491,699	—	317,896,084.4	89,286,724	—	24,945,526,125.3
七 月 July	466,104	—	296,878,960.0	89,435,502	—	25,152,589,705.9
八 月 August	453,291	—	277,234,769.3	89,543,298	—	25,334,366,028.1
九 月 September	520,455	—	316,507,480.9	89,608,293	—	25,526,171,854.3
十 月 October	176,987	—	178,333,679.6	89,459,620	—	25,607,444,281.8
十一 月 November	85,727	—	107,827,030.8	89,233,377	—	25,629,157,135.8
十二 月 December	62,110	—	80,427,524.1	89,004,246	—	25,632,785,999.1
昭和二十二年						
一 月 January 1947	47,906	—	67,861,625.2	88,317,176	—	25,636,721,101.0
二 月 February	33,594	—	58,693,360.6	88,576,579	—	25,625,071,323.4
三 月 March	23,383	—	57,932,744.1	88,301,463	—	25,599,848,602.6
計 Total	3,907,201	—	2,181,650,630.5		—	

統 計  
by the Month

(〜) 昭和二十二年  
(F) For the Fiscal Year 1947-8

種別及月別 Kind of Policy and Month	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured
昭和二十二年						
四 月 April 1947	835,090	13,866,064.5	2,476,802,742.5	88,687,782	138,694,881.1	27,875,367,499.8
五 月 May	947,950	16,611,903.5	2,975,715,074.0	89,245,393	154,748,015.0	30,740,208,714.5
六 月 June	578,412	10,499,150.5	1,892,721,980.5	89,494,237	164,788,296.3	32,542,512,157.0
七 月 July	410,634	8,225,831.5	1,478,678,217.5	89,547,969	172,477,750.7	33,917,583,963.6
八 月 August	277,764	6,045,800.0	1,082,110,970.5	89,534,487	178,079,834.5	34,913,019,733.6
九 月 September	501,291	11,979,833.0	2,115,324,937.5	89,500,018	189,016,371.4	36,827,595,329.7
十 月 October	426,028	11,170,301.5	1,970,534,287.5	89,588,514	199,293,860.0	38,633,924,605.7
十一 月 November	237,413	6,842,214.0	1,203,066,288.5	89,637,810	205,587,606.3	39,735,503,872.9
十二 月 December	122,761	4,061,996.5	724,596,818.0	89,562,633	209,087,458.2	40,356,050,236.3
昭和二十三年						
一 月 January 1948	22,721	1,060,684.0	174,839,757.0	89,350,946	209,480,956.2	40,406,023,356.8
二 月 February	18,692	1,028,661.0	166,130,936.0	89,149,631	209,826,402.9	40,445,250,359.2
三 月 March	164,807	14,081,854.0	2,156,747,610.0	89,091,739	223,188,801.6	42,471,740,365.8
計 Total	4,548,563	105,474,294.0	18,417,269,619.5			
年 掛 保 險						
昭和二十二年						
四 月 April 1947	104,943	20,009,751.0	328,155,000.0	150,640	25,257,806.9	420,428,128.0
五 月 May	183,551	35,974,948.5	589,975,000.0	334,163	61,228,516.9	1,010,330,128.0
六 月 June	153,132	30,869,651.0	507,669,000.0	487,199	92,083,496.9	1,517,715,128.0
七 月 July	92,269	19,302,497.5	321,112,000.0	579,313	111,356,684.9	1,838,310,128.0
八 月 August	53,446	11,979,985.0	197,227,000.0	632,458	123,290,165.1	2,034,672,128.0
九 月 September	63,386	16,266,903.5	264,806,000.0	694,705	139,350,127.6	2,295,925,128.0
十 月 October	46,585	12,786,882.5	210,165,000.0	740,712	152,028,606.1	2,504,170,128.0
十一 月 November	23,348	6,701,930.0	110,710,000.0	763,675	158,658,930.6	2,613,594,128.0
十二 月 December	13,863	4,001,791.5	68,868,000.0	777,105	162,568,105.6	2,680,940,089.2
昭和二十三年						
一 月 January 1948	1,847	665,530.5	10,514,000.0	778,465	163,133,366.6	2,689,729,089.2
二 月 February	1,296	582,525.0	9,226,000.0	779,154	163,598,349.1	2,696,865,089.2
三 月 March	4,273	3,030,998.0	42,426,000.0	782,798	166,485,994.5	2,736,717,089.2
計 Total	741,989	162,178,894.0	2,660,858,000.0			
年 掛 保 險						
昭和二十二年						
四 月 April 1947	940,033	—	2,804,957,742.5	88,838,422	—	28,295,795,627.8
五 月 May	1,131,501	—	3,565,690,074.0	89,579,556	—	31,750,588,842.5
六 月 June	731,544	—	2,400,390,980.5	89,981,436	—	34,060,227,285.0
七 月 July	502,903	—	1,799,790,217.5	90,127,232	—	35,755,894,091.6
八 月 August	331,210	—	1,279,337,970.5	90,166,945	—	36,947,691,861.6
九 月 September	564,677	—	2,380,130,987.5	90,194,723	—	39,123,520,457.7
十 月 October	472,613	—	2,180,699,287.5	90,329,226	—	41,138,094,733.7
十一 月 November	260,761	—	1,313,776,288.5	90,401,485	—	42,349,098,000.9
十二 月 December	136,624	—	798,464,818.0	90,339,738	—	43,086,990,325.5
昭和二十三年						
一 月 January 1948	24,568	—	185,353,757.0	90,129,411	—	43,095,752,446.0
二 月 February	19,988	—	175,356,936.0	89,928,735	—	43,142,115,448.4
三 月 March	169,080	—	2,199,173,610.0	89,874,537	—	45,208,457,455.0
計 Total	5,285,502	—	21,078,122,619.5		—	

第三表 (一) Table No. 3

地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (地方別), New Business (新業), and Policies in Force at End of Fiscal Year (契約在効中の契約). Rows list various prefectures like Tokyo, Kanagawa, etc., with detailed financial data.

統計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942~1946

Table with columns for Fiscal Year (年度), New Business (新業), and Policies in Force at End of Fiscal Year (契約在効中の契約). Rows show data for fiscal years 1942, 1943, 1944, 1945, and 1946.

第三表 (二) Table No. 3

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (地方別), Fiscal Year (昭和二十年/二十一年), and Business Showings (件数, 保険料, 保険金額). Includes sub-sections for Communications Bureau & Prefecture (通信局及地方別) and Overseas (海外).

統計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Fiscal Year (昭和十七年度~二十一年度), Business Showings (件数, 保険料, 保険金額), and Total (合計). Includes sub-sections for New Business (新契約) and Policies in Force (昭和二十一年度末現在契約).

第四表 (一) Table No. 4

地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (e.g., Tokyo, Kanagawa, Saitama, Chiba, Fukuoka, etc.), Insurance Type (Monthly, Annual), and Financial Metrics (Number of policies, Premiums, Sum Insured) under categories: New Business, Revival, Death, and Maturity.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年年度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Insurance Type (Surrender, Loss, Increase or Decrease from Other Causes, Policies in Force at End of Fiscal Year) and Financial Metrics (Number of policies, Premiums, Sum Insured) for various prefectures.

第四表(二) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Main table showing business showings classified by prefecture (山形, 岩手, 秋田, 宮城, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 徳島, 香川, 高松, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄). Columns include New Business, Revival, Death, and Maturity, with sub-columns for Number, Premium, and Sum Insured.

統計(二) by Prefecture (II)

昭和二十二年 度 For the Fiscal Year 1947-8

Table showing statistical data by prefecture, categorized by Surrender, Lapse, and other causes. Columns include Sum Insured, Number, Premium, and Sum Insured for each category, along with a section for 'Increase or Decrease from Other Causes' and 'Policy in Force at End of the Fiscal Year'.

第四表 (三) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Main table on the left page showing business showings by prefecture (e.g., Nagano, Gifu, Shizuoka, Aichi, Mie, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki, Kagoshima) with columns for New Business, Revival, Death, and Maturity.

統計 (二) 統 by Prefecture (II)

昭和二十二年年度 For the Fiscal Year 1947-8

Main table on the right page showing business showings by prefecture (e.g., Hokkaido, Tohoku, Kanto, Chubu, Kansai, Shikoku, Kyushu) with columns for Surrender, Lapse, and other categories.

第四表(四) Table No. 4

(Continued) Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (地方別), Insurance Type (及保種別), and Financial Data (件数, 保険料, 保険金額). Rows include various prefectures like 兵庫, 大阪, 京都, etc.

統計(二) by Prefecture (II)

昭和二十二年 度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Insurance Type (及保種別), Financial Data (件数, 保険料, 保険金額), and Policy Status (年度末現在契約). Rows include various prefectures like 兵庫, 大阪, 京都, etc.



第四表 (五) Table No. 4

(Continued) Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (e.g., Hiroshima, Yamaguchi, Ehime, Kochi, Tokushima, Kagawa, Miyazaki, Kagoshima), Policy Type (Monthly, Annual), and Insurance Status (New Business, Revival, Death, Maturity). Rows list various insurance categories and their corresponding financial figures.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年 度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Prefecture (e.g., Hiroshima, Yamaguchi, Ehime, Kochi, Tokushima, Kagawa, Miyazaki, Kagoshima), Policy Type (Monthly, Annual), and Insurance Status (New Business, Revival, Death, Maturity). Rows list various insurance categories and their corresponding financial figures.

第四表 (六) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with 10 columns: 件数 (Number), 保険料 (Premium), 保険金額 (Sum Insured) for New Business, Revival, Death, and Maturity. Rows list prefectures like Kanagawa, Chiba, Tokyo, etc.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with 10 columns: 件数 (Number), 保険料 (Premium), 保険金額 (Sum Insured) for Surrender, Loss, Increase/Decrease from Other Causes, and Policies in Force at End of Fiscal Year. Rows list prefectures like Kanagawa, Chiba, Tokyo, etc.

第四表(七) Table No. 4

(続) 地方別 (Continued) Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture (地方別), Policy Type (保険種類), New Business (新契約), Revival (復活), Death (死亡), and Maturity (満期). Rows list prefectures like Miyagi, Fukushima, Iwate, etc., with sub-rows for monthly and annual policies.

統計(二) by Prefecture (II)

昭和二十二年 度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Surrender (解約), Lapses (失効), Increase or Decrease from Other Causes (その他の事由による増減), and Policies in Force at End of the Fiscal Year (年度末現在契約). Rows list prefectures like Miyagi, Fukushima, Iwate, etc., with sub-rows for monthly and annual policies.

第四表 (八) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Main table for Business Showings Classified, showing columns for New Business, Revival, Death, and Maturity across various prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

Remark-Abbreviations S. L. P., E. P. and I. P. shows in the heading of the column of the statistics signify "Straight Life Policy", "Endowment Policy" and "Infantile Policy" respectively.

統計 (二) 別 Prefecture (II)

Main table for Prefecture (II), showing columns for Surrender, Lapses, and other causes, with sub-columns for Number, Premium, and Sum Insured.

第五表 Table No. 5

新 契 約 保 險 New Business Classified

(A) 終身保險及養老保險 Straight Life & Endowment Policies

昭和二十年度 For the Fiscal Year 1945-6

(B) 終身 Straight

Table with 5 columns: 保險種類別 (Kind of Policy), 件數 (Number), 保險料 (Premium), 保險金額 (Sum insured), 件數百分比 (Number %). Rows include 終身保險 (Straight Life), 十五年滿期 (15 Year Endowment), 二十年滿期 (20 Year Endowment), 三十年滿期 (30 Year Endowment), 四十年滿期 (40 Year Endowment), and Grand Total.

(C) 小兒保險 Infantile Policies

昭和二十、二十一年度 For the Fiscal Years 1945-6 & 1946-7

Table with 5 columns: 年度別及保險種類別 (Fiscal Year and Kind of Policy), 件數 (Number), 保險料 (Premium), 保險金額 (Sum insured), 件數百分比 (Number %). Rows include 十五年滿期 (15 Year Endow. P.), 二十年滿期 (20 Year Endow. P.), 二十歲滿期 (20 Year Old Endowment), and Grand Total for 1945-6 and 1946-7.

種 類 別 統 計 by Kind of Policy

保 險 及 養 老 保 險 Life & Endowment Policies

昭和二十一、二十二年度 For the Fiscal Years 1946-7 & 1947-8

Table with 5 columns: 年度別及保險種類別 (Fiscal Year and Kind of Policy), 件數 (Number), 保險料 (Premium), 保險金額 (Sum insured), 件數百分比 (Number %). Rows include 終身保險 (Straight Life), 十五年滿期 (15 Year Endowment), 二十年滿期 (20 Year Endowment), 三十年滿期 (30 Year Endowment), 四十年滿期 (40 Year Endowment), and Grand Total for 1946-7 and 1947-8.

Table with 10 columns: 月掛保 (Monthly Payment), 年掛保 (Annual Payment), 合計 (Total). Sub-columns include 件數 (Number), 保險料 (Premium), 保險金額 (Sum insured). Rows include 終身保險 (Straight Life), 十五年滿期 (15 Year Endowment), 二十年滿期 (20 Year Endowment), 三十年滿期 (30 Year Endowment), 四十年滿期 (40 Year Endowment), and Grand Total.

第六表(一)  
Table No. 6

新 契 約 年  
New Business Classified

契約年齡別 Age at Entry	月 掛 保 險 Monthly Payment							
	終 身 保 險 Straight Life Policies			養 老 保 險 Endowment Policies			合 計 Total	
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium
零 歲 Age 0	—	—	—	423,561	9,338,007.0	1,715,342,064.0	423,561	9,338,007.0
一 歲 Age 1	—	—	—	384,788	8,188,107.5	1,494,485,474.0	384,788	8,188,107.5
二 歲 Age 2	—	—	—	215,102	4,331,030.0	791,684,496.5	215,102	4,331,030.0
三 歲 Age 3	—	—	—	196,222	3,949,009.0	717,563,838.0	196,222	3,949,009.0
四 歲 Age 4	—	—	—	157,160	3,200,729.0	578,532,158.0	157,160	3,200,729.0
五 歲 Age 5	—	—	—	128,069	2,617,456.0	472,633,868.0	128,069	2,617,456.0
六 歲 Age 6	190	2,156.0	1,369,879.0	111,649	2,274,268.5	411,216,546.0	111,839	2,276,424.5
七 歲 Age 7	191	1,615.0	1,041,432.0	83,726	1,680,859.0	303,554,609.0	83,917	1,682,474.0
八 歲 Age 8	155	1,274.0	810,894.0	59,857	1,225,440.5	220,538,453.0	60,012	1,226,714.5
九 歲 Age 9	170	1,342.0	856,826.0	51,876	1,017,197.5	183,595,509.5	52,046	1,018,539.5
十 歲 Age 10	189	1,656.0	986,248.0	55,554	1,104,050.5	198,288,022.0	55,743	1,105,706.5
十 一 歲 Age 11	224	1,952.0	1,127,636.0	52,310	1,042,829.0	186,210,666.5	52,534	1,044,781.0
十 二 歲 Age 12	209	1,917.0	1,081,789.0	51,966	1,025,481.5	181,595,520.5	52,175	1,027,398.5
十 三 歲 Age 13	198	1,636.0	879,594.0	47,452	930,725.5	163,745,823.5	47,650	932,361.5
十 四 歲 Age 14	241	1,875.0	1,031,804.0	49,888	970,196.0	170,381,785.0	50,129	972,071.0
十 五 歲 Age 15	205	1,878.0	994,062.0	59,878	1,161,364.0	202,955,232.0	60,083	1,163,242.0
十 六 歲 Age 16	207	2,288.5	1,144,943.5	65,162	1,306,263.0	227,472,237.5	65,369	1,308,551.5
十 七 歲 Age 17	234	2,046.0	1,041,768.0	74,936	1,529,696.5	266,228,159.5	75,170	1,531,742.5
十 八 歲 Age 18	219	2,179.0	1,098,660.0	84,626	1,781,170.0	309,684,057.5	84,845	1,783,349.0
十 九 歲 Age 19	235	2,435.0	1,216,171.0	94,335	2,044,837.5	355,783,304.0	94,570	2,047,272.5
二十 歲 Age 20	275	2,868.0	1,406,720.0	94,964	2,087,942.0	365,602,920.0	95,239	2,090,810.0
二十 一 歲 Age 21	273	2,491.0	1,258,077.0	98,585	2,232,745.5	390,535,116.0	98,858	2,235,236.5
二十 二 歲 Age 22	321	3,233.0	1,558,582.0	93,256	2,119,988.0	372,175,189.0	93,577	2,123,221.0
二十 三 歲 Age 23	283	3,314.0	1,563,684.0	87,350	2,010,389.0	355,522,405.5	87,633	2,013,703.0
二十 四 歲 Age 24	312	3,268.0	1,560,139.0	81,529	1,905,166.5	335,850,594.0	81,841	1,908,434.5
二十 五 歲 Age 25	298	2,866.0	1,327,633.0	76,687	1,810,193.5	321,606,209.0	76,985	1,813,059.5
二十 六 歲 Age 26	340	3,719.0	1,705,916.0	72,249	1,757,348.5	312,222,402.0	72,589	1,761,067.5
二十 七 歲 Age 27	335	3,667.0	1,674,554.0	71,616	1,729,660.0	307,184,149.0	71,951	1,733,327.0
二十 八 歲 Age 28	383	4,554.0	2,123,395.0	63,867	1,595,122.5	281,949,482.5	64,250	1,599,676.5
二十 九 歲 Age 29	356	4,433.0	1,844,789.0	57,825	1,444,745.0	255,673,472.0	58,181	1,449,178.0
三十 歲 Age 30	456	5,334.0	2,255,910.0	57,188	1,453,428.5	257,198,343.5	57,644	1,458,762.5

齡 別 統 計  
by Age at Entry

昭和二十二年度  
For the Fiscal Year 1937-8

計	年 掛 保 險 Annual Payment								
	終 身 保 險 Straight Life Policies			養 老 保 險 Endowment Policies			合 計 Total		
	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium
1,715,342,064.0	—	—	—	75,510	15,101,985.0	262,888,000.0	75,510	15,101,985.0	262,888,000.0
1,494,485,474.0	—	—	—	75,869	14,839,863.5	255,974,000.0	75,869	14,839,863.5	255,974,000.0
791,684,496.5	—	—	—	42,963	8,373,328.0	142,508,000.0	42,963	8,373,328.0	142,508,000.0
717,563,838.0	—	—	—	39,433	7,813,915.0	131,768,000.0	39,433	7,813,915.0	131,768,000.0
578,532,158.0	—	—	—	31,166	6,243,977.0	104,611,000.0	31,166	6,243,977.0	104,611,000.0
472,633,868.0	—	—	—	27,270	5,462,261.5	91,063,000.0	27,270	5,462,261.5	91,063,000.0
412,586,425.0	69	4,247.0	258,000.0	23,381	4,799,109.0	79,775,000.0	23,450	4,803,356.0	80,033,000.0
304,596,041.0	51	3,440.0	203,000.0	17,910	3,667,055.0	61,102,000.0	17,961	3,670,495.0	61,305,000.0
221,349,347.0	55	3,639.5	209,000.0	13,348	2,780,503.5	46,178,000.0	13,403	2,784,143.0	46,387,000.0
184,452,335.5	30	1,838.5	93,000.0	12,115	2,520,865.0	41,594,000.0	12,145	2,522,703.5	41,687,000.0
199,274,270.0	49	3,185.0	172,000.0	12,648	2,638,207.0	43,181,000.0	12,697	2,641,392.0	43,353,000.0
187,338,302.5	52	4,324.0	213,000.0	11,991	2,527,336.5	41,232,000.0	12,043	2,531,660.5	41,445,000.0
182,677,309.5	74	5,086.0	259,000.0	11,595	2,476,560.0	40,159,000.0	11,669	2,481,646.0	40,418,000.0
164,625,417.5	44	2,682.0	130,000.0	10,469	2,236,190.0	36,092,000.0	10,513	2,238,872.0	36,222,000.0
171,413,589.0	39	3,075.5	143,000.0	9,985	2,126,130.0	34,276,000.0	10,024	2,129,205.5	34,419,000.0
203,949,294.0	54	4,797.5	222,000.0	10,206	2,194,832.0	35,301,000.0	10,260	2,199,629.5	35,523,000.0
228,617,181.0	45	3,583.0	158,000.0	10,207	2,220,608.0	35,755,000.0	10,252	2,224,191.0	35,913,000.0
267,269,927.5	49	4,063.5	193,000.0	10,415	2,245,284.0	36,331,000.0	10,464	2,249,347.5	36,524,000.0
310,782,717.5	62	7,849.0	332,000.0	11,013	2,386,564.0	38,666,000.0	11,075	2,394,413.0	38,998,000.0
356,999,475.0	73	8,983.5	383,000.0	12,094	2,629,201.5	43,150,000.0	12,167	2,638,185.0	43,533,000.0
367,009,640.0	58	5,757.0	249,000.0	12,096	2,622,839.0	42,956,000.0	12,154	2,628,596.0	43,205,000.0
391,793,193.0	66	6,131.5	256,000.0	12,961	2,815,282.0	46,287,000.0	13,027	2,821,413.5	46,543,000.0
373,733,771.0	133	12,955.0	573,000.0	12,360	2,701,448.5	44,494,000.0	12,493	2,714,403.5	45,067,000.0
357,086,089.5	71	7,142.0	325,000.0	11,563	2,540,101.0	41,900,000.0	11,634	2,547,243.0	42,225,000.0
337,410,733.0	72	7,411.5	305,000.0	11,049	2,404,129.0	39,932,000.0	11,121	2,411,540.5	40,237,000.0
322,933,842.0	65	6,933.5	281,000.0	10,228	2,257,300.0	37,436,000.0	10,293	2,264,233.5	37,717,000.0
313,928,318.0	66	7,723.0	314,000.0	9,551	2,117,913.0	35,269,000.0	9,617	2,125,636.0	35,583,000.0
308,858,703.0	80	9,306.0	370,000.0	9,425	2,084,874.0	34,772,000.0	9,505	2,094,180.0	35,142,000.0
284,072,877.5	76	8,136.5	316,000.0	8,057	1,813,750.5	30,362,000.0	8,133	1,821,887.0	30,678,000.0
257,518,261.0	95	9,985.5	374,000.0	7,265	1,635,391.0	27,283,000.0	7,360	1,645,376.5	27,657,000.0
259,454,253.5	90	10,126.0	376,000.0	7,240	1,744,909.5	29,065,000.0	7,330	1,755,039.5	29,441,000.0

第六表(二)  
Table No. 6

(続) 新 契 約 年  
(Continued) New Business Classified

契約年齢別 Age at Entry	月 掛 保 險 Monthly Payment							
	終 身 保 險 Straight Life Policies			養 老 保 險 Endowment Policies			合 計 Total	
	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium
三 十 一 歳 Age 31	532	6,554.0	2,715,916.0	57,729	1,503,233.5	265,558,462.5	58,261	1,509,787.5
三 十 二 歳 Age 32	583	7,624.0	3,011,735.0	56,457	1,482,124.5	260,902,800.0	57,040	1,489,748.5
三 十 三 歳 Age 33	778	10,192.0	3,914,283.0	56,382	1,478,323.0	259,316,558.0	57,160	1,488,515.0
三 十 四 歳 Age 34	815	10,641.0	4,039,769.0	55,373	1,476,666.0	258,612,646.0	56,188	1,487,307.0
三 十 五 歳 Age 35	977	13,914.5	5,033,896.0	55,345	1,483,473.0	258,119,473.0	56,322	1,497,387.5
三 十 六 歳 Age 36	1,065	15,880.0	5,565,622.0	53,670	1,475,192.0	255,424,416.5	54,735	1,491,072.0
三 十 七 歳 Age 37	1,321	19,588.0	6,668,210.0	52,728	1,459,536.5	250,494,087.5	54,049	1,479,124.5
三 十 八 歳 Age 38	1,447	22,164.0	7,303,949.0	52,806	1,457,844.0	248,988,811.0	54,253	1,480,008.0
三 十 九 歳 Age 39	1,572	23,745.5	7,593,662.0	52,001	1,446,596.0	246,221,154.0	53,573	1,470,341.5
四 十 歳 Age 40	1,922	31,838.0	9,721,219.0	51,815	1,434,506.0	242,355,175.0	53,737	1,466,344.0
四 十 一 歳 Age 41	1,989	34,717.5	10,160,952.0	45,422	1,315,128.0	218,777,018.5	47,411	1,349,845.5
四 十 二 歳 Age 42	2,131	36,425.0	10,341,783.0	43,872	1,229,025.5	203,358,641.5	46,003	1,265,450.5
四 十 三 歳 Age 43	2,218	38,253.0	10,469,239.0	42,682	1,208,557.0	197,246,992.0	44,900	1,246,810.0
四 十 四 歳 Age 44	2,422	45,170.0	11,816,264.0	43,339	1,236,513.5	201,484,656.5	45,761	1,281,683.5
四 十 五 歳 Age 45	2,599	48,329.0	12,165,444.0	43,108	1,239,994.0	199,033,779.0	45,707	1,288,323.0
四 十 六 歳 Age 46	3,014	55,882.0	13,513,749.0	40,944	1,169,681.0	184,116,626.0	43,958	1,225,563.0
四 十 七 歳 Age 47	3,278	63,727.0	14,832,130.0	38,731	1,148,454.5	178,005,014.5	42,009	1,212,181.5
四 十 八 歳 Age 48	3,661	74,631.0	16,874,281.0	35,833	1,055,735.5	161,686,713.5	39,494	1,130,366.5
四 十 九 歳 Age 49	4,303	90,899.5	19,461,323.5	34,085	1,040,733.0	157,000,471.5	38,388	1,131,632.5
五 十 歳 Age 50	4,780	103,505.5	21,259,537.5	32,267	982,962.5	146,120,802.5	37,047	1,086,468.0
五 十 一 歳 Age 51	5,559	125,044.5	24,511,444.0	27,345	844,734.5	121,371,576.0	32,904	969,779.0
五 十 二 歳 Age 52	6,434	151,344.5	28,517,810.5	26,171	806,069.0	114,273,378.0	32,605	957,413.5
五 十 三 歳 Age 53	6,706	165,289.0	29,761,008.0	24,047	755,094.0	104,827,451.0	30,753	920,383.0
五 十 四 歳 Age 54	7,317	182,720.5	31,452,936.0	20,147	641,477.0	87,387,150.0	27,464	824,197.5
五 十 五 歳 Age 55	10,288	274,612.0	45,194,443.0	16,363	520,390.5	69,913,744.0	26,651	795,002.5
五 十 六 歳 Age 56	19,318	554,202.0	86,952,034.0	—	—	—	19,318	554,202.0
五 十 七 歳 Age 57	20,613	599,165.5	89,943,189.5	—	—	—	20,613	599,165.5
五 十 八 歳 Age 58	22,903	687,912.5	98,265,140.5	—	—	—	22,903	687,912.5
五 十 九 歳 Age 59	22,742	742,042.5	101,438,444.0	—	—	—	22,742	742,042.5
六 十 歳 Age 60	11,882	414,793.5	54,199,396.0	—	—	—	11,882	414,793.5
合 計 Total	181,668	4,716,903.5	819,659,915.0	4,361,895	100,757,490.5	17,597,609,704.5	4,543,563	105,474,294.0

年 別 統 計  
by Age at Entry

昭和二十二年度  
For the Fiscal Year 1947-8

計	年 掛 保 險 Annual Payment								
	終 身 保 險 Straight Life Policies			養 老 保 險 Endowment Policies			合 計 Total		
	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium	保 險 金 額 Sum insured	件 数 Number	保 險 料 Premium
268,274,378.5	107	15,051.0	543,000.0	6,970	1,601,540.5	26,541,000.0	7,077	1,616,591.5	27,084,000.0
263,914,535.0	158	19,061.0	703,000.0	7,094	1,667,081.0	27,506,000.0	7,252	1,686,142.0	28,209,000.0
263,230,841.0	154	20,144.5	688,000.0	7,239	1,754,439.5	28,783,000.0	7,393	1,774,584.0	29,471,000.0
262,652,415.0	159	21,100.5	686,000.0	7,208	1,742,158.0	28,659,000.0	7,367	1,763,258.5	29,345,000.0
263,153,369.0	247	34,646.0	1,138,000.0	7,186	1,754,500.5	28,713,000.0	7,433	1,789,146.5	29,851,000.0
260,990,038.5	225	34,382.5	1,058,000.0	6,936	1,740,095.5	28,287,000.0	7,161	1,774,478.0	29,345,000.0
257,162,297.5	247	36,482.0	1,103,000.0	6,970	1,738,712.0	28,025,000.0	7,217	1,775,194.0	29,128,000.0
256,292,760.0	306	44,747.5	1,327,000.0	6,875	1,736,993.0	27,770,000.0	7,181	1,781,740.5	29,097,000.0
253,814,816.0	340	48,645.0	1,395,000.0	6,913	1,784,410.0	28,270,000.0	7,253	1,833,055.0	29,665,000.0
252,076,394.0	315	47,850.5	1,321,000.0	6,982	1,816,872.5	28,677,000.0	7,297	1,864,723.0	29,998,000.0
228,937,970.5	401	65,419.0	1,720,000.0	5,763	1,535,245.5	23,638,000.0	6,164	1,600,664.5	25,358,000.0
213,700,424.5	391	64,883.5	1,634,000.0	5,950	1,580,934.5	24,133,000.0	6,341	1,645,818.0	25,767,000.0
207,716,231.0	436	77,679.5	1,947,000.0	5,921	1,604,298.0	24,188,000.0	6,357	1,681,977.5	26,135,000.0
213,300,920.5	473	78,951.0	1,901,000.0	5,947	1,615,502.0	24,003,000.0	6,420	1,694,453.0	25,904,000.0
211,199,223.0	478	96,509.5	2,175,000.0	5,755	1,585,935.0	23,356,000.0	6,233	1,682,444.5	25,531,000.0
197,630,375.0	521	98,346.5	2,163,000.0	5,422	1,517,235.0	22,019,000.0	5,943	1,615,581.5	24,182,000.0
192,837,144.5	511	102,088.5	2,125,000.0	4,941	1,386,045.0	19,805,000.0	5,452	1,488,133.5	21,930,000.0
178,560,994.5	614	131,300.0	2,701,000.0	4,576	1,322,736.5	18,646,000.0	5,190	1,454,036.5	21,347,000.0
176,461,795.0	582	120,868.5	2,330,000.0	4,461	1,281,692.5	17,771,000.0	5,043	1,402,561.0	20,101,000.0
167,380,340.0	737	166,566.0	3,081,000.0	3,942	1,176,851.5	16,091,000.0	4,679	1,343,417.5	19,172,000.0
145,883,020.0	898	217,257.0	3,827,000.0	3,350	1,019,471.0	13,205,000.0	4,248	1,236,728.0	17,032,000.0
142,791,188.5	944	232,605.5	3,924,000.0	3,112	989,282.0	12,624,000.0	4,056	1,221,887.5	16,548,000.0
134,588,459.0	986	239,673.0	3,887,000.0	2,769	892,863.5	11,215,000.0	3,755	1,132,536.5	15,102,000.0
118,840,086.0	1,036	277,151.5	4,291,000.0	2,177	711,245.0	8,753,000.0	3,213	988,396.5	13,044,000.0
115,108,187.0	1,299	354,546.0	5,251,000.0	1,692	546,464.0	6,605,000.0	2,991	901,010.0	11,856,000.0
86,952,034.0	2,083	611,974.0	8,722,000.0	—	—	—	2,083	611,974.0	8,722,000.0
89,943,189.5	2,246	666,517.0	9,064,000.0	—	—	—	2,246	666,517.0	9,064,000.0
98,265,140.5	2,433	787,973.0	10,274,000.0	—	—	—	2,433	787,973.0	10,274,000.0
101,438,444.0	2,292	768,292.5	9,593,000.0	—	—	—	2,292	768,292.5	9,593,000.0
54,199,396.0	1,168	415,964.0	4,931,000.0	—	—	—	1,168	415,964.0	4,931,000.0
18,417,269,619.5	24,405	6,049,077.5	102,210,000.0	717,534	156,124,316.5	2,558,643,000.0	741,939	162,173,394.0	2,660,853,000.0

第七表 Table No. 7

保險料拂込期間 Statistics of Policies Premium

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Policy, Premium Paid Policies during the Fiscal Year, Death, and Maturity. Rows include Straight Life, 20 Year Endowment, 25 Year Endowment, 30 Year Endowment, 35 Year Endowment, 40 Year Endowment, and Total.

満了契約統計 Paying Period Expired

Table with columns for Period, Surrender, Increase or Decrease from Other Causes, and Premium Paid Policies in Force at End of the Fiscal Year. Rows show various periods and their corresponding financial data.



第八表  
Table No. 8

疾 疾 契  
Statistics of Premium-Waived

年度別及保険種類別 Fiscal Year and Kind of Policy	新に發疾承認せるもの Premium-Waived Policies for the Disabled justified during the Fiscal Year			死 亡 Death			
	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	
昭和二十二年度 1947-8	終身保険 Straight Life	43	57.4	10,864.5	18	15.2	2,947.2
	養老保険 Endowment	98	135.5	28,220.0	7	5.7	993.8
	小児保険 Infantile	—	—	—	3	3.5	937.0
	計 Total	141	192.9	39,084.5	28	24.4	4,978.0
同 二十一年度 1946-7	終身保険 Straight Life	46	56.6	13,001.7	83	75.6	13,652.2
	養老保険 Endowment	120	208.6	42,593.2	31	46.1	8,234.3
	小児保険 Infantile	—	—	—	—	—	—
	計 Total	166	265.2	55,594.9	114	121.7	21,886.5
同 二十年度 1945-6	終身保険 Straight Life	43	43.4	9,314.1	65	49.3	8,468.8
	養老保険 Endowment	64	82.6	18,318.2	16	15.3	2,699.1
	小児保険 Infantile	—	—	—	—	—	—
	計 Total	107	126.0	27,632.3	81	64.6	11,167.9
同 十九年度 1944-5	終身保険 Straight Life	128	137.4	24,619.5	51	45.7	7,435.6
	養老保険 Endowment	125	146.1	28,965.5	14	14.7	2,937.5
	小児保険 Infantile	—	—	—	—	—	—
	計 Total	253	283.5	53,585.0	65	60.4	10,373.1
同 十八年度 1943-4	終身保険 Straight Life	—	—	—	—	—	—
	養老保険 Endowment	—	—	—	—	—	—
	小児保険 Infantile	—	—	—	—	—	—
	計 Total	—	—	—	—	—	—
同 十七年度 1942-3	終身保険 Straight Life	490	554.5	107,121.0	222	214.2	35,839.6
	養老保険 Endowment	—	—	—	—	—	—
	小児保険 Infantile	7	4.8	935.0	—	—	—
	計 Total	497	559.3	108,056.0	222	214.2	35,839.6

備考 本表の空欄は戦災により資料を消失したためである。

第九表  
Table No. 9

高 齢 者 契  
Statistics of Premium-Waived

年 度 別 Fiscal Year	新に高齢者保険料免除を承認せるもの Premium-Waived Policies for the Aged justified during the Fiscal Year			死 亡 Death	
	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium
昭和二十二年度 1947-8	1,588	783.2	161,452.1	95	53.4
同 二十一年度 1946-7	823	415.0	86,154.1	111	67.5
同 二十年度 1945-6	498	258.4	49,591.0	154	79.8
同 十九年度 1944-5	973	491.0	97,843.2	147	80.5
同 十八年度 1943-4	—	—	—	—	—
同 十七年度 1942-3	1,182	589.8	110,835.4	6	2.7

備考 昭和十八年度中の空欄は第八表の備考に同じ。

約 統 計  
Policies for the Disabled

満 期 Maturity			其の他の事由に因る増減 Increase or Decrease from Other Causes			年度末現在發疾契約 Premium-Waived Policies for the Disabled in Force at End of the Fiscal Year		
件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured
—	—	—	—	—	—	3,113	2,780.2	514,087.9
5	4.6	891.3	△ 104	△ 109.8	△ 12,574.3	2,207	2,361.7	453,395.5
—	—	—	—	—	—	132	119.0	24,902.0
5	4.6	891.3	△ 104	△ 109.8	△ 12,574.3	5,452	5,260.9	992,385.4
—	—	—	—	—	—	3,088	2,738.0	506,170.6
9	7.8	1,303.4	—	—	9.0	2,225	2,346.3	439,634.9
—	—	—	—	—	—	135	122.5	25,839.0
—	—	—	—	—	—	5,448	5,206.8	971,544.5
2	1.0	177.5	—	—	—	3,125	2,757.0	506,821.1
—	—	—	—	—	—	2,145	2,191.6	406,570.4
—	—	—	—	—	—	3,147	2,762.9	505,975.8
—	—	—	△ 11	△ 8.2	△ 1,018.8	2,099	2,125.3	391,128.8
—	—	—	—	—	—	3,070	2,671.2	488,791.9
—	—	—	—	—	—	1,999	2,002.1	366,119.6
91	75.2	9,622.0	—	—	2.0	4,953	4,507.7	811,961.9
—	—	—	—	—	—	48	34.3	7,224.0
91	75.2	9,622.0	—	—	2.0	5,001	4,542.0	819,185.9

Remark:—The blanks in the above are due to the loss of materials by war damage.

約 統 計  
Policies for the Aged

亡		其の他の事由に由る増減 Increase or Decrease from Other Causes			年度末現在高齢者契約 Premium-Waived Policies for the Aged in Force at End of the Fiscal Year		
保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	件数 Number	保険料 Premium	保険金額 Sum Insured	
9,638.5	—	—	—	5,613	2,785.7	555,633.2	
12,790.3	—	—	9.0	4,120	2,055.9	403,819.6	
14,669.0	—	—	—	3,408	1,708.4	330,446.8	
14,208.3	—	—	—	3,064	1,529.8	295,524.8	
—	—	—	—	2,238	1,119.3	211,889.9	
425.5	—	—	—	1,176	587.1	110,409.9	

Remark:—The blanks for 1943-4 are due to the same reason as that of the Table No. 8.

第十表  
Table No. 10

保 險 料 拂 済  
Statistics of

年度別及保険種類 Fiscal Year and Kind of Policy	新に保険料拂済保険契約に變更せるもの Paid-up Ones During the Fiscal Year		死 亡 清		
	件数 Number	保険金額 Sum Insured 円 yen	件数 Number	保険金額 Sum Insured 円 yen	件数 Number
昭和二十二年度 1947-8	終身保険 Straight Life	6,701	610	36,996.2	1,660
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
同二十一年度 1946-7	終身保険 Straight Life	7,739	679	38,464.8	1,219
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
同二十年度 1945-6	終身保険 Straight Life	870	1,102	66,134.3	830
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
同十九年度 1944-5	終身保険 Straight Life	1,882	1,688	95,650.4	2,439
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
同十八年度 1943-4	終身保険 Straight Life	—	—	—	—
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
同十七年度 1942-3	終身保険 Straight Life	1,789	1,188	58,782.2	—
	養老保険 Endowment				
	小児保険 Infantile				
	計 Total				
		<b>5,580</b>	<b>1,950</b>	<b>97,108.7</b>	<b>6,943</b>

備考 本表の空欄は第八表の備考に同じ。

第十一表  
Table No. 11

新契約、異動消滅、年度末現在契  
Average Premium & Sum Insured of New Business,

年度別及保険種類 Fiscal Year and Kind of Policy	新 契 約 New Business		復 活 Revival		死 亡 Death		
	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen	
昭和十七年度 1942-3	1.4	278.6	1.1	229.5	1.0	212.1	
同十八年度 1943-4	1.5	300.0	1.1	243.9	1.1	230.3	
同十九年度 1944-5	2.1	402.2	1.2	265.2	1.2	247.8	
同二十年度 1945-6	2.4	457.7	1.4	287.0	1.3	274.0	
同二十一年度 1946-7	月掛保険 Monthly Payment	3.8	705.5	1.4	295.0	1.4	287.8
	年掛保険 Annual Payment	114.8	2,019.1	—	—	86.8	1,533.3
	計 Total		<b>725.5</b>		<b>295.0</b>		<b>287.8</b>
同二十二年 1947-8	月掛保険 Monthly Payment	23.2	4,053.5	1.7	336.2	1.6	339.8
	年掛保険 Annual Payment	218.6	3,586.4	158.5	3,000.0	188.2	3,234.2
	計 Total		<b>3,987.9</b>		<b>336.2</b>		<b>348.1</b>

保 險 契 約 統 計  
Paid-up Policies

期 Maturity	解 約 Surrender		其の他の事由に因る増減 Increase or Decrease from Other Causes			年度末現在保険料拂済契約 Paid-up Policies in Force at End of the Fiscal Year	
	保険金額 Sum Insured 円 yen	件数 Number	保険金額 Sum Insured 円 yen	件数 Number	保険金額 Sum Insured 円 yen	件数 Number	保険金額 Sum Insured 円 yen
	93,764.4	96	6,733.1	—	7.0	134,798	7,179,389.3
						16,425	622,521.1
						<b>151,223</b>	<b>7,801,910.4</b>
	89,327.6	68	4,824.6	△ 1	△ 170.4	130,463	6,630,241.7
						15,893	600,749.5
						<b>146,356</b>	<b>7,230,991.2</b>
	47,645.9	75	4,606.9	△ 2	△ 463.6	124,691	6,108,394.6
	139,491.0	423	28,998.2	—	△ 200.0	125,830	6,154,495.3
		314	16,989.5	—	△ 822.4	43,020	2,063,437.5
	309,006.7	760	44,537.5	—	△ 1,127.3	90,708	4,358,028.3
		192	13,333.2	△ 6	△ 365.5	16,338	597,010.2
	<b>309,006.7</b>	<b>1,266</b>	<b>74,860.2</b>	<b>△ 6</b>	<b>△ 2,315.2</b>	<b>150,066</b>	<b>7,018,476.0</b>

Remark:—The remark of Table No. 8, is applicable to the above blanks.

約平均保険料及平均保険金額  
Movements of Policies & Policies in Force at End of the Fiscal Year

満 期 Maturity	解 約 Surrender		失 効 Lapse		年度末現在契約 Policies in Force at End of the Fiscal Year	
	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen	保険料 Premium 円 yen	保険金額 Sum Insured 円 yen
	.9	106.9	1.0	204.8	1.2	265.1
	.9	114.5	1.1	220.3	1.3	270.3
	1.0	119.1	1.4	264.5	1.5	293.0
	.9	122.1	1.6	303.9	1.7	335.0
	.9	134.8	1.6	318.2	1.8	348.8
	—	—	—	—	—	—
		<b>134.8</b>		<b>318.2</b>		<b>348.8</b>
	.8	129.5	4.2	771.8	3.2	594.2
	—	—	250.9	4,106.8	136.4	2,340.7
		<b>129.5</b>		<b>778.7</b>		<b>594.3</b>

第十二表 (一)  
Table No. 12

### 新契約平均保險料 Average Premium & Sum Insured

(イ) 年度別 (A) Classification by the Fiscal Year

年 度 別 Fiscal Year.	平 均 保 險 料 Average Premium					平 均 保 險 金 額 Average Sum Insured				
	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total	小兒保險 Infantile	合計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total	小兒保險 Infantile	合計 Total
大正 五年度 1916-7	.4	.4	.4	—	.4	98.5	88.5	94.0	—	94.0
同 六年度 1917-8	.3	.4	.3	—	.3	85.6	73.5	81.0	—	81.0
同 七年度 1918-9	.4	.5	.4	—	.4	101.3	87.5	95.6	—	95.6
同 八年度 1919-20	.4	.6	.5	—	.5	114.6	93.9	104.7	—	104.7
同 九年度 1920-1	.5	.7	.6	—	.6	123.3	102.4	112.5	—	112.5
同 十年度 1921-2	.5	.7	.6	—	.6	125.4	108.5	116.4	—	116.4
同 十一年度 1922-3	.5	.8	.7	—	.7	133.5	125.8	129.0	—	129.0
同 十二年度 1923-4	.6	.9	.8	—	.8	143.9	140.0	141.4	—	141.4
同 十三年度 1924-5	.6	1.0	.9	—	.9	143.6	147.4	146.2	—	146.2
同 十四年度 1925-6	.5	.9	.8	—	.8	135.6	132.5	133.3	—	133.3
昭和 元年度 1926-7	.6	.9	.8	—	.8	143.2	132.6	135.5	—	135.5
同 二年度 1927-8	.6	.8	.8	—	.8	136.9	124.9	127.6	—	127.6
同 三年度 1928-9	.7	1.0	.9	—	.9	159.4	145.1	147.7	—	147.7
同 四年度 1929-30	.8	1.1	1.1	—	1.1	175.8	162.8	164.9	—	164.9
同 五年度 1930-1	.8	1.0	.9	—	.9	161.7	143.9	147.0	—	147.0
同 六年度 1931-2	.8	.9	.9	.7	.9	159.8	132.5	137.5	143.6	138.8
同 七年度 1932-3	.8	.9	.9	.7	.8	156.0	121.4	128.1	130.8	128.7
同 八年度 1933-4	.8	.9	.9	.7	.9	162.5	129.8	136.4	130.0	135.0
同 九年度 1934-5	.9	1.0	1.0	.7	.9	165.3	142.1	146.7	134.0	143.9
同 十年度 1935-6	.9	1.0	1.0	.7	.9	177.5	166.7	168.9	142.2	163.0
同 十一年度 1936-7	.9	1.0	1.0	.7	1.0	187.9	200.6	197.9	149.5	187.3
同 十二年度 1937-8	.9	1.1	1.0	.8	1.0	206.6	224.7	221.2	157.8	208.1
同 十三年度 1938-9	1.1	1.1	1.1	.8	1.0	254.4	273.2	269.6	175.5	246.4
同 十四年度 1939-40	1.1	1.2	1.2	.8	1.1	284.0	296.5	294.2	174.5	264.7
同 十五年度 1940-1	1.1	1.2	1.2	.9	1.1	269.3	281.1	279.3	183.8	254.2
同 十六年度 1941-2	1.2	1.3	1.3	.9	1.2	278.9	284.1	283.5	199.2	262.7
同 十七年度 1942-3	1.5	1.4	1.4	1.0	1.4	301.0	293.1	293.7	215.6	278.6
同 十八年度 1943-4	1.6	1.6	1.6	1.2	1.5	313.6	311.6	311.7	254.5	300.0
同 十九年度 1944-5	2.1	2.2	2.2	1.7	2.1	429.9	413.2	414.2	365.8	402.2
同 二十年度 1945-6	2.4	2.5	2.5	2.1	2.4	459.2	464.8	464.5	439.3	457.7
同二十一年度 1946-7	4.4 135.9	4.3 113.3	4.3 114.8	2.6 —	3.8 114.8	812.3 2,437.6	772.3 1,989.5	774.6 2,019.1	557.3 —	705.5 2,019.1
同二十二年度 1947-8	26.0 247.9	23.1 217.6	23.2 218.6	— —	23.2 218.6	4,511.9 4,188.1	4,034.4 3,565.9	4,053.5 3,586.4	— —	4,053.5 3,586.4
計 Total						<b>852.9</b>	<b>799.0</b>	<b>802.2</b>	<b>557.3</b>	<b>725.5</b>
計 Total						<b>4,473.5</b>	<b>3,958.2</b>	<b>3,987.9</b>	<b>—</b>	<b>3,987.9</b>

### 及平均保險金額 of New Business

(ロ) 地方別 (B) Classification by Prefecture

昭和二十二年  
For the Fiscal Year 1947-8

通信局及府縣別 Communications Bureau and Prefecture	平 均 保 險 料 Average Premium									平 均 保 險 金 額 Average Sum Insured								
	月掛保險 Monthly Payments			年掛保險 Annual Payment			月掛保險 Monthly Payments			年掛保險 Annual Payment			合計 Total					
	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	計 Total						
													円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
東 京 局 Tokyo C. B.	東 京	28.4	25.5	25.6	298.8	271.4	273.2	4,717	4,396	4,416	4,693	4,290	4,316	4,409				
	神 奈 川	28.6	24.2	24.4	286.5	255.9	256.9	4,622	4,194	4,212	4,437	4,079	4,091	4,200				
	埼 玉	24.5	21.4	21.5	274.2	235.1	236.0	3,943	3,726	3,733	4,421	3,721	3,737	3,733				
	群 馬	20.8	18.2	18.3	243.5	221.8	222.7	3,649	3,239	3,256	3,878	3,584	3,596	3,315				
	千 葉	24.1	20.3	20.4	257.5	233.4	233.8	4,100	3,605	3,619	3,954	3,706	3,711	3,643				
	茨 城	21.0	18.2	18.3	254.2	200.6	201.8	3,474	3,205	3,214	3,795	3,168	3,182	3,207				
	栃 木	20.4	17.3	17.4	252.4	214.6	215.6	3,427	3,078	3,089	3,851	3,431	3,442	3,148				
	山 梨	20.7	17.7	17.8	272.8	210.2	211.2	3,472	3,165	3,172	4,292	3,413	3,427	3,236				
	計 Total	26.5	22.5	22.6	275.6	232.8	234.2	4,392	3,914	3,936	4,303	3,703	3,722	3,906				
	長 野 局 Nagano C. B.	長 野	21.0	17.4	17.5	212.6	193.0	193.7	3,700	3,097	3,123	3,749	3,172	3,193	3,137			
新 潟		19.8	17.5	17.6	216.9	187.0	188.7	3,711	3,189	3,218	3,744	3,167	3,200	3,214				
計 Total		20.3	17.4	17.6	215.5	189.7	190.9	3,707	3,146	3,174	3,746	3,169	3,197	3,178				
名 古 屋 局 Nagoya C. B.	愛 知	29.0	27.2	27.3	270.7	247.5	247.9	5,098	4,835	4,842	4,803	4,077	4,090	4,697				
	三 重	24.8	24.1	24.2	279.0	250.8	251.7	4,509	4,028	4,042	4,753	4,062	4,082	4,050				
	靜 岡	31.5	27.5	27.6	289.4	245.2	246.0	5,548	4,744	4,762	5,047	3,959	3,980	4,627				
	岐 阜	25.8	24.0	24.0	251.4	240.5	240.8	4,774	4,201	4,214	4,687	3,915	3,935	4,166				
	計 Total	28.4	26.3	26.3	273.2	246.4	247.0	5,055	4,575	4,588	4,828	4,020	4,037	4,485				
金 澤 局 Kanazawa C. B.	石 川	23.1	21.2	21.3	247.6	209.4	211.2	4,497	3,921	3,954	4,211	3,561	3,592	3,877				
	富 山	23.5	19.9	20.2	234.4	198.7	200.7	4,452	3,754	3,798	4,374	3,559	3,603	3,758				
	福 井	25.1	24.9	24.9	221.2	208.7	209.3	4,953	4,382	4,411	4,223	3,584	3,614	4,223				
	計 Total	23.8	21.9	22.0	234.7	205.7	207.2	4,601	4,001	4,036	4,272	3,568	3,603	3,941				
大 阪 局 Osaka C. B.	大 阪	32.0	29.5	29.7	280.4	284.1	283.9	5,313	4,970	4,987	4,669	4,593	4,598	4,972				
	京 都	31.0	27.9	28.1	276.0	235.7	237.2	4,903	4,710	4,720	4,579	3,783	3,810	4,646				
	兵 庫	30.0	25.4	25.6	268.4	229.1	230.1	4,964	4,412	4,432	4,573	3,722	3,742	4,376				
	奈 良	23.0	20.7	20.7	241.2	235.7	235.9	3,866	3,764	3,768	3,647	3,797	3,792	3,771				
	滋 賀	19.9	18.4	18.5	206.0	184.3	185.3	3,415	3,270	3,277	3,640	3,033	3,061	3,241				
	和 歌 山	24.1	20.9	20.9	230.1	211.0	211.3	4,245	3,658	3,674	4,133	3,318	3,333	3,631				
計 Total	29.6	26.2	26.4	255.7	229.9	230.9	4,887	4,489	4,507	4,307	3,713	3,734	4,445					

第十二表 (二) (續) 新契約平均保險料及平均保險金額  
Table No. 12 (Continued) Average Premium & Sum Insured of New Business

(續) (四) 地方別 (Continued) (B) Classification by Prefecture For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Prefecture, Average Premium (Monthly/Annual), and Average Sum Insured (Monthly/Annual). Rows include Hiroshima, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kumamoto, Nagasaki, Fukuoka, Oita, Saga, Miyazaki, Kagoshima, Miyagi, Fukushima, Iwate, Aomori, Yamagata, and Hokkaido.

第十三表 (一) 消滅率 (件數率)  
Table No. 13 Rates of Withdrawals (Policy-Rates)

(1) 年度別 (A) Classification by the Fiscal Year

Table with columns for Fiscal Year, Mortality Rates (Str't L., Endow. P., Total, Infantile), Surrender & Lapse Rates (Str't L., Endow. P., Total, Infantile), and Revivals Excluded. Rows list fiscal years from 1916-7 to 1947-8.

第十三表 (二)  
Table No. 13

(続) 消 減 率  
(Continued) Rates of Withdrawals

(口) 地 方 別

通信局及府縣別 Communications Bureau & Prefecture	死 亡 率 Mortality Rates				解 約 失 効 率 Surrender & Lapse Rates					
	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	小兒保險 Infantile	合 計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	小兒保險 Infantile	合 計 Total	復活控除 Revivals Excluded	
東 京 局 Tokyo C.B.	東 京 Tokyo	.03103	.01960	.00530	.01785	.02123	.02054	.01479	.01945	.01344
	神 奈 川 Kanagawa	.03139	.01828	.00480	.01621	.03786	.04017	.04643	.04143	.03701
	埼 玉 Saitama	.03139	.01615	.00538	.01495	.00900	.01335	.00874	.01192	.01114
	群 馬 Gunma	.02884	.01411	.00512	.01416	.00646	.00949	.00523	.00807	.00746
	千 葉 Chiba	.02981	.01594	.00438	.01415	.00744	.01462	.01143	.01345	.01237
	茨 城 Ibaraki	.03264	.01808	.00549	.01643	.01313	.01470	.01117	.01370	.01275
	栃 木 Tochigi	.02732	.01416	.00493	.01351	.01092	.01191	.00952	.01126	.01029
	山 梨 Yamanashi	.03208	.01672	.00417	.01463	.02267	.02989	.02237	.02744	.02630
	計 Total	.03064	.01781	.00510	.01624	.01789	.02027	.01678	.01928	.01575
	長 野 局 Nagano C.B.	長 野 Nagano	.03404	.01733	.00530	.01663	.00864	.00990	.00470	.00836
新 潟 Niigata		.03927	.02123	.00639	.01996	.00503	.00664	.00406	.00580	.00528
計 Total		.03687	.01959	.00590	.01852	.00669	.00801	.00435	.00691	.00638
名 古 屋 局 Nagoya C.B.	愛 知 Aichi	.02862	.01575	.00373	.01362	.03369	.03113	.02675	.03018	.02862
	三 重 Mie	.02938	.02597	.00556	.02101	.01017	.01131	.00669	.00997	.00906
	靜 岡 Shizuoka	.02446	.01631	.00368	.01373	.00960	.01280	.00835	.01148	.01037
	岐 阜 Gifu	.02678	.01800	.00483	.01538	.01163	.01425	.00816	.01242	.01155
	計 Total	.02765	.01772	.00418	.01505	.02037	.02119	.01654	.01992	.01867
金 澤 局 Kanazawa C.B.	石 川 Isikawa	.02581	.01613	.00472	.01523	.00777	.01339	.00823	.01121	.01029
	富 山 Toyama	.02716	.01488	.00433	.01427	.00955	.01448	.01101	.01291	.01147
	福 井 Fukui	.02663	.02408	.00598	.02003	.01340	.01451	.01043	.01328	.01219
	計 Total	.02651	.01794	.00498	.01633	.01019	.01412	.00992	.01245	.01129
大 阪 局 Osaka C.B.	大 阪 Osaka	.02452	.01595	.00359	.01390	.02941	.02674	.02140	.02575	.02125
	京 都 Kyoto	.02583	.01913	.00446	.01658	.01435	.01352	.00957	.01273	.01110
	兵 庫 Hyogo	.02765	.01774	.00434	.01537	.02815	.02509	.01603	.02323	.02008
	奈 良 Nara	.02699	.01546	.00359	.01373	.00621	.00739	.00566	.00693	.00556
	滋 賀 Siga	.02951	.02477	.00479	.02106	.00514	.00641	.00474	.00586	.00536
	和 歌 山 Wakayama	.02621	.01597	.00340	.01384	.01646	.01649	.01218	.01552	.01388
	計 Total	.02624	.01753	.00401	.01525	.02163	.02090	.01530	.01969	.01671

(件 数 率)  
(Policy-Rates)

(B) Classification by Prefecture

昭和二十二年度  
For the Fiscal Year 1947-8

通信局及府縣別 Communications Bureau & Prefecture	死 亡 率 Mortality Rates				解 約 失 効 率 Surrender & Lapse Rates					
	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	小兒保險 Infantile	合 計 Total	終身保險 Str't L.	養老保險 Endow. P.	小兒保險 Infantile	合 計 Total	復活控除 Revivals Excluded	
廣 島 局 Hiroshima C.B.	廣 島 Hiroshima	.02620	.01844	.00515	.01596	.01296	.01514	.00630	.01284	.01057
	鳥 取 Tottori	.02733	.02518	.00403	.02038	.00781	.00940	.00538	.00831	.00780
	島 根 Simane	.02717	.01910	.00506	.01643	.00565	.00937	.00473	.00783	.00713
	岡 山 Okayama	.02694	.02086	.00416	.01744	.02162	.02360	.01506	.02147	.01967
	山 口 Yamaguti	.02602	.01546	.00438	.01386	.01772	.01847	.01150	.01666	.01446
計 Total	.02654	.01914	.00464	.01633	.01439	.01667	.00919	.01466	.01288	
松 山 局 Matuyama C.B.	愛 媛 Ehime	.02685	.01747	.00448	.01485	.01368	.01777	.00980	.01545	.01456
	德 島 Tokushima	.02967	.01883	.00494	.01600	.02281	.02207	.02075	.02179	.01984
	香 川 Kagawa	.03837	.02551	.00531	.02153	.01705	.01522	.01120	.01438	.01310
	高 知 Koti	.03123	.02084	.00703	.01825	.01272	.01284	.01062	.01233	.01117
	計 Total	.03093	.02042	.00527	.01740	.01565	.01703	.01252	.01586	.01460
熊 本 局 Kumamoto C.B.	熊 本 Kumamoto	.02867	.01792	.00497	.01584	.01384	.01890	.01446	.01737	.01506
	長 崎 Nagasaki	.03488	.02342	.00705	.02061	.01352	.01852	.01564	.01735	.01530
	福 岡 Fukuoka	.02999	.01750	.00514	.01592	.02212	.02849	.02297	.02647	.02326
	大 分 Oita	.03174	.01951	.00616	.01742	.00779	.00856	.00550	.00774	.00684
	佐 賀 Saga	.03508	.02240	.00627	.02008	.01056	.01243	.00855	.01134	.00990
	宮 崎 Miyazaki	.03033	.02071	.00677	.01803	.01417	.01728	.01051	.01520	.01367
	鹿 兒 島 Kagosima	.03065	.01963	.00533	.01735	.01117	.01987	.01141	.01692	.01501
計 Total	.03117	.01955	.00575	.01742	.01533	.02021	.01505	.01847	.01625	
仙 台 局 Sendai C.B.	宮 城 Miyagi	.03081	.01506	.00496	.01442	.00896	.00873	.00674	.00828	.00584
	福 島 Fukushima	.04615	.01845	.00729	.01920	.00645	.00836	.00559	.00747	.00613
	岩 手 Iwate	.03996	.02272	.00830	.02075	.00811	.01010	.00670	.00909	.00631
	青 森 Aomori	.02748	.01549	.00471	.01402	.00809	.01197	.00895	.01083	.00751
	山 形 Yamagata	.05487	.02213	.00803	.02288	.00593	.00727	.00458	.00649	.00525
秋 田 Akita	.03918	.01542	.00496	.01703	.00619	.01021	.00617	.00868	.00693	
計 Total	.04095	.01835	.00650	.01824	.00710	.00925	.00635	.00831	.00626	
札幌通信局 Sapporo C.B.	北 海 道 Hokkaido	.02679	.01504	.00492	.01327	.01032	.01048	.00612	.00920	.00750
内 地 計 Total (The Interior)		.03076	.01823	.00506	.01634	.01511	.01776	.01290	.01634	.01401
	外 地 計 The Overseas	.00691	.00406	.00414	.00440	.00705	.00788	.01990	.00931	.00820
總 計 Grand Total	.02965	.01760	.00504	.01587	.01473	.01732	.01305	.01607	.01378	

第十四表 Table No. 14

地方別人口千 Policies in Force per 1,000 Inhabitants

Table with columns: 通信局及府縣別 (Communications Bureau & Prefecture), 人口 (Inhabitant), 年度末現在契約 (Policies in Force at End of the Fiscal Year), 人口千人當 (Rates per 1,000 Inhabitants). Rows include Tokyo, Kanagawa, Saitama, Gunma, Tiba, Ibaraki, Totigi, Yamanasi, Nagano, Niigata, Aiti, Mie, Sizuoka, Gihu, Isikawa, Toyama, Hukui, Osaka, Kyoto, Hyogo, Nara, Siga, Wakayama.

人當現在契約 Classified by Prefecture

昭和二十二年度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns: 通信局及府縣別 (Communications Bureau & Prefecture), 人口 (Inhabitant), 年度末現在契約 (Policies in Force at End of the Fiscal Year), 人口千人當 (Rates per 1,000 Inhabitants). Rows include Hiroshima, Tottori, Simane, Okayama, Yamaguti, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kōchi, Kumamoto, Nagasaki, Hukuoka, Oita, Saga, Miyazaki, Kagosima, Miyagi, Hukushima, Iwate, Aomori, Yamagata, Akita, Hokkaido.

備考 人口は地理学統計局発表の昭和二十二年十月一日現在国勢調査のものである Remark:- The inhabitants are subjected to the Population Census as on October 1, 1947, compiled by the Government Bureau of Census.

第十五表  
Table No. 15

收 支 計 算  
Revenue Account

年 度 別 Fiscal Year	收 入 Incomes				合 計 Total
	前年度末積立金 Insurance Fund at End of Previous Fiscal Year	收入保險料 Premium Receipts	運用收入 Interests	雜收入 Others	
	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
大正五年度 1916-7	—	422,934	—	69,859	492,793
同 六年度 1917-8	296,096	2,054,508	—	5,593	2,356,197
同 七年度 1918-9	1,719,736	4,237,549	5,867	9,982	5,973,134
同 八年度 1919-20	4,363,627	7,020,088	83,310	14,132	11,481,157
同 九年度 1920-1	8,665,695	9,935,123	346,811	20,658	18,968,287
同 十年度 1921-2	14,713,247	15,663,570	581,139	24,464	30,982,420
同 十一年度 1922-3	24,905,788	23,134,583	1,054,584	44,318	49,139,273
同 十二年度 1923-4	40,394,291	32,155,853	1,861,357	120,178	74,531,679
同 十三年度 1924-5	61,424,287	44,899,964	3,059,329	91,460	109,475,040
同 十四年度 1925-6	93,201,850	61,370,406	4,658,487	198,867	159,429,610
昭和元年度 1926-7	139,436,148	78,261,560	8,749,051	164,122	226,610,881
同 二年度 1927-8	200,916,464	93,078,976	13,146,081	188,034	307,329,555
同 三年度 1928-9	273,124,260	110,222,509	15,628,892	242,701	399,218,362
同 四年度 1929-30	356,849,980	127,646,424	20,524,420	297,135	505,317,959
同 五年度 1930-1	456,914,947	141,259,886	25,657,618	412,221	624,244,672
同 六年度 1931-2	561,589,540	152,057,509	29,998,238	536,881	744,182,168
同 七年度 1932-3	657,957,971	162,849,317	35,580,401	563,579	856,951,268
同 八年度 1933-4	759,896,199	178,544,591	40,857,909	1,112,728	980,411,427
同 九年度 1934-5	881,076,864	196,418,043	42,462,694	708,089	1,120,665,690
同 十年度 1935-6	1,006,138,064	213,417,545	48,627,055	639,573	1,268,822,237
同 十一年度 1936-7	1,142,178,454	232,909,514	56,283,707	715,317	1,432,086,992
同 十二年度 1937-8	1,298,848,403	254,746,672	56,536,279	752,267	1,610,883,621
同 十三年度 1938-9	1,463,251,782	291,984,628	63,337,753	712,094	1,819,286,257
同 十四年度 1939-40	1,645,392,150	350,891,181	71,635,701	690,587	2,068,609,619
同 十五年度 1940-1	1,877,503,584	442,182,451	80,734,761	1,020,498	2,401,441,294
同 十六年度 1941-2	2,183,848,277	557,280,976	94,083,147	1,637,489	2,836,849,889
同 十七年度 1942-3	2,569,202,842	725,301,642	112,225,438	2,293,614	3,409,023,536
同 十八年度 1943-4	3,062,115,696	912,428,072	141,828,389	2,306,299	4,118,678,456
同 十九年度 1944-5	3,700,690,868	1,138,450,072	154,056,436	1,092,341	4,994,289,717
同 二十年度 1945-6	4,502,326,984	1,329,907,399	188,353,892	1,046,862	6,021,635,137
同 二十一年度 1946-7	5,361,915,347	1,615,796,348	223,212,307	1,194,678	7,202,118,680
同 二十二年度 1947-8	5,895,122,779	3,132,850,521	269,431,702	358,231,097	9,655,636,099

累 年 比 較  
for the Fiscal Years

事 業 費 Business Expenses	支 出 Outgoes				合 計 Total
	支拂保險金 Claims Paid and Endowment Matured	還 付 金 Surrender Values and Dividends to Policies of Long Duration	新 營 費 Expenditures for Building of the Offices	年度末積立金 Insurance Fund at End of the Fiscal Year	
円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
193,843	2,791	63	—	296,096	492,793
549,829	82,316	4,316	—	1,719,736	2,356,197
1,071,392	514,222	23,893	—	4,363,627	5,973,134
1,731,675	1,031,130	52,657	—	8,665,695	11,481,157
2,607,490	1,549,972	97,578	—	14,713,247	18,968,287
3,704,493	2,168,993	203,146	—	24,905,788	30,982,420
5,240,368	3,102,832	401,782	—	40,394,291	49,139,273
6,482,412	5,290,973	696,497	637,510	61,424,287	74,531,679
8,506,172	6,187,238	1,200,073	379,707	93,201,850	109,475,040
10,460,006	7,520,145	1,950,991	62,320	139,436,148	159,429,610
12,417,096	10,208,643	3,053,752	14,926	200,916,464	226,610,881
14,737,964	13,476,731	4,674,516	1,316,084	273,124,260	307,329,555
17,652,853	16,365,396	5,787,141	2,562,992	356,849,980	399,218,362
20,037,464	19,136,022	8,489,443	740,083	456,914,947	505,317,959
21,248,288	21,823,792	19,583,052	—	561,589,540	624,244,672
24,736,751	27,803,097	33,572,920	111,429	657,957,971	744,182,168
25,991,857	35,346,562	35,291,111	425,539	759,896,199	856,951,268
28,238,980	41,877,482	28,042,223	1,175,878	881,076,864	980,411,427
29,948,517	54,867,277	29,105,603	606,229	1,006,138,064	1,120,665,690
33,144,667	65,086,832	28,402,803	9,481	1,142,178,454	1,268,822,237
34,555,725	69,440,657	28,991,622	250,585	1,298,848,403	1,432,086,992
40,154,105	80,189,262	27,111,802	176,670	1,463,251,782	1,610,883,621
45,782,168	100,140,950	27,930,425	40,564	1,645,392,150	1,819,286,257
54,766,551	108,672,990	27,603,976	62,518	1,877,503,584	2,068,609,619
70,160,408	118,947,843	28,101,911	382,855	2,183,848,277	2,401,441,294
87,025,493	149,234,125	31,028,118	359,311	2,569,202,842	2,836,849,889
105,236,551	206,174,286	34,608,450	888,553	3,062,115,696	3,409,023,536
126,013,630	254,833,291	36,258,213	882,454	3,700,690,868	4,118,678,456
149,075,629	307,432,159	35,454,945	—	4,502,326,984	4,994,289,717
232,874,195	391,604,783	35,240,812	—	5,361,915,347	6,021,635,137
631,194,571	615,598,399	60,202,931	—	5,895,122,779	7,202,118,680
2,237,681,920	501,592,455	52,480,853	—	6,863,880,871	9,655,636,099

第十六表  
Table No. 16

積立金運用  
Investments of Insurance

年 度 別 Fiscal Year	公 共 團 體 放 資 Loans to Public Corporations			國 債 Government Bonds	社 債 及 債 券 Bonds & Securities
	証 書 貸 付 Loans on Certificates	地 方 債 証 券 Acceptance of Local Bonds	計 Total		
	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
大正八年度 1919-20	1,508,500	—	1,508,500	749,472	—
同 九年度 1920-1	4,002,483	—	4,002,483	1,248,712	—
同 十年度 1921-2	8,750,667	—	8,750,667	1,541,250	—
同 十一年度 1922-3	15,113,867	—	15,113,867	2,328,768	—
同 十二年度 1923-4	21,686,110	60,000	21,746,110	2,951,816	—
同 十三年度 1924-5	32,126,039	1,475,104	33,601,143	3,358,956	—
同 十四年度 1925-6	49,697,049	5,352,599	55,049,648	11,483,777	—
昭和元年度 1926-7	87,182,192	10,535,801	97,717,993	17,699,943	—
同 二年度 1927-8	127,352,108	16,085,188	143,437,296	23,404,950	—
同 三年度 1928-9	158,657,358	18,000,902	176,658,260	31,712,493	—
同 四年度 1929-30	190,067,571	49,514,322	239,581,893	53,556,997	—
同 五年度 1930-1	221,796,501	67,266,405	289,062,906	69,769,984	3,920,000
同 六年度 1931-2	239,087,376	106,643,382	345,730,758	87,913,050	19,386,405
同 七年度 1932-3	249,238,226	117,838,847	367,077,073	105,700,088	24,361,405
同 八年度 1933-4	199,096,763	222,229,610	421,326,373	116,489,822	43,352,000
同 九年度 1934-5	187,828,394	330,179,557	518,007,951	140,585,131	76,716,090
同 十年度 1935-6	245,184,128	344,633,570	589,817,698	161,422,150	111,192,530
同 十一年度 1936-7	285,831,239	362,491,585	648,322,824	205,086,195	136,110,096
同 十二年度 1937-8	309,367,020	395,398,395	704,765,415	257,558,900	162,864,904
同 十三年度 1938-9	356,323,968	405,491,144	761,815,112	315,867,295	192,180,655
同 十四年度 1939-40	385,961,493	419,641,317	805,602,810	394,592,626	245,398,843
同 十五年度 1940-1	400,996,828	408,380,851	809,377,679	486,780,442	364,285,488
同 十六年度 1941-2	423,160,603	400,884,461	824,045,064	629,952,159	468,703,665
同 十七年度 1942-3	452,956,070	394,003,642	846,959,712	830,084,600	624,337,277
同 十八年度 1943-4	492,460,479	388,284,331	880,744,810	891,748,395	645,932,686
同 十九年度 1944-5	552,340,581	373,443,252	925,783,833	891,748,155	671,450,086
同 二十年度 1945-6	645,039,563	359,311,696	1,004,351,259	872,571,355	692,392,695
同 二十一年度 1946-7	591,189,123	352,659,804	943,848,927	872,571,355	686,709,168
同 二十二年度 1947-8	552,132,554	344,512,117	896,644,671	872,571,355	681,500,202

備考 短期放資とは六大都市に貸付期間一年を限度とする短期貸付及びその年度内に償還せられる短期証券に對する放資である

狀況累年比較  
Fund for the Fiscal Years

各年度末現在  
As at End of the Fiscal Year

株 式 Shares	其の他の有價証券 Other Securities	短期放資 Short term Loans	契約者貸付 Policy-Loans	預金部預金及現金 Deposit in the Deposit Bureau of the Ministry of Finance and Cash on Hand	合 計 Total
円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
—	—	—	10,570	2,094,985	4,363,627
—	—	—	20,402	3,394,098	8,665,695
—	—	—	52,994	4,368,336	14,713,247
—	—	—	233,577	7,229,576	24,905,788
—	—	—	788,556	14,907,809	40,394,291
—	—	—	1,307,584	23,156,604	61,424,287
—	—	—	3,032,422	23,636,003	93,201,850
—	—	—	6,772,855	17,245,357	139,436,148
—	—	—	12,667,737	21,406,481	200,916,464
—	—	—	20,480,719	44,272,788	273,124,260
—	—	—	32,791,655	30,919,435	356,849,980
—	—	—	50,046,822	44,115,235	456,914,947
—	—	—	67,871,575	40,687,752	561,589,540
—	—	—	85,452,269	75,367,136	657,957,971
—	—	—	97,525,840	81,202,164	759,896,199
—	—	—	107,977,689	37,790,003	881,076,864
—	—	3,812,279	120,798,612	19,094,795	1,006,138,064
—	—	4,486,084	136,276,941	11,896,314	1,142,178,454
—	7,835,500	11,658,942	146,710,744	7,453,998	1,298,848,403
—	7,835,500	32,436,285	148,212,201	4,904,734	1,463,251,782
—	10,777,000	38,966,552	143,372,548	6,681,771	1,645,392,150
8,352,250	10,777,000	58,000,000	137,076,651	2,854,074	1,877,503,584
36,659,191	10,777,000	75,000,000	132,106,411	6,604,787	2,183,848,277
65,328,410	10,777,000	68,000,000	123,360,503	355,340	2,569,202,842
69,933,815	10,777,000	—	104,537,379	458,441,611	3,062,115,696
73,035,625	10,777,000	—	79,318,260	1,048,577,909	3,700,690,868
73,681,313	10,777,000	—	64,979,236	1,783,574,126	4,502,326,984
73,681,313	10,777,000	—	52,899,713	2,721,427,871	5,361,915,347
73,831,313	10,777,000	—	38,727,962	3,321,070,276	5,895,122,779

Remark:- By short term loans are meant the loans given for six key cities within the limited term of one year and the acceptances of short term securities redeemable during the Fiscal Year.



第十七表  
Table No. 17

保險契約者産業別統計  
Policy-holders Classified by Industry  
(Represented by Percentages)

産業別 Classification of Industry	東京 C.B.	長野 C.B.	名古屋 C.B.	金澤 C.B.	大阪 C.B.	広島 C.B.	松山 C.B.	山形 C.B.	熊本 C.B.	仙台 C.B.	札幌 C.B.	計 Total
	Tokyo	Nagano	Nagoya	Kanaza-	Osaka	Hirosi-	Matuya-	Kuma-	Sendai	Sapporo		
件 農 業 Agriculture	13.2	26.9	17.4	18.6	12.1	27.9	28.7	21.8	21.8	13.8	18.1	
林 業 Forestry	.8	2.7	1.0	1.2	1.2	2.4	3.6	.9	2.9	.6	1.4	
水産業 Marine Products Industry	1.2	—	1.7	7.2	.7	1.5	2.2	1.9	1.4	4.4	1.7	
鑛 業 Mining Industry	.4	.4	.7	1.2	.5	2.7	1.4	6.3	2.3	11.0	2.1	
建設工業 Public Building Industry	4.3	4.6	5.1	4.2	2.6	6.0	2.9	4.1	4.6	3.9	4.2	
製造工業 Manufacturing Industry	27.9	26.5	32.2	22.8	27.4	19.7	20.9	19.2	19.2	18.8	24.8	
ガス、電気、水道業 Gas, Electric & Water Supplies	2.1	1.4	1.2	1.2	1.0	1.5	2.2	1.1	.9	1.1	1.4	
商 業 Commerce	13.9	14.6	14.2	11.4	17.1	11.2	14.4	11.4	13.7	12.1	13.8	
数 金 融 業 Money-Lending	1.2	.4	.7	1.2	.7	.9	.7	.9	.9	.6	.8	
運輸通信業 Transportation & Communications	8.6	7.3	7.1	10.2	8.2	8.5	7.9	8.2	9.4	11.0	8.6	
サービス業 Serving Business	5.0	3.7	3.7	3.0	4.9	1.8	.7	3.6	5.4	2.8	4.1	
自由業 Liberal Professions	5.1	3.7	4.7	6.0	5.3	3.7	5.0	6.5	4.6	5.5	5.0	
公務、団体 Public Services & Organizations	6.8	3.7	3.9	6.0	7.9	7.0	4.3	9.3	6.6	9.9	6.8	
其の他の産業 Other Industries	5.9	1.8	4.2	3.5	6.9	1.5	2.9	2.2	4.6	3.9	4.4	
無 業 None	3.6	2.3	2.2	2.3	3.5	3.7	2.2	2.6	1.7	.6	2.8	
計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
保 農 業 Agriculture	11.1	20.8	14.1	18.6	9.2	22.0	21.5	16.6	15.7	12.0	13.9	
林 業 Forestry	.8	2.6	.8	1.5	1.4	2.2	3.6	.5	2.0	.5	1.2	
水産業 Marine Products Industry	1.3	—	2.0	7.3	.8	1.6	3.3	2.1	1.1	5.0	1.8	
鑛 業 Mining Industry	.5	.6	.5	.4	.4	2.9	1.2	6.8	2.4	10.5	2.1	
建設工業 Public Building Industry	4.5	4.2	5.3	4.1	2.6	5.8	3.0	4.4	4.1	3.3	4.2	
製造工業 Manufacturing Industry	28.1	27.1	35.4	23.5	29.3	21.3	20.9	20.7	19.4	17.6	26.0	
ガス、電気、水道業 Gas, Electric & Water Supplies	1.9	1.3	1.5	1.8	.8	1.5	2.6	.8	1.1	.9	1.3	
金 商 業 Commerce	15.6	18.4	14.7	12.4	18.1	14.3	16.6	12.0	18.2	14.5	15.6	
金 融 業 Money-Lending	1.2	.5	.7	1.5	.5	1.0	.7	.6	.7	.4	.8	
運輸通信業 Transportation & Communications	7.5	8.4	6.4	10.7	7.7	8.1	7.6	9.2	10.2	12.3	8.3	
サービス業 Serving Business	5.8	4.8	4.6	2.0	5.2	2.7	1.3	4.3	7.3	2.9	4.8	
自由業 Liberal Professions	5.3	4.7	4.8	5.0	5.8	2.7	6.8	6.4	5.6	5.6	5.4	
公務、団体 Public Services & Organizations	6.3	3.8	3.4	5.6	8.0	7.5	5.3	10.7	6.8	10.5	7.0	
其の他の産業 Other Industries	6.4	1.0	4.1	3.8	6.8	1.6	3.1	2.7	4.4	3.4	4.8	
無 業 None	3.7	1.8	1.7	1.8	3.4	4.8	2.5	2.2	1.0	.6	2.8	
額 計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

備考 1. 本表は昭和二十三年四月から七月までの新契約契約者について五百分の一抽出統計法により調査したものである  
2. 産業分類は昭和二十二年十月一日の国勢調査の産業分類に準じた  
Remarks:- 1. This statistics was investigated for the new policy-holders from April to July, 1948, by the  $\frac{1}{500}$  sampling method.  
2. The classification of industry was subjected to that prepared in the Population Census of October 1, 1947.

第二編  
郵便年金

PART II  
POST OFFICE LIFE ANNUITIES

第十七表  
Table No. 17

保險契約者産業別統計  
Policy-holders Classified by Industry  
(Represented by Percentages)

産業別 Classification of Industry	東京 逓信局	長野 逓信局	名古屋 逓信局	金澤 逓信局	大阪 逓信局	広島 逓信局	松山 逓信局	熊本 逓信局	仙台 逓信局	札幌 逓信局	計 Total
	Tokyo C.B.	Nagano C.B.	Nagoya C.B.	Kanaza- wa C.B.	Osaka C.B.	Hirosi- ma C.B.	Matuya- ma C.B.	Kuma- motoC.B.	Sendai C.B.	Sapporo C.B.	
農 業 Agriculture	13.2	26.9	17.4	18.6	12.1	27.9	28.7	21.8	21.8	13.8	18.1
林 業 Forestry	.8	2.7	1.0	1.2	1.2	2.4	3.6	.9	2.9	.6	1.4
水産業 Marine Products Industry	1.2	—	1.7	7.2	.7	1.5	2.2	1.9	1.4	4.4	1.7
鑛 業 Mining Industry	.4	.4	.7	1.2	.5	2.7	1.4	6.3	2.3	11.0	2.1
建設工業 Public Building Industry	4.3	4.6	5.1	4.2	2.6	6.0	2.9	4.1	4.6	3.9	4.2
製造工業 Manufacturing Industry	27.9	26.5	32.2	22.8	27.4	19.7	20.9	19.2	19.2	18.8	24.8
ガス、電気、水道業 Gas, Electric & Water Supplies	2.1	1.4	1.2	1.2	1.0	1.5	2.2	1.1	.9	1.1	1.4
商 業 Commerce	13.9	14.6	14.2	11.4	17.1	11.2	14.4	11.4	13.7	12.1	13.8
金融業 Money-Lending	1.2	.4	.7	1.2	.7	.9	.7	.9	.9	.6	.8
運輸通信業 Transportation & Communi- cations	8.6	7.3	7.1	10.2	8.2	8.5	7.9	8.2	9.4	11.0	8.6
サービス業 Serving Business	5.0	3.7	3.7	3.0	4.9	1.8	.7	3.6	5.4	2.8	4.1
自由業 Liberal Pro- fessions	5.1	3.7	4.7	6.0	5.3	3.7	5.0	6.5	4.6	5.5	5.0
公務、団体 Public Services & Organizations	6.8	3.7	3.9	6.0	7.9	7.0	4.3	9.3	6.6	9.9	6.8
その他の産業 Other Industries	5.9	1.8	4.2	3.5	6.9	1.5	2.9	2.2	4.6	3.9	4.4
無 業 None	3.6	2.3	2.2	2.3	3.5	3.7	2.2	2.6	1.7	.6	2.8
計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業 Agriculture	11.1	20.8	14.1	18.6	9.2	22.0	21.5	16.6	15.7	12.0	13.9
林 業 Forestry	.8	2.6	.8	1.5	1.4	2.2	3.6	.5	2.0	.5	1.2
水産業 Marine Products Industry	1.3	—	2.0	7.3	.8	1.6	3.3	2.1	1.1	5.0	1.8
鑛 業 Mining Industry	.5	.6	.5	.4	.4	2.9	1.2	6.8	2.4	10.5	2.1
建設工業 Public Building Industry	4.5	4.2	5.3	4.1	2.6	5.8	3.0	4.4	4.1	3.3	4.2
製造工業 Manufacturing Industry	28.1	27.1	35.4	23.5	29.3	21.3	20.9	20.7	19.4	17.6	26.0
ガス、電気、水道業 Gas, Electric & Water Supplies	1.9	1.3	1.5	1.8	.8	1.5	2.6	.8	1.1	.9	1.3
商 業 Commerce	15.6	18.4	14.7	12.4	18.1	14.3	16.6	12.0	18.2	14.5	15.6
金融業 Money-Lending	1.2	.5	.7	1.5	.5	1.0	.7	.6	.7	.4	.8
運輸通信業 Transportation & Communi- cations	7.5	8.4	6.4	10.7	7.7	8.1	7.6	9.2	10.2	12.3	8.3
サービス業 Serving Business	5.8	4.8	4.6	2.0	5.2	2.7	1.3	4.3	7.3	2.9	4.8
自由業 Liberal Pro- fessions	5.3	4.7	4.8	5.0	5.8	2.7	6.8	6.4	5.6	5.6	5.4
公務、団体 Public Services & Organizations	6.3	3.8	3.4	5.6	8.0	7.5	5.3	10.7	6.8	10.5	7.0
その他の産業 Other Industries	6.4	1.0	4.1	3.8	6.8	1.6	3.1	2.7	4.4	3.4	4.8
無 業 None	3.7	1.8	1.7	1.8	3.4	4.8	2.5	2.2	1.0	.6	2.8
計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第二編  
郵便年金

PART II  
POST OFFICE LIFE ANNUITIES

備考 1. 本表は昭和二十三年四月から七月までの新契約者について五百分の一抽出統計法により調査したものである  
2. 産業分類は昭和二十二年十月一日の国勢調査の産業分類に準じた  
Remarks: - 1. This statistics was investigated for the new policy-holders from April to July, 1948, by the  $\frac{1}{500}$  sampling method.  
2. The classification of industry was subjected to that prepared in the Population Census of October 1, 1947.

# 制度の概要

(昭和二十四年一月一日現在)

——(\*)——

**業務機関** 郵便年金の業務機関は第一編簡易生命保険の業務機関と同一である。

**年金種類** 郵便年金は保証期間附即時終身年金、保証期間附据置終身年金及び定期年金の三種である。

1. 保証期間附即時終身年金  
年金契約の効力発生の日より年金受取人の死亡に至るまで年金の支拂をする外、一定の保証期間内に死亡しても、なおその残存期間繼續して年金受取人の遺族に同額の年金を支拂うものであつて、すなわち保証期間内は年金受取人の生死にかかわらず確定年金が支拂われる。而してその保証期間は年金契約の効力発生の日より十五年、二十年及び三十年の三種に分れている。但し三十年保証期間附のものは、満二十歳以上四十歳未満の寡婦又は廢疾者に限られている

2. 保証期間附据置終身年金  
年金受取人が一定の年金支拂開始年齢に達した日よりその死亡に至るまで年金の支拂をする外、保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残存期間遺族に繼續して同額の年金を支拂うものであつて、その年金支拂開始年齢は五十歳、五十五歳、六十歳及び六十五歳の四種に分れている。なお保証期間はいづれも年金支拂開始年齢に達した日から二十年間である

3. 定期年金  
年金受取人が一定の年金支拂開始年齢に達した日から一定の期間(五年又は十年間)年金受取人の生存中年金の支拂をするものであつて、その年金支拂開始年齢は十二歳、十五歳、十八歳及び二十歳の四種に分れている

**年金契約関係者** 年金契約関係者は保険者として掛金を収納し、年金支拂の義務を負う政府の外、次のとおりである。

1. 年金契約者 契約の申込をなし、掛金拂込の義務を負うものである
2. 年金受取人 年金契約の被保険者で年金を受け取る者である。新たに年金受取人となることのできる年齢、すなわち加入年齢は、保証期間附即時終身年金では四十歳以上七十五歳以下である。但し、寡婦又は廢疾者に限り、二十歳以上四十歳未満で保証期間三十年の即時終身年金に加入することができる。保証期間附据置終身年金の加入年齢は十二歳以上六十歳以下、定期年金の加入年齢は十八歳以下である
3. 年金繼續受取人 保証期間附終身年金の年金受取人の遺族で、保証期間内に年金受取人が死亡した場合にその残存期間の年金を受け取る者である。年金繼續受取人となることのできる者は、年金受取人の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である
4. 返還金受取人 年金受取人の死亡又は契約の解除等の場合において返還金を受け取る権利のある者で、年金契約者又は年金契約申込の際年金契約者の指定した第三者である

**掛金計算の基礎及び積立金計算の方式** 掛金は次の基礎によつて計算する。

1. 保証期間附即時終身年金及び保証期間附据置終身年金にあつては、昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生命表の死亡率より男子は男子死亡率の二割を、女子は女子死亡率の三割を減じて作成した死亡生残表  
定期年金にあつては、昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生命表の男子死亡率よりその二割を減じて作成した死亡生残表
2. 掛金を一時に拂い込む年金契約にあつては、市場における公債の時價に準じ逓信大臣の定める豫定利率(現在は年三分七厘)  
掛金を分割して拂い込む年金契約にあつては、年三分五厘の豫定利率  
掛金を随時に拂い込む年金契約にあつては、各掛金拂込の當時における掛金一時拂の豫定利率(現

在は年三分七厘)

年金受取人のために積み立てるべき金額は、上記の基礎により純保険料式をもつて計算する。

なお郵便年金死亡生残表並びに郵便年金掛金額表及び年金額表は附録として巻末に掲載した。

年金額

年金額は被保険者、すなわち年金受取人一人につき最高年額二萬四千圓で、最低制限は年金契約一件について二百四十圓である。

年金の支拂

年金は年金支拂の事由発生の日、すなわち保証期間附即時終身年金は契約の効力発生の日、保証期間附据置終身年金及び定期年金は年金受取人が一定の年齢に達した日から三月ごとに各経過した期間分を契約者又は年金受取人の指定した郵便局で支拂う。三月の途中で年金受取人が死亡した場合は月割をもつて死亡の月分までを支拂う。但し、保証期間附終身年金で保証期間内に年金受取人が死亡した場合には、その残存期間内は遺族に對し繼續して年金を支拂う。なお、年金受取人又は年金繼續受取人は年金の支拂事由が発生した二箇以上の年金契約があるときは、年金の併合支拂を請求することができる。

未拂年金の受取人

年金受取人又は年金繼續受取人が死亡した場合において、その者が當然支拂を受ける年金で、まだその支拂を受けない年金があるときは次の區別に従い、その遺族にその年金を支拂う。

1. 保証期間附即時終身年金及び保証期間附据置終身年金の場合

保証期間内に年金受取人又は年金の支拂を受けるに至つた年金繼續受取人が死亡したものは、新たに年金繼續受取人となる者とする

保証期間経過後に年金受取人又は年金の支拂を受けるに至つた年金繼續受取人が死亡したものは、年金受取人又は年金繼續受取人の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹でその順位も上記のとおりである

2. 定期年金の場合

年金受取人の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、その順位も上記のとおりである

掛金

掛金の拂込には、申込の際全額を拂い込む一時拂、毎年分割して拂込む分割拂及び年金の支拂事由が発生するまで随時に掛金を拂い込み、年金の額を増加する随時拂の制度がある。分割拂の掛金は、年掛を原則とするが、定期年金に限り半年掛及び月掛の制度を設けている。

また掛金拂込の方法は契約者の便宜により集金人拂込、窓口拂込若しくは振替貯金振替拂込み等自由に選擇ができる。なお窓口拂込のものについては集金手数省略の見地から拂込掛金の百分の一の割引をする。

掛金拂込の期間には、保証期間附据置終身年金は全期拂込の一種、定期年金では五年拂込と全期拂込の二種である。

返還金

年金受取人の死亡又は年金契約の解除若しくは變更の場合には、返還金受取人は次の區別により拂込掛金に基いて算定した返還金の支拂を請求することができる。

1. 年金受取人が死亡した場合

年金支拂開始に達しない保証期間附据置終身年金にあつては、死亡の日までに拂い込むべき掛金に相當する額と、これに對する複利計算による年二分の利息に相當する額との合計額

定期年金にあつては、死亡の日までに拂い込むべき掛金に相當する額(年金支拂の事由が発生した後にあつては、死亡の日までに支拂うべき年金の額を差し引いた残額)

2. 年金契約が解除された場合

保証期間附即時終身年金にあつては、拂込まれた掛金の額の百分の八十以上から解除の日までに支拂うべき年金の額を差し引いた残額

保証期間附据置終身年金にあつては、年金契約の解除の日までに拂い込むべき掛金に相當する額とこれに對する複利計算による年二分の利息に相當する額との合計額の百分の九十以上(年金支拂の事由が発生した後にあつては、拂込掛金に對し年金支拂開始の日までの複利計算による年二分の利息を附した額の百分の九十以上より解除の日までに支拂うべき年金の額を差し引いた残額)

定期年金にあつては年金契約解除の日までに拂込むべき掛金に相當する額の百分の九十以上(年金支拂の事由が発生した後にあつては解除の日までに支拂うべき年金の額を差し引いた残額)

3. 年金契約を變更した場合

保証期間附据置終身年金にあつては、年金契約の變更の日までに拂い込むべき掛金に相當する額と

これに對する複利計算による年二分の利息に相當する額との合計額から、變更後の年金契約について當初から變更の日までに拂い込むべきであつた掛金の額とこれに對する複利計算による年二分の利息に相當する額との合計額を差し引いた残額の百分の九十以上

定期年金にあつては、年金契約の變更の日までに拂い込むべき掛金に相當する額から、變更後の年金契約について當初から變更の日までに拂い込むべきであつた掛金の額を差し引いた残額の百分の九十以上。但し、定期年金の掛金が月掛にして、その拂込掛金が二月分以下であるときは、契約を解除し又は變更しても返還金は支拂わない

契約維持の施設

年金契約は相當長期にわたる契約であるから、加入者側の經濟事情の變化によつて契約を消滅させる場合もあるので、なるべく、これを繼續して當初の目的を達し得るようにさせなければならない。これがため次のような制度を設けている。

1. 掛金の拂込猶豫期間

掛金分割拂の拂込期は、年掛、半年掛又は月掛の區別に従い、年金契約の効力発生の日から起算して一年、半年又は一月ごとにその應當日の屬する月の一日から末日までとし、拂込猶豫期間は上記の拂込期経過後第三月中における年金契約の効力発生の日に應ずる日の前日までである

2. 契約の變更

年金契約者は年金支拂開始前に限り、次の場合において、年金契約の變更を請求することができるイ、保証期間附据置終身年金又は定期年金の年金額を減額しようとするとき

ロ、年金受取人が年齢二十歳以上にして寡婦又は廢疾者となつた場合、すでに拂い込んだ掛金をもつて、保証期間附据置終身年金を保証期間を三十年とする保証期間附即時終身年金に變更しようとするとき

ハ、年金受取人が年齢四十歳以上にして寡婦又は廢疾者となつた場合、すでに拂い込んだ掛金をもつて、保証期間附据置終身年金を保証期間を二十年とする保証期間附即時終身年金に變更しようとするとき

ニ、掛金額を變更しないで、定期年金の年金支拂開始年齢、掛金拂込期間又は年金支拂期間を變更しようとするとき

上記のロ及びハの場合においては、契約變更請求後における原契約の効力発生の日に應ずる最初の日に、變更の効力が発生するものとする

3. 掛金拂濟年金契約

年金契約者が掛金を拂い込まないで、拂込猶豫期間を経過すると、その年金契約は一定條件の下に掛金拂濟年金契約に變更することができる

4. 掛金振替貸付

分割拂契約の契約者が掛金の拂込を困難とする場合に、その救済方法として、掛金に充當するため、一年以内の掛金に相當する金額の貸付を受けることができる

5. 普通貸付

年金契約者、年金受取人又は年金繼續受取人が、不時の出費に迫られた場合に、比較的低位に資金を融通してその急を救うとともに、契約の繼續を圖ることを目的として、拂込掛金の全額(すでに支拂つた年金があるときはその金額を差し引いた残額)の二分の一以内で一口五百圓以上の貸付を受けることができる

契約者等保障の特典

郵便年金制度の社會政策的な旨にかんがみ、契約關係者の利益を保護するため、次のような特殊の制度を設けている。

1. 年金及び返還金受取權の讓渡並びに年金の差押禁止

年金及び返還金の受取權は讓渡することを禁じ、また、年金年額六百圓までは年金受取權の差押をすることができない

2. 印紙税の免除

加入者の負擔を軽減するため、郵便年金に関する書類には、總て印紙税を課さないことになつているこの事業を經營するため、簡易生命保險及郵便年金特別會計を設けている。而して郵便年金事業の經營

會計

上生ずる収入、すなわち歳入をもつて、年金、返還金並びに事業經營に要する經費、すなわち歳出に充て、歳入總額から歳出總額を差し引いた金額はすべて積み立てることになっている。

積立金の運用

郵便年金の積立金は、簡易生命保険の場合と同じく、簡易生命保険及郵便年金事業委員会に諮問し、公共の利益のために、且つ、できるだけ有利確實にこれを運用することになっている。但し、昭和二十一年一月二十九日連合國軍總司令部の指令により、契約者貸付以外の直接の投融資はこれを停止し、投資可能の資金はことごとく大蔵省預金部に預入することとなり、逓信省における積立金の新規の運用は現在一應中止されている。

簡易生命保険審査會

年金契約に關して加入者と政府との間に紛議が起つた場合に、加入者が民事訴訟を提起することは多くの經費と手数を要するので、それを救済するため、簡易生命保険審査會にその紛争を提起してなんらの費用を要することなく、極めて簡便に解決を求めることができることになっている。

簡易生命保険及郵便年金事業委員會

郵便年金契約は長期にわたり繼續すべきものである關係上、その間事業經營の經驗にかんがみ、且つ、社會情勢の推移變遷に伴い、保險團體の技術的基礎を強固にし、加入者の衡平な取扱をするため、従来の契約條項を變更して既存の契約にも及ぼさるることを必要とする場合が尠くないので、簡易生命保険及郵便年金事業委員會を設置し、その議決を経て個々の加入者にとつて直接の利益とならない場合でも、なお危險團體全体の利益のため、現に存する契約にも變更の効力を及ぼし得ることとした。この委員會は逓信大臣の監督に屬し、學識經驗者、加入者の代表及び關係各廳の官吏をもつて構成する。而してその權限としては上記の契約條項について調査審議する外、諮問に應じて郵便年金事業の經營に關する重要事項を調査審議することになっている。

參照法令

郵便年金法	大正十五年三月	法律第三十九號
郵便年金令	大正十五年八月	勅令第二百八十一號
郵便年金規則	大正十五年八月	逓信省令第二十七號
簡易生命保険審査會規程	大正五年八月	勅令第二百七號
簡易生命保険審査會規程施行細則	大正七年四月	逓信省令第二十一號
簡易生命保険及郵便年金特別會計法	昭和十九年二月	法律第十二號
簡易生命保険及郵便年金特別會計規則	昭和十九年六月	勅令第四百八號
簡易生命保険及郵便年金積立金運用規則	昭和十九年六月	勅令第三百九十五號
簡易生命保険及郵便年金事業委員會官制	昭和二十一年九月	勅令第四百五十五號

沿革略誌

——(\*)——

制度の創設

わが國の郵便年金制度は簡易生命保険制度とともに、日清戰爭終了後、郵便年金の調査をしたのに端を発し、その後引き続き簡易生命保険制度とともに調査を繼續していたが、明治四十四年一月に至つて、逓信省内に郵便年金制度調査委員會を組織し、斯業に關係深い官吏及び學識經驗者をも加えて調査研究した結果、簡易生命保険とともに一應成案を得たけれども、その當時においては、まず簡易保険のみを實施し、その成績を見た上、年金事業を始めるのが適當であるということになつて、ひとまず提案を見合わせた。その後もなお調査研究を重ねていたが、大正十五年は簡易生命保険創業滿十年に當り、十年滿期養老保険の支拂を開始するに至つたので、これと關連し、且つ社會一般の情勢より見て、これを實施するのを適當と認め、郵便年金法案及び郵便年金特別會計法案を大正十五年三月第五十一帝國議會に提出し、その協賛を経て成立を見るに至つたのである。

以上は郵便年金制度調査の経過を略述したが、更に本法の議會通過の主なる事項を摘録すれば次のとおりである。

大正十五年

郵便年金法及び同特別會計法公布

三月 郵便年金法及び郵便年金特別會計法を公布した。

四月 簡易保險局内に郵便年金事務準備部を設け、實施に關する諸般の調査をして成案を得た。

八月 郵便年金令、同規則、同取扱規程及び郵便年金特別會計規則を制定公布した。

九月 郵便年金特別會計事務規程を制定した。

簡易保險局分課規程中を改正し、新たに年金課を設け、年金事業に關する事務を掌理することにした。

事業開始 關東州年金事務開始

十月 一日より郵便年金事業を開始した。

これと同時に關東廳管内郵便官署において郵便振替貯金特別取扱の方法により郵便年金事務の取扱を開始した。

昭和二年

台灣年金事務開始

四月 財界の混亂に因り私法上の金銭債務の支拂延期等に關する法律が公布されたので、郵便年金においても、分割拂掛金拂込期間、掛金拂込猶豫期間又は年金契約者に對する貸付期間の満了するものに對し二十一日間の猶豫をすることにした。

十月 台灣總督府管内郵便官署において郵便振替貯金特別取扱の方法により郵便年金事務の取扱を開始した。

昭和三年

一時拂の豫定利率改定

四月 公債市價の昂騰に伴い、掛金一時拂の場合における豫定利率年六分を年五分七厘五毛に改定し、一日より施行した。

郵便年金積立金運用規則公布

八月 郵便年金積立金運用規則を公布した。

樺太年金事務開始

十月 樺太廳管内郵便官署において郵便振替貯金特別取扱の方法により、郵便年金事務の取扱を開始した。

昭和四年

一時拂の豫定利率改定

三月 公債市價の昂騰に伴い、掛金一時拂の場合における豫定利率年五分七厘五毛を年五分五厘に改定し、一日より施行した。

十月 郵便年金規則の一部を改正し、分割拂の第二回以降の掛金に對して集金制度を設け、同時に拂込期間十五日をおくことにした。

**分割拂の短期拂込制度創始**  
 昭和五年 十月 郵便年金規則の一部を改正し、掛金分割拂の掛金拂込期間を全期拂込の外に、新たに十年、十五年及び二十年の短期拂込制度を設け、一日より施行した。

**昭和六年**  
 十月 郵便年金規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。  
 1. 年金併合支拂  
 2. 掛金分割拂第一回掛金の局外受理  
 3. 掛金拂済契約に変更の場合契約変更料金の免除

**昭和七年**  
 十二月 郵便年金規則の一部を改正し、分割拂掛金の集金を一月一日より一月五日まで休止することにした。

**昭和八年**  
 一時拂の豫定利率改定 八月 公債市價の昂騰に伴い、掛金一時拂の場合における豫定利率年五分五厘を年五分二厘五毛に改定し、一日より施行した。  
 一時拂の豫定利率改定 十月 公債市價の昂騰に伴い、掛金一時拂の場合における豫定利率年五分二厘五毛を年四分二厘五毛に改定し、一日より施行した。

**昭和九年**  
 分割拂の豫定利率改定 十月 當時における金利、中でも公債利廻の低落により、郵便年金令中の掛金分割拂の豫定利率年五分を年四分に改定し、十月一日以降効力発生のものに適用した。

**昭和十一年**  
 一時拂及び分割拂の豫定利率改定 八月 當時における金利、中でも公債利廻の低落により、郵便年金令中の掛金分割拂の豫定利率年四分を年三分五厘に改定、同時に掛金一時拂の場合における豫定利率年四分二厘五毛を年三分七厘に改定し、ともに八月一日以降効力発生のものに適用した。  
 十月 郵便年金規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。  
 1. 年金契約変更と同時に年金証書再発請求の場合における再発料金を免除した  
 2. 解約通知書及び貸付請求書の受付局を掛金拂込局、年金支拂局又は住所の受持局に限定した  
 3. 重複貸付の場合、前貸付と新規貸付額との合算額を請求させて、前貸付はその時に辨済されたものとして新貸付金より控除して拂い渡すこととした  
 4. 貸付期間更新請求書の廃止

**昭和十二年**  
 南洋年金事務開始 一月 南洋廳管内郵便官署において郵便振替貯金特別取扱の方法により郵便年金事務の取扱を開始した。  
 八月 郵便年金北支事變特別取扱規則及び同取扱規程を制定し、應召又は出勤の軍人、軍屬若しくはその家族を契約者とする分割拂契約の掛金拂込を召集解除又は歸還の翌月まで猶豫することにした。  
 満洲政府に年金事務委託 十二月 満洲國における治外法權の撤廢に伴い、南滿洲鐵道附屬地の行政權が移讓されたので、同附屬地及びその他の滿洲國內における郵便年金事務の取扱を同政府に委託し、特定の郵便局において契約の申込、掛金の拂込及び年金の支拂等を取扱うこととし、一日より實施した。

**昭和十三年**  
 厚生省創設並に年金事業同省移管 一月 厚生省の新設に伴い、郵便年金事業は同省に移管され、保険院官制の公布により、簡易保険局は保険院の下において監理事務及び中央現業事業を司掌することになり、契約の募集、維持及び周知等に關する直接公衆關係の現業事務は従来通り逓信省の主管に屬することになった。

**昭和十四年**  
 三月 時勢の進展と社會經濟事情の變遷にかんがみ、郵便年金制度の機能を十分に發揚させるため、制度の廣範圍にわたる改正を加え、改正法律案を第七十四帝國議會に提出し、その協賛を得た。

**積立金を公債以外の有價証券に放資の途をひろく**  
 四月 郵便年金積立金運用方針を改正し、國債及び地方債の外、新たに公債以外の有價証券に對しても放資の途をひろくことにした。

**保証期間附終身年金、定期年金及び団体年金創設**  
 七月 郵便年金法中改正法律の實施期日を昭和十四年九月一日と定めた。これに伴い、郵便年金令、同規則及び同取扱規程を改正するとともに、団体郵便年金規則及び同取扱規程を制定した。  
 八月 郵便年金業務取扱規程の一部を改正するとともに、団体郵便年金業務取扱規程を制定した。  
 九月 一日より保証期間附即時終身年金、保証期間附据置終身年金、定期年金及び団体年金の折讓年金を實施するとともに、戦死者に對する特別返還金制度を制定施行した。  
 郵便年金北支事變特別取扱規則を郵便年金支那事變特別取扱規則と改稱し、取扱の範圍を擴張するとともに、應召又は出勤の軍人、軍屬若しくはその家族を契約者とする分割拂契約の掛金は歸還の月の翌々月より二年内に分割して拂い込むことができることにした。

**積立金を滿洲國政府保証の社債及び債券に放資の途をひろく**  
 十月 郵便年金積立金を滿洲國政府において元利金の支拂について保証した社債及び債券に對し放資することにした。  
 十二月 団体郵便年金規則の一部を改正し、六十歳支拂開始及び六十五歳支拂開始を追加した。

**昭和十五年**  
 五月 郵便年金積立金をもつて、特別の法令又は條約により設立された株式會社中特定のものの株式を保有し得ることにした。

**昭和十六年**  
 郵便年金法の外地施行 四月 外地（朝鮮を除く）においては従来郵便振替貯金特別取扱の方法により郵便年金に關する事務を取り扱ってきたが、この便法は事業運行上諸種の缺陷を生ずるに至つたので、簡易生命保險法とともに正式に郵便年金法を外地に施行することにし、關係法令を制定し、一日より施行した。  
 積立金の有價証券放資範圍の擴張 簡易生命保險積立金及郵便年金積立金有價証券購入引受方針を改正し、滿洲電業株式會社社債を放資範圍に追加した。簡易生命保險積立金及郵便年金積立金株式購入引受方針を改正し、新たに滿洲國政府の特別の法令により設立された株式會社中特定のものの株式を保有し得ることにした。  
 東京簡易保險支局設置 六月 東京市に簡易保險支局を設置し、従来簡易保險局において司掌した郵便年金の現業事務、すなわち契約の締結、掛金の受入監査、年金、返還金及び特別返還金の支拂、年金契約の異動變更並びに年金契約者、年金受取人及び年金繼續受取人に對する貸付に關する事務を、簡易生命保險の現業事務及び積立金の貸付並びに簡易生命保險被保險者保健施設の運営等に關する事務とともに移管した。

**昭和十七年**  
 三月 郵便年金支那事變特別取扱規則及び同取扱規程の一部を改正した。  
 四月 簡易生命保險積立金及郵便年金積立金有價証券購入引受方針を改正し、配電統制令による各配電株式會社社債を放資範圍に追加した。  
 簡易生命保險積立金及郵便年金積立金株式購入引受方針を改正して、國家公共的に緊要なる事業を営む會社の株式を放資範圍に追加した。  
 団体郵便年金調整 六月 団体郵便年金制度及び厚生年金保險制度調整に關する事項を規定した厚生年金保險法施行令及び同施行規則が制定され（一月一日より一部施行）その後厚生年金保險法中保險給付及び費用の負擔に關する規定の實施に伴い、団体年金調整事務取扱規程を制定し、六月一日より施行した。  
 行政簡素化に伴う郵便年金事業の逓信省移管 十一月 行政簡素化實施に伴い、保險院官制は廢止し、新たに簡易保險局官制が制定され、簡易保險局は逓信省の外局となり、郵便年金事業は簡易生命保險事業とともに、厚生大臣より再び逓信大臣の管理の下におかれることになった。

**昭和十八年**  
 一月 財政金融基本方策要綱に基き、政府資金の統一的運用を圖り、生産力増強に資するため、逓信大藏兩省間に簡易生命保險積立金及び郵便年金關係資金の預金部預入に關する基本協定を締結した。

簡易生命保險積立金及び郵便年金關係資金預金部預入に關する逓信大藏兩省の協定

年金最高制限額引上

郵便年金積立金融通に関する省令の制定

空襲その他非常時の取扱に関する郵便年金規則改正

掛金の特別拂込猶豫

貸付金の非常即時拂

郵便年金令及び郵便年金規則の改正  
定期年金加入年齢の最低制限の撤廃  
定期年金の年金支拂開始年齢及び年金支拂期間の改正  
年金繼續受取人の範囲及び順位改正

特別返還金受取人の範囲及び順位改正  
定期年金満期返還金制度の創設

掛金拂込期、掛金拂込猶豫期間及び延滞料の徴収方法の改正

運輸通信省、逓信院及び逓信貯金保険局設置  
延滞金の徴収廃止

二月 社会経済情勢の推移にかんがみ、国民厚生施設としての郵便年金制度の機能を益々發揮し、あわせて長期貯蓄の増強を図るため、郵便年金最高制限額の引上げに関する改正法律案を第八十一帝國議會に提出し、その協賛を得た。

三月 樺太の内地編入に伴い、郵便年金に関する法令を改正した。  
簡易生命保険積立金及び郵便年金関係資金の預金部預入に関する細目協定を締結した。

四月 一日より郵便年金法中改正法律を施行し、年金最高制限額二千四百圓を三千六百圓に引上げた。

七月 簡易生命保険積立金融通規則の制定と併行して、郵便年金積立金融通に関する省令を制定し、郵便年金積立金による公共事業資金の融通を簡易生命保険積立金と同一になるよう規定して、三十日より施行した。

九月 郵便年金規則、同取扱規程及び同業務取扱規程を改正し、天災その他避けることのできない事變の場合、必要と認めるときにおける郵便年金の取扱に關して、新たに規程を設け、九日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 罹災年金契約者に對し、郵便年金規則に規定している掛金の拂込猶豫期間の外六ヶ月以内において、掛金の拂込猶豫期間を延伸し、その期間における延滞料を免除することにした
2. 罹災加入者に對し、特に指定した郵便局において金額五百圓以内の貸付金の非常即時拂をすることにした
3. 罹災加入者に對し、一定期間貸付金の辨済延滞金を免除することにした
4. 罹災加入者に對し、郵便年金証書の亡失、毀損又は汚損による再度郵便年金証書の交付は無料とした

十月 郵便年金令及び郵便年金規則を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

1. 定期年金の最低加入年齢一歳を零歳に引き下げて、その利用範囲を擴充することにした
2. 定期年金の支拂開始年齢十六歳、年金支拂開始期間四年を新たに設け、年金支拂開始年齢十五歳を廢止して、學制改革による各種學校の新制修業年限に對應させることにした
3. 年金繼續受取人となるべき遺族の範囲を改正し、最後の年金繼續受取人である「年金受取人の戸主」を「年金受取人死亡時屬したる家の戸主」に改めるとともに、新たに胎兒を年金繼續受取人に認めることとして、年金受取人の遺族保護の徹底を期することにした。また年金繼續受取人となるべき遺族の順位を簡易生命保険の保險金受取人無指定の場合における法定受取人の順位と同様に改め、事務の能率化を図ることにした
4. 特別返還金受取人となるべき遺族の範囲及び順位を年金繼續受取人となるべき遺族の範囲及び順位の例に倣うことに改めた。但し、胎兒は特別返還金受取人になり得ないことにした
5. 定期年金の年金支拂期間の満了した場合において、拂込掛金の一部を年金受取人に返還する満期返還金制度を創設した
6. 掛金拂込期、掛金拂込猶豫期間及び延滞料の徴収方法を簡易保険と同一の法に改正した
7. 保証年金及び定期年金に對しても、年金の併合支拂を認めることにした
8. 掛金拂込回数變更届の提出を省略し、單に口頭届出をもつて足ることに改正した

十一月 鐵道、逓信兩省を併合して運輸通信省及び逓信院が設置され、これに伴い、簡易保險局は貯金局と合併して貯金保險局となり、逓信院の下におかれることになった。

郵便年金規則の一部を改正し、事務取扱の簡素化を図るため、延滞金の徴収を廢止し一日より施行した。

昭和十九年

六月 簡易生命保険及郵便年金積立金融通方針を改正し、一部融通利率を引き下げ、四月一日に遡及して適用した。

八月 緊迫せる戦局の推移にかんがみ、事務の徹底的簡素化及び所用物資の節約を図るため、郵便年金規則の一部を改正し、一日より施行した。改正事項次のとおり。

手数料の免除  
貸付延滞金の免除

年金現業事務の仙台支局移管

逓信院設置

京都、福岡兩支局に年金事務の一部移管

總司令部の指令による積立金運用の全面的停止  
定期年金の満期返還金一部停止

逓信省官制施行

郵便年金の一部第二封鎖預金となる

簡易生命保険及び郵便年金事業委員會官制施行

年金最高制限額の引上

未拂年金の受取人の法定

年金支拂開始後の契約解除

特別返還金制度の廢止

貸付金の範囲改正

1. 年金受取人、年金繼續受取人又は返還金受取人の改氏名による年金証書訂正請求の場合にはその事實を証明するに足る文書を提出することになつてしたが、その提出を要しないことにした
  2. 年金証書類の再度發行又は契約變更の手数料は當分の内これを免除することにした
  3. 貸付期間満了後二ヶ月以上経過し、貸付金の辨済をしないときは、利息の外に一定の延滞金を徴収することになつてしたが、當分の内これを免除することにした
- 十月 中央官廳事務の地方疎開に伴い、契約証書類の保全並びに空襲等による事務の阻害を防止するため、郵便年金の現業事務を東京支局より仙台支局に移管した。

昭和二十年

五月 内閣所管として新たに逓信院が設置され、郵便年金事業は簡易保險事業とともに總理大臣の直接管理に屬することになった。

八月 戦局の推移にかんがみ、仙台支局主管の内、京都及び福岡兩支局管内の郵便年金新規契約締結事務をそれぞれ兩支局に移管した。  
大戦の終結により、昭和十八年一月大藏逓信兩省間に締結された簡易生命保険積立金及び郵便年金関係資金の預金部預入に関する基本協定は失効となり、逓信院における積立金の全面的自主的運用權を回復した。

昭和二十一年

一月 二十九日附、積立金運用に關する連合國軍總司令部の指令により、契約者に對する貸付を除き投資可能の資金はすべて大藏省預金部に預入すべきこととなつた。

四月 終戦後インフレーションの昂進に伴う事業費の膨脹等にかんがみ、事業經營の合理化を図るため四月一日以降締結の定期年金に對する満期返還金を廢止した。

七月 逓信省官制が施行され、郵便年金事業は簡易保險事業とともに三たび逓信大臣の管理の下におかれることになった。

八月 金融緊急措置令施行規則（昭和二十一年大藏省令第十二號）の一部改正に伴い郵便年金の年金額千圓をこえる部分は第二封鎖預金としてその支拂を停止された。

九月 仙台支局主管の郵便年金事務の中大阪、名古屋、金澤、廣島、熊本及び松山各逓信局管内受持契約に對する事務を京都支局に移管した。

簡易生命保険及郵便年金事業委員會官制を制定施行し、郵便年金事業の經營に關する重要事項を調査審議することになった。なお、これに伴い、簡易生命保険及郵便年金積立金運用委員會は廢止され、その權能は事業委員會に承繼された。

十月 郵便年金法の一部を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

1. 當面の經濟情勢にかんがみ、年金最高制限額を、年金受取人一人につき六千圓に引き上げた
2. 年金受取人又は年金繼續受取人が死亡した場合において、その者が支拂を受けるべき年金でまだ支拂を受けてないものは、從來民法の規定により、その相続人に支拂つていたが、これを郵便年金令の定める年金受取人又は年金繼續受取人の遺族に支拂うことにした
3. 國民の最低生活を保障せんとする制度の趣旨にかんがみ、年金差押禁止額を年額六百圓に引き上げた
4. 年金契約は長期契約であるため、その間加入者の經濟生活に變動を生じた場合に備え、年金支拂開始後も年金受取人（年金受取人死亡の場合は年金繼續受取人）に解除權を與えることにした
5. 戦争終結により、戦死又は戦病死した年金受取人の遺族に對する特別返還金制度を廢止した
6. 貸付金の範囲は年金種類等により區別していたが、年金支拂開始後における契約解除權を認めた結果、これを返還金の範囲内において貸付をすることにした
7. 年金及び返還金と同じく、契約者等に對する貸付金の支拂を、成規支拂の範囲中に加えた

契約條項變更の効力

8. 事業經營の狀況により、且つ社會經濟情勢の推移變遷に伴い、事業經營の基礎を強固にし、加入者に對して衡平な取り扱いをするため、從來の契約條項を變更して既存の契約にも及ぼさせることを必要とする場合が尠くないので、その命令變更の効力をその變更の際、現に存する契約についても及ぼし得ることとした。なおこの場合は政府の専斷により既存契約者の利益を犠牲に供してはならないので、簡易生命保險及郵便年金事業委員會にこの種の重要事項を付議することとした

郵便年金法の一部改正に伴い、郵便年金令及び同規則を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

即時終身年金及び据置終身年金の廢止  
團體年金規則廢止

1. 保証期間を付さない即時終身年金及び据置終身年金のいわゆる舊種年金は、その利用者が比較的少くなつたのでこれを廢止した
2. 團體年金は、厚生省における厚生年金保險の實施により、これを存置する理由が乏しくなつたので、團體郵便年金規則を廢止した
3. 年金支拂開始後の契約解除を認めた結果、返還金の範圍中に支拂開始後の解除による返還金の割合を定めた
4. さきに昭和二十一年四月一日以降締結の定期年金に對して、取り敢えず満期返還金制度を停止したが、これを今後の事業經營の實績により、その返還割合を定めることにした
5. 普通貸付の請求をなし得る者は、年金支拂開始前の契約は年金契約者（但し、年金受取人の同意を要する）年金支拂開始後の契約は年金受取人又は年金の支拂を受けるに至つた年金繼續受取人（但し、返還金受取人の同意を要する）とした
6. 普通貸付金の範圍を改正し、既に拂い込んだ掛金（既に支拂つた年金があるときはその額を差し引いた残額）の百分の五十以内で一口五十圓以上とした
7. 戰爭終結により、戰爭特別取扱規則を廢止した

満期返還金の不確  
定配當

十一月 十八日、大藏省預金部等損失特別處理法が公布され、終戦に伴う在外資産の喪失並びに金融機關再整備法、企業再整備法及び閉鎖機關令の施行等に因り、運用資産の蒙る損失を補填し事業經營のバランスを回復せしめる措置が講ぜられることになつた。概要次のとおり。

1. 指定時（金融機關經理應急措置法の指定時一昭和二十一年八月十一日午前零時）における運用資産につき一定の基準により評價する
  2. 評價損は評價益、剩餘金、第二封鎖預金等となつた部分に對應する責任準備金額の三割、一般會計から補償金繰入の順序により補填する
- なお、この算定の結果は次のとおり。

評價總損額	151,029,069.74
その補填	
評價益	3,831,702.17
剩餘金	38,901,765.00
第二封鎖預金となつた部分に對應する責任準備金額の三割	38,973,339.00
一般會計から補償金繰入	69,322,263.57

（二十二年十二月、二十三年七月及び二十三年十一月關係事項参照）

昭和二十二年

四月 貯金保險局を分離して簡易保險局を設け、簡易生命保險及び郵便年金事業の中央管理事務を所掌することになつた。

五月 日本國憲法施行に伴う民法の應急措置法の制定に伴い、郵便年金令及び同規則の一部を改正し年金繼續受取人となるべき年金受取人の遺族及年金受取人又は年金繼續受取人が死亡した場合の未拂年金の支拂を受けるべき遺族の範圍及び順位を次のように改正し、三日より施行した。

1. 届出をしなくても事實上婚姻關係と同様の事情にある者も受取人となり得る

民法應急措置法に伴う年金受取人又は年金繼續受取人の範圍及び順位の改正

2. 父と母及び祖父と祖母はそれぞれ同順位となる
3. 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が数人あるときは、それらの者は同順位となる
4. 年金受取人又は年金繼續受取人と同一戸籍内にあることを必要としない
5. 戸主は除いた
6. 故意に同順位者を死亡するに至らせた者、年金受取人の配偶者で再婚した者（内縁關係に入つた者を含む）年金受取人の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹でその親族關係の消滅した者は除く

九月 厚生年金保險の改正により、團體年金による厚生年金保險の代行を廢止した。

十一月 四日、大藏省預金部等の債權の條件變更に関する法律が公布され、積立金運用による融通條件の變更、延滞元利金の支拂方法の變更並びに積立金の運用による債務の免除に関する規定が制定された。（簡易生命保險編参照）

十二月 二日、大藏省預金部等損失特別處理法施行令が公布され、指定時における運用資産の評價基準等を定めた。

同日、昭和二十二年法律第三百三十九號（大藏省預金部等の債權の條件變更等に関する法律）の施行に関する政令が公布され、積立金融通に因る債務の免除につき、その要件、手續等を定めた。

簡易生命保險及郵便年金事業委員會を開催し、満期返還金制度の廢止について協議の結果、その承認を得た。

昭和二十三年

一月 郵便年金法、郵便年金令及び郵便年金規則の一部を改正し、一日より施行した。改正の要旨次のとおり。

年金最高制限額の引上

1. 當面の經濟情勢にかんがみ、國民生活の安定強化を確保するとともに、事業それ自体としても高額契約を獲得して經營の合理化を圖る必要に迫られ、年金の最高制限額を年金受取人一人につき二万四千圓に引き上げ、最低制限額を一年金契約につき二百四十圓に改めた
2. 教育制度の改革に即應するため、定期年金の支拂開始年齢十六歳及び十七歳を、十五歳及び十八歳に改めるとともに、年金支拂期間四年を廢止した
3. 事業費の節減を圖るため、掛金分割拂のうち三月掛を廢止した
4. 掛金分割拂込の保証据置年金の掛金を年掛のみに改めた

定期年金の支拂開始年齢及び支拂期間改正  
掛金の三月掛廢止

手数料の復活

5. 年金契約者、年金受取人又は年金繼續受取人に對する普通貸付金の最低額五十圓を五百圓に、非常即時拂の貸付金の最高制限額五百圓を千圓にそれぞれ引き上げた
6. 一般事務の整備及び物件費の昂騰に伴い、年金証書類の再度發行手数料及び契約變更手数料を復活するとともに、その料金をそれぞれ三圓と五圓に引き上げた

遅滞金の復活

7. 貸付金の辨済遅滞金の徴收を復活し遅滞期間を二年と四年に改め、遅滞金額をそれぞれ五錢と十錢に引き上げた

満期返還金制度の廢止

8. 年金契約申込書様式を改正し、縦書を横書に改めた。
9. 定期年金の支拂開始年齢及び支拂期間の改正に伴い、定期年金の年掛掛金額表及び年金額表を改正するとともに、掛金額に十歳未満の端数を生じたときはこれを切り捨てることにし、且つ定期年金の月掛掛金額を一圓の倍數とした
10. 昭和二十一年三月三十一日以前締結の定期年金に對し、同年四月一日以降締結の契約と同様、満期返還金制度を廢止し、これらの契約に對しては今後の事業經營の實績により、改めてその返還割合を定めることにした

善通寺支局へ年金事務移管  
郵便年金の第二封鎖の一部解除

- 三月 京都支局主管の郵便年金事務のうち、松山逓信局管内の年金事務を善通寺支局に移管した。
- 七月 二十日、大藏省預金部等損失特別處理法施行令の一部改正により、第二封鎖預金等となつた郵便年金に對應する責任準備金の三割相當額は評價損の補填に充當してその債權は消滅し、殘七割相當額は存続することになつた。



掛金窓口拂込の割引制  
運用資産損失補償金の受入

九月 郵便年金規則の一部を改正し、窓口拂込による掛金の拂込に對して、拂込掛金の百分の一の割引をすることにし、十五日より施行した。  
十一月 三十日、大蔵省預金部等損失特別處理法にもとづく一般会計からの補償金を額面額（交付額）69,322,200圓、利率年四分五厘、償還期限五年の交付公債で受入れた。

## 事業統計概説

—(\*)—

郵便年金は創始以來二十有餘年を経過し、その間本事業の普及發達はすこぶる顯著なものがあつた。特に昭和十四年九月、保証年金、定期年金の創設等、制度の全面にわたつて國民生活に即應するよな改正をほどこして以來、年金事業としてはまさに驚異的な發展を遂げたのである。しかるに昭和二十年八月終戦後の急激なインフレーションによる貨幣價值の下落は本事業に大きな打撃をもたらすに至つた。

以下最近六ヶ年間の事業成績について簡単に解説することにしてしよう。

### 新契約状況

まず、新契約状況を年度別に見れば次表のとおりである。（第一表参照）

年 度 別	件 数	掛 金 額	年 金 額	平均年金額
昭和十六年度	251,547	156,843,365	39,540,348	157.2
昭和十七年度	324,315	266,428,565	57,150,881	176.2
昭和十八年度	314,252	360,887,325	71,196,261	226.6
昭和十九年度	268,796	413,698,177	69,144,454	257.2
昭和二十年度	148,843	523,843,111	65,668,471	441.2
昭和二十一年度	128,161	565,336,855	69,712,227	543.9
昭和二十二年度	20,905	96,616,456	12,901,639	617.2

備考 分割拂契約の掛金額は年額を計上した。以下各表同じ。

すなわち、昭和十七、十八、十九年度の新契約高は、いずれも創始以來最高の成績を示した。當時貯蓄國策に順應して逐年異常の躍進を示し、特に掛金額の増加高はいちじるしいものがあつた。二十年度においても、なお相當の成績を残しているのを見ることが出来る。二十一年度においては、ようやく前年同様の名目的契約高を示すにとどまつた。金融緊急措置令による年金額千圓を超える部分の三割が封鎖されたこと並びにインフレによる通貨不信、その他當局が主として保険募集に努力を集中したこと等が原因して、新規契約は二十二年度においては激減して不振を極めた。

昭和二十年度以降の新契約を年金種類別にその件数割合を見れば次表のごとくである。（第三表参照）

年 度 別	即時年金	据置年金	團休年金	定期年金	合 計
昭和二十年度	29.8%	12.3%	.2%	57.7%	100.0%
昭和二十一年度	33.6%	14.4%	.1%	51.9%	100.0%
昭和二十二年度	33.0%	20.6%	—	46.4%	100.0%

備考 昭和二十二年度における保証期間を附さない普通年金及び團休年金は事故による締結であるから、これを除外した。以下各表同じ。

なお、これを掛金の拂込種別にその件数割合を見れば、次表のとおりである。

年 度 別	一 時 拂	分 割 拂	隨 時 拂	合 計
昭和二十年度	92.3%	7.4%	.3%	100.0%
昭和二十一年度	94.8%	4.9%	.3%	100.0%
昭和二十二年度	91.4%	7.6%	1.0%	100.0%

すなわち、一時拂の占める割合がいづれも90%以上であつて、年金制度を利用する階級がいづれにあるかを、うかがい知

ることができる。

更に、新契約の平均掛金額及び平均年金額を次表によつて見れば、物價指数の上昇に比して小額に失するものといわなければならない。

年 度 別	即 時		据置一時拂		据置分割拂		定期一時拂		定期分割拂	
	掛金額	年金額	掛金額	年金額	掛金額	年金額	掛金額	年金額	掛金額	年金額
昭和二十年度	6,915	415	4,518	490	472	409	1,825	463	235	322
昭和二十一年度	7,670	459	4,726	508	715	632	2,465	613	381	552
昭和二十二年度	8,863	534	6,228	638	976	986	3,381	889	613	1,010

消 滅 状 況

終身年金、定期年金の別に昭和十七年度以降の死亡率、解約率、法定解除率を見れば次表のとおりである。(第九表参照)

年 度 別	死 亡 率		解 約 率		法 定 解 除 率	
	終 身	定 期	終 身	定 期	終 身	定 期
昭和十七年度	.01025	.00468	.00911	.00284	.00897	.00864
昭和十八年度	.01071	.00416	.01119	.00275	.00696	.00625
昭和十九年度	.01083	.00373	.00623	.00229	.00466	.00517
昭和二十年度	.01066	.00536	.02306	.00557	.00117	.00236
昭和二十一年度	.01320	.00408	.00522	.00670	.00136	.00191
昭和二十二年度	.01342	.00250	.01809	.00998	.00637	.00721

死亡については、終身年金が昭和二十一、二十二年度において多少高率を示した以外は特異な現象を見ることはできない。解約は、終身年金が二十年度及び二十二年度において高率を示し、定期年金が二十年度以降漸次上昇していることは、インフレによる通貨不信と高額年金の封鎖の影響によるものである。

法定解除は十七年度以降漸次減少したが、二十二年度において、一般事務の整備にともない、再び高率を示した。

普 及 状 況

各年度末における現在契約高は次表のとおりである。(第一表参照)

年 度 別	件 数	掛 金 額	年 金 額	平均年金額
昭和十六年度	920,513	373,225,316	101,945,727	110.7
昭和十七年度	1,226,244	637,776,828	157,003,558	128.0
昭和十八年度	1,519,003	997,085,321	225,422,490	148.4
昭和十九年度	1,768,410	1,410,120,486	291,954,140	165.1
昭和二十年度	1,881,179	1,918,898,301	352,289,037	187.3
昭和二十一年度	1,981,901	2,466,699,158	416,269,001	210.0
昭和二十二年度	1,955,701	2,463,213,833	414,433,329	211.9

昭和二十二年度においては新契約の極端な不振に加えて、既往契約の消滅が激増した結果、現在契約高は減少した。

なお、二十二年度末における契約高の内人口(昭和二十二年十月一日現在國勢調査人口による)千人に対する割合は、件数25件、年金額 5,237 圓である。これを昭和十六年度末における件数7件、年金額 895 圓に比すれば、その實質的價值はしばらくおいて、年金制度が相當廣く國民生活の中に浸潤したことを知ることができる。(第十表参照)

更に二十二年度末における現在契約を年金種類別に見れば次表のごとく、その件数割合は定期一時拂の31%が最も多く、次いで定期分割拂の21%、あわせて52%で過半数を占めている。なお、終身年金は保証期間を附さない、いわゆる舊種年金と保証期間を附した、いわゆる新種年金の別に見れば、舊種が23%、新種が25%である。

年 金 種 類 別	件 数	掛 金 額	年 金 額	件数百分比
即 時	81,718	158,564,732	10,807,574	4.2
保 証 即 時	225,158	1,100,867,881	65,608,106	11.5
据 置 一 時 拂	240,488	80,306,853	16,692,442	12.3
保 証 据 置 一 時 拂	112,190	307,059,848	32,586,037	5.7
据 置 分 割 拂	127,504	7,198,818	16,260,938	6.5
保 証 据 置 分 割 拂	47,582	13,726,116	12,057,217	2.4
保 証 据 置 隨 時 拂	36,062	22,268,578	2,427,493	1.9
團 体 年 金	70,772	28,045,675	3,819,505	3.6
定 期 一 時 拂	600,122	701,359,997	181,662,289	30.7
定 期 分 割 拂	414,105	44,315,335	72,511,728	21.2
合 計	1,955,701	2,463,213,833	414,433,329	100.0

收 支 計 算

郵便年金の資産状態は昭和二十一年度までは極めて順調な發展を遂げつつあつたのであるが、その後急激なインフレーションの影響により、昭和二十二年度には新契約の激減となり、収入掛金の大部分を新契約の一時掛金に依存していた年金においては、収入掛金の著減となつて現われ、他面事業費は急激に膨脹したため、その收支状況は極めて悪化した。すなわち二十二年度の收支状況を前年度のそれと對比すれば、収入総額260,892千圓のうち、収入掛金は132,826千圓で、二十一年度より450,448千圓を減少し、運用収入は117,168千圓、雑収入は10,898千圓である。これに對し、支出総額は241,386千圓で、このうち事業費は69,398千圓に上り、これが収入掛金に対する割合は、.511となり、収入掛金の過半数を占めるに至つた。支拂年金は80,509千圓、返還金は91,479千圓で、結局二十二年度の積立金編入額はわずかに19,469千圓となつた。

(第十一表参照)

Year	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
1900	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1901	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1902	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1903	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1904	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1905	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1906	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1907	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1908	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1909	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1910	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

The following table shows the results of the experiments conducted during the year 1910. The data is presented in a tabular form, with the first column representing the year and the subsequent columns representing the months from January to December. The values in the table are all 100, indicating a consistent result across all months and years.

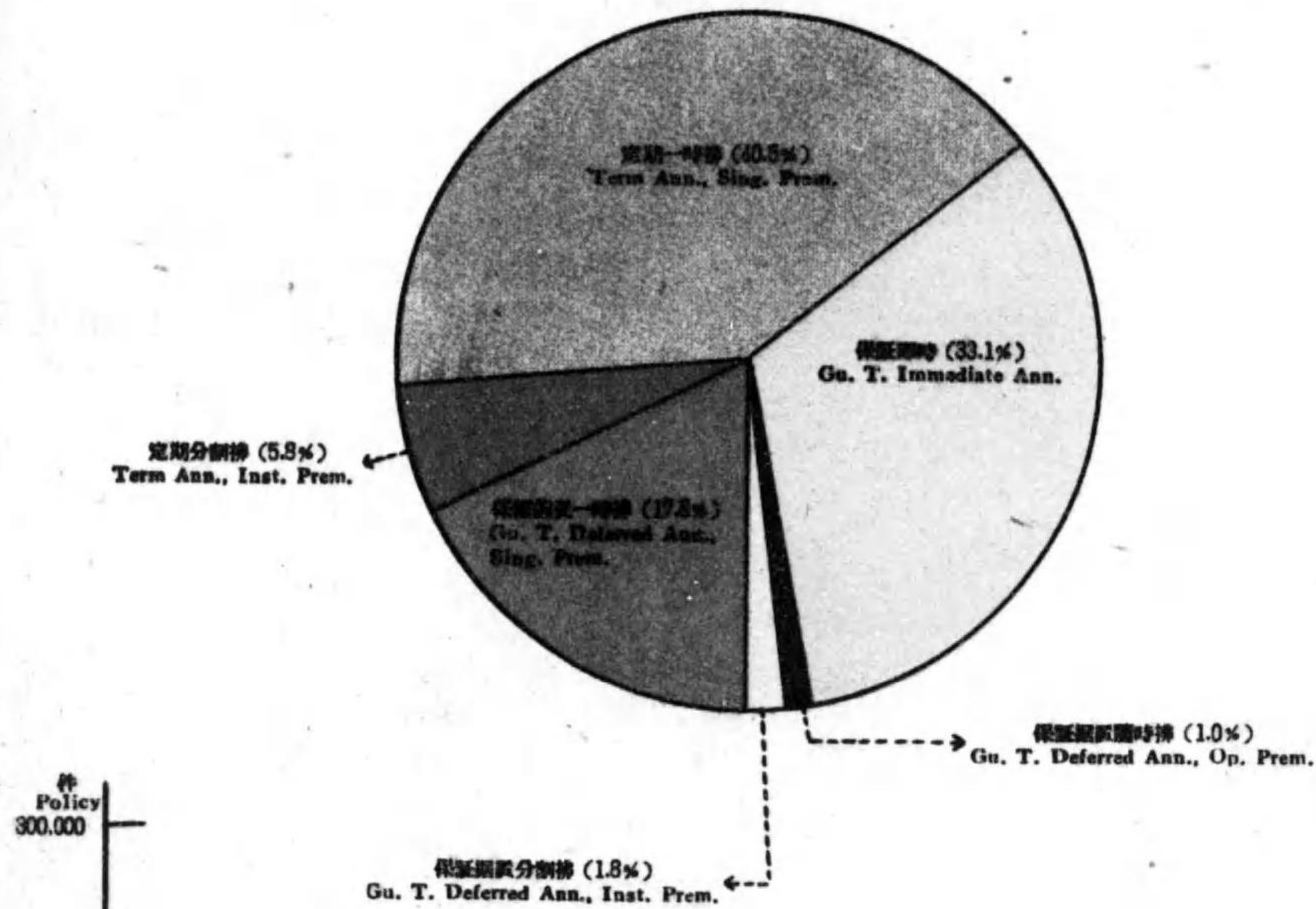
[Faint header text, possibly a title or section name, mostly illegible due to fading.]

[Large block of extremely faint text, likely the main body of a report or document. The content is illegible due to the low contrast and fading of the original document.]

[Faint text at the bottom of the page, possibly a signature, date, or footer, also illegible.]

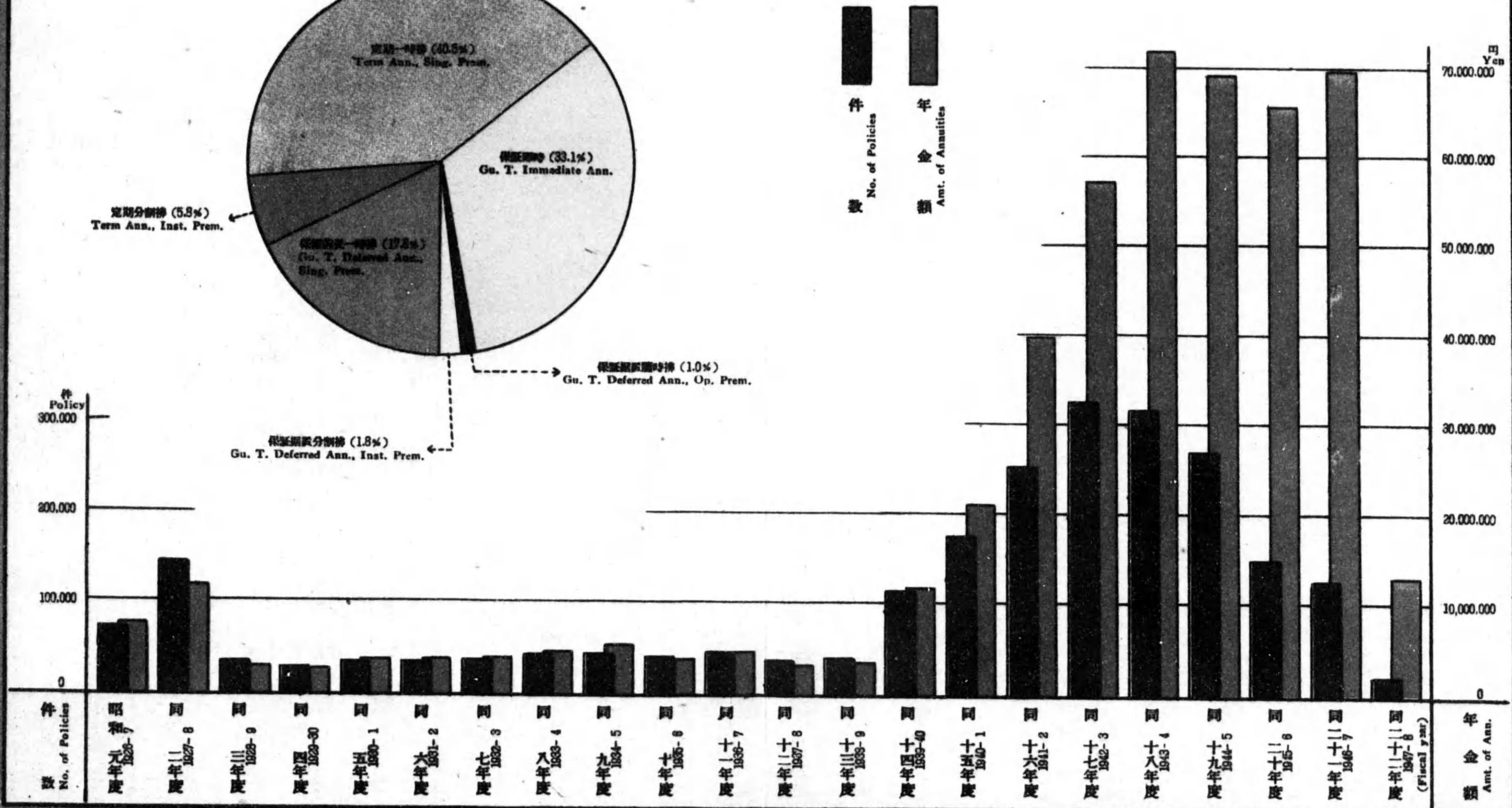
(イ) 種類別件数割合 (昭和二十二年度)  
(112頁参照)

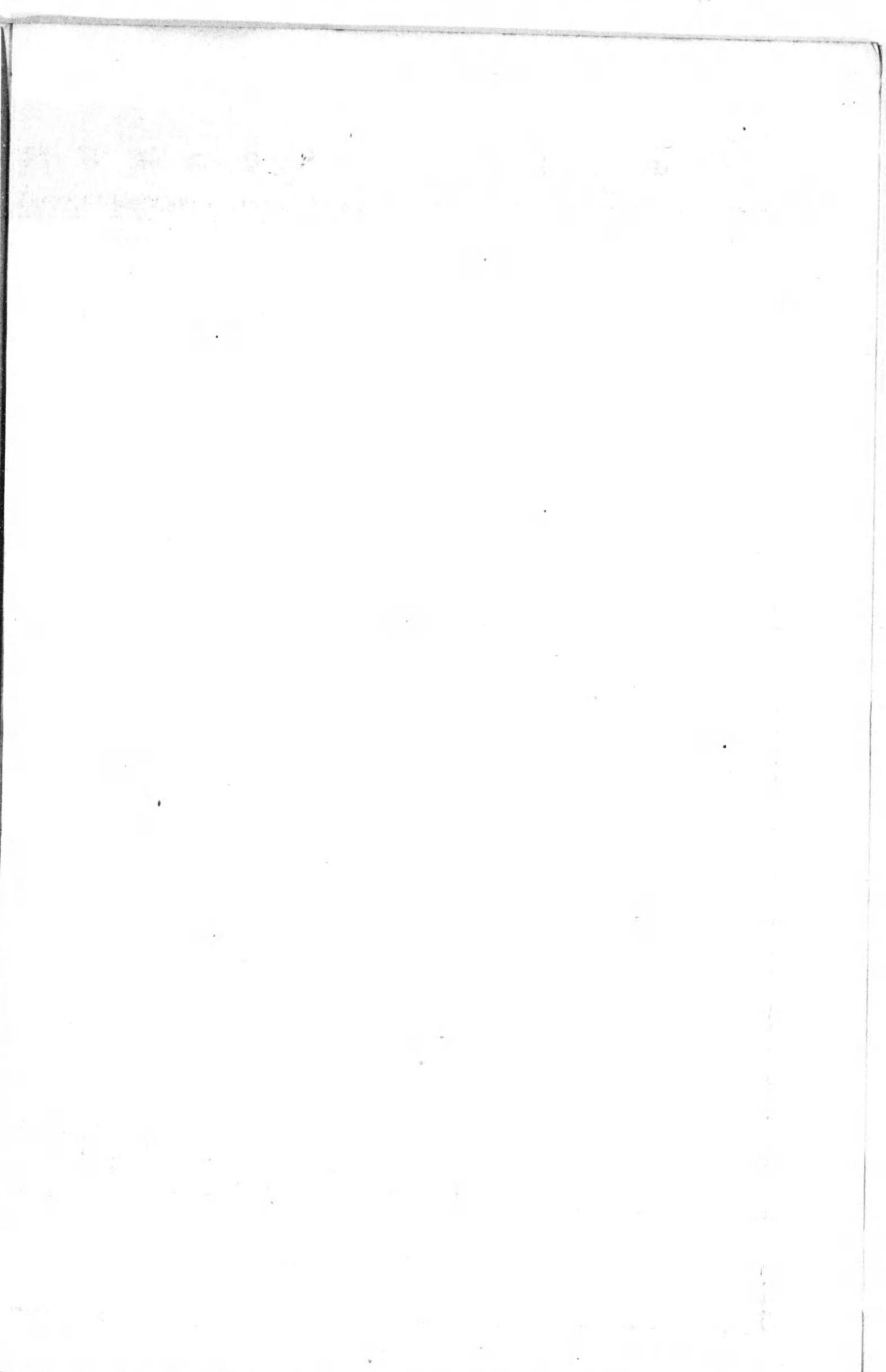
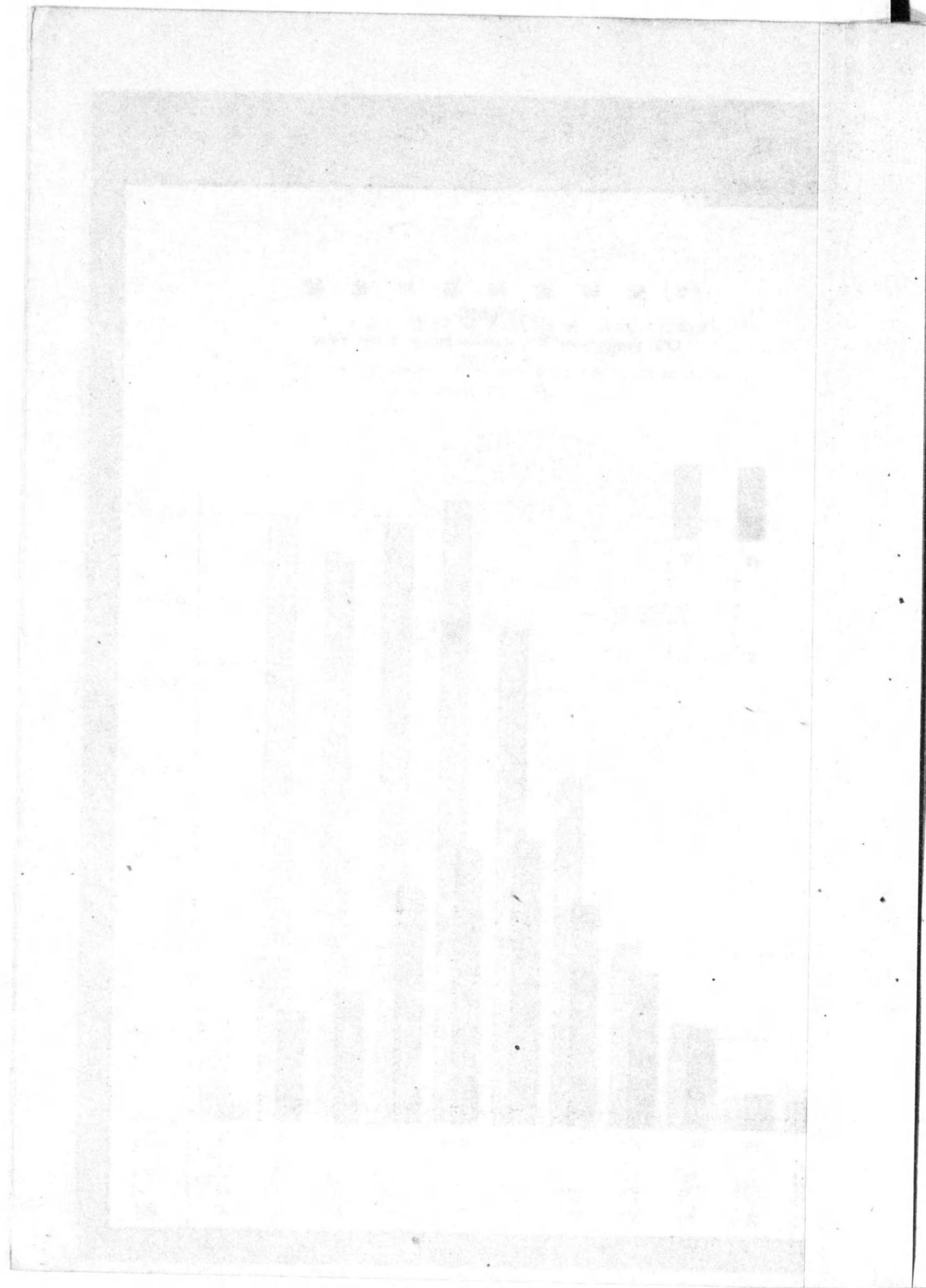
(A) Percentages of Number of Policies by Kinds of Policy  
(For the Fiscal Year 1947-8) (See P. 112)



(ロ) 新契約高累年比較  
(102頁参照)

(B) Comparative New Business for the Fiscal Years  
(See P. 102)

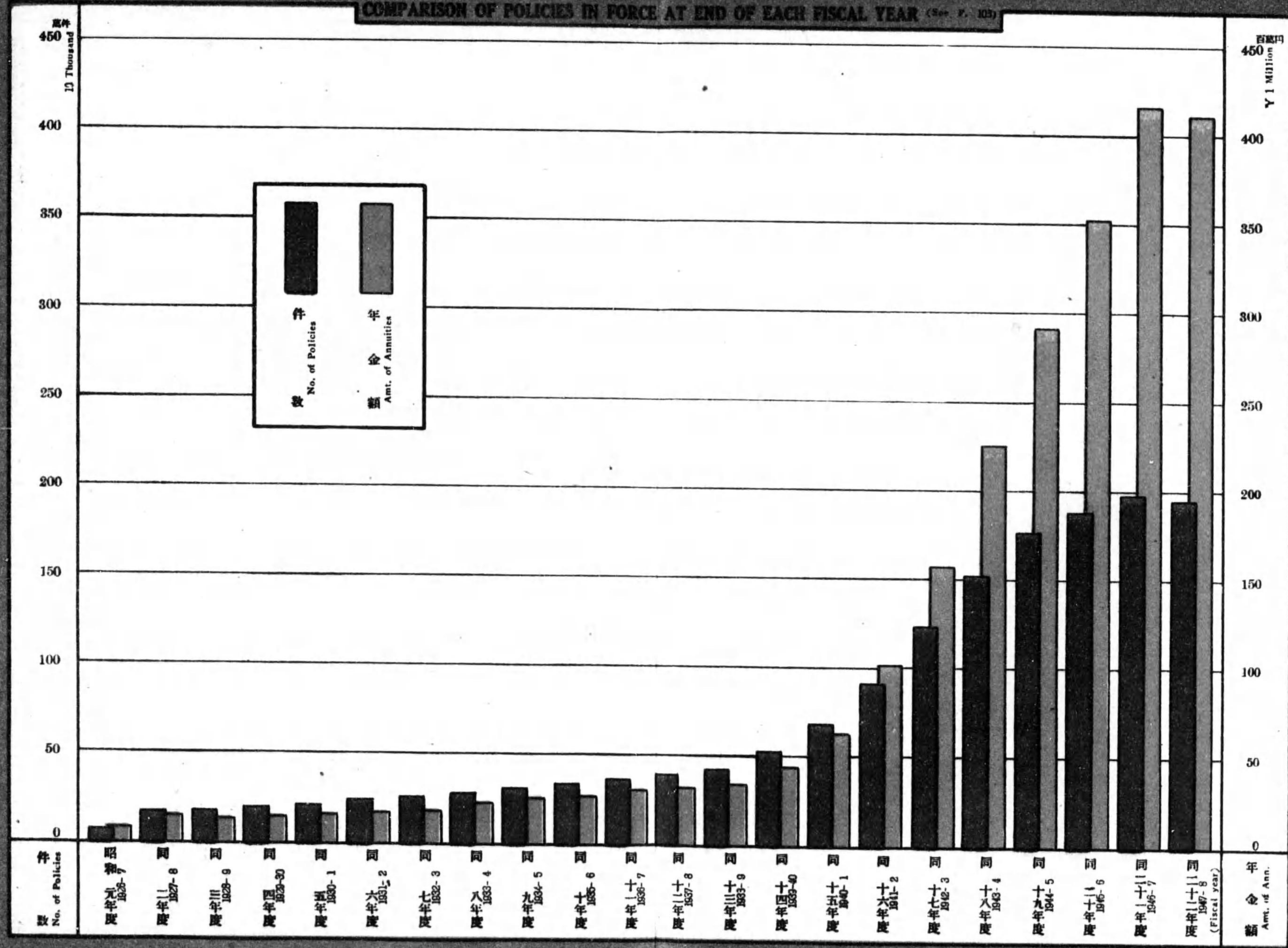


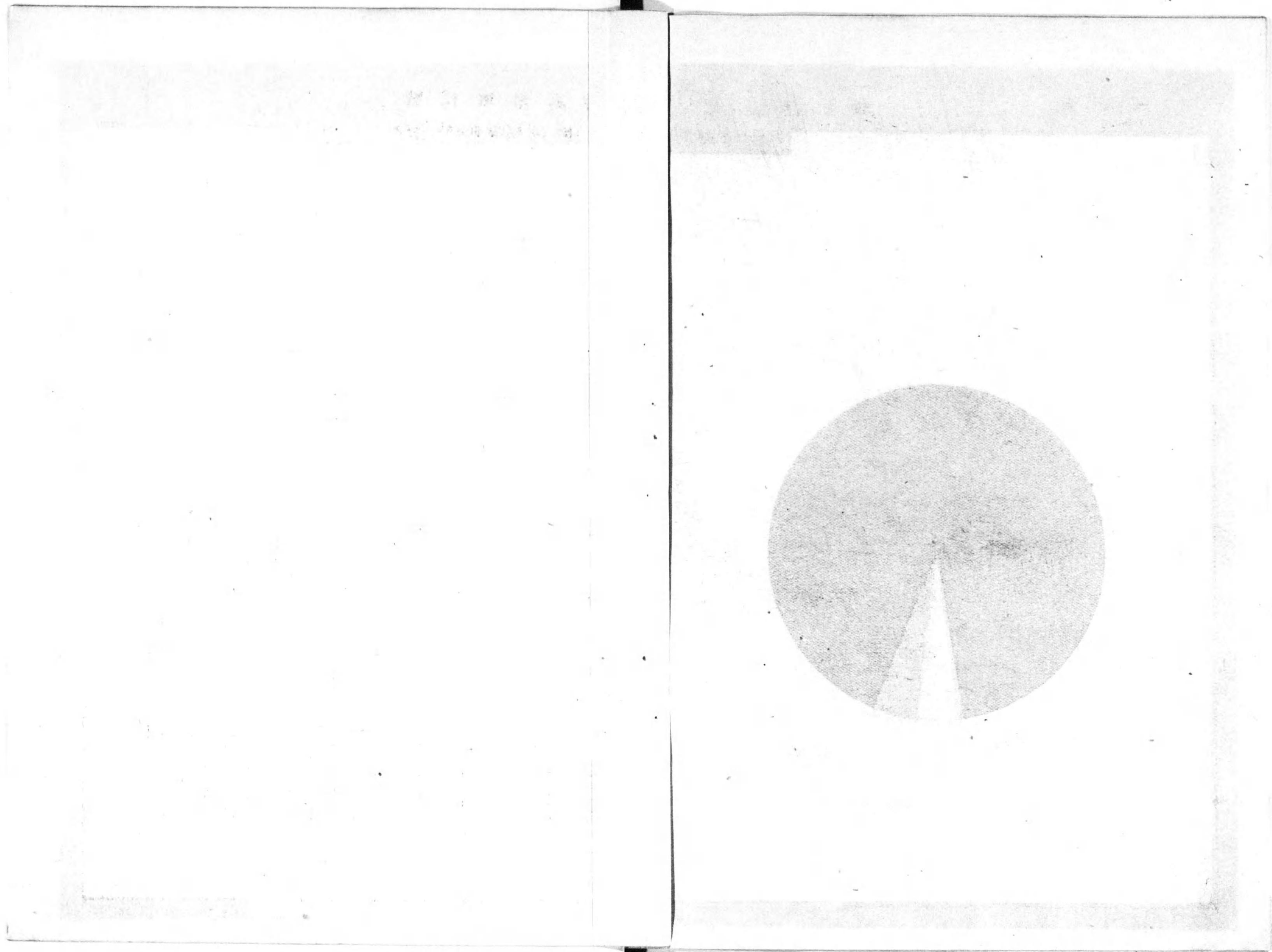


第二圖  
Diagram No. 2

年度末現在契約高果年比較 (1937年度)

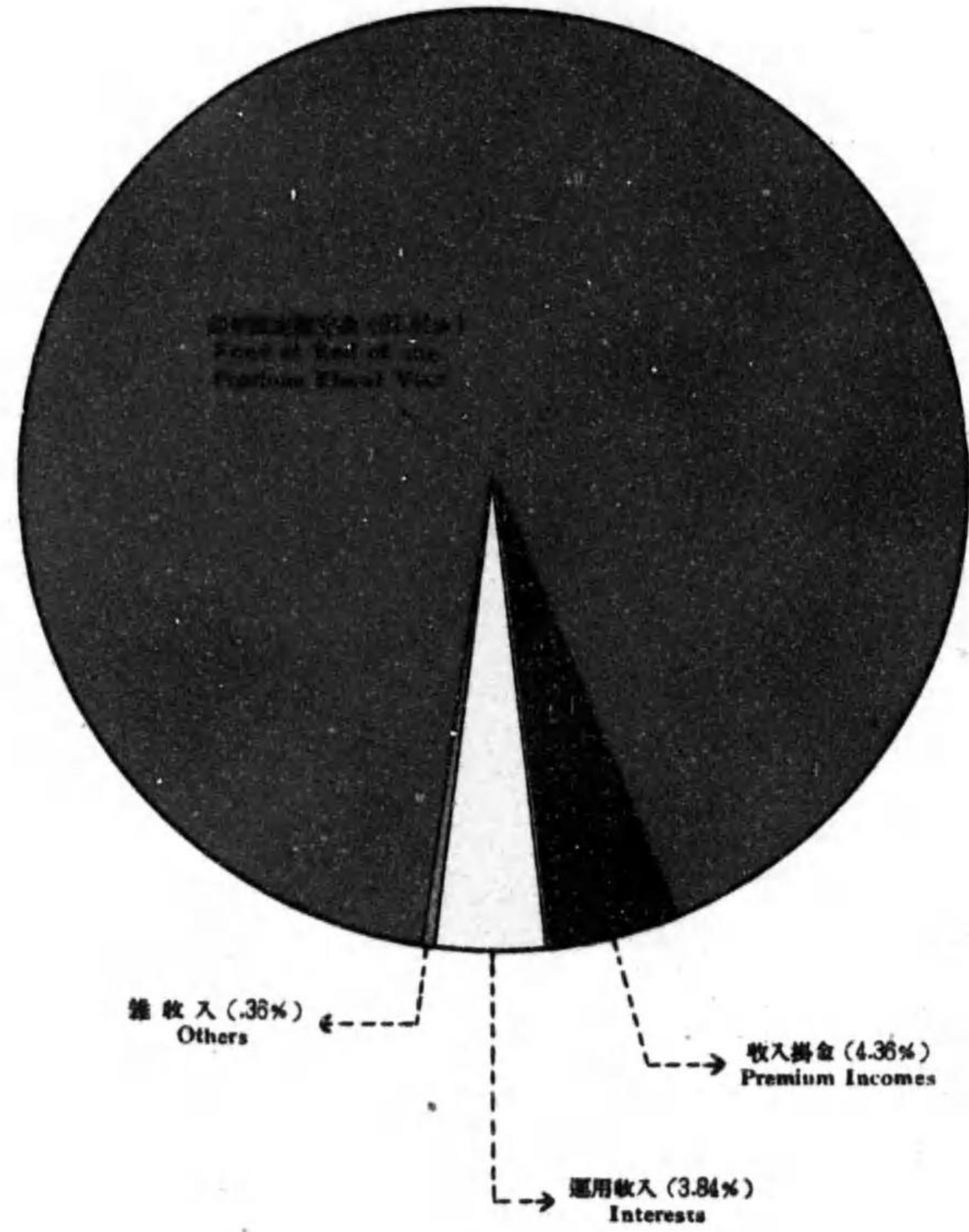
COMPARISON OF POLICIES IN FORCE AT END OF EACH FISCAL YEAR (See P. 103)



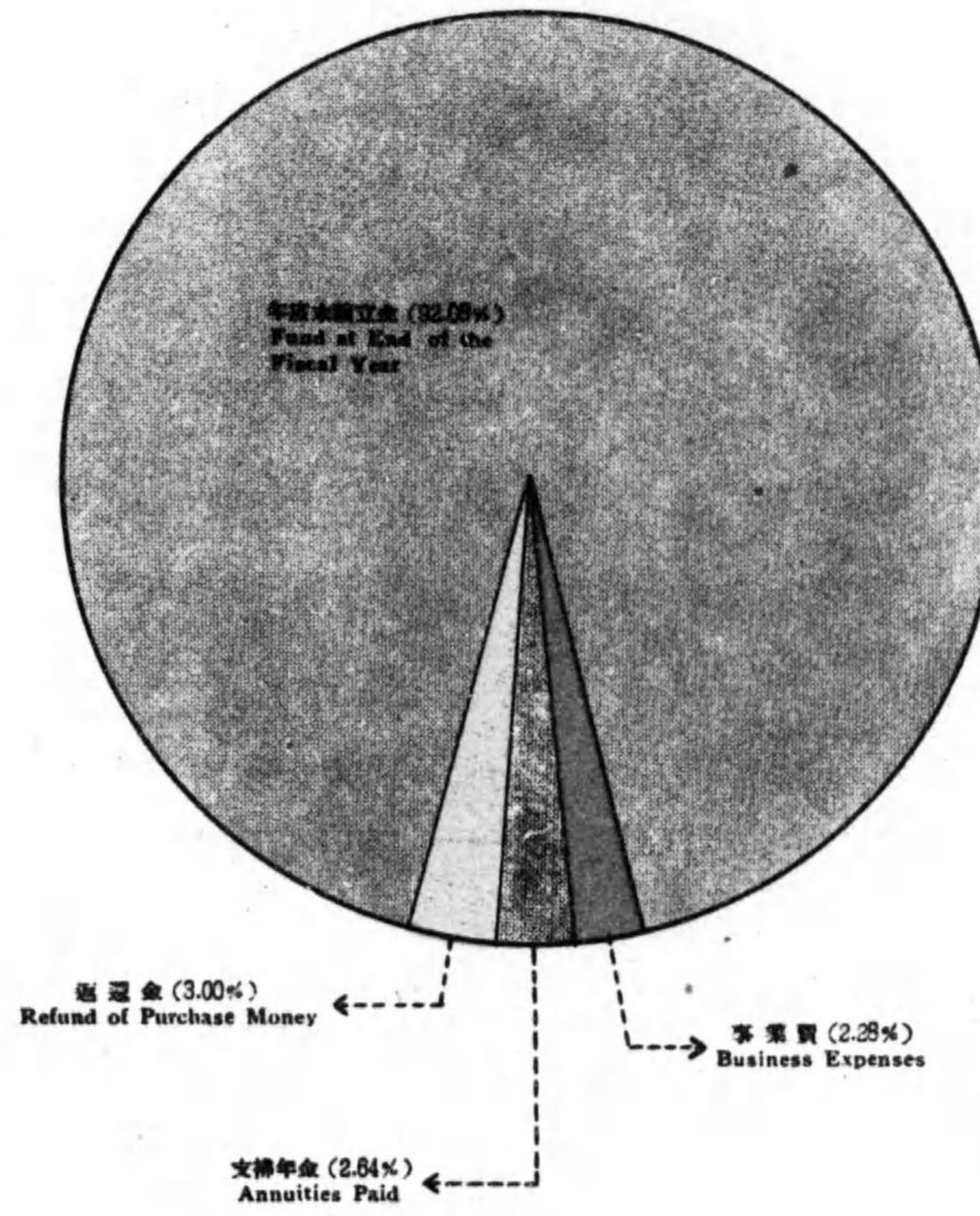


REVENUE ACCOUNT (See P. 152)

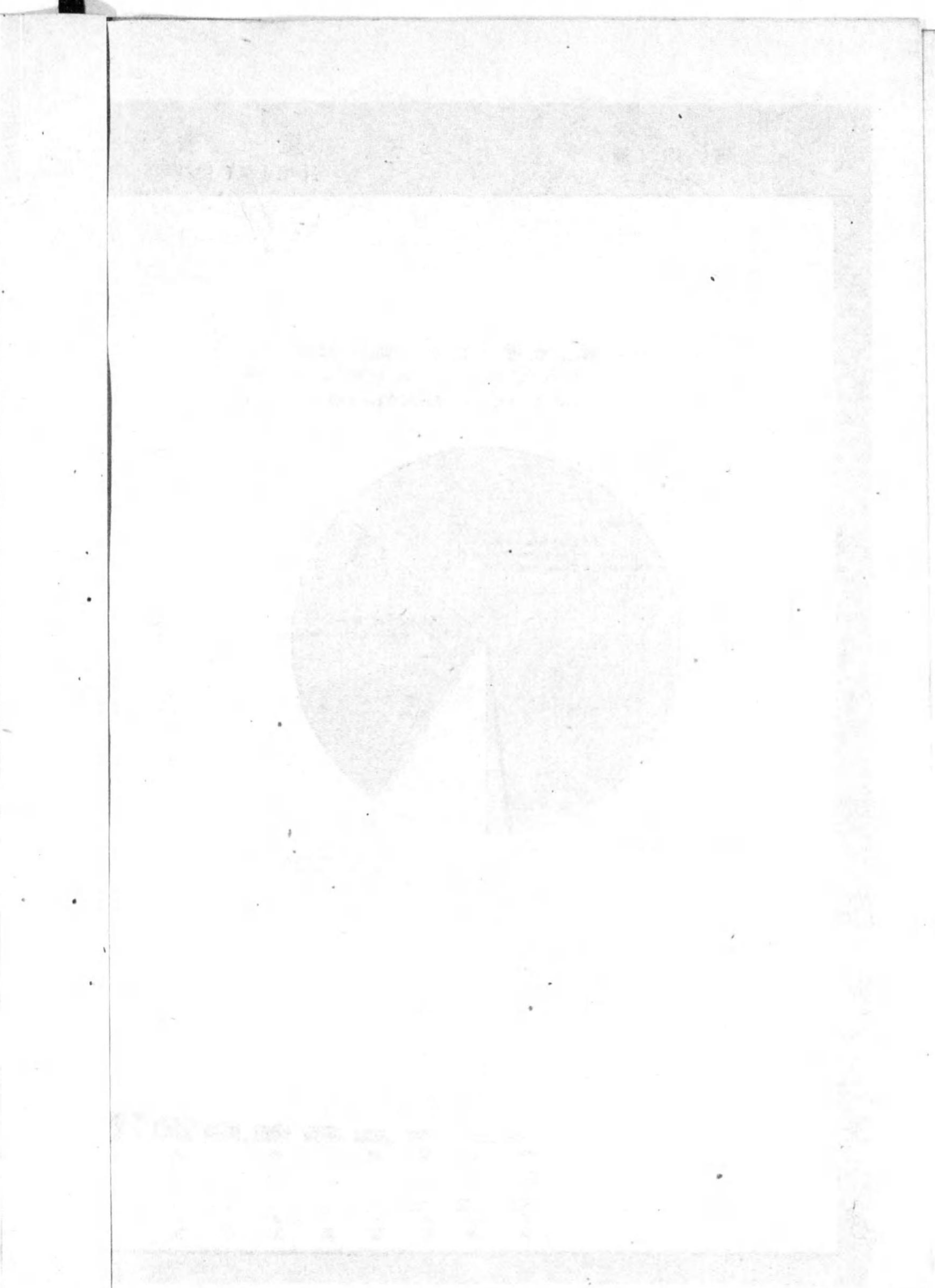
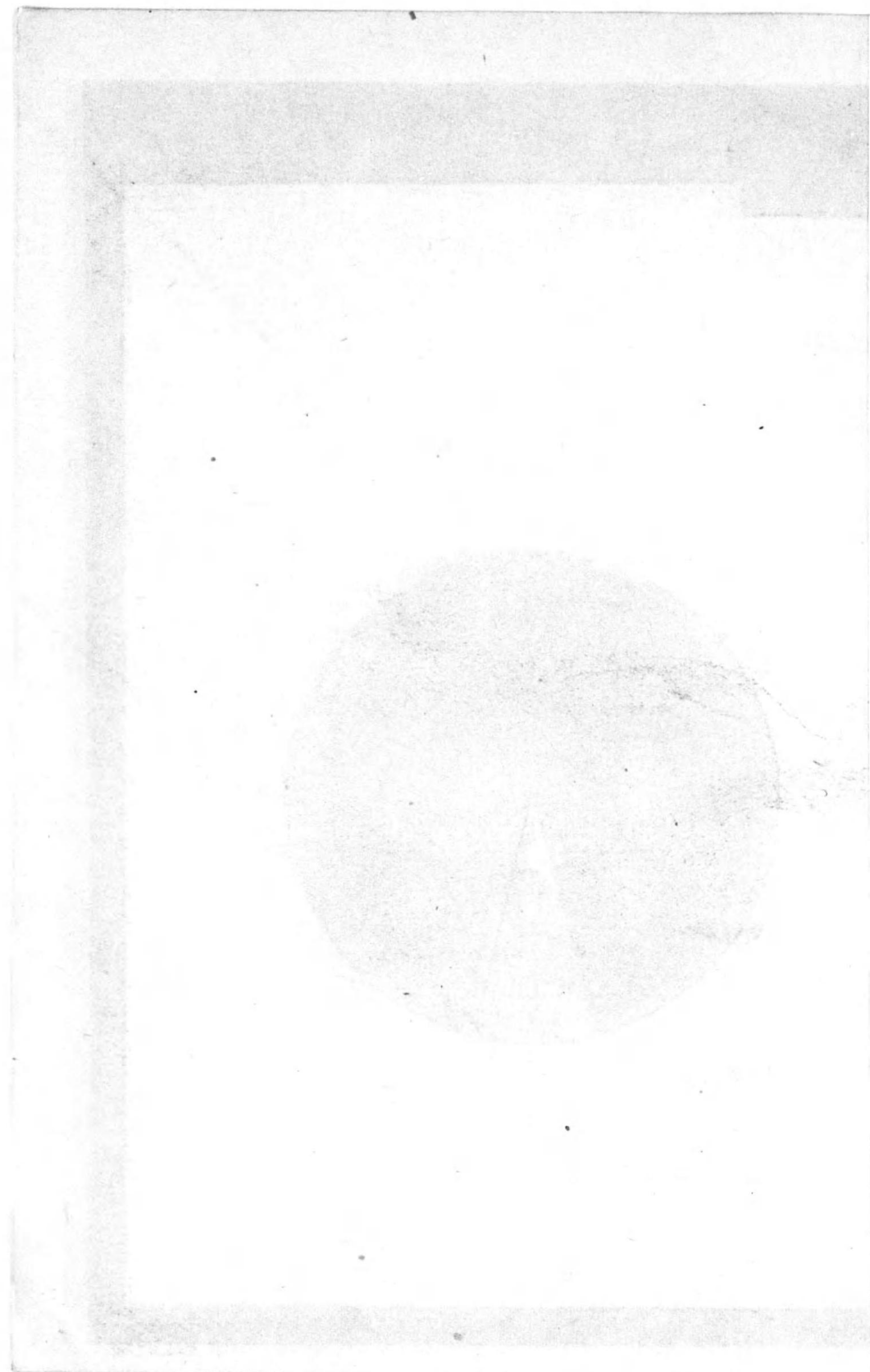
收入  
Incomes



支出  
Outgoes

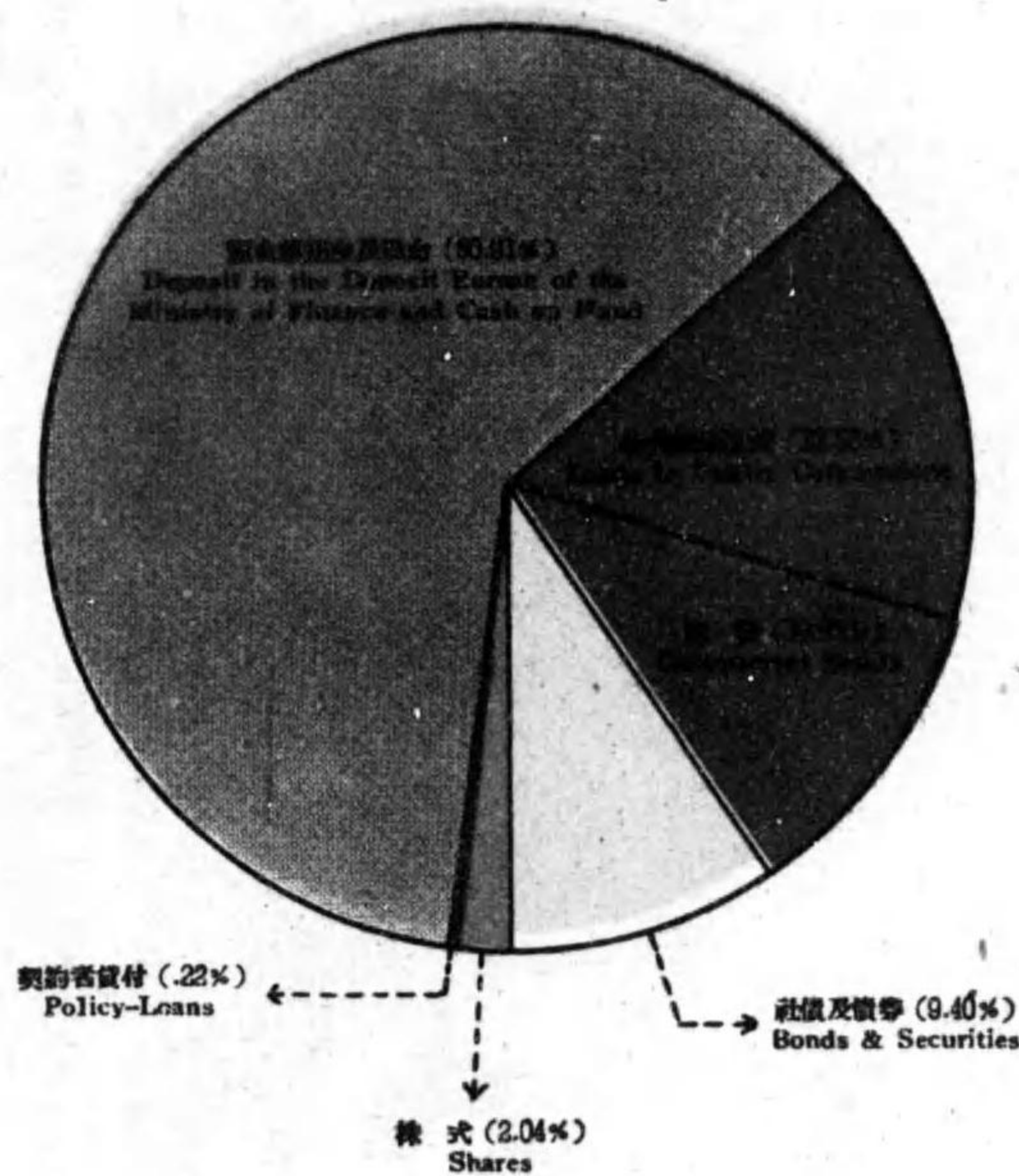






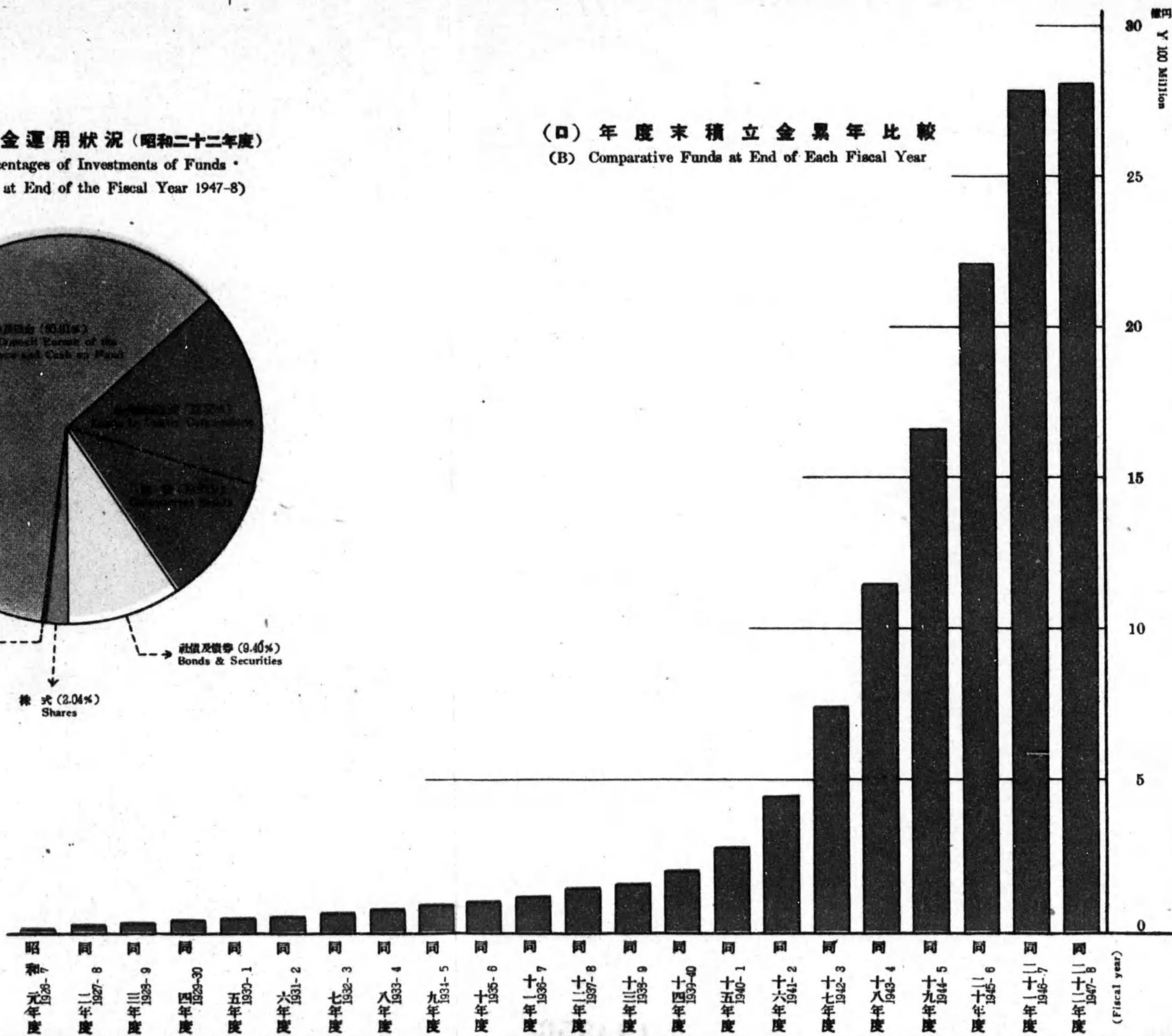
(イ) 積立金運用狀況 (昭和二十二年度)

(A) Percentages of Investments of Funds  
(As at End of the Fiscal Year 1947-8)

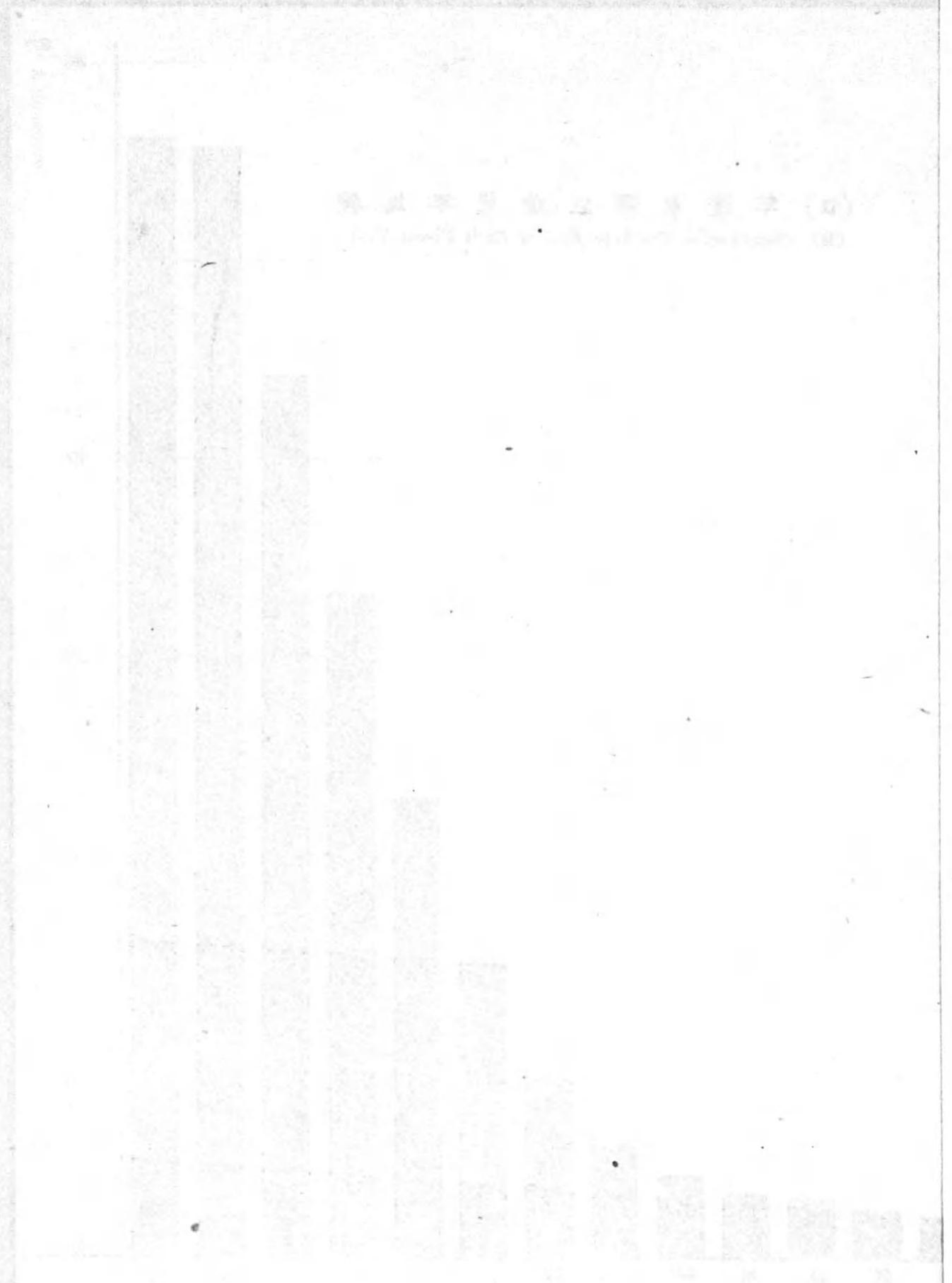


(ロ) 年度末積立金累年比較

(B) Comparative Funds at End of Each Fiscal Year



Year	Value	Percentage	Year	Value	Percentage
1910	100	100	1910	100	100
1911	105	105	1911	105	105
1912	110	110	1912	110	110
1913	115	115	1913	115	115
1914	120	120	1914	120	120
1915	125	125	1915	125	125
1916	130	130	1916	130	130
1917	135	135	1917	135	135
1918	140	140	1918	140	140
1919	145	145	1919	145	145
1920	150	150	1920	150	150
1921	155	155	1921	155	155
1922	160	160	1922	160	160
1923	165	165	1923	165	165
1924	170	170	1924	170	170
1925	175	175	1925	175	175
1926	180	180	1926	180	180
1927	185	185	1927	185	185
1928	190	190	1928	190	190
1929	195	195	1929	195	195
1930	200	200	1930	200	200



144356

第一表 Table No. 1

年度別 Business Statistics Classified

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Annuity, New Business, Death, and Surrender. It includes sub-columns for Number and Amount of Ann. for each category, with amounts in Yen.

備考 1. 昭和十三年以前の契約はすべて終身年金である。 2. 死亡の計数には保証期間内に年金受取人の死亡したものは含まない。以下各表これに準ずる。

統計 by the Fiscal Year

Table with columns for Rescission of Policies, Expiry of Term, Increase or Decrease from Other Causes, Net Increase, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. It includes sub-columns for Number and Amount of Ann. for each category, with amounts in Yen.

Remarks 1. Policies preceding to the Fiscal Year 1938-39 are only those of Life Annuities. 2. In the figures of death are not included the annuitants died during the term guaranteed. 3. The heading "The 2nd & Subsequent Pts." stands for "The 2nd & Subsequent payments of the Optional Premium Payment Policies of Guaranteed Deferred Annuity. This applies also to the subsequent tables.

第二表 (一)  
Table No. 2

月 別  
Business Statistics Classified

月別及年金種類別 Month & Kind of Annuity		昭和十七年度 For the Fiscal Year 1942-3					
		新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
		件 数 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 数 Number	年 金 額 Amt. of Annuity	件 数 Number
四 月 April	終身年金 Life Annuity	6,929	11,147,816.04	1,114,477.53	600,446	54,113,005.11	6,948
	定期年金 Term Annuity	18,158	6,984,951.09	3,094,246.77	343,346	51,854,836.81	16,470
	計 Total	25,087	18,132,767.13	4,208,724.30	943,792	105,967,841.92	23,418
五 月 May	終身年金 Life Annuity	23,883	9,094,185.32	971,153.12	623,085	54,951,468.03	6,474
	定期年金 Term Annuity	12,597	5,503,384.34	2,303,512.34	355,468	54,073,259.65	15,325
	計 Total	36,480	14,597,569.66	3,274,665.46	978,553	109,024,727.68	21,799
六 月 June	終身年金 Life Annuity	4,737	8,385,901.96	916,983.60	626,815	55,792,931.06	6,017
	定期年金 Term Annuity	10,769	5,776,687.75	2,238,215.54	365,731	56,218,514.06	13,243
	計 Total	15,506	14,162,589.71	3,155,199.14	992,544	112,011,445.12	19,260
七 月 July	終身年金 Life Annuity	4,800	8,612,887.87	905,592.13	630,466	56,664,942.23	5,409
	定期年金 Term Annuity	9,222	4,886,588.64	1,923,496.97	374,570	58,062,073.97	11,829
	計 Total	14,022	13,499,476.51	2,829,089.10	1,005,036	114,727,016.20	17,238
八 月 August	終身年金 Life Annuity	5,123	6,747,415.44	708,759.88	634,508	57,304,155.06	6,198
	定期年金 Term Annuity	7,710	3,811,824.90	1,570,460.92	381,651	59,535,241.00	10,091
	計 Total	12,833	10,559,240.34	2,279,220.80	1,016,159	116,839,396.06	16,289
九 月 September	終身年金 Life Annuity	9,142	7,515,592.81	860,512.70	642,904	58,076,752.76	5,318
	定期年金 Term Annuity	8,579	4,234,800.82	1,760,934.54	389,834	61,220,934.43	20,686
	計 Total	17,721	11,750,393.63	2,621,447.24	1,032,738	119,297,687.19	26,004
十 月 October	終身年金 Life Annuity	4,283	7,718,345.92	834,120.93	645,798	58,812,059.61	5,985
	定期年金 Term Annuity	11,762	4,845,024.28	2,220,364.33	400,901	63,310,518.19	19,265
	計 Total	16,045	12,563,370.20	3,054,485.26	1,046,699	122,122,577.80	25,250
十 一 月 November	終身年金 Life Annuity	16,504	27,707,341.94	3,030,753.06	661,132	61,721,846.33	12,787
	定期年金 Term Annuity	33,436	15,370,811.82	6,354,239.68	433,982	69,562,597.63	33,353
	計 Total	49,940	43,078,153.76	9,384,992.74	1,095,114	131,284,443.96	46,140
十 二 月 December	終身年金 Life Annuity	24,191	41,833,876.96	4,407,858.22	684,386	65,981,312.27	17,069
	定期年金 Term Annuity	45,893	23,316,463.13	8,985,386.76	479,541	78,431,953.08	39,030
	計 Total	70,084	65,150,340.09	13,393,244.98	1,163,927	144,413,265.35	56,099
一 月 January	終身年金 Life Annuity	14,401	25,322,168.27	2,505,451.83	697,636	68,394,670.11	11,596
	定期年金 Term Annuity	26,308	13,365,689.81	5,243,811.25	505,617	83,597,663.96	25,461
	計 Total	40,709	38,687,858.08	7,749,263.08	1,203,253	151,992,334.07	37,057
二 月 February	終身年金 Life Annuity	5,818	9,799,058.52	980,921.11	702,500	69,417,501.96	5,041
	定期年金 Term Annuity	11,541	6,042,445.79	2,481,703.44	516,879	86,027,862.44	11,475
	計 Total	17,359	15,841,504.31	3,462,624.55	1,219,379	155,445,364.40	16,516
三 月 March	終身年金 Life Annuity	2,983	5,612,556.74	568,679.31	704,597	69,943,857.41	3,984
	定期年金 Term Annuity	5,546	2,792,744.70	1,169,245.50	521,647	87,059,700.20	5,198
	計 Total	8,529	8,405,301.44	1,737,924.81	1,226,244	157,003,557.61	9,182
合 計 Total	終身年金 Life Annuity	122,794	169,497,147.79	17,805,263.42	92,826	604,417,017.07	92,826
	定期年金 Term Annuity	201,521	96,981,417.07	39,345,618.04	221,426	618,018,018.04	221,426
	計 Total	324,315	266,478,564.86	57,150,881.46	314,252	1,222,435,035.11	314,252

統 計  
by the Month

昭和十八年度 For the Fiscal Year 1943-4				昭和十九年度 For the Fiscal Year 1944-5			
契 約 New Business		月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		新 契 約 New Business		月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month	
掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 数 Number	年 金 額 Amt. of Annuity	件 数 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 数 Number
15,703,302.41	1,457,060.42	709,476	71,193,793.28	7,020	24,615,628.79	1,899,955.53	789,528
9,674,107.26	3,650,707.32	537,115	90,483,190.03	15,859	13,900,396.74	4,454,666.58	752,354
25,377,409.67	5,107,767.74	1,246,591	161,676,983.31	22,879	38,516,025.53	6,354,622.11	1,541,882
14,502,983.25	1,396,076.87	714,484	72,524,822.72	11,486	20,611,484.09	1,669,062.91	801,014
9,241,568.42	3,500,817.46	551,874	93,863,741.07	12,869	10,818,663.15	3,612,239.73	765,223
23,744,551.67	4,896,894.33	1,266,358	166,388,563.79	24,355	31,430,147.24	5,281,302.64	1,566,237
13,325,821.14	1,274,787.37	719,496	73,702,960.69	15,196	17,596,734.03	1,500,552.71	816,210
8,559,096.99	3,235,439.70	564,531	96,965,652.58	9,510	8,709,943.70	2,969,517.82	774,733
21,884,918.13	4,510,227.07	1,284,027	170,668,613.27	24,706	26,306,677.73	4,470,070.53	1,590,943
12,633,936.30	1,187,166.52	723,809	74,779,470.01	5,887	15,593,867.48	1,273,563.51	822,097
7,873,871.05	2,846,126.26	575,684	99,664,487.27	9,346	8,295,512.30	2,796,579.27	784,079
20,507,807.35	4,033,292.78	1,299,493	174,443,957.28	15,233	23,889,379.78	4,070,142.78	1,606,176
12,677,333.26	1,154,347.56	728,426	75,882,309.94	9,867	15,601,172.41	1,271,928.12	831,964
6,519,706.96	2,380,460.80	585,177	101,908,097.37	7,551	7,042,183.55	2,328,622.45	791,630
19,197,040.22	3,534,808.36	1,313,603	177,790,407.31	17,418	22,643,355.96	3,600,550.57	1,623,594
13,211,100.00	1,190,318.09	732,641	77,047,129.21	1,675	6,107,861.05	463,955.55	833,639
12,008,952.55	4,444,494.30	605,265	106,216,153.49	3,118	3,128,378.88	1,007,137.30	794,748
25,220,052.55	5,634,812.39	1,337,906	183,263,282.70	4,793	9,236,239.93	1,471,092.85	1,628,387
14,732,636.31	1,322,431.12	737,368	78,245,156.04	12,550	23,304,577.23	1,859,678.49	837,461
11,807,205.67	4,433,974.69	624,099	110,546,435.09	12,964	12,200,409.46	4,009,402.54	803,164
26,539,841.98	5,756,405.81	1,361,467	188,791,591.13	25,514	35,504,986.69	5,869,081.03	1,640,625
30,923,367.31	2,808,814.29	748,744	80,886,097.06	11,178	40,995,094.19	3,134,206.03	848,335
21,081,529.07	7,520,044.44	656,830	117,888,009.44	9,943	9,405,703.60	2,975,113.62	812,837
52,004,896.88	10,328,858.73	1,405,574	198,774,106.50	21,121	50,400,797.79	6,109,319.65	1,661,172
40,008,614.44	3,983,196.03	764,616	84,714,499.45	14,213	49,521,035.07	3,836,900.79	862,156
24,275,596.30	8,621,244.64	695,464	126,341,880.16	51,830	46,223,313.52	14,745,504.77	864,434
64,284,210.74	12,604,440.67	1,460,080	211,056,379.61	66,043	95,744,348.59	18,582,405.56	1,726,590
29,244,225.46	2,836,239.47	775,140	87,454,460.94	8,544	29,451,845.84	2,355,681.00	870,700
15,966,584.96	5,724,936.07	720,479	131,920,459.49	20,583	17,909,594.18	5,907,589.19	885,017
45,210,810.42	8,561,175.54	1,495,619	219,374,920.43	29,127	47,361,440.02	8,263,270.19	1,755,717
15,331,261.96	1,240,914.92	779,484	88,687,620.28	3,992	15,369,097.04	1,200,417.48	874,692
7,741,129.42	2,798,514.45	731,685	134,641,308.32	7,563	6,825,610.57	2,269,110.87	892,580
23,072,391.38	4,039,429.37	1,511,169	223,328,928.60	11,555	22,194,707.61	3,469,528.35	1,767,272
10,185,099.30	848,696.14	782,508	89,558,123.22	2,445	7,416,767.46	566,765.73	874,008
3,658,295.65	1,339,451.68	736,495	135,864,366.81	3,607	3,053,302.71	1,036,302.19	894,402
13,843,394.95	2,188,147.82	1,519,003	225,422,490.03	6,052	10,470,070.17	1,603,067.92	1,768,410
222,479,681.14	20,700,048.80	104,058	21,032,667.85	164,743	266,185,164.68	21,032,667.85	164,743
138,407,644.30	50,496,211.81	268,796	48,111,786.83	413,698	147,513,012.36	48,111,786.83	413,698
360,887,325.44	71,196,260.61	268,796	69,144,454.18	413,698	413,698,177.04	69,144,454.18	413,698

第二表(二)  
Table No. 2

(統) 月 別  
(Continued) Business Statistics Classified

月別及年金種類別 Month & Kind of Annuity	昭和二十一年度 For the Fiscal Year 1945-6					
	新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month		
	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number
四 月 April	終身年金 Life Annuity	4,133	19,527,881.70	1,407,013.41	877,236	111,013,546.69
	定期年金 Term Annuity	7,146	8,501,386.57	2,498,337.55	900,614	184,410,017.25
	計 Total	11,279	28,029,268.27	3,905,350.96	1,777,850	295,423,563.94
五 月 May	終身年金 Life Annuity	3,988	19,150,078.59	1,361,602.18	880,355	112,342,176.71
	定期年金 Term Annuity	7,109	8,218,124.87	2,461,819.52	907,531	186,813,664.99
	計 Total	11,097	27,368,203.46	3,823,421.70	1,787,886	299,155,841.70
六 月 June	終身年金 Life Annuity	3,526	16,573,841.35	1,190,152.45	883,422	113,497,942.95
	定期年金 Term Annuity	6,257	7,723,551.28	2,223,793.50	913,609	188,933,829.53
	計 Total	9,783	24,297,392.63	3,413,945.95	1,797,031	302,431,772.48
七 月 July	終身年金 Life Annuity	2,415	11,843,160.56	835,126.79	884,513	114,264,989.73
	定期年金 Term Annuity	4,161	5,225,543.05	1,502,633.10	917,286	190,323,187.99
	計 Total	6,576	17,068,703.61	2,337,759.89	1,801,799	304,588,177.72
八 月 August	終身年金 Life Annuity	5,002	24,958,907.32	1,780,499.00	888,298	116,047,670.81
	定期年金 Term Annuity	8,177	10,858,955.71	3,134,451.87	924,912	193,342,358.76
	計 Total	13,179	35,817,863.03	4,914,950.87	1,813,210	309,390,029.57
九 月 September	終身年金 Life Annuity	2,242	11,552,499.43	811,638.23	889,972	116,764,522.51
	定期年金 Term Annuity	2,631	4,052,282.85	1,101,773.82	926,873	194,289,584.71
	計 Total	4,873	15,604,782.28	1,913,412.05	1,816,845	311,054,107.22
十 月 October	終身年金 Life Annuity	3,144	15,573,413.28	1,109,013.95	889,666	117,477,015.81
	定期年金 Term Annuity	6,005	8,560,332.82	2,406,860.90	931,645	196,405,665.60
	計 Total	9,149	24,133,746.10	3,515,874.85	1,821,311	313,882,681.41
十一 月 November	終身年金 Life Annuity	3,231	19,331,430.10	1,316,252.00	891,573	118,573,682.05
	定期年金 Term Annuity	5,436	8,259,887.90	2,177,481.04	935,649	198,270,132.91
	計 Total	8,667	27,591,318.00	3,493,733.04	1,827,222	316,843,814.96
十二 月 December	終身年金 Life Annuity	5,360	41,602,406.09	2,868,314.66	895,722	121,330,633.04
	定期年金 Term Annuity	4,134	10,753,139.76	2,537,936.11	938,550	200,511,617.16
	計 Total	9,494	52,355,545.85	5,406,250.77	1,834,272	321,842,250.20
一 月 January	終身年金 Life Annuity	6,538	49,338,449.79	3,492,458.00	899,682	124,512,002.93
	定期年金 Term Annuity	7,487	16,440,030.48	4,164,358.11	944,106	204,205,658.08
	計 Total	14,025	65,778,480.27	7,656,816.11	1,843,788	328,717,661.01
二 月 February	終身年金 Life Annuity	9,523	76,640,918.56	5,486,869.00	907,622	129,770,844.59
	定期年金 Term Annuity	8,837	25,056,022.48	6,317,128.39	951,542	210,102,910.58
	計 Total	18,360	101,696,941.04	11,803,997.39	1,859,164	339,873,755.17
三 月 March	終身年金 Life Annuity	13,886	75,602,811.22	5,548,057.91	912,164	134,531,936.17
	定期年金 Term Annuity	18,475	28,498,055.66	7,934,899.52	969,015	217,757,100.96
	計 Total	32,361	104,100,866.88	13,482,957.43	1,881,179	352,289,037.13
合 計 Total	終身年金 Life Annuity	62,988	381,695,797.99	27,206,997.58	61,597	61,597
	定期年金 Term Annuity	85,855	142,147,313.43	38,461,473.43	66,564	66,564
	計 Total	148,843	523,843,111.42	65,668,471.01	128,161	128,161

統 計  
by the Month

契 約 New Business	昭和二十一年度 For the Fiscal Year 1945-7						昭和二十二年 度 For the Fiscal Year 1947-8								
	契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month			新 契 約 New Business			月 末 現 在 契 約 Policies in Force at End of the Month					
	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	46,724,623.58	3,240,835.00	917,013	8,650,641.26	2,438,021.33	972,480	55,375,264.84	5,678,856.33	1,889,493	3,921	16,522,416.52	1,241,294.47	959,157		
	137,660,177.85	220,052,032.41	357,712,210.26	2,258	6,673,342.60	1,859,062.93	2,258	6,673,342.60	1,859,062.93	1,024,556	255,625,683.30	6,179	23,195,759.12	3,100,357.40	1,983,713
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	19,302,930.99	1,340,319.76	919,520	8,175,805.40	2,202,363.85	975,971	27,478,736.39	3,512,683.61	1,895,491	1,548	12,222,335.13	896,823.00	959,096	162,102,471.89	
	138,955,884.70	222,143,180.18	361,099,064.88	1,575	4,774,660.78	1,350,916.62	1,575	4,774,660.78	1,350,916.62	1,025,211	256,488,038.35	3,123	16,996,995.91	2,247,739.62	1,984,307
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	14,741,995.86	1,058,214.53	921,128	7,763,060.19	2,192,472.37	979,040	22,504,996.05	3,250,686.90	1,900,168	1,386	10,517,849.88	793,984.37	957,681	161,906,970.96	
	139,947,608.05	224,171,870.57	364,119,478.62	1,199	3,594,324.94	1,006,905.90	1,199	3,594,324.94	1,006,905.90	1,024,212	256,398,837.59	2,585	14,112,174.82	1,860,890.27	1,981,893
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	10,487,770.28	772,578.56	921,238	6,892,120.62	1,892,917.38	981,085	17,379,890.90	2,665,495.94	1,902,323	996	6,418,864.04	493,489.46	956,430	161,844,144.65	
	140,663,154.01	225,794,252.59	366,457,406.60	1,813	8,513,378.67	1,120,299.18	1,813	8,513,378.67	1,120,299.18	1,979,577	256,225,367.13	1,813	8,513,378.67	1,120,299.18	1,979,577
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	32,200,000.10	2,325,252.00	923,835	10,564,022.86	2,551,040.73	983,323	42,764,022.96	4,876,292.73	1,907,158	623	4,871,041.38	364,475.00	955,364	161,820,472.06	
	142,862,652.01	228,124,917.18	370,987,569.19	470	1,499,622.54	415,497.54	470	1,499,622.54	415,497.54	1,022,461	256,074,344.95	1,093	6,370,663.92	779,972.54	1,977,825
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	45,168,458.21	3,225,763.88	927,924	17,247,613.64	4,170,163.21	988,205	62,416,071.85	7,395,927.09	1,916,129	740	4,948,108.66	412,415.45	955,287	161,985,609.93	
	145,908,335.89	231,962,105.01	377,870,440.90	1,246	6,538,464.51	883,663.39	1,246	6,538,464.51	883,663.39	1,977,504	256,280,302.29	1,246	6,538,464.51	883,663.39	1,977,504
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	79,288,738.94	5,494,323.23	937,758	28,324,958.80	6,817,474.98	1,000,148	107,613,697.74	12,311,798.21	1,987,906	527	4,292,034.88	305,540.48	954,892	162,346,256.45	
	151,241,018.25	238,480,706.64	389,721,724.89	376	1,030,344.91	347,727.64	376	1,030,344.91	347,727.64	1,022,015	256,483,277.39	903	5,322,379.79	653,268.12	1,976,907
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	44,335,572.78	3,190,961.39	943,519	21,566,369.26	5,826,862.15	1,008,996	65,901,942.04	9,019,823.54	1,952,515	323	2,379,817.97	193,503.00	953,672	162,402,681.95	
	154,095,245.45	243,829,930.17	397,925,175.62	267	988,310.23	387,422.18	267	988,310.23	387,422.18	1,021,483	256,565,601.11	590	3,338,128.20	580,925.18	1,975,155
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	27,734,164.23	1,961,666.93	947,215	9,274,319.35	2,586,154.00	1,012,639	37,008,483.58	4,547,820.93	1,959,854	1,885	2,365,464.87	224,731.30	953,553	162,081,208.26	
	155,992,854.62	246,235,178.68	402,228,033.30	191	621,575.63	240,552.37	191	621,575.63	240,552.37	1,019,963	256,135,547.34	2,076	2,987,040.50	465,283.67	1,973,516
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	47,429,965.41	3,293,600.03	953,382	15,774,572.27	4,450,809.09	1,018,680	63,204,537.68	7,744,409.12	1,972,062	357	2,757,691.90	241,179.87	950,758	161,678,027.81	
	159,045,697.87	250,318,922.09	409,364,619.96	244	820,830.23	251,565.27	244	820,830.23	251,565.27	1,019,004	255,822,120.65	601	3,578,522.13	492,745.14	1,969,762
契 約 New Business	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number	掛 金 額 Premium	年 金 額 Amt. of Annuity	件 數 Number			
	20,435,989.60	1,523,104.50	955,512	6,991,869											

第三表(一) Table No. 3

年金種類 Business Showings Classified

Table with columns for Fiscal Year and Kind of Annuity, New Business, Death, and Surrender. Rows include Immediate Ann., Guaranteed Immediate Ann., Deferred Ann., etc., for fiscal years 1942-3 and 1943-4.

備考 1. 新契約欄上段の数字は即時掛約の掛金第二回以後拂込に對する掛金額及び年金額を示す。 2. 死亡欄中括弧内の数字は保証期間内に年金受取人の死亡したものを示す。なおこれらの契約は残存期間中遺族に継続して年金を支拂うため、これを

別統計 by Kind of Annuity

Table with columns for Rescission by Statute, Expiry of Term, Increase or Decrease from Other Causes, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. Rows show changes in number, premium, and amount of annuity for various annuity types.

年度末現在契約に包含している。以下各表これに準ずる。

第三表(二)  
Table No. 3

(Continued) Business Showings Classified

年度別及年金種類別 Fiscal Year and Kind of Annuity	新 契 約 New Business			死 亡 Death			解 約 Surrender			
	件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.	件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.	件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.	
昭 和 十 九 年 度  For the Fiscal Year 1944-5	即時 Immediate Ann.	5,520	19,231,205.11	1,332,936.00	2,414	2,936,445.12	234,878.14	—	—	
	保証即時 Gu. T. Immediate Ann.	39,864	186,649,578.61	11,147,843.00	(1,507)	(4,849,620.43)	(312,339.32)	—	—	
	据置一時拂 Deferred Ann., Sing. Prem.	2,650	5,166,588.50	651,969.00	2,334	620,900.61	149,270.74	237	105,942.41	
	保証据置一時拂 Gu. T. Deferred Ann., Sing. Prem.	16,588	48,657,950.14	4,970,911.00	501	805,951.21	94,641.00	166	376,805.98	
	据置分割拂 Deferred Ann., Inst. Prem.	1,065	531,308.75	365,903.00	1,297	74,553.45	163,490.62	756	44,636.17	
	保証据置分割拂 Gu. T. Deferred Ann., Inst. Prem.	5,171	2,921,417.03	2,120,813.00	435	116,440.71	100,115.05	978	367,567.46	
	保証据置隨時拂 Gu. T. Deferred Ann., Op. Prem.	505	2,216,466.94	199,617.87	195	86,163.05	9,012.43	1,030	150,781.86	
	團體年金 Group Ann.	32,690	6,256,940.07	963,204.59	310	76,199.85	10,061.22	726	111,948.86	
	定期一時拂 Term Ann., Sing. Prem.	126,888	2,605,478.05	399,333.71	1,518	1,167,580.27	320,982.94	203	231,630.34	
	定期分割拂 Term Ann., Inst. Prem.	37,855	140,189,399.28	37,712,760.00	1,532	147,874.73	255,410.23	1,670	205,076.93	
	計 Total	368,796	8,473,407.01	1,162,822.46	10,536	(4,849,620.43)	(312,339.32)	5,766	1,594,390.01	
	昭 和 二 十 年 度  For the Fiscal Year 1945-6	即時 Immediate Ann.	4,741	24,348,360.04	1,655,005.00	2,120	2,969,263.77	231,050.04	—	—
		保証即時 Gu. T. Immediate Ann.	39,553	281,953,285.13	16,725,950.05	(1,496)	(5,221,788.81)	(336,896.08)	—	—
		据置一時拂 Deferred Ann., Sing. Prem.	2,055	6,204,195.12	791,824.00	2,667	918,702.98	206,029.03	491	333,280.72
		保証据置一時拂 Gu. T. Deferred Ann., Sing. Prem.	14,350	67,919,487.30	7,245,849.67	1,136	2,675,959.23	299,897.00	146	480,430.30
据置分割拂 Deferred Ann., Inst. Prem.		402	119,928.99	143,618.00	1,589	101,981.22	218,566.81	1,000	99,160.30	
保証据置分割拂 Gu. T. Deferred Ann., Inst. Prem.		1,406	732,896.38	594,963.21	469	121,545.76	101,346.34	1,317	525,830.75	
保証据置隨時拂 Gu. T. Deferred Ann., Op. Prem.		164	490,340.43	45,050.25	18	5,334.52	812.17	108	16,796.62	
團體年金 Group Ann.		317	371,696.16	44,006.61	33	5,612.72	1,097.35	11,980	4,432,363.31	
定期一時拂 Term Ann., Sing. Prem.		76,706	3,082,194.17	425,124.45	2,707	2,376,592.08	712,669.91	1,256	1,887,600.43	
定期分割拂 Term Ann., Inst. Prem.		9,149	45,948.87	5,781.04	2,296	234,156.05	400,842.49	3,944	669,558.53	
計 Total		148,843	3,572,534.60	470,174.70	13,035	(5,221,788.81)	(336,896.08)	20,242	8,445,020.96	

Remarks:—1. Of the two lines of figures shown in the column of new business, the upper ones represent the amounts of premiums and 2. The figures enclosed in the parenthesis in the column of death represent the annuitants died during the guaranteed term of years, and such policies are included in the policies in force at the end of the Fiscal year by reason of annuities are payable continuously to the surviving families of annuitants for the remaining term of years guaranteed. This applies also to the subsequent tables.

別 統 計  
by Kind of Annuity

法定解除 Rescission by Statute			年金支拂終了 Expiry of Term Ann. Pt.		其の他の事由に因る増減 Increase or Decrease from Other Causes			年度末現在契約 Policies in Force at End of the Fiscal Year		
件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.	件数 No.	掛金額 Premium	件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.	件数 Number	掛金額 Premium	年金額 Amt. of Ann.
—	—	—	—	—	72	154,236.32	10,551.25	81,552	124,882,787.38	8,645,969.62
—	—	—	—	—	54	248,235.89	8,633.00	145,616	512,501,339.55	30,737,047.78
—	—	—	—	—	56△	132,892.20△	16,915.67	248,942	75,222,274.80	16,468,795.97
—	—	—	—	—	18△	83,328.19△	10,639.28	86,042	173,204,415.85	18,523,714.41
416	22,681.38	53,404.47	—	—	29△	163,740.60△	90,517.53	137,095	7,783,636.46	17,605,257.70
748	130,130.21	131,318.10	—	—	30△	571,362.75△	332,554.20	51,881	15,299,587.67	13,142,020.96
—	—	—	—	—	2,228	443,075.19	52,521.71	25,469	15,168,087.36	1,530,247.99
1	27.00	2.03	—	—	2,230△	444,044.65△	53,031.02	97,411	21,248,797.29	3,121,303.52
—	—	—	—	—	3△	6,171.30△	2,071.13	473,037	420,817,445.85	110,700,262.20
1,904	164,383.04	274,780.96	—	—	6△	636,705.59△	568,771.95	421,365	43,992,114.16	71,479,519.68
3,069	317,221.63	459,505.56	—	—	18△	1,192,697.88△	1,002,794.82	1,768,410	1,410,120,486.37	291,954,139.83
—	—	—	—	—	14	9,890.09	1,816.25	84,187	146,271,773.74	10,071,740.83
—	—	—	—	—	2△	40,812.21△	3,338.40	185,171	794,413,812.47	47,459,659.43
—	—	—	—	—	14△	22,428.44△	4,879.61	247,825	80,152,057.78	16,991,494.11
—	—	—	—	—	11△	27,228.68△	2,889.08	99,099	237,940,284.94	25,414,998.00
127	9,695.61	20,550.61	—	—	2△	26,074.22△	17,049.25	134,779	7,666,654.10	17,315,168.40
227	50,061.60	49,510.00	—	—	11△	197,060.04△	112,110.72	51,263	15,137,985.90	13,034,285.97
1	139.60	10.00	—	—	5,458	1,132,025.85	153,214.47	30,964	17,139,879.06	1,769,986.34
2	9.00	.70	—	—	6,837△	1,231,044.74△	165,663.21	78,876	18,707,910.56	2,474,603.09
—	—	—	—	—	41△	54,837.96△	12,428.82	545,739	556,499,653.04	144,963,203.95
996	84,740.11	143,200.62	—	—	2△	181,445.69△	153,940.14	423,276	44,968,289.55	72,793,897.01
1,353	144,645.92	213,271.93	—	—	1,444△	639,016.04△	317,268.51	1,861,179	1,918,898,301.14	352,289,037.13

annuities for the 2nd and subsequent payments of the Optional Premium Payment Policies.



第三表(三) Table No. 3

(続) 年金種類 (Continued) Business Showings Classified

Table with columns for New Business, Death, and Surrender, categorized by annuity type (Immediate, Deferred, etc.) and fiscal year (1946-7, 1947-8). Includes sub-columns for Number, Premium, and Amount of Annuity in Yen.

別統計 by Kind of Annuity

Table detailing annuity statistics by kind, including Rescission by Statute, Expiry of Term Ann. Pts., Increase or Decrease from Other Causes, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. Includes sub-columns for Number, Premium, and Amount of Annuity.

備考 昭和二十二年新契約中即時、据置一時拂、据置分割拂及び団体年金の計数は昭和二十一年契約のものであるが、事故のため二十二年において繰替されたものである。以下各表これに準ずる。

Remark: - The figures of Immediate Life Ann., Single Payment Deferred Ann., Instalment Payment Deferred Ann. and Group Ann. in the column of new business for 1947-48 are of annuities purchased during 1946, but, due to their contractual defects, they became effective in 1947-48. This applies also to the subsequent tables.

第四表 (一の一) Table No. 4

地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures including Tokyo, Kanagawa, Saitama, Gunma, Tiba, Ibaraki, Totigi, Yamaguchi, Nagano, Niigata, Aichi, Mie, Shizuoka, and Gifu. It details business showings for the fiscal year 1942-3, categorized by New Business, Policies in Force at End of Fiscal Year, and Temporary Policies.

統計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Fiscal Year (1942-3, 1943-4, 1944-5) and rows for various prefectures. It details business showings for the fiscal years 1942-3 through 1946-7, categorized by New Business, Policies in Force at End of Fiscal Year, and Temporary Policies.

第四表 (一の二) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures (e.g., Tokyo, Kanagawa, Saitama) showing financial data for 1944-5 and 1945-6.

統計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Fiscal Year (1945-7) and rows for various prefectures showing financial data for 1945-7 and 1946-7.

第四表(二の一) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures (e.g., 石川, 富山, 福井, 大坂, 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山, 廣島, 岡山) showing financial data for 昭和十七年度 (1942-3).

統計(一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures (e.g., 石川, 富山, 福井, 大坂, 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山, 廣島, 岡山) showing financial data for 昭和十八年度 (1943-4) and 昭和十九年度 (1944-5).

第四表 (二の二) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures (e.g., 石川, 富山, 福井, 大坂, 京都, 兵庫, 奈良, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山) showing financial data for 昭和十九年度 and 昭和二十年度.

統計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Year (年度) and Prefecture (地方別), and rows for various prefectures (e.g., 石川, 富山, 福井, 大坂, 京都, 兵庫, 奈良, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山) showing financial data for 昭和二十一年度.

第四表(三の一) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures like Hiroshima, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kochi, Kumamoto, Nagasaki, Fukuoka, Oita, Saga, Miyazaki, Kagoshima, and Miyagi. It details business showings for the fiscal year 1942-3, including new business, policies in force, and annuities.

統計(一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures. It details business showings for the fiscal years 1943-4, 1944-5, and 1945-6, including new business, policies in force, and annuities.

第四表(三の二) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures like Yamaguchi, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kochi, Kumamoto, Nagasaki, Hiroshima, Oita, Saga, Miyazaki, Kagoshima, and Total. Columns include Policy Number, Premium, and Amount of Annuity for both 1944-5 and 1945-6.

統計(一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for Fiscal Year (1946-7 and 1945-6) and rows for various prefectures. Columns include Policy Number, Premium, and Amount of Annuity for both years.

第四表(四の一) Table No. 4

(統) 地方別 Business Showings Classified

Main table for page 126 showing business showings classified by prefecture for the fiscal year 1942-3. Columns include Prefecture and Kind of Annuity, New Business, Policies in Force at End of the Fiscal Year, and Grand Total. Rows list prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

統 計 (一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Main table for page 127 showing business showings classified by prefecture for the fiscal year 1943-4. Columns include New Business, Policies in Force at End of the Fiscal Year, and Grand Total. Rows list prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.



第四表(四の二) Table No. 4

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, and rows for various prefectures (Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.) and their respective annuity types (Life Ann., Term Ann., Total). It includes sub-headers for '昭和十九年度' and '昭和二十年' with further breakdowns into '以後拂込' and '新契約'.

統計(一) by Prefecture (I)

昭和十七年度~昭和二十一年度 For the Fiscal Years 1942-3~1946-7

Table with columns for '年 度' and '昭和二十一年度', and rows for various prefectures and annuity types. It includes sub-headers for '年度末現在契約' and '新契約'.

第五表 (一) Table No. 5

地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, New Business, and Death/Surrender. Rows include Tokyo, Kanagawa, Saitama, Gunma, Tochigi, Yamagata, Nagano, Niigata, Aichi, Mie, Shizuoka, and Gifu.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Resignation by Statute, Expire of Term Annuity, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. Rows show detailed financial data for various prefectures.

第五表 (二) Table No. 5

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, New Business, Death, and Surrender. Rows include various prefectures like Iwate, Miyagi, Fukushima, etc., with sub-rows for Life Ann., Term Ann., and Total.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年年度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Recession by Statute, Expiry of Term Annuity Pts., Increase or Decrease from Other Causes, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. Rows show detailed financial data for various annuity types.

第五表 (三) Table No. 5

(続) 地方別 Business Showings Classified

Table with columns for Prefecture and Kind of Annuity, New Business, 2nd & Subsequent Pts., Death, and Surrender. Rows include various prefectures like Yamaguchi, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kochi, Kumamoto, Nagasaki, Hukuoka, Oita, Saga, Miyagi, etc.

統計 (二) by Prefecture (II)

昭和二十二年年度 For the Fiscal Year 1947-8

Table with columns for Reclusion by Statute, Expiry of Term Annuity Pts., Increase or Decrease from Other Causes, and Policies in Force at End of the Fiscal Year. Rows include various prefectures like Yamaguchi, Ehime, Tokushima, Kagawa, Kochi, Kumamoto, Nagasaki, Hukuoka, Oita, Saga, Miyagi, etc.